

石見銀山

Iwami-Ginzan Silver Mine Site

石見銀山遺跡テーマ別研究調査報告書 4

2019年 3 月

島根県教育委員会・大田市教育委員会

石見銀山

Iwami-Ginzan Silver Mine Site

石見銀山遺跡テーマ別研究調査報告書 4

2019年 3 月

島根県教育委員会・大田市教育委員会

序

島根県大田市にある石見銀山遺跡は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産リストに記載されているアジアでも有数の鉱山遺跡です。

石見銀山遺跡では、平成9年度から島根県教育委員会と大田市教育委員会による共同調査が開始され、発掘調査や文献調査をはじめとする様々な分野での調査研究が進められてきました。その成果によって世界遺産登録を果たすことができましたが、一方で、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスからは国内外の鉱山との比較研究や登録の価値の証明の不十分な点が指摘され、世界遺産委員会からも石見銀山遺跡及び域内の他の鉱山遺跡との調査研究が要請されているところです。

これを受けて、島根県教育委員会と大田市教育委員会では登録後も引き続き基礎的な調査研究を行うとともに、石見銀山遺跡の価値をより明らかにしていくためのテーマ別調査研究を実施することにしました。

本報告書は平成26年度から実施した「石見銀山鉱山町の変遷」の研究成果をまとめたものです。今後も調査研究を継続して実施し、遺跡の価値をより高め、広く情報発信していくこととしております。

最後に、本研究の実施にあたり御協力頂いた関係の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成31年3月

島根県教育委員会

教育長 新 田 英 夫

例 言

1. 本書は島根県教育委員会と大田市教育委員会が、平成26～30年度に実施した石見銀山遺跡テーマ別調査研究のうち「石見銀山鉱山町の変遷」の成果をとりまとめたものである。

2. テーマ別調査研究は下記客員研究員を委嘱して共同検討会を開催しながら進めた。

【石見銀山鉱山町の変遷】

井上 雅仁（島根県立三瓶自然館課長代理）

中野 茂夫（島根大学大学院総合理工学研究科准教授）

仲野 義文（石見銀山資料館長）

藤原 雄高（石見銀山資料館学芸員）

鳥越 俊行（奈良国立博物館学芸部保存修理指導室長）

西尾 克己（松江市教育委員会松江市史編纂課松江城部会長）

3. 本事業は以下の体制で行った。

事務局

文化財課長 野口 弘（平成26年度）、丹羽野 裕（平成27～29年度）

萩 雅人（平成30年度）

世界遺産室長 松本 洋子（平成26年度）、小塚 誠治（平成27、28年度）

山根 雅之（平成29～30年度）

企画員 榊原 幸春（平成26年度）、内田 克己（平成26、27年度）

植田 晃広（平成28、29年度）、田原 淳史（平成26～29年度）

桑垣 正樹（平成28～30年度）、伊藤 徳広（平成30年度）

主任 難波 正憲（平成27年度）

研究員

主席研究員 熱田 貴保（平成26～29年度）、今岡 一三（平成30年度）

専門研究員 東山 信治（平成26、27年度）、守岡 利栄（平成29、30年度）

主任研究員 矢野健太郎（平成26～28年度）

研究員 伊藤 大貴（平成29、30年度）

嘱託員 小杉紗友美（平成26、27年度）、清水佳那子（平成30年度）

大田市教育委員会石見銀山課

課長補佐 中田 健一

主任 生田 光晴、清水 拓生

嘱託員 新川 隆、尾村 勝、西尾 克己（平成29年度まで）

4. 本書の編集は島根県教育庁文化財課世界遺産室で行った。

目 次

石見銀山遺跡テーマ別調査研究の経緯と目的（今岡一三）	3
陶磁器からみた鉱山町の変遷（新川 隆）	5
昆布山谷・出土谷の景観と変遷（西尾克己、新川 隆、尾村 勝、今岡一三）	23
菅相窯跡測量調査報告（熱田貴保、尾村 勝、新川 隆）	55
付論 大森町を中心とした施釉赤瓦について（熱田貴保）	73
大森町における重立町人の屋敷について（清水拓生）	縦組64… 97
近世後期大森町における屋敷地割の復原（生田光晴）	縦組49… 112
近世後期石見銀山における茶の湯と交流（清水佳那子）	縦組38… 123
熊谷家の沿革と家業（藤原雄高）	縦組27… 134
陣屋町大森の構造と特質（仲野義文）	縦組11… 150
中近世移行期の石見銀山周辺における地域社会とその変容（伊藤大貴）	縦組 1… 160

石見銀山鉾山町の変遷

石見銀山遺跡テーマ別調査研究の経緯と目的

今 岡 一 三

1. はじめに

島根県と大田市では、石見銀山遺跡の世界遺産登録を目指して平成8年度から基礎調査研究（考古学的研究、歴史・民俗学的研究、自然科学的研究）を実施し、その成果があって平成19年7月に世界文化遺産に登録された。しかし、石見銀山遺跡については、その価値がわかりにくいと言われることもあり、登録後の平成20年度からは、遺跡をより理解しやすく、その価値をさらに高めるために、今までの基礎調査研究に加えて、テーマを絞った短期間で集中的に調査研究を行うためのテーマ別調査研究を開始することになった。

2. テーマ別調査研究の経緯と経過

テーマ別調査研究は「石見銀山の歴史」と「アジアの鉱山比較」という2本の大きなテーマを柱として、およそ3年周期で完結する共同調査研究として位置づけられた。考古学、文献史学、歴史地理学、地質学、鉱山学、植物学など多分野の研究者を客員研究員として招き、年2～3回の共同検討会を開催しながら地元研究者との共同研究として進められている。

第1期のテーマ選定にあたっては、長年にわたって実施してきた発掘調査や石造物調査の成果から石見銀山遺跡の最盛期の広がりがほぼ推定可能であると判断されたため、わかりにくいと言われる石見銀山遺跡の景観復元を主要なテーマとした「最盛期の石見銀山の復元」を取り上げた。

また、もう一つのテーマとして、世界遺産登録時の付帯事項としてユネスコから鉱山比較研究を要請されていることもあり、石見銀山と国内外の諸鉱山との関係解明を目的とした「東アジアの鉱山比較」を取り上げることになった。第1期の研究成果については、平成22年度末に

『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書1』として既に刊行されている。

しかし、わずか3年間の調査研究では計画していた報告の一部や再現イラストなどが集録できなかったこともあり、「最盛期の石見銀山」を復元できたとは言えなかった。そこで、第2期の3年間も同テーマを継続することになり、平成23年度から3年間にわたり、人や物の動きから石見銀山の最盛期を描き出すことを目的に、主に港湾や街道に焦点を当てた調査研究を進めた。

平成26・27年度には成果の集約を行い、平成28年度末に『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書2』として刊行されている。

平成26年度からは上記報告書の作成を行いながら、石見銀山の鉱山町を形成する大森町、銀山町の変遷と画期を明らかにするため、「石見銀山鉱山町の変遷」をテーマとした第3期の研究に着手することになった。

平成26年度は客員共同検討会1回と勉強会を5回行い、大森の町並みで寛政の大火後に普及し始める施釉赤瓦を生産した大森町菅相窯跡の測量調査も実施している。平成27年度は勉強会を3回実施し、共同検討会では2年間の研究の総括と次年度以降の成果のとりまとめ方について検討を行った。

平成28・29年度はそれぞれの分野で調査研究成果の集約に努め、平成30年度末に『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書4』として刊行されることになった。

なお、「東アジアの鉱山比較」についても、調査研究を同時に進め、上記報告書1・2で公表しているが、平成25年度から3年間で実施した台湾鉱山との比較研究については『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書3』として平成28年度に刊行されている。この鉱山比較についても3年周期で終了すべき研究テーマとはいいがたく、今後も継続して調査研究を行うことに

なった。

平成29年度からは東アジアに限定せず、同時代の世界各地の鉱山について国内の研究者から情報を収集し、石見銀山との比較が可能な研究項目の抽出を行って比較研究を進めることにした。

平成29年度末に第1回の比較検討会を開催して比較研究項目の抽出を行った。これに基づいて、平成30年度からは国内外の鉱山運営体制や税・労働者をテーマとした調査研究を進めているところであり、研究成果がまとまり次第、報告する予定である。

「東アジア鉱山比較研究」

眞鍋周三（兵庫県立大学名誉教授）

佐治奈通子（東京大学大学院）

津村眞輝子（古代オリエント博物館研究部長）

仲野義文（石見銀山資料館館長）

3. 「石見銀山鉱山町の変遷」の研究目的

鉱山町の変遷の研究では、石見銀山の鉱山町を構成する大森町、銀山町の成立と発展、全盛期や衰退期の様相を明らかにすることを目的として考古学、建造物、文献史料を中心とした研究を実施することにした。

考古学的には発掘調査や石造物調査が進んでいる銀山町について、昆布山谷と出土谷を中心とした集落景観の変遷に取り組んだ。建造物や文献史学では、大森町を中心にした研究を行い、建造物の種類や構成と町割り、鉱山町に関する文献史料を抽出して両町の特徴等を探り出し、陣屋町及び町人の町としての機能、地役人の存在などの研究から、当時の鉱山町の景観と変遷を復元することを目指すものである。

テーマ別調査研究にかかる客員研究員は以下のとおりである。

「石見銀山鉱山町の変遷」

井上雅仁（島根県立三瓶自然館学芸課長代理）

中野茂夫（島根大学教授）

仲野義文（石見銀山資料館館長）

藤原雄高（石見銀山資料館学芸員）

西尾克己（松江市史料編纂課）

鳥越俊行（奈良国立博物館学芸部保存修理指導室長）

陶磁器からみた鉾山町の変遷

石見鉾山課 新 川 隆

1. はじめに

石見鉾山遺跡は1980年代から本格的な調査が開始され、調査資料も蓄積されてきている。陶磁器についても、良好な一括資料には恵まれないものの、資料は年々増加してきている。陶磁器の分類や編年といった研究は現在までに幾つかされており、一応の陶磁器による時期区分も行われている⁽¹⁾。しかしながら、こうした陶磁器を指標とした石見鉾山の研究は、それぞれの地区単位で語られることはあってもマクロ的に概観した研究は少ないように思われる。また、石見鉾山においては、初期段階では、採掘・製錬等を行う鉾山部分と、生活を営む居住部分が非常に近い位置にあり、職住が一体となった住居が営まれ、これらの集中する鉾山町も山内に形成されている。当然ながら山麓部分にも町屋は形成されており、これらの役割や変遷を解明することが、石見鉾山全体の研究に欠かせないことは改めて言うまでもない。

本稿では、主に陶磁器を指標として、各地区の消長を捉え、鉾山町の変遷を明らかにすることを目的とする。なお、近年調査の進展した港と港町については、消長表に加え概要は述べるが、鉾山町の変遷という本稿の趣旨に沿わないため、評価や変遷については別稿で論ずることとする。

2. 陶磁器による石見鉾山の時期区分

石見鉾山遺跡 1 期

肥前系陶磁器を含まず、在地の瓦質土器や土師器、貿易陶磁の青花、白磁、青磁、国産陶器の備前焼、瀬戸美濃焼で構成される時期である。各地区を概観すると、絵唐津や胎土目積みなど肥前陶磁編年Ⅰ期の肥前系陶器、Ⅱ期の砂目や溝縁皿の肥前系陶器や初期伊万里とともに

青花が出土する例が多く、備前焼や瀬戸美濃焼の製品を含んでいることもある。こうした現状の出土状況では、肥前系陶磁器が含まれるか含まれないか、その区別が難しく、明確に肥前陶磁器を含まないと判断できるものだけを石見鉾山遺跡 1 期とした。

指標とするのは矢筈城跡から出土した陶磁器、栃畑谷地区Ⅱ区下層SD02から出土した陶磁器などで、本谷地区本間歩上地点Ⅰ区下層から出土した陶磁器も該当する。また、近年出土した温泉津本町地区第4層以下（仮称）の陶磁器、古龍遺跡1トレンチ下層出土の陶磁器も該当すると考えられる。これらの地区は他の調査区と異なり、肥前陶器は確認されておらず、16世紀代の数少ない資料と考えられる。貿易陶磁器が中心で、中国製青磁をわずかに含み、白磁端反皿や青花が主体的である。この時期は今後の調査の進展により細分される可能性がある。年代では1580年以前を想定している⁽²⁾。

石見鉾山遺跡 2 期

肥前系陶器は出土するが、肥前系磁器が出土しない段階で肥前陶磁器編年Ⅰ期に相当する。貿易陶磁器の青花は小野分類碗E群、皿E群やB2群、白磁端反皿、国産陶器では備前焼、瀬戸美濃灰釉皿、肥前系陶器の胎土目積み、絵唐津などのⅠ期の肥前系陶器が出土する。

石銀藤田地区坑口前トレンチ内や石銀藤田地区SB06、栃畑谷地区Ⅰ区の石垣周辺、安原谷地区Ⅱ区SB01、大森区域森山家下層遺物などである。肥前陶磁器編年Ⅰ期の肥前系陶器が出土する地区は多いが、Ⅱ期の肥前系陶磁器とともに出土することが多く、次の時期まで遺構が存続していると、出土状況が単純でないため判断は難しい。各地区でこの時期が存在する可能性を含んでいる。年代では1580年～1610年を想定している。

石見銀山遺跡 3 期

肥前陶磁器編年Ⅱ期の肥前系陶磁器を含み、Ⅲ期の肥前系陶磁器が出土しない時期で肥前陶磁器編年Ⅱ期が相当する。

肥前系陶器では砂目や溝縁皿、刷毛目や三島手などがあり、初期伊万里が出現する。

石銀藤田地区SB04・05・09、大森区域旧河島家地点下層遺物がこの段階と考えられる。石見銀山遺跡では肥前系陶器Ⅰ期の遺物がⅡ期の遺物と共に出土している場合が多く、当該期の単純な出土傾向を示す地区は少ない。年代は、1610年～1650年を想定している。

石見銀山遺跡 4 期

肥前陶磁器編年Ⅲ期の肥前系陶磁器が出土し、Ⅳ期の肥前系陶磁器が出土しない時期である。

肥前系陶磁器では呉器手碗などが確認される時期である。石銀藤田地区SB02や本谷地区釜屋間歩地点Ⅱ区SK01、昆布山谷地区第5地点Ⅰ区3面遺構群（SK03・04、SX28、SD05）などが該当する。年代は、1650年～1690年代を想定している。

石見銀山遺跡 5 期

肥前陶磁器編年Ⅳ期の肥前系陶磁器が出土し、Ⅴ期の肥前系陶磁器が出土しない時期で、肥前陶磁器編年Ⅳ期に相当する。

肥前系陶磁器では陶胎染付やコンニャク印判、外青磁などが確認できる。石銀藤田地区のSB08明褐色土層からは陶胎染付碗がまとめて出土し、この時期まで石銀藤田地区は建物が存在していることが分かる。昆布山谷地区第5地点でもコンニャク印判、外青磁碗が比較的にまとめて出土している。年代は、1690年～1780年代を想定している。

石見銀山遺跡 6 期

肥前陶磁器編年Ⅴ期の遺物が出土し、明治期以降の陶磁器が出土しない時期で、在地系の石見焼などが出現する。

肥前系磁器では広東碗や端反碗が確認でき

る。龍源寺間歩地区からは広東碗や端反碗が出土している。出土谷地区Ⅱ区からも広東碗が出土しているが、前代の「くらわんか手」を含んでいる。昆布山谷地区第5地点SB02・SD03からは、広東碗や端反碗に加えて在地系の石見焼が出土しており、この時期の良好な一括資料と捉えられ、一括資料の乏しい石見銀山遺跡においては貴重な資料である。

現段階で、確実に18世紀代に遡る石見焼の出土例が確認されていないため、石見焼の有無で18世紀代と19世紀代を判別する指標になる可能性がある。年代は、1780年～1867年を想定している。

石見銀山遺跡 7 期

明治以降の遺物が出土する時期である。型紙摺りや銅板転写によりプリントされた遺物が栃畑谷地区Ⅱ区や出土谷地区から確認されている。大住家や渡辺家では前代の陶磁器と共に瀬戸焼、石見焼、在地系の染付などが出土している。また、「藤田組大森鉾山所」と書かれた石見焼が栃畑谷、出土谷、昆布山谷から出土している⁽³⁾。藤田組の操業などに関連して、この時期がより細分される可能性がある。年代は、1967（明治元）年以降を想定している。

3. 各地区の概要

石見銀山では、町屋が採掘・製錬の行われた山内でも形成されていることから、鉾床が存在し、採掘の痕跡が顕著に見られる部分を鉾山部とし、生活や商業活動を主としていたと考えられる山麓部分を鉾山町部として位置づけることとした。ただし、鉾山町とした地域には、実際に鉾山町として機能した銀山町と、大森陣屋が置かれ、陣屋町として機能した大森町が存在し、厳密には性格が異なるが、ここでは山麓に展開した町屋という意味で、一括して鉾山町として扱うこととした。



第 1 図 石見銀山遺跡陶磁器変遷図

I. 鉾山部

(1) 仙ノ山山頂東側（福石鉾床地域）

仙ノ山山頂から東側で、比較的高所に広く分布する福石鉾床を対象として、採掘が行われたと考えられる地域で、調査が行われた地区では①石銀藤田地区、②石銀千畳敷地区、③於紅ヶ谷地区、④竹田地区、⑤本谷地区、⑥安原谷地区が該当する⁽⁴⁾。

①石銀藤田地区

仙ノ山山頂付近の、広大な平坦面群の一部の調査地である。側溝を有し、平坦地中央を通る道跡と、道の両側に展開する建物跡群等が検出されている。建物跡内では炉跡等が検出され、吹屋跡と推定されている。集落規模や、出土遺物内容などから、集落というより都市的性格が強いと推定されている。下層確認トレンチでは複数の遺構面を確認し、灰吹き鍋等も出土しているが、最下層までは到達していない。

出土遺物は、多くの製錬関連遺物が出土しており、陶磁器では青花（景德鎮・漳州）、肥前陶器Ⅰ・Ⅱ期を中心に、石見銀山4期までのものが出土している。SB08など、一部では石見銀山5期の遺物も出土しているが、陶胎染付が主で、外青磁は出土していない。このため、概ね18世紀前半までに納まるのものと考えられ、18世紀後半までは存続しないものと推定される。

②石銀千畳敷地区

藤田地区同様、石銀地区の一部と考えられ、3号間歩前の平坦面での調査である。平坦面中央に南北方向に道路が通り、その両側で建物跡が検出されている。建物内では石組みの水溜遺構や炉跡等が検出されている。下層確認は行われているが、深く掘り下げての調査ではない。石銀地区に広く展開していたと考えられる鉾山町（鉾山都市）の一部と推定される。

出土遺物は石銀藤田と同様の傾向が見られるが、石見銀山4期以降の遺物はほとんど出土しておらず、17世紀後半頃に衰退したと考えられる。検出された道跡は於紅ヶ谷方面に通ずる道

路と推定される。

③於紅ヶ谷地区

於紅ヶ谷は、石銀地区の南側を北西から南東に延びる谷で、東側で本谷と合流する。調査地は石銀千畳敷地区から延びる谷との合流地点付近の平坦面である。調査はトレンチ調査から段階的に拡張されており、遺構面が2面検出され、大型の礎石建物跡や石垣等が検出されている。49号間歩前の調査区等では採掘の痕跡も確認されている。

出土遺物は、青花（景德鎮・漳州）、肥前陶器Ⅰ・Ⅱ期、瀬戸美濃大窯4段階前半など石見銀山3期までのものが中心に出土しており、石見銀山4期のものが少量含まれる。17世紀後半には衰退していた状況がうかがわれる。

④竹田地区

仙ノ山北東側に広がる尾根上の平坦地群で、竪坑や露頭掘も存在する。Ⅰ区からⅣ区までの調査区では4面の遺構面が検出されている。炉跡、土坑、石組み遺構等が検出されているが、大型建物は未確認である。

出土遺物は、青花（景德鎮・漳州）、肥前陶器Ⅰ・Ⅱ期、肥前磁器Ⅱ期、瀬戸美濃大窯3段階後半から4段階前半など、石見銀山3期までのものが出土しており、石見銀山4期の遺物がわずかに含まれる。

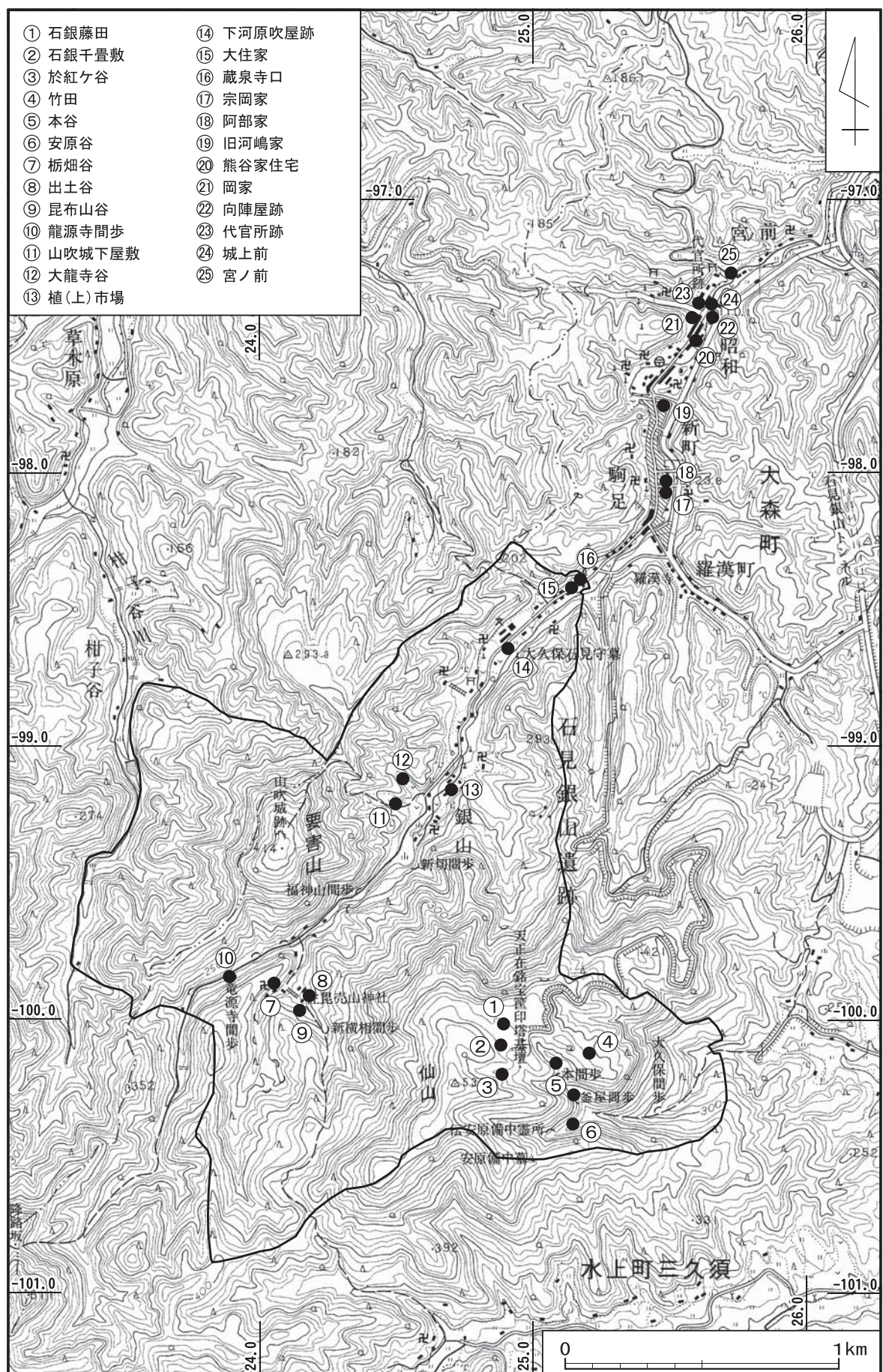
⑤本谷地区

石銀藤田地区から南東方向に延びる谷で、道の両側には多数の平坦地が存在する。

本間歩上地点は、3番露頭掘（R3）前面の平坦地に設定された調査区で、9面の遺構面が確認されており、建物跡、道跡、炉跡等が検出されている。

出土遺物は青花（景德鎮・漳州）、青磁、白磁、肥前陶磁器Ⅰ・Ⅱ期、瀬戸美濃大窯3段階から4段階など、石見銀山3期までのものが中心に出土しており、道路遺構では石見銀山4～6期のものがわずかに含まれる。

釜屋間歩地点は、釜屋間歩周辺の調査区で、



第2図 石見銀山遺跡調査地点配置図

I区からIV区までが設定されている。I区では建物跡と伴に多くの水溜遺構が検出され、選鉱作業に特化した作業場と推定されている。II区では礎石建物跡、炉跡、水溜遺構が検出され、選鉱から製錬まで一連の作業を行った場所と推定されている。

出土遺物は、I区上段で貴鉛が出土したほか、陶磁器では青花（景德鎮・漳州）、青磁、白磁、肥前陶磁器を中心に石見銀山4期までのものが出土しており、石見銀山5期の遺物が少量含まれる。また、表採資料の中には7期のものが少量含まれる。

⑥安原谷地区

仙ノ山山頂南部を東西に延びる谷で、東部で本谷と合流する。調査区はI区からIII区までが設定されている。

I区では1面の遺構面のみが確認され、下層の調査は行われていない。礎石建物跡、炉跡、水溜遺構などが検出されている。

出土遺物は青花（景德鎮・漳州）、肥前陶磁器を中心に石見銀山5期までのものが出土しているが、5期のものは少量である。また、表採資料中に7期のものが含まれる。

II区では、1面の遺構面が確認され、礎石建物跡、石組みの溝跡、水溜遺構、石列などが検出されている。

出土遺物は、青花（景德鎮・漳州）、肥前陶磁器を中心に石見銀山4期までのものが出土しているが、石見銀山2期までのものが圧倒的に多い。また、I区同様表採資料中に石見銀山7期のものが含まれる。

III区では3面の遺構面が確認され、石垣などが検出されている。出土遺物は青花（景德鎮・漳州）、肥前陶磁器を中心に石見銀山4期までのものが出土し、II区と同様の出土傾向を示している。

（2）仙ノ山西側（永久鉱床地域）

永久鉱床を対象として採掘が行われたと考えられる地域で、調査が行われた地区では⑦栃畑谷地区、⑧出土谷地区、⑨昆布山谷地区、⑩龍

源寺間歩地区が該当する。

⑦栃畑谷地区

仙ノ山西麓を流れる山神川沿いに南西から北東に延びる谷で、北側で大谷と合流する。調査はI区とII区とで行われている。I区では直径90cmの炉跡が検出されており、II区では3面の遺構面が確認され、礎石建物跡、製錬関連遺構、土坑、溝跡等が検出されている。

出土遺物は、II区の下層確認トレンチで16世紀後半以前と考えられる青磁、白磁、青花、褐釉壺などが出土している。その他では、石見銀山3期までの肥前陶磁器が出土しており、石見銀山4期と石見銀山5期前半の遺物については確認されていない。また、石見銀山5期後半から石見銀山7期のものまでが出土している。

⑧出土谷地区

仙ノ山西麓に位置し、佐毘売山神社北側を南東から北西に延びる谷で、北西側で栃畑谷と合流する。調査区は平坦面ごとにI～III区までが設定されている。I区では、建物の土間面と製錬関連遺構が検出され、II区では、礎石建物跡、製錬関連遺構の他、石垣、水路、岩盤加工遺構などが検出されている。

出土遺物は、石見銀山3期までの青花、肥前陶器及び、石見銀山5期後半以降の肥前陶磁器、瀬戸焼、在地系染付、石見焼等、近代のものまで出土している。

⑨昆布山谷地区

仙ノ山西麓で出土谷とは佐毘売山神社を隔ててすぐ南側に当たり、概ね南東から北西方向に延びる谷である。調査区は各平坦面を中心に第1地点から第8地点までが設定されている。

第1地点は、佐毘売山神社南側の平坦面に設定された調査区で、礎石建物、炉跡等が検出されている。下層確認が十分に行えていないため、石見銀山5期以前の遺物がほとんど出土しておらず、石見銀山2期と石見銀山4期の遺物がわずかに出土している他は、ほとんどが石見銀山5期後半以降の遺物である。

第2地点は、第1地点の南側で谷の中では北側に位置する平坦地に設定された調査区である。礎石建物、炉跡、溝跡、土坑等が検出されており、北側の礎石建物は明治期の選鉱場跡と推定されている。出土遺物は第1地点同様下層確認が不十分なため、石見銀山5期以降の陶磁器が主体で、石見銀山2・3期の青花、肥前陶器等が出土している。石見銀山4期の遺物は少量確認されているのみである。

第3地点は、谷の奥で谷幅が急激に狭くなる位置に当たり、谷の東側の平坦面に設定された調査区である。幅約2mのトレンチ調査で、礎石建物跡、被熱した石組遺構、岩盤加工遺構等が検出されている。調査範囲が狭いため、出土遺物の総数はわずかであるが、礎石建物に伴うと考えられる石見銀山6期以降の肥前磁器と、岩盤加工に伴うと考えられる石見銀山3期までの青花などが出土している。

第4地点は、谷の中央付近に当たり、村上坑の道を挟んだ向かい側の平坦地に設定された調査区である。カマドを有する礎石建物跡、土坑、石垣、溝跡、道路遺構等が検出されており、下層確認トレンチでは石垣や岩盤加工遺構等が検出されている。出土遺物は、建物跡に伴うと考えられる石見銀山6期以降の陶磁器が主体をなすが、下層確認トレンチからの出土遺物は石見銀山5期までの陶磁器も満遍なく含まれる。この下層確認トレンチでは岩盤加工遺構及び、石垣を伴う遺構面を確認しており、それぞれ17世紀初頭と17～18世紀代と推定されている。

第5地点は、第2地点の南側に隣接する平坦面に設定された調査区である。5面以上の遺構面が確認されており、礎石建物跡、溝跡、炉跡、水溜遺構、岩盤加工遺構等が検出されている。他にユリカス集積遺構、ズリ堆積層等も確認されている。出土遺物は、Ⅱ区上面SB02で石見銀山6期のまとまった陶磁器が出土したほか、各層において青花、肥前陶磁器、石見焼など石見銀山1～7期までの遺物が出土している。遺物の半数以上は6期以降のものであるが、他の時期の遺物も一定数以上出土してお

り、遺物にほとんど断絶が見られない。

第6地点は、第4地点と第5地点の中間で、谷がやや狭まり西側に岩盤が露出している位置にあたる。調査は、岩盤加工遺構の顕在化とトレンチ調査が行われ、岩盤加工遺構及び岩盤を加工した道路遺構が検出されている。出土遺物は石見銀山2・3期の青花、肥前陶器と石見銀山6期の肥前磁器などがわずかに出土しているのみである。

第7地点は、第6地点の南側に設定された調査区で、岩盤加工遺構の顕在化が行われ、岩盤を掘り込んだ溝や階段状遺構が確認されている。遺物は石見銀山2・3期の肥前陶器や石見銀山7期の肥前磁器がわずかに出土しているのみである。

第8地点は、第5地点と第6地点にはさまれた平坦面に設定された調査区である。道部分を中心にトレンチ調査が行われ、石垣、道遺構、礎石等が検出されている。出土遺物は、石見銀山5期以降の肥前陶磁器を中心に石見銀山7期までのものが少量出土している。

⑩龍源寺間歩地区（大谷地区）

銀山区域南西の大谷地区に位置する龍源寺間歩前に設定された調査区である。調査区は、Ⅰ区とⅡ区に分けて調査が行われ、3面の遺構面が確認されている。検出遺構は、礎石建物跡、炉跡、岩盤加工遺構等がある。

出土遺物は、石見銀山5期以降の肥前陶磁器が中心であるが、石見銀山3期までの青花（景德鎮・漳州）、肥前陶器も出土しており、石見銀山4期の肥前磁器も少量含まれる。

Ⅱ.鉾山町

（1）銀山区域(銀山町)

銀山町は江戸期においては、銀山柵内の区域を指しており、蔵泉寺口より上手側の町並みが相当する。また、大森銀山伝統的建物跡群保存地区の選定にあたっては、旧銀山町を銀山区域、大森町を大森区域としている。

⑪山吹城下屋敷地区

山吹城の大手部分に当り、広く「下屋敷」の地名が残る地区である。調査区は休役所推定地付近に6本のトレンチが設定されている。検出された遺構には礎石、炉跡、石列などがある。

出土遺物は、石見銀山3期までの青花・肥前陶器が出土しているが、他の時期のものはほとんど確認されていない。

⑫大龍寺谷地区

山吹城大手の東側で南北に通る谷で、調査区は、2区約50㎡が調査されている。調査の結果、整地面、柱穴、整地面に埋めこまれたかなめ石などが検出されている。

出土遺物は石見銀山3期までの青花、肥前陶器などが中心であるが、石見銀山6期までの肥前陶磁器なども少量出土している。

⑬植（上）市場地区（休谷）

山吹城大手の南東側にあたり、「上市場」の地名が残る地区である。調査区は、旧安田家地点と旧杉谷家地点に設定されている。調査では3面の遺構面が検出されており、礎石、井戸、石垣、排水溝などが検出されている。

出土遺物は、石見銀山1期から石見銀山7期の陶磁器が出土しているが、石見銀山1～3期の肥前陶磁器や石見銀山6・7期の肥前陶磁器、石見焼などが多く、石見銀山5期のものが最も少ない。

⑭下河原吹屋跡地点

銀山区域の中で、大久保長安の墓所のある大安寺参道南側に位置する調査地区で、約480㎡が調査されている。調査の結果、間口6間の礎石建物と間口2間の建物が検出されている。間口6間の建物は、内部から炉跡、作業台、排水溝、かなめ石などが検出されたことに加え、鉾滓の分析結果などから銀製錬を行った「吹屋跡」と結論付けられている。

出土遺物は、石見銀山3期までの青花、肥前陶磁器を中心に出土しており、石見銀山4期以降の陶磁器も少量であるが出土している。

⑮大住家地点

大住家は銀山区域の中でも最も下流に位置する屋敷地で、建物建築に伴って事前調査が行われた調査区である。調査の結果、礎石建物が検出され、それに伴う土間面、埋甕遺構なども検出されている。

出土遺物は石見銀山5期以降の肥前陶磁器、瀬戸焼、石見焼などが多く出土している。また、下層確認トレンチからは石見銀山2期の肥前陶器も出土している。

⑯蔵泉寺口番所跡地点

石見銀山は、鉾山部分を囲う柵列が巡らされていたが、この柵列が町並みを横切り、番所が設けられていたと推定されている辺りを蔵泉寺口番所跡地点としている。調査は3年間実施され、番所跡推定地付近の2段の水田面に調査区が設定されている。銀山町側の1段高い調査区では3面の整地面と石列が、大森町側の一段低くなった地区では石列などが検出されている。

出土遺物は、搬入されたズリ層から石見銀山3期までの青花、肥前陶器等がまとまって出土しており、石見銀山5期以降の肥前陶磁器等も少量見られる。

（2）大森区域（大森町）

旧大森町は江戸期には陣屋町として発展した経緯があり、蔵泉寺口から下手の町並みが相当する。町並みはさらに上手側から「羅漢町」「駒の足」「新町」「昭和区」「宮の前」「下佐摩」の各地区に分けられる。

⑰宗岡家地点

大森区域の中でも上手に位置する駒の足地区にある武家屋敷である。前庭、中庭、建物内にそれぞれ調査区が設定されている。調査の結果、下層確認トレンチでは、6面の遺構面が確認されている。また、現存建物以前の礎石建物や石垣等も検出されている。

出土遺物は、各時期の陶磁器が出土しているが、石見銀山4期・5期のものが少ない。

⑱阿部家地点

宗岡家とは小路を隔てて北側に隣接する武家屋敷である。前庭、中庭を中心に調査が行われ、礎石建物跡、石列などが検出されている。

出土遺物は、深掘り部から石見銀山2期・3期の肥前陶器が出土しているが、上層から出土した石見銀山6期以降の肥前磁器がほとんどである。

⑲旧河島家地点

旧河島家は、町並みの中ほどの新町地区で、通りに面した東側に位置する武家屋敷である。解体修理に伴い計約100㎡の調査が行われた。南に隣接する空き地では、上層と下層の2面の遺構面が検出され、上面で石列、石組みの側溝、便所が検出されている。下層では井戸跡、石組みの炉状遺構、石列、石組みの柱穴状遺構などが検出されている。

出土遺物は、下層から石見銀山3期までの青花、肥前陶器、備前焼、志野等が出土しており、石見銀山4期の陶磁器も少量含まれる。上層からは石見銀山6期以降の肥前磁器や石見焼等が出土している。

⑳熊谷家住宅地点

大森区域の中でも北側にあたる宮の前地区に所在する商家である。解体修理に伴い建物内、中庭、裏庭の調査が行われた。調査の結果、礎石建物、地下蔵、水禽舎、水路などが検出されている。

出土遺物の大半は、石見銀山6期以降の肥前陶磁器が中心であるが、深掘り部分からは石見銀山2期・3期の肥前陶器等が出土している。

㉑岡家地点

岡家は代官所跡から道を挟んだ南側に位置する武家屋敷で、解体修理に伴って中庭、建物内の調査が行われた。調査の結果、下層で柱穴等が検出されている。

出土遺物は、青花、肥前陶磁器など石見銀山3期までのものと、石見銀山6期以降の肥前陶

磁器、石見焼等が出土している。

㉒向陣屋地点

向陣屋跡は、代官所跡から銀山川を隔てて対岸の南東側に位置する。調査区は1.5×3.5mのトレンチが2本で、調査面積が狭く、明治期以降の攪乱も受けているため、明確な遺構面は確認されていないが、下層で、近世の遺物包含層が確認されている。また、未報告であるが、向陣屋東側の県道で水道工事中に石製の井戸枠と埋桶遺構が発見されている。調査面積が狭いため出土遺物も少ないが、17世紀代の軒平瓦のほか、各時期の陶磁器がわずかに出土している。

㉓代官所跡地点

代官所跡の南側に隣接する地点で、古図などにより代官の私邸、米蔵跡などの推定地とされる地点である。調査の結果、遺構面上では2基の石列が検出されており、切石によるものと、自然石によるものがある。いずれも代官所跡の長屋門とほぼ平行に検出されている。

出土遺物は石見銀山3期までの肥前陶器の他、各時期の肥前陶磁器が少量出土している。

㉔城上前地点

城上神社南側道路面に設定された調査区である。4面の遺構面が検出され、上層では建物基礎、下層では多くの遺物と共に地割を示す石列や水路などが検出されている。

出土陶磁器は、石見銀山3期までの青花、肥前陶器を中心に各時期の陶磁器が出土しているが、石見銀山4期・5期のものは少ない。

㉕宮ノ前地点

大森町の北端に位置し、銀山川の北側の地域を宮ノ前地区としている。県道建設に伴い調査が実施されたことに始まるが、その後トレンチ調査も実施されている。県道の調査区は、1区から8区まで設定して調査が行われ、建物跡4棟と製錬関連遺構含む多数の遺構が検出されている。中でも「4区製錬工房」と称される建物は、建物内部に20基もの炉跡が検出されてお

第1表 石見銀山遺跡各地区消長表

2018年度版(暫定)

2016年度版(暫定)

区分	区域	地区・地点	年 代													
			石見銀山 時期区分	1 期			2 期	3 期	4 期	5 期		6 期		7 期		
				須恵器 1400代	1500			1600			1700			1800		
鉾山	仙ノ山山頂東側 (福石鉱床)	石銀藤田	○													
		石銀千畳敷														
		於紅ヶ谷	○													
		竹田	○													
		本谷(本間歩上)														
		本谷(釜屋)														
		安原谷(Ⅰ区)														
		安原谷(Ⅱ・Ⅲ区)														
	仙ノ山西側 (永久鉱床)	栃畑谷		○												
		出土谷														
		昆布山谷(1地点)														
		昆布山谷(2地点)														
		昆布山谷(3地点)														
		昆布山谷(4地点)														
		昆布山谷(5地点)														
龍源寺間歩																
鉾山町 (陣屋町)	銀山区域 (銀山町)	山吹城下屋敷														
		大龍寺谷		○												
		植(上)市場		○												
		下河原吹屋跡														
		大住家														
		蔵泉寺口		○												
	大森区域 (大森町)	宗岡家														
		阿部家														
		旧河島家														
		熊谷家住宅														
		岡家														
		向陣屋														
港と港町	港町	代官所跡														
		城上前														
		宮ノ前	○	○												
港と港町	港町	鞆ヶ浦														
		古龍														
		温泉津														

※  は主な存続期間  は少数ながら遺物等が確認できる期間  は現段階でほとんど遺物が確認できない期間

り、16世紀末から江戸初期頃の品位を調整する精錬施設と推定されている。

出土遺物は、石見銀山1期から石見銀山7期までのものが出土しているが、石見銀山5期の出土量は少ない。中でも石見銀山3期までの遺物は青花、瀬戸美濃、肥前陶器など質、量共に卓越している。

Ⅲ. 港と港町

(1) 港町

㊸ 鞆ヶ浦（松浦家地点）

鞆ヶ浦の町並み中央付近に所在する旧松浦家を、サテライト施設として整備するにあたり、その事前調査が実施された地点である。トレンチ調査のため、調査面積は僅かであるが、3面の遺構面が確認され、現存建物に伴うタタキ面の他、柱穴、岩盤加工遺構等が検出されている。

出土遺物は、石見銀山2期の肥前陶器をはじめ各時期のものが含まれるが、石見銀山4期・5期のものは少量である。

㊹ 古龍遺跡

遺跡内の平坦地のうち、2ヶ所でトレンチ調査が行われている。このうち、1Tでは石列、柱穴等が検出されている。

出土遺物は、石見銀山1期と考えられる白磁、青花（景德鎮・漳州）、瀬戸美濃、朝鮮王朝陶器などがまとまって出土しているほか、2Tでは石見銀山5期以降の肥前磁器が一定量出土している。

㊺ 温泉津遺跡（本町・寺町・中町地区）

温泉津遺跡では、環境整備に伴う事前調査が実施されている。本町・寺町・中町地区においては現道路部分の下層から前身の道路遺構、石組水路、港湾関連遺構などが検出されている。

出土遺物は、石見銀山1期から石見銀山7期までの遺物が出土しているが、中でも下層からは石見銀山1期から石見銀山3期までの青花、肥前陶器、瀬戸美濃、備前焼、朝鮮王朝陶器等が大量に出土している。特に、第4層以下では

肥前陶器を含まない層が確認されており、16世紀第4四半期と推定される陶磁器がまとまって出土している。石見銀山では数少ない石見銀山1期の良好な資料と言える。

4. 鉾山町の変遷について

各地区を概観してみると、ほとんどの場所において石見銀山2期から石見銀山3期の遺物が出土しており、銀山最盛期の時期（16世紀末～17世紀初期）と一致する。この期間はいたるところで居住区域や生産区域が拡大され、山内でも非常に多くの人々が活動していたことがうかがえる。

Ⅰ. 山内の町屋の形成と変遷（鉾山部）

山内の各区域を見ると、仙ノ山山頂東側とした区域は、石見銀山5期を境に遺物がほとんど出土しなくなる。本谷・安原谷地区では、谷の規模に比べ調査区が限定的であったこともあってか、陶磁器の出土は僅かである。石銀藤田地区でも陶胎染付がまとまって出土しているSB08でも外青磁は出土していないので、18世紀後半までは存続していないものと考えられる。区域全体で見ると、概ね18世紀までで拠点的な鉾山町としての機能は終えているものと考えられ、一部の地域で細々と存続している状態であったと考えられる。銀の生産量の減少に伴って、鉾山町も衰退したものと推定されている。本谷上地点については、一部道として存続している可能性が高く、敷地として積極的に使用されていた痕跡は確認されていない。本谷釜屋間歩地点においても、石見銀山5期以降の遺物は僅かに出土しているが、遺構も確認されおらず、周辺からの流入、もしくは通いで作業していた者により持ち込まれた可能性が高い。本谷、安原谷については表土や表採資料中に明治期の陶磁器が含まれており、明治期の藤田組による再開発を反映したものと推定される。

仙ノ山西側とした区域は、概ね石見銀山3期まででいったん衰退する地区と期間を通じて存続する場所が見られる。栃畑谷、出土谷は石見

銀山3期以降極端に遺物の量が減少し、くらか手が現れる18世紀後半頃から再び増大する。昆布山谷は石見銀山3期に減少する地域(第3地点)と期間を通じて存続している場所(第5地点)がある。減少する場所でも18世紀後半頃から遺物が増え、石見銀山6期には再び遺物量が増大する。この18世紀後半に遺物が増大する背景には銅製錬の本格化があるとされており、産銀量の減少によりいったん衰退した町が再び活況を呈したものと解釈されている。

一方、栃畑谷Ⅱ区の下層SD02からは肥前陶器が出土せず龍泉窯系の青磁や白磁、青花などが出土しており、16世紀中頃～後半の陶磁器と推定されることから、石見銀山1期段階の遺構と考えられている。これらの陶磁器は、銀山柵内で出土したものでは最も古い様相を示しており、銀山開発が戦国期まで遡る資料となっている。しかし、文献史料では、銀山開発時期が大永7(1527)年とされており⁽⁵⁾、現段階では、考古学的に16世紀第2四半期まで遡れる資料は確認されていない。

Ⅱ. 山麓の町屋の形成と変遷(鉾山町部)

山麓の鉾山町をみると、銀山町一帯でも石見銀山2期・3期の陶磁器は一様に出土しており、この時期にはすでに広範囲に町屋が展開していた状況がうかがえる。仙ノ山西側区域同様石見銀山4期から5期にかけて衰退期が見られるが、植(上)市場地区など一定量の遺物が出土する場所があり、継続して遺物の出土する地区(下河原)があるなど町屋として存続していた様子もみてとれる。ただ、一定量以上の調査面積を確保して調査した地区が少なく、区域全体の様相解明には不十分な感が否めない。

植(上)市場では戦国期に遡る可能性のある遺物と遺構面を検出しているが、現地表面下1.8mの深度で、上層に厚い堆積が見られることから、地中深くに戦国期の町屋が展開していた可能性がある。大龍寺谷、植(上)市場で龍泉窯系の青磁が出土していることも、この付近の開発がより古い時期まで遡る可能性を示唆しているかもしれない。

大森町での調査も小規模なトレンチ調査が多く、十分な様相解明には至っていないが、多くの地点での調査を行っている。石見銀山2期・3期には図示した地点のほとんどで遺物、遺構が確認されており、この時期には地区を通して町並みが形成されていたことがわかる。文献史料でも、慶長7(1602)年に、初代奉行の大久保長安により、大森町普請の指示が出されており、指示通りに普請が実行されたとすれば、調査成果とも一致する。一方、城上前地点、宮ノ前地点では石見銀山1期まで遡る可能性のある遺構や遺物が確認されており、城上神社周辺は周囲より早くから町並みが形成されていたことがうかがえる。同様に宗岡家地点や杉谷家地点も石見銀山1期に遡る可能性があり、駒の足周辺でも周囲より早くから町並みが形成されていたと考えられる。江戸初期には町全体に町屋が展開していることから、町の南北にすでに存在していた町屋をつなぐように新たに町並が形成されたものと推定される。

遺構や遺物が確認される調査区は概ね町を貫通する道沿いの調査区が多く、敷地の後背地にあたる部分では確認されないことが多い。このことは道沿いに町屋が建てられていたことを示し、現在の町並みに土地利用の形態が継続されていることも明らかとなった。さらに、調査区の中には寛政12(1800)年の大火の痕跡と考えられる焼土面や焼土層が確認できる場所があり⁽⁶⁾、年代考察の鍵層となっている。この焼土層の下層からは現在まで釉薬瓦は出土しておらず、大火後に釉薬瓦の使用が始まったものと考えられ、現在の赤瓦を含む風景は1800年以降に形成されたものと考えられる。同様に焼土層の下層からは石見焼の出土も確認されておらず、石見焼の使用も釉薬瓦とほぼ同時期の1800年以降に始まったものと推定される。

Ⅲ. 昆布山谷地区の遺構と遺物

前項までで、銀山全体の大まかな変遷を述べてきたが、より小範囲な地区の変遷について昆布山谷を中心に見てみたい。昆布山谷地点は昨年度で8年間に及ぶ調査を終了しており、谷の

上流から下流の平坦面までかなり広範囲に渡って調査が行われている。また、谷全体の分布調査も行われ、各平坦面で採集された遺物の資料も蓄積されている。こうしたことから、谷全体の変遷を探るには他の谷に比べ条件が揃っている。谷全体を通して石見銀山6期以降の遺構や遺物が確認されており、18世紀後半以降に町並みが形成されていたことがうかがえる。一方、石見銀山2期・3期については深掘りを十分に行っていない1地点は少量であるが、全体的に出土しており、この時期に盛んに開発が行われたことがうかがえる。

調査した中で最も高所に位置する第3地点を見てみると、下層で確認した岩盤加工遺構直上で青花が出土しており、この時期に岩盤加工を伴う開発行為が行われたと考えられる。その後、永い空白期を経て幕末から明治期に礎石建物が建てられている。

第4地点をみると、上面で検出した礎石建物や石垣は18世紀後半以降と考えられ、下層確認トレンチでは硬化面と最下層で岩盤加工遺構を検出している。硬化面付近では呉器手碗など石見銀山4期の陶磁器が出土しており、概報では18世紀前半としているが、17世紀後半の面と考えられる。硬化面下層からは青花、石見銀山3期頃の肥前磁器が出土しており、岩盤加工遺構は石見銀山2期・3期頃の遺構の可能性が高い。また、こうした成果から第4地点は17世紀初頭から前半にかけて岩盤を加工して開発を行った時期があり、17世紀後半に盛土整地により敷地を造成する。その後、やや遺物の少ない18世紀前半を経て18世紀後半以降石垣を再構築して、敷地を造成し、その上に上層の建物が建てられたと推定できる。この上層建物内では生産に関連する遺構が検出されていないことから、主に居住のための建物であったと考えられる。

第5地点は、昆布山谷の調査区では最も広く調査を行った地点で、複数の遺構面を確認している。第1面では18世紀末頃から19世紀の礎石建物を検出している。また、明治期の藤田組鍛冶場と推定される礎石建物も検出している。I

区の下層確認トレンチでは、ズリ・ユリカスの堆積層の下より17世紀後半頃の水溜遺構、炉跡などを検出している。最下層には岩盤加工遺構があり、石見銀山2期・3期の陶磁器が出土している。これらの成果から、17世紀初頭から前半にかけて岩盤を大規模に加工して開発を行い、やや高上げ整地して水溜や炉跡を使った生産活動を行い、廃絶後はユリカス、ズリの廃棄場となる。18世紀末から19世紀初め頃に、石垣を構築してズリ山を埋めて2段の敷地に造成し、上下に礎石建物を建てたと推定できる。その後、明治21年頃に藤田組により鍛冶場が建築されたと思われる⁽⁷⁾。

第2地点では、礎石建物を2棟検出している。1棟は石見銀山6期段階の建物と考えられ、炉跡を伴う。1棟は、明治期の藤田組の選鉱場と考えられる建物である⁽⁸⁾。しかし、下層確認が十分に行えておらず、遺構面を検出した以外は下層の状況は明らかにできない。ただ、石見銀山2期・3期の青花、肥前陶器が出土していることから、この頃から開発が開始された可能性が高い。

第1地点では、建物跡と炉跡を検出しているが、検出面が異なり、同時期の遺構ではない。炉跡は上面で検出しており、幕末の遺構と考えられる。下層で検出した建物跡は部分的であるが、18世紀後半以降の建物と推定できる。下層確認が不十分で下層の状況は不明であるが、包含層から青花と肥前陶器などが出土しており、石見銀山2期・3期には開発が開始されていた可能性がある。

このほか、第5地点・第8地点では石垣と道路遺構を検出しており、上層の道路遺構からは釉薬瓦などが出土しており、明治期の遺構と推定している。石垣に伴う道路面は2～3面確認しており、下面の道路直上から石見銀山5期後半の肥前磁器(外青磁)が出土しており、この時期に石垣及び道路が構築された可能性がある。上面の道路面には石垣上から転落したと考えられる木舞と壁土の一部が出土している。

こうした調査成果を整理して昆布山谷全体の変遷をみると、16世紀終わり～17世紀初頭には

開発が始まったと考えられ、江戸の初期には大規模な岩盤加工を伴う本格的な開発が行われたと推定される。最盛期を過ぎた17世紀後半には谷の奥側は衰退し、概ね現在の村上坑付近以下が主な活動域となったと考えられ、新横相間歩のほぼ向かい側に当たる第5地点では、大規模な水溜遺構や炉跡が作られ、選鉱、製錬といった生産活動が行われている。生産活動が終わった18世紀にはユリカスやズリの廃棄場となる。18世紀末から19世紀初め頃にかけては石垣の構築を伴う大規模な造成が行われ、区割りの変更が行われている。区割り変更後に建てられた建物には土壁を有する建物も見られ、第4地点には生産施設を伴わない居住専用の建物も建てられている。第5地点の建物は規模も大きく、遺物も多く出土していることから一般の居住用建物ではない可能性もある。この建物は新しいタイプの端反碗が出土していることから幕末頃まで存続したと考えられる。明治期になると明治19年から銀山経営に着手した藤田組の関連施設が建設されている。

5. 今後の課題

ここまで、石見銀山遺跡出土の陶磁器を中心に遺跡の変遷について検討を行ってきた。しかしながら、指標となる陶磁器について、現段階で解決できていない問題も多く残っている。ここでは、そうした問題点を改めて整理、提起することによって、今後の研究の一助としたい。

I. 石見銀山2期の評価について

石見銀山2期は、肥前陶器I期を基準に設定されているが、年代幅は1580年～1610年である。石見銀山ではほとんど出土していない岸岳系肥前陶器を除けば、1590年～1610年の年代範囲なる。この年代内には江戸幕府の成立が含まれており、この間に大きな支配体制の変化が起きており、1600年を境にその前と後では遺構の評価に大きな違いが生じる。

生産地の年代観では1590年～1610年と評価される肥前陶器について、石見銀山遺跡では、江

戸幕府成立以前にはほとんど搬入されていない可能性を含めて、厳密な資料評価を行う必要がある。一方、肥前陶器同様広域流通した焼き物に瀬戸美濃焼があり、石見銀山遺跡からも一定量が出土している。内容を見ると大窯4段階の前半・後半が最も多く、年代では1590年～1610年と肥前陶器とほぼ同様の年代観を示す。竹田地区と本間歩上地点では大窯3段階の後半が多く、やや古くなる傾向を示すが、全体としては1590年～1610年に大きなまとまりを持つ。さらに、瀬戸・美濃焼は出土する地区にやや偏りがみられ、出土する地区の性格、年代などを検討する資料になりうる可能性がある。

現段階で、1600年の前後を画する確実な遺物は確認されておらず、今後、より詳細な資料検討を行い、一定の判断基準を確立する必要がある。

II. 石見銀山遺跡の画期について

前項で述べているように、石見銀山遺跡については、独自の画期が存在することは、これまで言われていることである。政治的には支配体制の変化する江戸幕府の成立、明治維新や、奉行制から代官制への移行など、鉱山史では生産量の変化、銅生産の動向などが挙げられ、物理的には、天文11(1542)年の水害、寛政12(1800)年の大森大火などの災害による変化などが挙げられる。こうした変化は、石見銀山全体に及ぶものから、局地的なものもあり、これらを石見銀山全体の中でどのように位置づけていくのかを検討する必要がある。

もとより、考古学の分野だけでは解決する問題ではなく、文献史学などさまざまな分野からの検証が必要で、それらをすり合わせて、石見銀山全体の画期を設定することが求められる。陶磁器の編年作業も、この画期に沿って、作成されるべきで、その編年が完成することによって、はじめて石見銀山遺跡の陶磁器編年が確立されることになる。

III. 石見焼の名称及び年代観について

石見銀山遺跡を含む石見地方では、19世紀以

降在地系陶器である石見焼の生産が盛んとなり、それに伴って遺跡からも石見焼が出土するようになる。石見銀山遺跡においても19世紀代の陶磁器に伴って石見焼が出土している。肥前陶磁器では、端反り碗や広東碗に伴う例が多く、近代になると出土量は飛躍的に多くなる。

この石見焼については、近世段階では、各窯業地の名を冠し、温泉津焼、江津焼、外ノ浦焼など、在地色の強い焼き物として流通していた経緯を踏まえ、石見銀山遺跡での取り扱い、近代に「石見焼」という名称が定着する以前の製品については「石見系」という名称を使用してきた。こうした中、平成25～27年度に島根県古代文化センターによって、テーマ研究事業「近世・近代の石見焼の研究」が実施され、報告書が平成28年度末に刊行された。この中で、石見焼の定義として、「近世以降に石見国内で焼かれた日用陶器」と定義され、石見系については、石見の職人の出稼ぎや移住によって石見国外で石見の技術によって生産を開始した産地の製品、と位置づけられた。

この見解は、従来の石見銀山遺跡での見解とは異なるが、今後、県内外の研究機関、自治体がこの定義を採用することが想定されることから、石見銀山遺跡においても、この定義に従った呼称を採用することとした。したがって、既刊の報告書で石見系とした製品については、順次名称変更作業を行うこととした。

一方で、石見焼の編年については、十分な生産地資料及び消費地資料が得られていないことから、体系的な編年案は示されていない。このため、出土した石見焼の年代観については、共伴資料によるところが大きい。

文献史料では18世紀代から窯業が開始されたとする記載が散見されるものの、発掘調査では確実に18世紀代に遡れる資料は確認されていない。石見銀山では寛政12（1800）年に大森大火が発生しており、発掘調査ではこの時の焼土層が検出されることがあり、鍵層となっている。この焼土層の下層で石見焼が出土すれば18世紀代の製品と推定されることから、今後の調査成果に期待が高まっている。

また、明治20年頃作成されたと考えられる製品に「藤田組大森鉾山所」と銘の入った一群がある。これは、明治19年から石見銀山の鉾山経営を行った大阪の藤田組が発注したと考えられるもので、制作年代が限定できる資料となっている。銀山領内など、付近の窯跡資料との比較検討を行えば、藤田組発注製品の供給窯が判明する可能性がある⁹⁾。

このように、石見焼については、まだ、研究段階で、今後、調査研究が進展すれば、編年案等、新たな見解が示されることが期待される。

IV. 16世紀段階の遺物の評価について

16世紀段階の遺物については、確実な資料が少なく、肥前陶磁器の出現する前の段階をまとめて石見銀山1期としている。貿易陶磁器では、青磁、白磁、青花でそれぞれ編年案が示されており、石見銀山遺跡出土遺物に援用することは可能であるが、栃畑谷Ⅱ区下層SD02のようにやや時代の異なる青磁、白磁、青花が同一遺構から出土するなど、単純に編年が行えないのが現状である。また、現在までのところ、16世紀前半から中頃まで遡れる資料が極めて少なく、検討を一層難しくしている。

石見銀山遺跡は、総合調査が開始されてから20年以上に渡って継続的に調査を実施してきたが、上層の遺構に阻まれ、確実に最下層まで掘り下げた例は無い。これについては、上層の遺構を避けての小範囲調査では、深度が2 mを超えると物理的に調査の限界に達することも一因となっている。

しかしながら、より古い時期の存在をうかがわせる青磁や白磁といった遺物は、包含層からもほとんど出土しておらず、当該期の遺構の片鱗すら掴めていない状況である。

こうした現状を踏まえた上で、今後の検討課題を提示するならば、①調査に当たっては、上層の遺構によって調査が阻まれないよう調査地を厳選したうえで、銀山開発初期段階の遺構検出が見込める場所に、可能な限り下層まで掘り下げられる調査面積を確保し、地山に達するまで掘り下げを実施する。②現段階で、16世紀前半

～中頃の遺構・遺物が確認できない原因について、再検証を行うことであろう。再検証では、単純に当該期の遺構面まで達していないのか、何らかの原因により、失われてしまったものなのか、或いは、遺構そのものが存在していないのかまでも含めて検討し、一定の見解を示す段階にきているのではないかと思われる。

石見銀山遺跡の開発時期を考古学的に解明すると言う、調査開始当初からの大きな命題を解決するためにも、調査にあたっては、最下層まで掘り下げると言う、強い意志を持って臨む必要があるだろう。

6. まとめ

16世紀代の遺構・遺物の実態解明や、江戸幕府成立前後の問題など、未解決な課題はあるが、陶磁器を指標として石見銀山遺跡全体の変遷について論じてきた。本論にあわせて、陶磁器の変遷図も石見銀山7期を加えるなど、修正・加筆を行っている。本文中でも一部述べているが、各期には、細分が可能と考えられる箇所もあり、今後、調査の進展により修正・加筆を行う予定である。ただ、本論は考古学的な見解を論拠としており、文献史学など他分野の見解についてはすり合わせを行っていない。他分野の見解も加味した銀山独自の画期が示されれば、それに沿った変遷図の作成が必要となり、新たな段階に進むことになるだろう。

鉾山町の変遷については、各地区の調査状況により、調査が不十分な地区においては、実態を正確に反映していない可能性が残るものの、全体としては大きく方向性は間違っていないと考えているが、調査の及ばなかった場所に存する小集落等については見落としている可能性がある。そのような可能性の残る地域については、消長表で破線表記としており、今後の調査の進展では、修正される可能性がある。特に、文献史料が飛躍的に増大する19世紀以降については、文献史学の手法による鉾山町の様相解明の方が、より詳細な復元が可能であろう⁽¹⁰⁾。

また、大森区域について、各地区消長表（第

1表）では17世紀後半～18世紀前半にかけては破線表記としている箇所が多いが、町屋が断絶しているとは考え難い。このような調査成果となった理由としては、調査原因が浄化槽の埋設に伴うことが多く、調査地を任意で設定することができず、敷地の後背部や中庭部分であることが多いことが挙げられる。加えて、江戸期から建物等が立ち並んでいた場所には、現在も建物が建っていることが多く、建物の中心部分の調査が行え無いことも、原因と考えられる。町並み部分においても、調査地を厳選して、成果の得られそうな場所を計画的に調査する必要があるだろう。

以上、数多くの問題点を内包しつつも、鉾山町の変遷について、一応の見解を示してきた。5項で指摘した課題の中には非常に大きなものも存在し、今後解決していかなければならない問題である。現段階でも取り組める課題については、研究を進め、機会をみて検討を行いたい。

〈注〉

- (1) 「陶磁器から見た石見銀山遺跡」『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告所1』の中で、陶磁器を石見銀山1期～石見銀山7期に分類し、編年案が提示されているが、石見銀山6期までであった。ここでは、この期に石見銀山7期をくわえるなど修正、加筆を行った。
- (2) 時期区分は肥前陶磁器編年を基本としており、肥前陶器で最も古い岸岳系陶器が出現する1580年を石見銀山1期と石見銀山2期の境とした。本文中でも述べたが、石見銀山遺跡においては岸岳系の陶器はほとんど出土しておらず、1590年代以降の肥前陶器が主体となっており、実質的には1590年以降が石見銀山2期となる可能性が高い。
- (3) 藤田組の大森鉾山は、明治19年当初は「藤田組大森鉾山」と称していたが、明治20年12月に「藤田組大森鉾山所」と改称し、さらに明治21年には「藤田組大森鉾山出張所」へ、明治25年には「藤田組大森鉾山事務所」へと社名を変更しており、「藤田組大森鉾山所」銘の製品は明治20年に「藤田組大森鉾山所」の開所に合わせて発注されたものと推定される。
- (4) 福石鉾床は火山角礫岩が鉾化作用を受けて形成された鉾染型鉾床で、仙ノ山山頂東側の標高270m～500m程度の比較的高所に形成された鉾床である。このため、福石鉾床を対象とした地区は必然的に高所に位置している。
- (5) 銀山の発見については、「銀山旧記」などの記載から大永6（1526）年とされてきたが、近年の研究

- で、現在は大永7（1527）年とするのが有力である。
- (6) 現在までのところ、焼土層、焦土面が確認されたのは、熊谷家地点、柳原家地点、小川家地点、大森座南地点などである。
- (7) 藤田組が明治期に官公署宛に提出した文書の控えである「要書録」によると、明治21（1888）年に鍛冶場建築の届けを提出しており、検出した遺構はこの鍛冶場跡と考えられる。
- (8) 「要書録」には、鍛冶場と同様明治21（1888）年に、同所に逆L字型をした選鉱場の建築届けを提出しており、規模、形態からも、「要書録」に記載された選鉱場と考えられる。
- (9) 藤田組の製錬所で使用された陶器製のルツボは、銀山周辺の曾根窯、肥田窯などから採集されており、周辺の窯から供給されたことが判明している。同様に「藤田組」銘の石見焼も周辺で焼成された可能性があり、西尾克己氏は「石見銀山遺跡出土の石見焼について」（『古代文化センター研究論集 第17集 近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター）内で、「藤田組」銘の土瓶と肥田窯採集の土瓶の類似性について言及している。
- (10) 文献史学分野で、景観の復元について研究した成果としては、参考文献に挙げたものの他に、藤原雄高氏の「貸借証文にみえる19世紀の鉱山町の様相」（『石見銀山遺跡テーマ別研究報告2』島根県教育委員会・大田市教育委員会）などがある。

〈参考文献〉

- 島根県教育委員会・大田市教育委員会他『石見銀山遺跡総合調査報告書』Ⅰ 1999
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査報告書』Ⅱ 2005
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査報告書』Ⅲ 2013
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』1～8 1992～1997
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』9～14 1998～2004
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』15～26 2005～2018
- 大田市教育委員会『史跡石見銀山総合整備事業報告書別冊1 史跡石見銀山総合整備事業に伴う発掘調査報告書』2013
- 大田市教育委員会『町並みと銀山遺構確認調査概報1』2003
- 島根県大田市『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書』2005
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『世界遺産 石見銀山遺跡の研究1～8』2010～2018
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書1・2』2011・2017
- 島根県教育委員会『石見銀山論集』2002
- 島根県教育委員会『石見銀山関係編年史料綱目』2002
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡宮の前地区発掘調査概報』2002
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡調査ノート6』2007
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山 近代史料集』第1集～第3集 2016～2018
- 島根県古代文化センター『島根県古代文化センター研究論集代17集 近世・近代の石見焼の研究』2017
- 島根県教育委員会『世界遺産石見銀山とその文化的景観 関連資料集』2008 k
- 大田市教育委員会『石見銀山ことはじめseriesⅠ』2018
- 石見銀山展実行委員会『輝き ふたたび 石見銀山展』2007
- 島根県古代文化センター『尼子氏の特質と興亡史に関わる比較研究』2013
- 中野 義文『銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会—』清文堂出版 2009
- 九州近世陶磁学会『九州陶磁の編年』2000
- 山根 俊久『石見銀山に関する研究』臨川書店 1969
- 大橋 康二「肥前陶磁の変遷と出土分布」『国内出土の肥前陶磁』佐賀県立九州陶磁文化館 1984
- 西田 宏子・大橋 康二『別冊太陽 古伊万里』平凡社 1989
- 大橋 康二『古伊万里の文様 初期肥前磁器を中心に』理工学社 1994
- 大橋 康二「日本海地域における肥前陶磁の流通」『佐賀県立九州陶磁文化館 研究紀要 第5号』佐賀県立九州陶磁文化館 2007
- 九州近世陶磁学会『国内出土の肥前陶磁 西日本の流通をさぐる』2002
- 江戸遺跡研究会『図説江戸考古学研究辞典』柏書房 2001
- 小野 正敏「15～16世紀の染付碗・皿の分類と編年」『貿易陶磁研究』No.2 1982
- 森 毅「秀吉期城郭出土の土器・陶磁器」『土器・陶磁器から見た織豊期城郭』1999
- 森 毅「一六・一七世紀における陶磁器の様相とその流通—大阪の資料を中心に—」『ヒストリア』第149号 大阪歴史学会 1995
- 上田 秀夫「14～16世紀の青磁碗の分類について」『貿易陶磁研究』No.2 1982
- 森田 勉「14～16世紀の白磁の分類と編年」『貿易陶磁研究』No.2 1982
- 藤澤 良祐「瀬戸美濃大窯の編年」『瀬戸市史陶磁史編四』1993
- 山陰中世土器検討会『第7回山陰中世土器検討会資料集 山陰地方における備前焼』2008
- 山陰中世土器検討会『第9回山陰中世土器検討会資料集 山陰地方における瀬戸・美濃陶器』2010
- 関西近世考古学研究会『関西近世考古学研究Ⅱ』1992
- 関西近世考古学研究会『関西近世考古学研究17 近世初頭の海外貿易と陶磁器』2009
- 関西近世考古学研究会『関西近世考古学研究18 消費地からみた国産陶磁器の出現と展開』2010
- 織豊期城郭研究会『織豊城郭 第7号 特集織豊期城郭の土器・陶磁器』2000
- 佐伯昌俊・西尾克己「須佐焼に見る近世地方窯の—様相—」『山口考古』第32号 2012
- 遠藤浩己「大田市・石見銀山遺跡の調査と出土陶磁器」『松江考古8』1992

昆布山谷・出土谷の景観と変遷

—発掘調査・石造物調査成果を中心として—

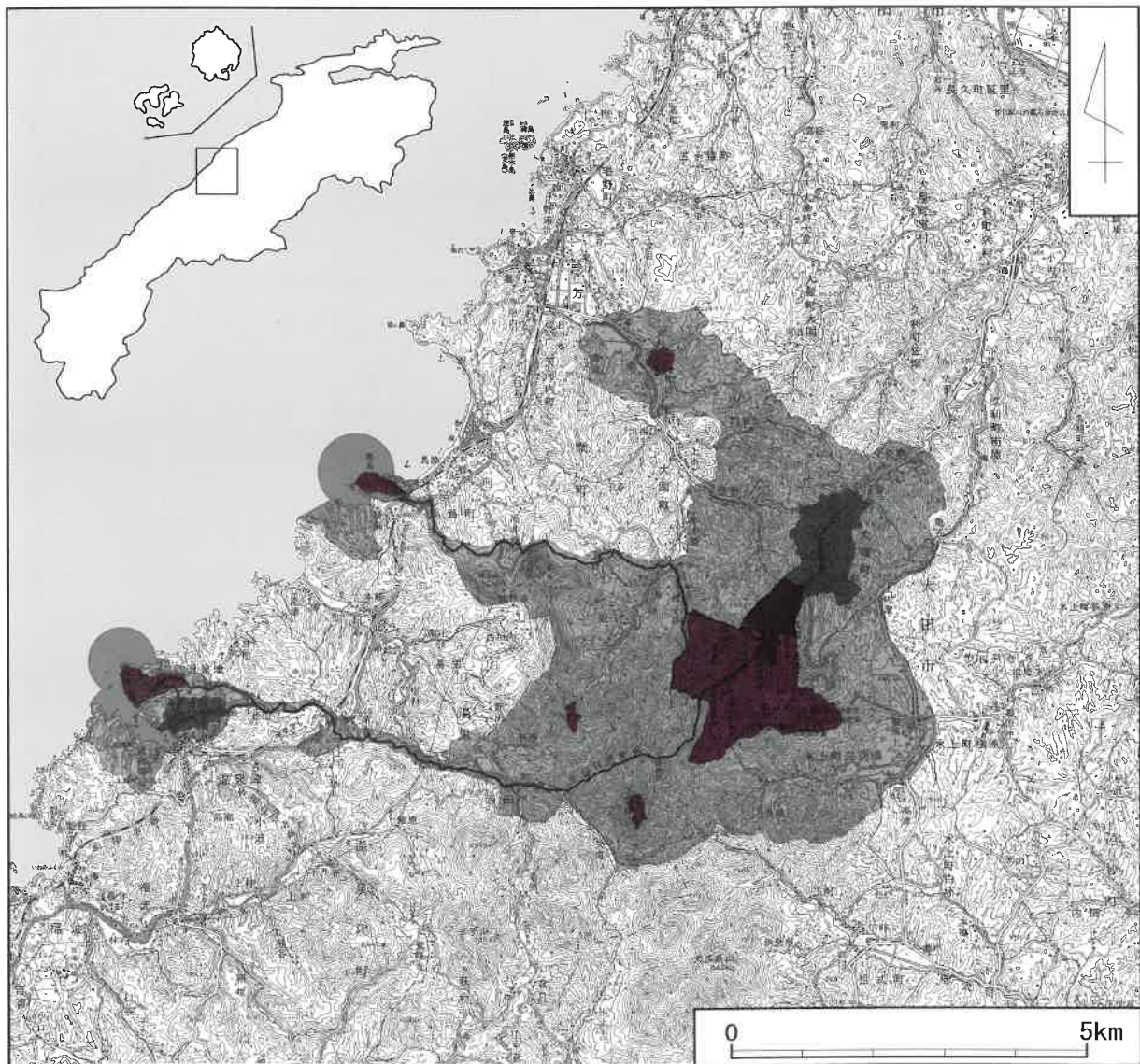
西尾克己・新川 隆・尾村 勝・今岡一三

1. はじめに

第1章で述べているとおり、平成8年度から島根県と大田市では発掘調査や石造物調査、文献調査などの基礎調査研究を継続的に進めている。その成果として、文献史料や絵図をもとに文献史学や地理学等に於いて推察されていた石見銀山の景観や鉱山集落の形態変遷について

も、発掘調査の成果によって徐々に明らかになりつつある。

今回のテーマである「鉱山町の変遷」は、石見銀山を形成する大森町、銀山町の変遷と画期を明らかにすることを目的として取り組んできた。しかしながら、発掘調査や石造物調査の多くは銀山町を中心として行われているという制約もあった。ただし、その結果として銀山町は



第1図 石見銀山遺跡位置図

石見銀山の開発から最盛期、衰退の歴史を知る上で重要な地域であることがわかったのである。

本稿では、仙ノ山西麓に位置する昆布山谷と出土谷の発掘調査や石造物調査の成果を中心に、銀山町の集落景観の変遷を考えることにしたい。

2. 既往の調査

1. 分布調査

昆布山谷地区谷筋の東西両平坦面の大まかな最終使用時期と土地利用の変遷を追うことを目的に、平成24年（2012）から翌25年（2013）にかけて分布調査を行った。

調査にあたって石見銀山遺跡の調査グリッドを使用し、南北600mの谷筋の平坦面と、その周辺を含めた範囲に10mメッシュを設定し、そのグリッドごとに遺物採集を行った。また主な平坦面には、「東○」といった平坦面番号も記入した（墓地跡は除く）。両平坦面の特徴を以下に記す。

東平坦面

東22のように、数か所規模の広い平坦面が存在している。これは明治期の藤田組の施設跡の場所である。現地は坑道から排出されたズリによる盛土造成が顕著である。また明治10～20年代の切図には山林や耕宅地扱いとなっており、使用されなくなっていた土地を藤田組が借用あるいは買収し、広く造成したと思われる。付近には、坑道から鉋石を搬出する巻き上げ機と思われるコンクリート構造物も存在する。

採集遺物は、19世紀代のものがほとんどで特に東14などの藤田組の施設建設地と思われる平坦面には「藤田組大森鑛山所」の銘が付いた陶器類など関係する遺物も採集できた。

その他、坑口の数が西側に比べ5倍も多く、「新横相」や「村上山」といった主要な坑口も東側に存在する。また、18世紀初期の「間歩改帳」には、この谷に所在する「斎賀山」「正道院山」の名の稼働間歩が記載されている。場所は特定できていないが現在でも同一の字名があ

り、ともに東側に位置する。

西平坦面

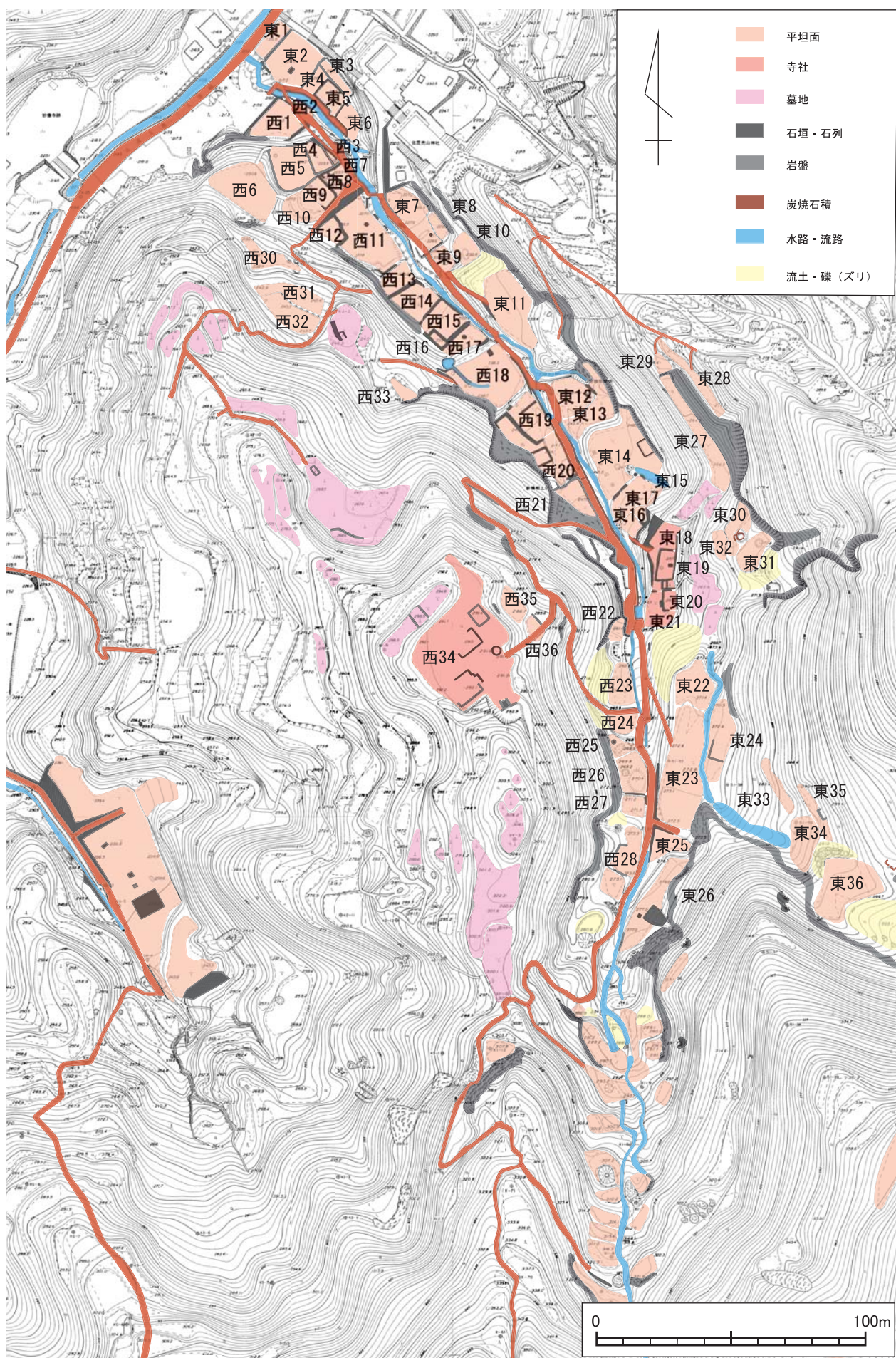
尾根上に長楽寺跡や妙本寺墓地群などがあり、また「サンマイ原」「寺ノ下モ」「サイカ」といった宗教的な字名もある。

現地には、基壇や墓石または参道跡・岩窟などがいたるところにみえる。また、岩盤加工遺構も多くみられる。平坦面の区割りは石垣で精緻に分けられおり、1つの区割り範囲も狭い。18世紀初頭の史料には、谷筋脇の平坦面以外の尾根上や斜面の平坦面は「西向寺分」や「長福寺分」「荒神分」と記載されており、寺の力が大きかったことが読み取れる。「荒神分」と記載されている場所は、小高い場所にある。そこには石段が設けられており、広さ二間四方の平坦面に石塔と半間四方の方形の岩窟の祠が見える。

採集遺物は、東側に比べ主体が18世紀代と古くなる。岩盤が谷筋にせまっており、水害による尾根上からの流入土が激しくみられたため、尾根上の平坦面からの遺物流入も考えられる。そのせいか、寺関連の遺物も多く、仏飯器・花生・香炉なども採集された。

中には、「嘉永四 亥七月吉□ 石州福光本領 白谷勘場 施主 鶴太郎」の刻字が高台内に入った石見焼の花生を採集した。嘉永4年（1851）の7月に、この花生を石見国福光本領の鶴太郎という人物が寄進した記述である。花生は2つに割れており、一片は尾根上の長楽寺跡に、もう一片は谷底の流土上にあり、前述の尾根からの流入を物語っている。また、福光所在の人物が当地の寺に寄進していることから天領という広い地域で銀山を考えなければならない一端でもある。長楽寺跡からは、他に陶製狛犬の脚部も採集した。

このように、18世紀以降の遺物がほとんどを占めることや水害などによる流土の堆積状況などから、18世紀代に現状に近い大規模な区画整備が行われたものと思われる。その後、数度の水害にみまわれ、小規模な区画変更は行われたものの、明治初期までは比較的当時の状況をと



第2図 昆布山谷地区平坦面配置図 (S = 1 : 2,000)

どめていた可能性が高い。藤田組の入山後は、石垣で段差のついた狭い区画を買収し、坑口からのズリを利用し盛土をおこない、広い平坦面に変化していったと思われる。以上のような谷の姿が、現地踏査と表面採集の遺物によって浮かび上がる。

ただ、地番や字名が複雑に推移しているの
で、このとおりではない。 (尾村)

II. 発掘調査

^{だしつちに}
出土谷地区の発掘調査については、平成9
(1997)年度から平成15(2003)年度まで、昆
布山谷地区の発掘調査については平成22
(2010)年度から平成29(2017)年度まで、年
次ごとに実施されており、各年度の調査成果に
ついては第1表のとおりである。両谷は、江戸
期には一体的に捉えられており、出土谷も昆布
山谷に含めて扱われていた。

出土谷地区

出土谷は仙ノ山北西麓に位置し、南東から北
西方向に延びる谷で、北西側で栃畑谷と合流す
る。発掘調査は、平成9(1997)年度から平成
15(2003)年度まで実施され、Ⅰ区～Ⅲ区の調
査区が設定されている。

Ⅰ区では、1Tと2Tが設けられている。1
Tは、No.247間歩の前面平坦面に設定されたト
レンチで、土間面、製錬炉(SX01)、不明遺構
(SX02)などが検出され、製錬施設を持つ建物
の一部と推定されている。2Tは、1Tと道を
隔てて向かい合う平坦地に「コ」字形に設定さ
れたトレンチで、土間面と製錬炉(SX05)及
び製錬関連遺構(SX03)などが検出されてい
る。

Ⅱ区はⅠ区の南東側の平坦面に設けられた調
査区で、当初はトレンチ調査であったが、遺構
が検出されたため、拡張を繰り返して調査され
た結果、礎石建物、製錬遺構など多くの遺構が
検出され、18世紀後半を中心とした製錬施設で
あることが確認された。また、No.247間歩前ま
で拡張した結果、No.247と同一遺構面であるこ
とが確認され、同時期に機能していたことも判

明した。さらに、下層確認トレンチでは、石垣
及び石垣によって形成された平坦面が検出さ
れ、当該地の開発時期が遅くとも17世紀初頭ま
で遡ることも確認された。

Ⅲ区はⅡ区の南東の平坦地に設けられた調査
区で、水路を確認する目的で小規模なトレンチ
が6箇所を設定された。調査の結果、2時期の
分岐した水路と明治期の建物跡が確認された。

昆布山谷地区

昆布山谷は出土谷の南側を出土谷と平行して
延びる谷で、北西側で栃畑谷と合流する。発掘
調査は、平成22(2010)年度から平成29(2017)
年度まで実施され、谷の上流から下流まで谷全
体をカバーするように8地点(第1地点～第8
地点)において調査地が設定されている。

第1地点は、^{さひめやま}佐毘売山神社のすぐ南側で、No.
229前の平坦地に設けられた調査区である。1
T、2T、8Tの各トレンチが設定され、調査
が実施されており、調査の結果、建物の礎石や
石列及び19世紀代と推定される製錬炉が検出さ
れている。

第2地点は、第1地点の南東約60mの位置
で、谷の中では下流側に相当する平坦地に設定
された調査区である。礎石建物、炉跡、溝跡、
土坑、石組遺構等が検出されており、北側の礎
石建物は明治期の選鉱場跡と推定され、南側の
建物は江戸時代後期の製錬炉を持つ建物跡と推
定されている。

第3地点は、谷の奥で谷幅が急激に狭くなっ
ている位置に当たり、谷の東側の平坦面に設定
された調査区である。幅約2mのトレンチ調査
で、礎石建物跡、被熱した石組遺構、岩盤加工
遺構等が検出された。カマドを持つ建物跡は19
世紀代と考えられ、岩盤加工遺構は江戸時代初
期と推定されている。

第4地点は、谷の中央付近で村上坑の道を隔
てた向かい側の平坦地に設定された調査区であ
る。礎石建物跡、土坑、石垣、溝跡、道路遺
構、木製木組遺構等が検出されており、下層確
認トレンチでは石垣や岩盤加工遺構等が検出さ
れている。礎石建物は通り土間にカマドを有す

第1表 出土谷・昆布山谷調査成果一覧

調査年度	調査地区	調査地	調 査 成 果	文 献
平成 9 年	出土谷	I 区 1 T	製錬施設を持つ建物の一部を検出した。 遺構は S X 01、02、土間面などを検出した。	概要10 報告Ⅱ
平成10年	出土谷	I 区 2 T	2 Tでは、土間面及び製錬炉などを検出した。	概要10 報告Ⅱ
		Ⅱ区 3 T	3 Tでは、礎石建物の一部を検出した。	
平成11年	出土谷	Ⅱ 区	3 Tを拡張し、礎石建物を確認した。建物に伴う製錬施設を 3 基検出した。遺物から、建物跡は18世紀後半頃の製錬施設と推定した。また、下層確認により、開発時期が遅くとも17世紀初頭まで遡ることを確認した。	概要10 報告Ⅱ
平成12年	出土谷	Ⅱ 区	調査区を拡張し、ズリ廃棄場のズリ山撤去及び剥ぎ取りを実施。ズリ最下層で灰吹銀が出土した。	概要13 報告Ⅱ
平成13年	出土谷	Ⅱ 区	調査区をNo.247間歩前まで拡張し、建物と間歩が同時期に機能していたことを確認。道及び水路が数回にわたって造り直されていたことも判明した。	概要13 報告Ⅱ
平成14年	出土谷	Ⅱ 区	平坦面及び道、水路の精査を行い、水路の構築は 2 時期であると確認し、新しい時期は明治期であると判明した。	概要13 報告Ⅱ
平成15年	出土谷	Ⅲ 区	Ⅱ 区の南東にⅢ区を設定、水路を中心にトレンチ調査を行い、明治期の建物跡の一部を確認した。「鑛山所」と記された湯のみも出土した。	報告Ⅱ
平成22年	昆布山谷	第 1 地点	第 1 地点では、礎石建物の一部及び炉跡を検出した。	概要20
		第 2 地点	第 2 地点では、近代の大型礎石建物の一部を検出した。	
平成23年	昆布山谷	第 1 地点	第 1 地点では、前年度検出の礎石建物の一部の可能性がある礎石を検出した。	概要21
		第 2 地点	第 2 地点では、調査区を拡張して調査を行い、近代の礎石建物は藤田組の選鉱所である可能性が高まった。また、江戸時代後期の礎石建物と炉跡も確認した。	
平成24年	昆布山谷	第 3 地点	第 3 地点では、19世紀以降の礎石建物及び、江戸時代初期の岩盤加工遺構を検出した。	概要22
		第 4 地点	第 4 地点では、敷地境界となる石垣と土間面を検出し、木製木組遺構も検出した。	
平成25年	昆布山谷	第 4 地点	調査区を拡張して精査し、礎石建物及び、南北と東で敷地堺の石垣を検出した。建物南端でカマドを確認し、通り土間と台所を持つ建物跡と判明。木製木組遺構はころばし根太遺構と推定した。	概要22
平成26年	昆布山谷	第 5 地点	18世紀末～19世紀代の礎石建物を検出した。建物の内 1 棟は大型で南と西には側溝が巡っており、土間では小型の炉跡も検出した。調査区西端では岩盤加工遺構を、調査区南側では、藤田組の鍛冶場の礎石建物を検出し、内部では鍛冶炉を 2 基検出した。	概要23
平成27年	昆布山谷	第 5 地点	第 5 地点では、調査区西端を掘り下げ、岩盤加工を検出した。また、小範囲ではあるが、複数面の遺構面を確認し、製錬関連遺構(炉跡)も検出した。	概要24
		第 6 地点	第 6 ・ 第 7 地点では、岩盤加工遺構の顕在化を行い、顕在化した遺構の測量を行った。	
		第 7 地点		
平成28年	昆布山谷	第 5 地点	第 5 地点では、Ⅰ 区の調査区を拡張して下層の調査を行い、硬化面上に18世紀代のユリカス廃棄場を検出した。	概要25
		第 6 地点	第 6 地点では、道跡推定地の表土除去を行い、岩盤に掘り込まれた道跡を検出し、長楽寺参道と推定した。	
		第 8 地点	第 8 地点では、現道路部分の調査を行い、敷地区画の石垣及び、18世紀代後半の道跡を検出した。	
平成29年	昆布山谷	第 5 地点	前年度の調査区をさらに拡張し、下層確認を行った。残存状況の良好な炉跡、石組み水溜遺構などを検出し、17世紀後半の遺構と推定した。一部深掘りを実施し、江戸時代初期の岩盤加工遺構を検出した。また、敷地区画の石垣及び18世紀後半の道路遺構も検出した。	概要26

るもので、床下構造と考えられる木製木組遺構も検出されており、19世紀代の建物と推定されている。岩盤加工遺構は江戸時代初期と考えられ、下層の石垣、遺構面等は17世紀代と推定されている。

第5地点は、第2地点のすぐ南側の平坦面に設定された調査区である。5面以上の遺構面が確認されており、礎石建物跡、溝跡、炉跡、水溜遺構、岩盤加工遺構等の他、ユリカス集積遺構、ズリ堆積層等も確認されている。岩盤加工遺構は江戸時代初期と推定され、炉跡、水溜遺構は17世紀後半、ユリカス堆積層は18世紀前半と考えられている。その後、石垣を築いて敷地を2段に造成し、各段に18世紀末から19世紀代の礎石建物を建築している。調査区南側では、明治期の藤田組の鍛冶場と推定される礎石建物が検出され、内部で2基の鍛冶炉が確認されている。また、東側の調査区では、敷地境界と推定される石垣及び道路面が検出され、17世紀代と18世紀後半の2時期の構築と推定されている。

第6地点は、第5地点から約40m南東の位置の調査区で、谷が狭まって岩盤が露出している。岩盤には、加工痕が確認されたため、加工痕の顕在化及びトレンチ調査が実施された。調査の結果、岩盤に彫り込まれた階段と、その階段を含む道跡などが検出され、長楽寺の参道と推定されている。

第7地点は、第6地点の南側に隣接する調査区で、発掘調査は実施せず、岩盤の顕在化のみが行われた。その結果、岩盤に彫り込まれた溝跡、階段状遺構が確認された。また、高さ1.7m、幅1.7m、奥行き3m程の岩窟も確認された。

第8地点は、第5地点と第6地点の中間に位置する調査区で、道路部分を中心にトレンチ調査が実施された。調査の結果、敷地の境界となる石垣及び道路面などが検出され、18世紀後半の道路遺構と推定されている。石垣には階段が設けられており、石垣上面の平坦面では礎石も確認されている。

(新川)

Ⅲ. 石造物調査

石見銀山遺跡の歴史的過程を石造物という観察対象を通して明らかにし、鉱山遺跡としての特性を把握することを目的として平成11年度から実施している。

分布調査や発掘調査では、近世前半から明治期に至るまでの遺構、遺物が確認されていることから、16世紀から明治時代にかけて鉱業活動や集落形成がなされたと考えられ、石見銀山の開発初期から隆盛・衰退、近代の再開までの歴史を知る上で重要な地区といえる。これまで長楽寺墓地と虎岸寺墓地、妙本寺上墓地の石造物調査が行われており、多種多様の石造物とその基数が把握されている。

各墓地の概要と調査状況は以下のとおりであるが、昆布山谷の北側で合流する栃畑谷に所在する字甚光院の石造物調査も実施していることから、その成果についても記すことにした。

昆布山谷地区の墓地

長楽寺墓地

長楽寺は真言宗の寺院で、明治12年の「寺院明細帳（大田市所蔵）」によれば、もとは仙ノ山に造立され、その後、年代不詳であるが、昆布山谷に移転し、明治10（1877）年9月に神宮寺に合併されたと記載されている。境内地は昆布山谷の西側の尾根上にある標高292mの平坦面にあり、寺院建物の基壇が残存している。また、境内地の北西から南西には土塁状の高まりが設けられている。

境内地の北西側にある土塁状の高まりと、境内地の南側に延びる尾根上及びその西側丘陵斜面に墓地が形成されている。調査の結果、212基の石造物が確認され、紀年銘から16世紀末から18世紀中葉までの造営が判明している。境内地北西側には歴代住職の墓があることから、長楽寺に直接関連する墓地の可能性が高いが、一方、南側の尾根上や西側斜面には、真言宗、浄土真宗、浄土宗、日蓮宗、曹洞宗といった複数宗派の墓石が存在しており、共同墓地として営まれたものと推測される。

虎岸寺墓地

寺の由緒は不詳であるが、「上野家文書」や

「上知令に関する絵図」では禅宗寺院として記載されている。「要書録」の記述や「虎岸寺」という字名から大森町ニ274とその周辺に境内地があったと考えられている。

標高257～263mに位置する平坦面から斜面にかけて墓地が形成されており、約70基の石造物が確認できた。墓標を主体とする墓地の様相を呈しているが、享保5（1720）年の紀年銘のある一石五輪塔が最も古く、この時期に造墓が開始されたことが窺える。造墓数は18世紀前半から19世紀初頭にかけて増加傾向を示し、19世紀中頃には減少傾向になる。石造物には浄土宗や浄土真宗の墓が多数認められ、共同墓地的な様相が窺える。

地役人の丸茂久右衛門ほか8人によって建てられた組合せ宝篋印塔も確認されており、この宝篋印塔は石見銀山で近世前期に一般的に見られるものとは大きく形態の異なるものであった。これは特定個人の墓ではなく、総供養塔として造立されたものと推測され、地役人と地域社会、寺院との関わりを考える上で注目される。

妙本寺上墓地

妙本寺は日蓮宗の寺院で、「寺院明細帳」によれば、元龜（1570～1573）年間に、日基上人により創立されたが、天明2（1782）年の火災で記録類が焼失したため詳細は不詳という。

昆布山谷と栃畑谷が合流するすぐ上の丘陵に位置し、昆布山谷地区の墓地の中では最も広く、石造物の多い墓地でもある。墓石は丘陵上に万遍なく分布するのではなく、尾根上や斜面中腹に形成された平坦面に多く存在している。ある程度まとまりの見られる部分をA～Hの8地点に分けて調査を行い、総数500基以上の石造物が確認された。各地点で造墓開始時期は異なり、天正13（1585）年の紀年銘が記された一石五輪塔1基を確認したA地点が最も古いことが判明している。次いでB、C地点の天正18（1590）年、E地点の慶長4（1599）年となる。他の地点も17世紀前半頃からは造墓が始まっているようである。

妙本寺上墓地全体の造墓状況を見ると1600年代から1610年代にピークがあるものの、1620年代以降、減少傾向となる。1650年代から1720年代の約70年間には、紀年銘があまり確認されていない。このことは銀山地区における調査でも17世紀後半頃の墓石が少ないことと一致している。1730年代以降は徐々に増加の傾向をたどり、19世紀前半に第2のピークを迎えている。これも銀山全体では18世紀前半に宝篋印塔や五輪塔に代わって墓標類が採用され、19世紀初頭にかけて増加することと同様の傾向を示している。上記のことは17世紀初めの銀山の繁栄と衰退、再開発に伴う人口変動を反映しているもの

第2表 昆布山谷地区石造物一覧

調査 年度	地区名	寺院名・墓群	石造物の年代		一 宝	一 五	組 宝	組 五	無 縫	位 牌 形	尖 頂 方 形	笠 付 方 形	平 頂 方 形	尖 頂 方 柱	笠 付 方 柱	平 頂 方 柱	尖 頂 六 角	突 頂 方 柱	光 背 形	形 態 不 明	特 殊 形	石 仏	実測数	報告書
			上 限	下 限																				
H14	昆布山谷	長楽寺跡	文禄3(1594)	慶応元(1865)	39	9	11	4	19	2	29			27	1						1	7	149	参考(5)
H25	栃畑谷	字葛光院 (尾根上及び斜面)	文禄3(1594)	寛文3(1663)	42	20	16												3			2	83	参考(6)
H26	栃畑谷	字葛光院 (南東側斜面)	文禄4(1595)	正保3(1646)	56	21	27	1	4										1				110	参考(7)
H26	栃畑谷	字葛光院 (南側平坦面)	寛文3(1663)	昭和33(1958)	27	17	8	2	8		73	1		69		2			1			23	231	参考(7)
H27	昆布山谷	虎岸寺	享保5(1720)	明治45(1912)		1	1			1	27			28				1				14	73	参考(8)
H27	昆布山谷	妙本寺上 E地点	慶長4(1599)	明和8(1771)	42	12	35		2	3	5			1					2			2	104	参考(8)
H27	昆布山谷	妙本寺上 G地点	慶長元号	明治19(1886)	5	11	4	1	11	7	31	35	1		1	1	3			4		17	132	参考(8)
H28	昆布山谷	妙本寺上 A地点	天正13(1585)	延宝3(1675)	23	15	11	1	9										2				61	参考(9)
H29	昆布山谷	妙本寺上 B地点	天正18(1590)	元和2(1616)	1	11	1		1														14	参考(10)
H29	昆布山谷	妙本寺上 C地点	天正18(1590)	慶応2(1866)	20	15	18		2	1				109			1					3	169	参考(10)
H29	昆布山谷	妙本寺上 F地点	慶長12(1607)	文久3(1863)	16	3	4						1	40								4	169	参考(10)
H29	昆布山谷	妙本寺上 H地点	享保15(1730)	天保13(1842)		2	1		1					40				3				7	54	参考(10)

と推測される。

宗派を見ると、最初は浄土宗寺院の墓地として造営が開始されているが、日蓮宗、浄土真宗の墓が加わり、最終的には他の墓地同様に共同墓地的に営まれているようである。

栃畑谷地区の墓地

字甚光院

甚光院は大谷、御崎谷、出土谷が俯瞰できる栃畑谷の丘陵突端に位置し、佐毘売山神社の北東150mに所在している。字「甚光院」というように、かつて付近に寺院が存在していたと想定されるが、確かな伝承も少なく寺院の性格や存続期間は不明瞭である。

丘陵頂部や緩斜面、南側平坦面に石造物が確認されている。16世紀末から丘陵頂部及び斜面において造墓が開始され、17世紀初頭には造立数は最初のピークを迎える。この中には総高が180～190cm前後となる大型の墓塔も含まれることから、銀山最盛期を担った「山師」等の墓である可能性が考えられている。丘陵上での造墓活動はこれ以降減少傾向となり、17世紀後半には停止している。一方、南側平坦面では17世紀後半以降に造墓が始まる。18世紀以降の墓標を中心とする墓域であるが、丘陵上の墓域が飽和状態となり、こちらに移動したものと推測されている。

南側平坦面に墓域が移動してから墓標が出現するまで、すなわち17世紀後半から18世紀前半にかけては、それ以前と比べて造墓数は低調である。18世紀中葉以降の造墓数は順調に増加しており、こうした造墓数の増減の様相は昆布山谷地区の墓地と似たような傾向を示している。この墓地は当初は浄土宗寺院の墓地として造営されているが、1770年代になると浄土真宗の墓が現れ、以後は2つの宗派の墓が共存していることが明らかとなっている。

以上のように昆布山谷地区を中心とする墓地・石造物の様相を概観してきた。各墓地とも多少の相違は認められるものの、造墓数の推移についてはほぼ一致しているようである。再度述べると、17世紀初頭から前半にかけて1つの

ピークがあり、その後、17世紀中葉から18世紀前半頃までは大幅に減少するが、18世紀中葉以降は再度増加する傾向にある。

この要因については銀や銅の生産量の変動などが影響していると考えられるが、昆布山谷集落の変遷を考えたとき、この石造物の推移の様相から、ある程度の景観復元は可能と考えられる。(今岡)

IV. 石垣調査

石見銀山の景観や集落の変遷を考えるにあたり、石垣の景観がしめる割合は大きいと思われる。

そこで、石積みや石垣から時期変遷を辿ることを目的に、基礎的な調査の一環として石垣の編年図を作成することになった。

平成25年(2013)～平成30年(2018)の間、大森・銀山地区内において、構築年代の分かる石垣、あるいは推定できる石垣を対象に、特徴的な箇所の実測作業をおこなった。また、発掘調査で検出された推定時期が分かる石垣においても実測図を掲載した。そして、作業途中に石垣の積み方などに、大きな違いがあることが分かり同時に分類作業もおこなった。

分類

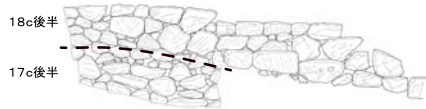
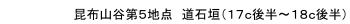
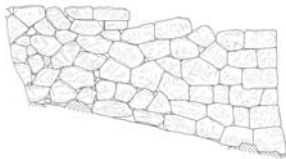
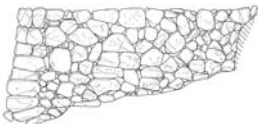
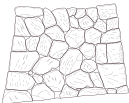
自然石のみで積んだ石垣は都合上除き、割石または切石で構築された石垣を対象とした。

I 類

割石と切石を使用し、大小の石材を組み合わせ乱積み、もしくは落積みのもの。石材は自然石や割石もしくは一部加工したものを使用。また、隙間が多く見られ小石を詰めているところもある。隅部は算木積みとしている。多くは、一般的な敷地の地割りなどに見られた。これは構築コストが低いためか、あまり視覚的効果を重要視しない石垣に採用されるケースが多かったと思われる。ただ、時期的な相違もあるため一概には言えない。

II 類

切石を使用し、石材を多角形に加工して隙間なく積み上げ、乱積みと亀甲積みの中間的様相のもの。切石は丁寧に加工され、表面には鑿痕

類別 時期	I 類	II 類
17c後	 昆布山谷第5地点 SK04石積(17c後半)  昆布山谷第5地点 SK03石積(17c後半)	
18c前		
18c中	 昆布山谷第5地点 道石垣(17c後半～18c後半)	
18c後		
	出土谷 敷地割り石垣(18c後半)	昆布山谷第6地点 道石垣(18c後半)
19c前	 昆布山谷第4地点 敷地割り石垣(19c初)  昆布山谷第5地点 敷地割り石垣(19c初)	
		
	栃畑谷 佐毘売山神社 地割石垣(19c前半)	栃畑谷 佐毘売山神社 拝殿石垣(19c前半)
19c中		
		大谷 神宮寺石垣(19c中)
19c後		
	藤田組 事務所跡(栃畑谷)石垣(明治19年)	下河原 豊栄神社本殿石垣(幕末)
		
	藤田組 清水谷製錬所跡石垣(明治27年)	藤田組 栃畑谷所在火薬庫石垣(明治20年)
20c前		
	藤田組 休谷所在火薬庫土手石垣(明治28年)	大谷 高橋氏碑石垣(明治41年)

第3図 銀山区域内石垣分類編年図

が明瞭に残る。中には、石材の周囲に2～3cm幅で平鑿による丁寧な仕上げがされているものもある。これは、現地で加工・施工されたものと見られる痕跡である。このⅡ類は、現段階では18世紀後半まで遡ることができ、社寺・商人・重要施設などに多く見られた。これは、構築コストが高いとみられ、視覚的効果が重要視される寺社や重要施設に採用されたと思われる。また、銀山地区内では18世紀後半以降、両類は並存している。(分類表は銀山地区内を対象としている。)

時期区分

資料が充分ではないが、現段階での分類表から三つの画期が読み取れる。1期は18世紀後半以前のⅡ類がまだ出現せず、Ⅰ類のみの時期である。2期は18世紀後半以降のⅠ類とⅡ類が並存しつつ、規格品でない石材を積み上げる時期。3期は明治に入り比較的積み方の特徴がなくなる時期と大まかに分けられる。

石材と石工

石材に関しては、流通コストの違いが大きいと思われることから地元産(大森や久利など)か、それ以外とに分けられる。石工に関しては、在地の石工によるものか、他地域からの出稼ぎによる石工によるものかは不明である。また、報酬によっても当然加工の仕方が変わってくるものと思われ、Ⅰ類とⅡ類で石工が別人であるとも言い難い。例えば、清水谷製錬所の石垣においては主要部と思われる石垣はⅡ類であるのに対し、屋外にあたる部分はⅠ類の加工・積み方である。同じ石工でなくとも、棟梁(技術者)クラスは重要部を、他の者は棟梁の下請けでその他を請け負うという同一石工集団内での作業の違いということも考えられる。同様に佐昆売山神社においても、拝殿正面の誰もが目に付く場所はⅡ類、敷地の石垣においてはⅠ類の積み方である。

このように、用途・重要性・見せ方などによる石垣の使い分けがされていることがよく分かる。今後、自然石のみを使用する積み方の分類追加、石材の解明、石工の特徴・流れ、周辺の

山陰地方との比較・山陽地方との関連性、他の天領内での違いなど、まだまだ基礎となる調査が必要である。(尾村)

3. 昆布山谷・出土谷地区の景観と変遷

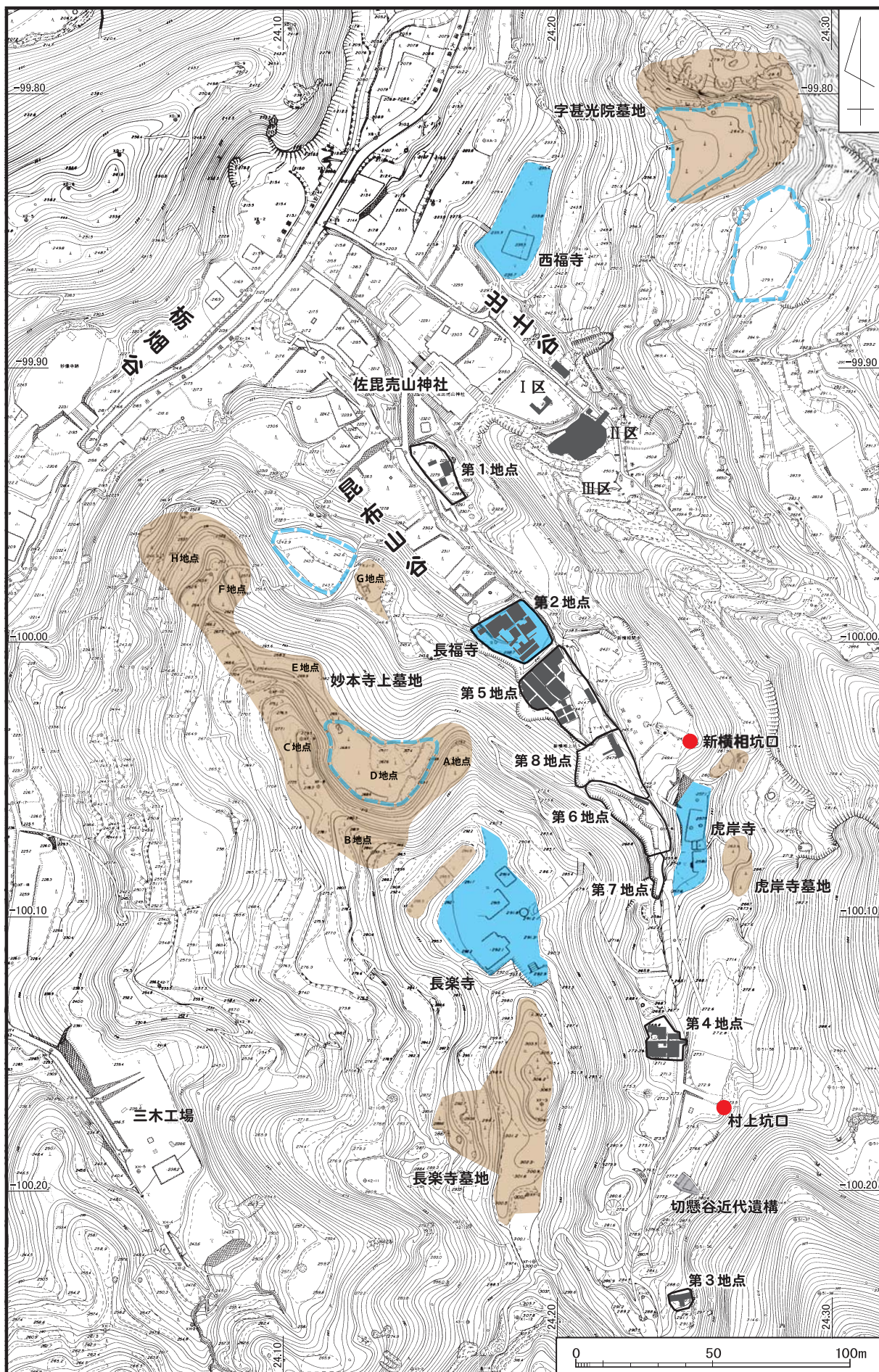
Ⅰ. 景観変遷の時期区分と概要

鉱山が開発されると、周辺部に関連施設や町屋ができ、鉱山町が形成される。石見銀山の昆布山谷・出土谷地区もその一部であり、銀山発見の16世紀前半より休山した20世紀の前半までの400年にわたる歴史をもつ。

中世から近代にかけて、銀や銅の産出量はそれぞれの時代で変動がある。そのことが、人口の増減、さらに町の盛衰にも大きく影響を与え、結果的には時期別の景観を作り出していった。

以下、遺跡の分布調査と発掘成果を基に、文献史料や墓石の紀年銘を参考にして、昆布山谷・出土谷地区の景観変遷を7区分して以下に記述してみたい。

- Ⅰ期 16世紀代** 銀山発見から毛利氏支配下の銀山の開発初期にあたる。遺構は未確認。
- Ⅱ期 17世紀前半** 大規模に採掘が行われた時期である。谷合いに製錬施設があり、尾根上には寺や墓地が造られている。
- Ⅲ期 17世紀後半** 銀生産が減り、衰退期となる。
- Ⅳ期 17世紀末～18世紀前半** 発掘調査では遺構・遺物が減少する。
- Ⅴ期 18世紀後半～幕末期** 銅が生産の主体となるが、生産量は縮小する。谷合は、道を機軸に、大規模に区画され、製錬遺構や住居跡が確認されている。
- Ⅵ期 19世紀後半** 明治初期で、民間資本が継続して鉱山経営にあたっている。明確な遺構等は未検出。
- Ⅶ期 19世紀末～20世紀前半** 藤田組が操業を始め、大規模に近代化を図る。谷合には藤田組の関連施設が造られる。



第4図 昆布山谷・出土谷調査区・施設位置図 (1 : 2,000)

1923年（大正12）に休山。
20世紀後半～現在 戦時中再開発。
1943年再度休山。戦後、谷合も山林化が進む。

Ⅱ. 昆布山谷・出土谷地区の景観

Ⅰ期（16世紀代）

戦国時代の大永7^①（1527）年に、石見銀山が発見され、石銀地区を中心とする仙山一帯で、銀の採掘が始まった。同時に鉾山町も出現し、後に「銀山六谷」と呼ばれる大谷、休谷、下河原、栃畑谷、昆布谷、本谷では、鉾山関係者が多く暮らすようになる。銀の生産も16世紀後半には飛躍的に伸び、東アジアの経済活動に大きな影響を与える鉾山として遠くヨーロッパまで知られることとなった。

しかし、この時期の状況を伝える文献史料は少なく、さらに昆布山谷・出土谷に関しては今のところ断片的な出来事しか知り得ない。『銀山旧記』によれば、天文8（1539）年、大内（蔵）丞、坂次郎、采女丞等が昆布山で、銀を製錬し、大内氏に毎年500枚運上銀を献納した。また、『銀山記』と『おべに孫右衛門縁起』には、天文11（1542）年8月、仙山の大風雨により昆布山谷で洪水が発生し、1300人が死亡したと記されている。この人数については確証がないものの、大規模に森林が伐採された鉾山や山間の町では、当初から洪水に悩まされていたことを伝える記事である。

これまでの発掘調査においては、昆布山、出土谷両地区での16世紀代の建物跡や製錬遺構は検出されていない。さらに、出土品の中にも、16世紀代のものはほとんど確認されていない。よって、今の段階では考古資料からは当時の様子復元することはできない。

一方、石塔は尾根上には多く残っている。銘文の中で、最も古い年号としては、昆布山谷の妙本寺上墓地に天正13（1585）年のものがあり、また、同谷で文禄3（1594）年のものが長楽寺跡にある。出土谷でも1594年の石塔が甚光院跡にあり、同谷では最も古い。その後、江戸時代にかけて多数の石塔が建て続けられ、昆布

山谷の南側の尾根部を中心に墓地として使われていった。この尾根には、大きな平坦面が点在しており、石塔が多く存在することや地名からすると寺跡の可能性が高い。

また、「上野家文書」「高野山浄心院古檀家姓名録」^②には、石見銀山の住民で、高野山に石塔を建てた人や、お初穂を納めた人の名前、年月日が書かれており、16世紀代では30人程の名前が出てくる。その中で最も古い記載は、出土谷では天文3（1534）年11月17日の「出し土手島惣右衛門」であり、昆布山では天文8（1539）年3月23日の「昆布山 松ヤ三郎、次郎」である。この史料からは銀山発見後の早い時期に、昆布山谷や出土谷には、人々が住み始め、町が形成されていたことが窺える。

同じ姓名録には、「昆布山 古岩寺 天文20年」の記載もある。現在、昆布山谷（東18～21）の平坦面に虎岸寺跡があり、裏山には江戸時代の墓地も残る。この寺が天文20（1551）年には、昆布山谷に存在していたことを裏付けるものである。なお、『資料毛利氏八箇国御時代分限帳』（マツノ書店、岸浩、1987）には、邇摩郡の神社の項に5石「山神ノ主」とある。これより山神（佐毘売山神社）が銀山に存在していたことは知れるが、現在の場所かは不明である。なお、同項には7.12石「佐摩大森ノ大明神」の記載もある。（西尾）

Ⅱ期（17世紀初頭～17世紀前半）

この時期は、昆布山谷の各地で開発の痕跡が検出されている。第3地点、第4地点、第5地点では、下層確認トレンチが岩盤にまで達しており、いずれにおいても岩盤加工遺構を検出している。基本的な加工は、岩盤を削平して平坦面を形成するもので、岩盤を削り取って敷地を確保しようとする意図がうかがえる。中でも、第5地点Ⅰ区で検出された岩盤加工遺構は、大規模に平坦面を削平し、縦横に溝を掘り込んでいる。また、このような岩盤の加工痕は、第1地点、第7地点、第8地点でも確認されている。これら3地点の加工痕は、伴う遺物が出土していないため構築時期は明確にし得ないが、

17世紀初頭と考えられる昆布山谷地区第3～第5地点の加工痕と共通する点が多い。こうした加工痕は、調査したほとんどの地点で確認されていることから、同様の加工が谷全体に及んでいたものと推定され、大規模な造成工事を伴う開発が行われていたことを裏付けるものである。

また、出土谷地区の調査においても、Ⅱ区の下層確認トレンチの調査により、少なくとも17世紀初頭には開発が始まっていたことが確認されており、同様にⅡ区では岩盤加工遺構も検出されている。こうした成果から、出土谷を含めた昆布山谷一帯で、17世紀初頭には大規模な開発が行われたものと推定される。

このような開発行為の実態については不明な点が多いが、時期的に江戸幕府の開幕に重なることから、幕府主導により大資本が投入された可能性も考えられる。また、民間資本による開発であっても幕府による優遇措置がとられていたことも考えられる。

さらに、第5地点Ⅰ区の調査では、岩盤加工の直上に15～20cm程度盛土、整地をして製錬炉（SX17～19・30）や溝（SD09）等を構築して

いる。17世紀前半から中頃の遺構と推定され、当地においては比較的短期間に改修や建替えが行われていたものと考えられる。

この時期のことを記した文献史料は乏しいが、慶長7（1602）年に、大久保長安が大森の町普請を指示したことを示す史料が残っており⁽³⁾、この時期に大規模な造成工事が行われていることから、昆布山谷を含む銀山町にもなんらかの普請の指示が出されていた可能性は否めない。また、発掘調査ではまだ痕跡を検出していないが、慶長8（1603）年には銀山大火があり、三千軒が消失し、山神社も類焼したという史料もあり⁽⁴⁾、大久保長安が再建したとある。

当時の景観を考える上では、絵画資料も有力な手がかりとなる。現在、元和年間作成の「元和年間石見国絵図」⁽⁵⁾や、正保2年に作成された「正保石見国絵図」⁽⁶⁾等が知られており、銀山の様子をうかがえる貴重な資料となっている。それぞれ、元和年間、正保年間の様子を書き記したのと考えられており、この中で、昆布山谷に相当する場所には、仙ノ山の南側に抜ける道と、その両側に町並みが描かれており、当時はすでに町並みが形成されていたものと見



第5図 昆布山谷5地点Ⅰ区

てとれる。また、「正保石見国絵図」には、「御吹屋」の建物が描かれており、昆布山谷か栃畑谷かは判然としないが、「吹屋」である製錬施設が存在していたものと考えられる。

その他、石造物調査の行われた長楽寺墓地、字甚光院墓地、妙本寺上墓地については、紀年銘が判読できた墓石の年代別の変遷図が作成されている（第10図～第12図）。これまでの調査成果から、妙本寺上墓地の変遷傾向が銀山柵内全体の傾向とほぼ一致している。また、Ⅰ期の項で指摘したとおり、いずれの墓地も最古の墓石は1500年代まで遡るが、17世紀初頭に造墓のピークを迎えている。これらの墓石は宝篋印塔や五輪塔といった墓塔系の墓石が中心で、山師など富裕層の造墓状況を示していると考えられている。このため、単純に人口の多寡を反映しているとは言い難いが、少なくとも、この時期に人口増加を伴う大きな画期が存在していたことは示していると思われる。

これらの墓地は、いずれも谷を取り囲む尾根

上に立地している。長楽寺以外の所在地は明確ではないが、墓地の近くに広い平坦地が確認されていることから、寺域であった可能性が指摘されている。

こうした成果から、17世紀初頭には、谷内には大規模な造成によって形成された平坦面上に町屋が立ち並び、周囲の尾根周辺には寺院と墓地が形成されていたと推定される。

Ⅲ期（17世紀後半）

17世紀後半になると、遺構が確認できる地区が大きく減少する。谷奥で、谷幅も狭まる第3地点では17世紀初期に岩盤を加工して以降、幕末頃まで遺構が確認出来なくなる。第1地点、第2地点でも、下層確認トレンチが当該期まで掘り下げていないこともあり、確認出来ていない。出土谷においても、17世紀後半～18世紀前半までの遺構は確認されていない。

こうした中で、昆布山谷第5地点のⅠ区では、17世紀初頭、17世紀前半、17世紀後半と連



第6図 元和年間石見国絵図（銀山柵内部分）



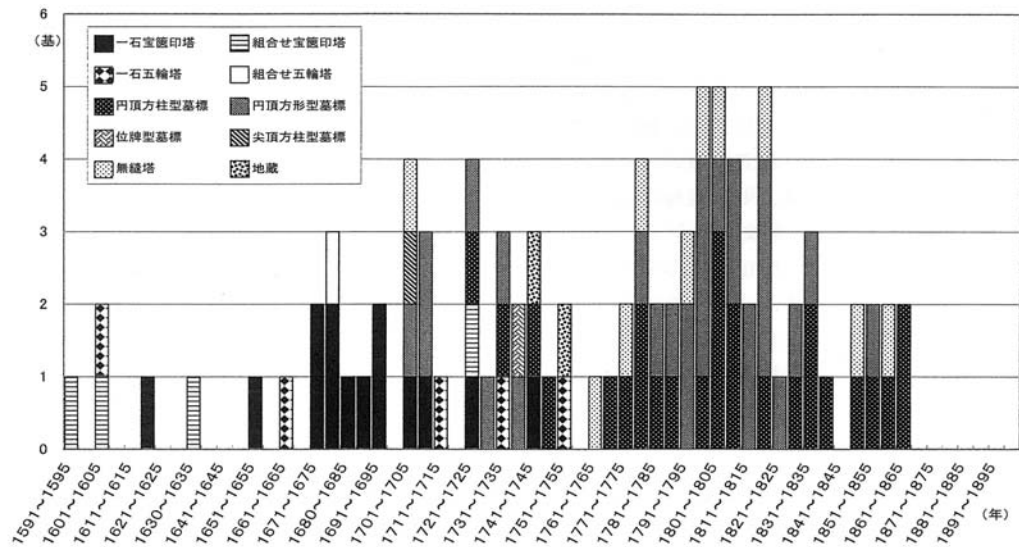
第8図 正保石見国絵図（銀山柵内部分）



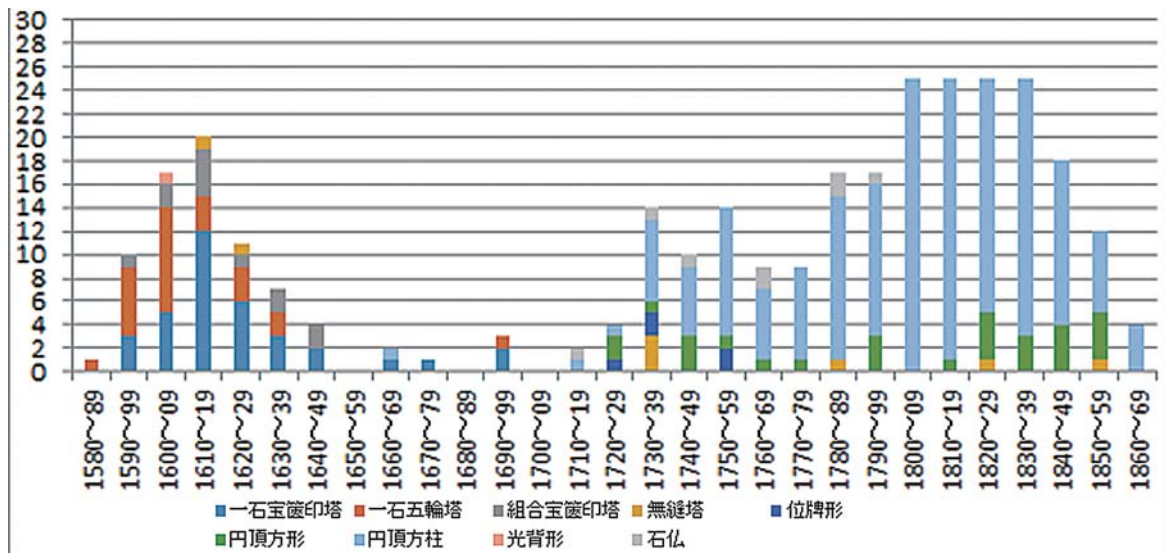
第7図 元和年間石見国絵図（昆布山谷周辺部）



第9図 正保石見国絵図（昆布山谷周辺部）



第10図 長楽寺墓地造墓状況



第11図 妙本寺上墓地造墓状況



第12図 字甚光院墓地造墓状況

綿と遺構が継続して確認されている。特に、17世紀後半においては、大規模な石組み水溜遺構（SK03・SK04）や、溝を伴う製錬炉（SX28・SD05）等が検出されており、他地点とは大きく様相が異なっている。また、第4地点でも下層確認トレンチで、この時期と推定される石垣を伴う平坦面を確認している。

こうした成果から、昆布山谷、出土谷では全体的には活動空間も狭まり、衰退傾向にあるものの、場所によっては本格的な生産体制が維持され、それに伴う施設も整備されていたものと推定される。

この時期の様子を記した絵画資料は確認されていない。ただ、延宝3（1675）年に奉行制から代官制に移行している。このことは幕府の機構整備の一環としての措置とも捉えられている⁽⁷⁾が、発掘調査成果とも合致している。

谷周辺の造墓状況を見ると、字甚光院墓地と妙本寺上墓地ではこの時期に造墓が減少しており、人口の減少を反映したものと考えることができる。一方で、長楽寺墓地については、17世紀後半～18世紀前半にかけて逆に造墓が増えている。

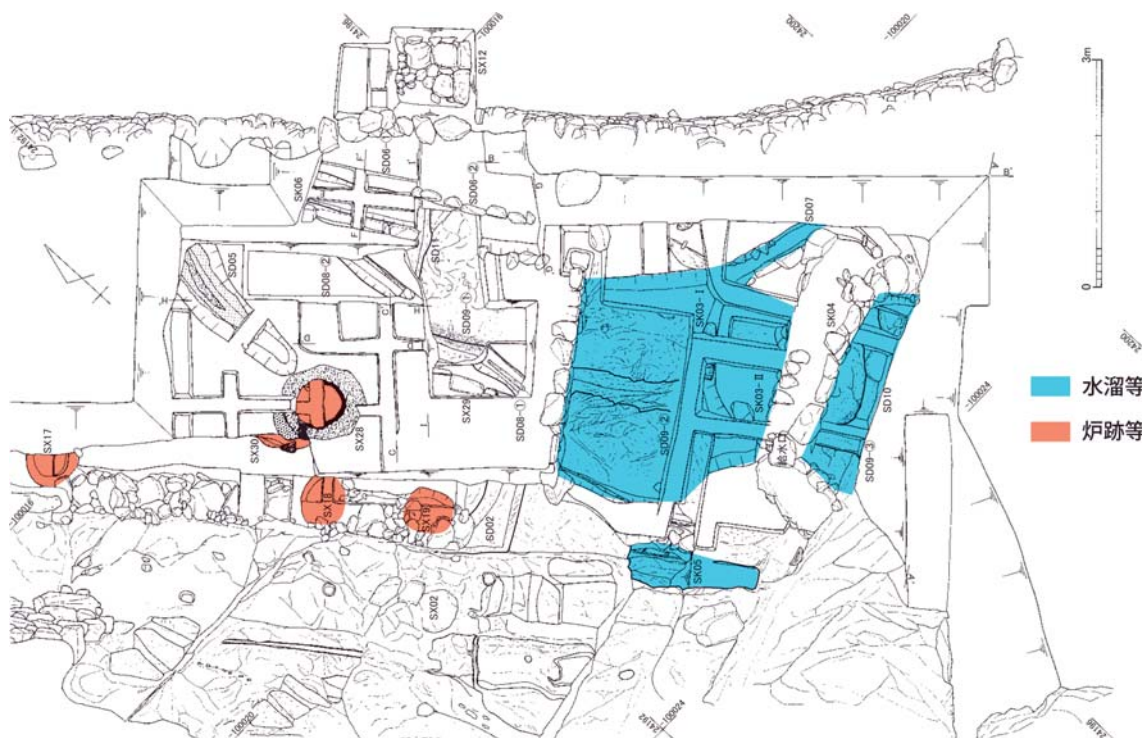
昆布山谷の発掘調査成果では、第5地点のよ

うに部分的には本格的な生産施設が維持、経営されていたことが判明しており、一様には衰退していない複雑な様態が明らかとなっている。こうした状況の中で、長楽寺がこの時期に生産に従事した者や、当地に居住した人々の信仰と造墓を担っていたことが推察される⁽⁸⁾。甚光院などは早々に記録に見えなくなるのに対し、長楽寺は明治5（1872）年に地震の被害を受け、明治10（1877）年に神宮寺に合併されるまで、昆布山谷の尾根上に存続していたことが知られており、江戸時代を通じて当地に深いかかわりを持っていた。

こうしたことから、17世紀後半の昆布山谷周辺は、産銀量の減少に伴い谷全体に展開していた生産、居住空間は第4地点より下流に限定されるようになったと推定されるが、そうした中でも、第5地点のように集中的な生産施設が設けられるなど、一部においては活況を呈する状況であったと考えられる。

IV期（17世紀末～18世紀前半）

この時期は、Ⅲ期に引き続き遺構の検出は低調である。第5地点Ⅰ区においても、18世紀前半には遺構面は存在するものの、積極的な土地利



第13図 昆布山谷第5地点Ⅱ区遺構配置図（1：100）

用は行われておらず、第5地点Ⅰ区はユリカス・ズリの廃棄場となっている。逆に考えれば、この第5地点Ⅰ区ではないものの、付近では選鉱作業が行われていたことを物語っており、谷内では生産活動が引き続き行われていたことになる。このように頻繁に作業場が変更されていく背景には、間歩の開発状況が密接に関わっているものと考えられ、採掘が行われている間歩の近くに作業場が移って行ったものと考えられることができる。

第5地点Ⅱ区では、下層確認トレンチで18世紀代の遺構面を確認しており、18世紀後半まで存続していたと推定されているが、調査面積が僅かであるため、明確な遺構は検出されていない。

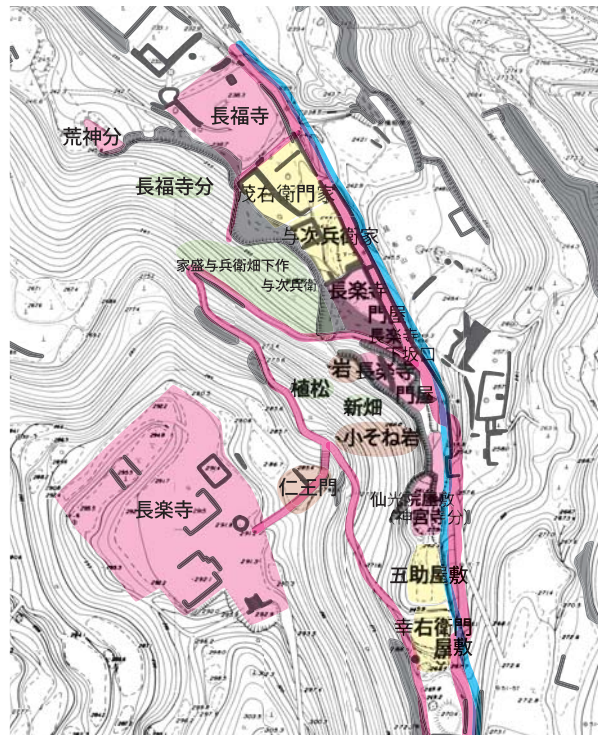
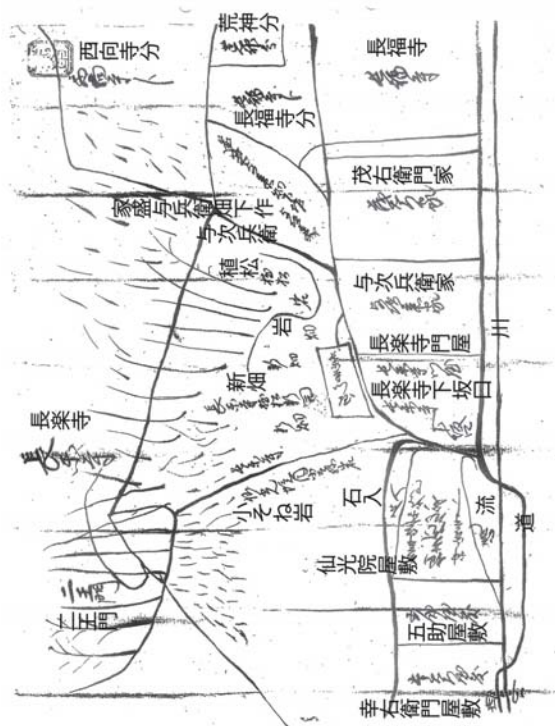
第4地点で検出された17世紀代の石垣と平坦面については、調査範囲が狭小であったので、存続期間が明確ではなく、18世紀代まで存続していた可能性は残るが、当該期の遺物の出土量からみて、積極的に利用されていた可能性は低い。

この時期の様子が分かる文献史料に「安田家文書」の正徳6（1716）年「長楽寺・仙光院の境界絵図」⁹⁾が知られている。これは、水害に

よって石垣が流失したことにより、土地の境界を証明するための絵図及びその説明文で、概ね、第2地点から第4地点あたりまでの、谷左岸から尾根上までが描かれている。その絵図と記載内容を現地形に反映させたものが第14図である。この中で、敷地の記載には「〇〇家」と「〇〇屋敷」と使い分けがされている。「家」は建物を伴う敷地で「屋敷」は建物を伴わない敷地のみの場所と解釈することが出来る。よって、この時点では長楽寺下坂口より上流の3箇所については敷地のみとなっていたと推定され、上流側は空き地の多い地域となっていたと見てとれる。

また、最も下流の敷地には長福寺と記されており、明治期の地番などから第2地点の平坦地と推定され、この時点では、この場所に長福寺が存在していたことになる。

図中で、発掘調査を行った第5地点については、「茂右衛門家」¹⁰⁾と記載されている。この地点の西端（Ⅰ区）は当該期にはユリカス・ズリの廃棄場となっていることが判明している。また、敷地中央部（Ⅱ区）は上層で検出した建物跡を破壊しないよう、一部トレンチによる調査を行ったのみであるが、18世紀代の遺構面を検



第14図 正徳6年「長楽寺・仙光院の境界絵図」(左)・及び現地形での推定地(右)

出しており、調査では検出できなかったが、建物が建てられていた可能性は残る。

長楽寺下坂口推定地では、発掘調査により、岩盤を掘り込んだ道跡が確認されている。道路脇には現在も地藏が安置されており、石造物を安置したと思われる岩窟も確認されていることから、長楽寺参道の可能性が極めて高い。この道路遺構の年代は、出土遺物が乏しく明確には出来ないが、絵図と位置が一致しており、現状の姿になっていたかどうかは別にして、当時にはすでにこの場所に参道が存在していたとみて良いであろう。

一方、仙光院屋敷と記載されている敷地について、同史料では、50～60年前に居住した仙光という山伏が名前の由来であるとしており、正徳6年当時は長楽寺門屋の者が耕作している記載があることから、すでに畑地になっていたことがうかがえる。推定地内では、幅、高さが共に1.7m程の岩窟が現存しており、奥壁では小窟と刻書が確認された。出土遺物が無く、明確な時期は不明であるが、正徳6年にはすでに畑となっていることから、岩窟の掘削はそれ以前と推定され、仙光が居住した時期に、何らかの



第15図 長楽寺下坂口推定地の階段遺構

宗教施設として掘削された可能性も考えられる。

周辺の造墓状況を見ると、妙本寺上墓地では18世紀前半から造墓が増えているが、全体としての傾向は前述の通りである。一方、谷右岸の平坦地には虎岸寺跡があり、石造物調査も実施されている。墓石の年代別変遷図は第17図の通りで、最も古い墓石は享保5（1720）年となっている。長楽寺墓地、妙本寺上墓地、字甚光院墓地の造墓開始年代が16世紀に遡るのと比較して明らかに後出する墓地である。立地を見ても、長楽寺他の寺域、墓地は尾根上にあるのに対し、虎岸寺は谷内の平坦地に立地している。

I期の項で述べているように、虎岸寺は16世紀代から昆布山谷に所在していたと考えられていることから、本来尾根上に立地していたものが享保年間に現在地に移転してきたものと推定される。また、長福寺も正徳6（1716）年時点では、第2地点に所在していることは前述の通りであるが、墓地については妙本寺上墓地G地点に棲み分けをする形で造墓されたと指摘されており⁽¹¹⁾、墓塔系の墓石を除けば、18世紀初頭から造墓が開始されている。こうした造墓状況から、長福寺も17世紀末から18世紀初頭に移転してきた可能性が考えられる。

一般に、石見銀山の寺院については、元来は山上に立地していたものが、時代が下るにつれ、山麓に移転する例（清水寺など）が知られており、虎岸寺と長福寺についても、元の間所から移転した例と推定されるのである。

こうしたことが可能となったのは、正徳6（1716）年には長楽寺下坂口上流の敷地が、すでに建物が建っていなかったように、人口の減



第16図 仙光院屋敷推定地の岩窟

少により、谷内の平坦地に多くの空き地が生じていたことが背景にあると考えられる。

こうした成果から、17世紀末～18世紀前半頃の昆布山谷は、生産、居住は継続されているものの、建物が減少し、空き地が多くなっていたと推定される。空き地は畑として利用されていたほか、尾根上にあった寺院が谷内の空き地に移転する状況にあったものと推定される。

V期（18世紀後半～幕末）

この時期になると、再び各所で遺構が検出されるようになる。出土谷Ⅱ区では製錬施設を3基伴う礎石建物が検出され、No.247間歩と同時期に機能した建物と推定されている。出土遺物から18世紀後半頃の建物とされているが、肥前陶磁器でも外青磁と端反の碗がほとんど出土せず、広東碗が主体であることから、18世紀でも第4四半期以降から19世紀初頭という短期間での操業であったと推定できる。製錬炉は銅生産に関連したものと考えられており、当該期には銅生産が本格化していたことを示す遺構と評価されている。製錬所として使用されなくなった後には、幕末まではズリの廃棄場となっており、調査時には、直径8m、高さ4mのズリ山となっていた。

昆布山谷4地点では、18世紀終わり頃に、以前の石垣を埋めて、新たに石垣で敷地を造成し、その上面に、礎石建物（SB01）が建てられている。建物は、南側に通り土間とカマドを

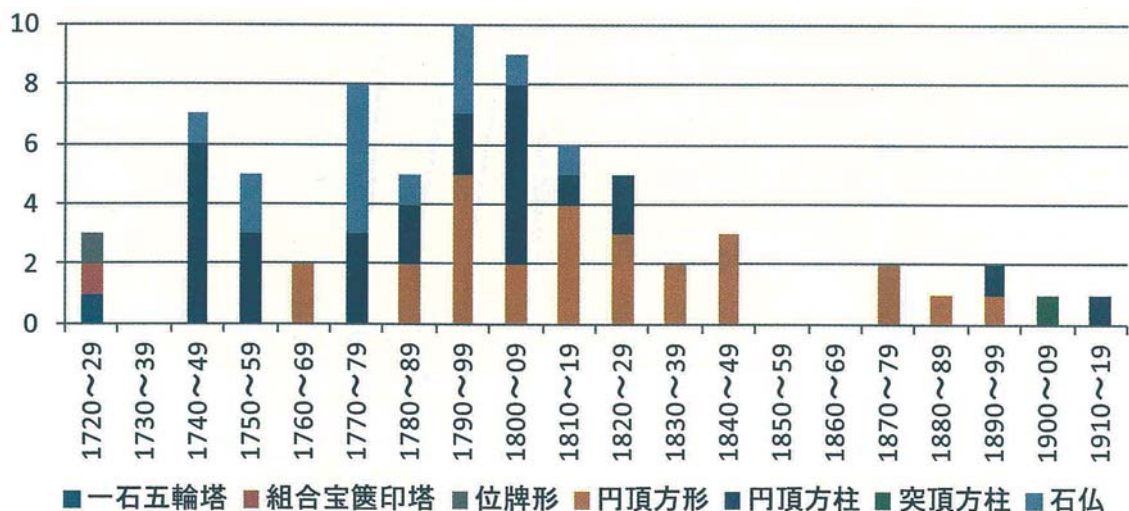
持ち、床部分では一部に根太が残存していた。その床下に相当する位置で、一辺1.7m程度の方形土坑も検出しており、床下収納の可能性が考えられている。建物の入口は、通りに面した南東側に設けられていたと推定され、平入りの建物であったと推定される。出土遺物から、幕末頃まで存続したと考えられる。

昆布山谷5地点では、18世紀終わり頃に、ズリ山となっていた敷地西側に、石垣を築いて2段に造成し、上段と下段にそれぞれ礎石建物を建築している。上段の建物（SB01）は、礎石が石垣の直上に設置されており、敷地いっぱいまで建てられていたことが判明している。出土遺物が少ないことから、居住用の建物ではなく、倉庫などであったと考えられる。

下段の建物（SB02）は、桁行5間（12m）×梁間2間（4m）以上の建物で、仮に5間×3間としても建物面積が72㎡以上の建物が想定される。鍋や食器類が豊富に出土しており、居住用の建物と思われ、これらの出土遺物から幕末まで存続していたものと推定される。また、出土遺物の中には急須の蓋も含まれており、居住者は煎茶を嗜める階層、文化程度の人物であったことがうかがえる。

第1地点及び第2地点では、当該期の礎石建物と炉跡を検出している。建物はいずれも礎石のみの検出で、規模等は不明であるが、炉跡は2基とも直径90cm程度の円形状を呈する。

第1地点は、No.229間歩の前面平坦地に設定



第17図 虎岸寺墓地造墓状況

したトレンチで、炉跡はNo.229との関連が示唆されるが、間歩の操業面と、炉跡検出面の関係性については確認できていない。

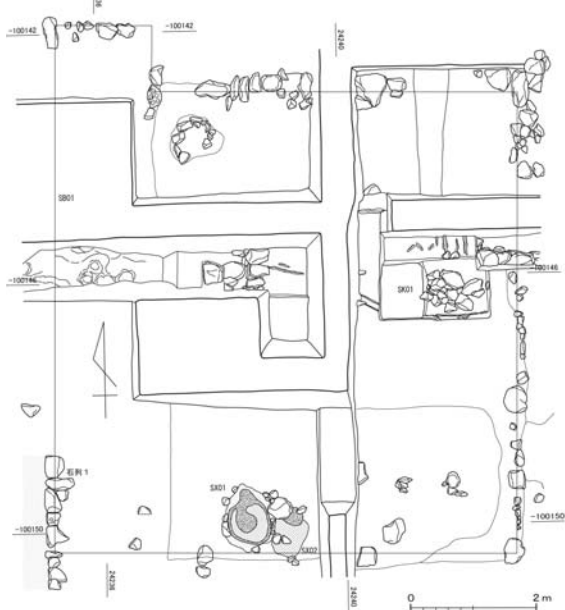
いずれの建物も吹屋と考えられるが、第2地点については、当時、長福寺が存在していたと考えられており、両者の関連性については不明である。また、第2地点においては明治期の建物が検出されているため、長福寺に関連する遺



第18図 出土谷地区II区



第19図 昆布山谷4地点SB01



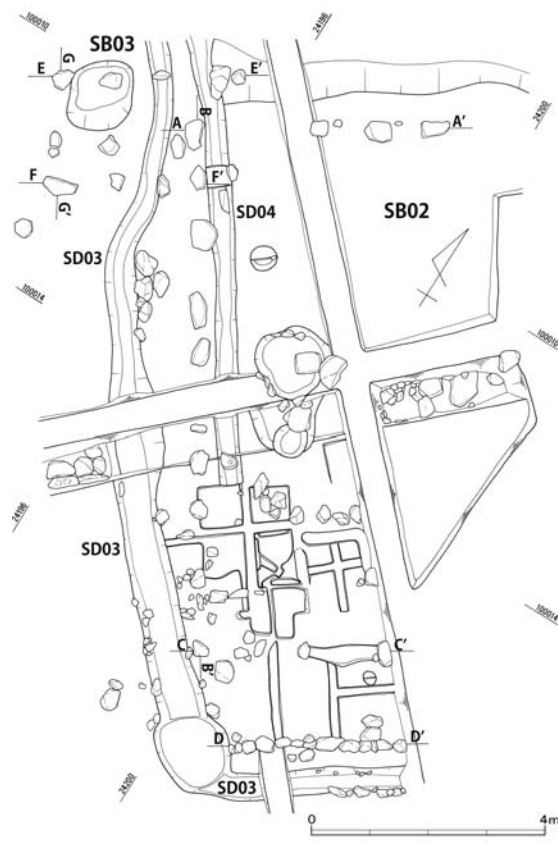
第20図 昆布山谷4地点SB01

構は確認されていない。

第8地点では、18世紀後半に構築されたと推定される石垣が検出され、前面には道跡も確認された。石垣上には礎石も検出されており、石垣上の平坦面には礎石建物が建てられていたと推定される。道路面上には上部から落下したと考えられる木舞こまいが検出され、石垣上の礎石建物は土壁を有する建物であったと考えられてい



第21図 昆布山谷5地点SB02



第22図 昆布山谷5地点SB02

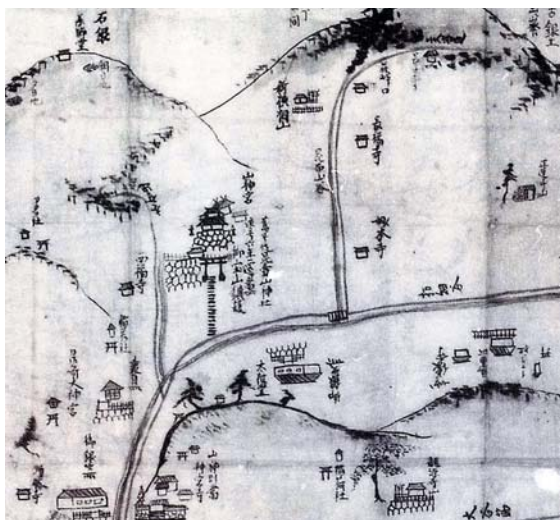
る。この建物については、木舞が道の直上に落下していることから、幕末から明治初期には崩落したものと推定され、幕末までに使用されなくなった可能性が高い。

その他、この時期の資料は17世紀前半期に比べ飛躍的に増大しており、景観復元についても一定の成果が示されている⁽¹²⁾が、紙面の都合もありここでは割愛する。

絵図については、寛政元（1789）年の記載がある「石見銀山麓絵図」⁽¹³⁾（第23図）や文政年間作成と考えられる「銀山町絵図」⁽¹⁴⁾（第24図）が確認されている。

昆布山谷付近を見ると、「石見銀山麓絵図」では、谷の右岸には「新横相山」が、谷の左岸には上流側から「長楽寺」、「萩峠口」、「長福寺」、「妙本寺」が描かれている。一方「銀山町絵図」では、やや蛇行する川に2本の橋が架かり、右岸には「新横谷四ツ留番所」、左岸に「萩ノタオ番所」、山腹に「長楽寺」、「妙本寺」が描かれている。「新横相山」と「新横台四ツ留番所」は共に新横相間歩のことと考えられ、「萩峠口」と「萩ノタオ番所」は萩峠口番所と考えられ、両者の位置関係はほぼ一致している。また、やや位置は異なるものの長楽寺、妙本寺も描かれている。長福寺については「石見銀山麓絵図」には描かれているが「銀山町絵図」には描かれていない。

ここで注目されるのは萩峠口番所で、江戸時代初期に三久須境の尾根上に設置されたもの



第23図 石見銀山麓絵図（昆布山谷周辺部）

が、寛政元（1789）年の「石見銀山麓絵図」には新横相間歩の付近に描かれていることであろう。同様に萩峠口番所も妙像寺付近に描かれている。これは、寛政元（1789）年には番所が新横相間歩付近に移転していることを示唆している。人口減少により、建物数も減少したことで尾根上に設置する必要性が無くなり、利便性を優先して新横相間歩付近まで移転したことが考えられる。仮に、番所が新横相間歩付近に移転していたのなら、第5地点で検出した礎石建物を考える上で重要な情報となる。位置的にも時期的にはほぼ一致しており、煎茶が嗜める居住者の階層を考えると、第5地点の礎石建物が萩峠口番所であった可能性が浮かび上がる。

寺院等については前代に引き続き存続していたものと考えられる。

造墓状況を見ると、いずれの墓地も18世紀第4四半期から19世紀前半にかけて造墓が増えており、人口が再び増加したことを示している。これは、出土谷、昆布山谷で炉跡を伴う建物が検出されたこととも合致しており、銅生産の増加によって、人口も増え、再び活況を呈していた状況であったと推定される。ただ、幕末に向かっては再び減少しており、幕末頃には生産も落ち込んで、人口も減少していったものと推定される。

こうした成果を総合すると、18世紀後半から末にかけて、銅生産の活性化に伴い、石垣の再構築などの大規模な区画整理が行われ、新たな敷地には吹屋などの生産施設や、一般の居住用の建物等が建設され、中には石垣と土壁を有する建物も存在していたと推定される。公的な施



第24図 銀山町絵図（昆布山谷周辺部）

設では、すでに新横相間歩には四ツ留番所が設置されており、萩峠口番所も寛政元（1789）年までには新横相間歩付近に移転していたものと推定される。こうした活況も、幕末には生産量の低下により再び衰退したものと考えられる。（新川）

VI期

明治維新後、それまで幕府の支配下だった石見銀山は、新政府の管理下におかれる。しかし、具体的な施策が講じられないまま、明治5年（1872）に発生した浜田地震により坑道内は甚大な被害を受け、規模の縮小を余儀なくされた。長楽寺も、地震により建物が倒壊するなど大きな被害を受け、5年後の明治10年（1877）に、大谷地区に所在する神宮寺に合併されている。

この地震の影響で操業に大きな打撃を受けた石見銀山は、翌明治6年（1873）の日本坑法⁽¹⁵⁾の施行後、民間に払い下げられ、民営の鉱山となる。これを受け、松江市新材木町（現東本町）の商人安達惣右衛門や、地元有志らが鉱区を取得し、鉱山経営を行うようになる。

明治11年（1878）の「ライマンの山陰地質紀行」⁽¹⁶⁾によると、当時は安達惣右衛門ともう一つの業者が製錬所を持っており、毎日のように稼業していた、と書かれている。

安達惣右衛門は、明治6（1874）年から鉱山経営に乗り出しており、彼の製錬所は目貫道路から数100ヤード（1ヤード＝約90cm）入った場所にあると記されている。もう一方の製錬所は、明治10（1877）年から稼働しており、安達惣右衛門の製錬所から数100ヤードほど山の上に入った所に所在すると記されている。

ライマンの記載には、経営は両者とも、かなり小規模であったという。当時、大森には300の坑道があったが、稼業中の坑口は2つだけであった。また、旧式の揚水装置を使用していたため産出量が増えず、作業員の賃金を低く抑えることによって若干の利益が出るのみと記載している。

鉱山経営ばかりではなく、土地制度において

も大きな変革があった。明治4年（1871）に発令された上地（知）令により、多くの寺社の土地が接収されるが、昆布山谷、出土谷の寺院にも大きな影響があったと考えられる。上知令に関する絵図⁽¹⁷⁾（第25図）には、昆布山谷と出土谷には、長楽寺・妙本寺・長福寺・虎岸寺・西福寺の5つの寺が記載されており、これらの寺院が上地令により接収を受けたと考えられる。

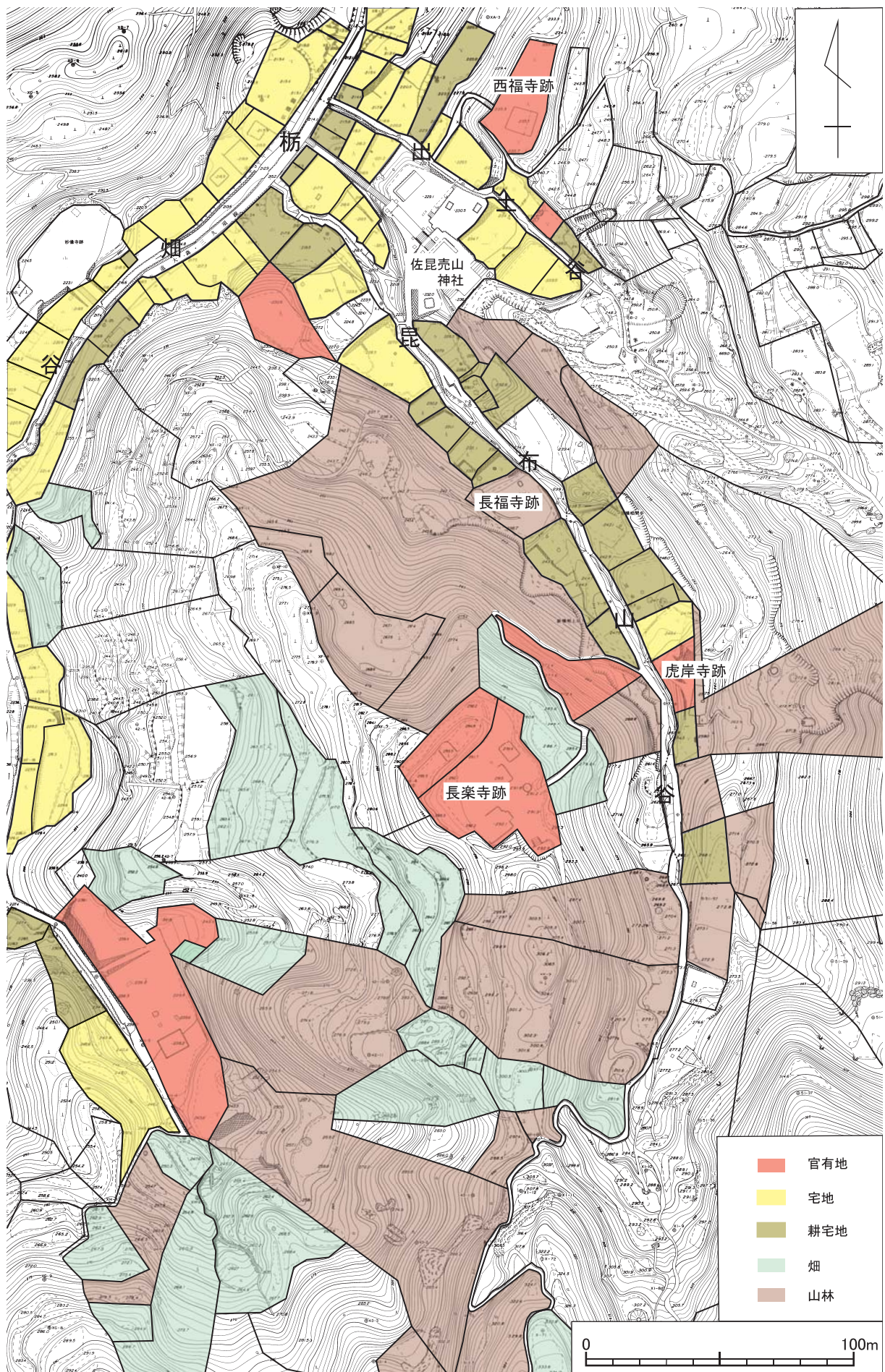
長福寺については、明治12年（1879）の同寺の関連史料⁽¹⁸⁾によると、本堂が6間×3間半で、境内の坪数が132坪（435㎡）、信徒は20人とある。しかし、その後の史料は見当たらず、この前後で廃寺となった可能性が高い。虎岸寺も、「要書録」の記載では「此寺所得檀家ノ無キ為維持ニ耐ヘ難ク、明治五^(ママ)六年ノ頃遂ニ破壊シ其後タル所ナシ」とあり、明治初期に破壊し、廃寺となったものと思われる。また、西福寺も詳細は不明であるが、現在建物等は存在せず、平坦面に建物の基礎跡だけが残る状況である。妙本寺に関しては、墓地群は存在するものの、本堂の場所については特定されていない。

このように、明治10年前後を境に多くが廃寺となり、尾根上の平坦面や境内地は荒れていったものと思われる。このことを示すように、明治10年から20年代と思われる切図⁽¹⁹⁾（第26図）には上記の寺院所在地は官有地となっている。

この切図を見ると、栃畑谷と佐昆売山神社周辺に宅地表記が多く見られる一方、昆布山谷では宅地として記載されているのは2か所のみである。谷の両側に見られる石垣で区割りされていた敷地は、ほぼ耕宅地となっている。そして、南の山手側に行くほど山林表記が増え、尾



第25図 上地令に関する絵図



第26図 昆布山谷・出土谷地区 明治10~20年代土地利用図 (S = 1 : 2,000)

根上や斜面の平坦面は、畑として活用されている。

また、明治9年(1876)に柵内を中心に道路と水路の規模を調査した「諸願伺届書」⁽²⁰⁾には、栃畑谷から昆布山谷の長楽寺参道入り口までは、道幅一間半の宅道であると記されている。その入口から南の山手側の道は、枝道となっており、この時点ではここまでが宅地として認識されていたことが分かる。これは、正徳6(1716)年の「長楽寺・仙光院の境界絵図」の記載とも一致する。

前項でも述べているように、Ⅲ期以降から徐々に人口が減少し、Ⅳ期には空き地が多く見られるようになる。Ⅴ期になると、銅生産により人口が再び増加するが、幕末にはまた減少していく。上記の史料は、こうした江戸期の土地利用の実態が、明治期まで継続していたことを示すものと言えよう。

このように明治に入り、浜田地震や土地令などにより、この地域はさらに衰退していったものと思われる。

Ⅶ期

明治19年(1886)からは、大阪に本社のある藤田組により鉱山開発が開始される。藤田組は、まず、既存の借区(鉱業権)と土地、製錬施設の取得から着手し、元山師であった小川兵市、井上房一、邇摩郡大国の田中義太郎らの所有する借区と所属物件などを買収している。翌明治20(1887)年には、本格的に開業し、借区を増区するなどして、最終的には周辺地域を含め、10万坪(33万㎡)の鉱区を獲得している。また、必要な土地の買収も進め、施設を次々と増設・新設している。

藤田組は、当初、昆布山谷、栃畑谷を中心とした銀山部と永久坑側からの開発を行った永久部とを設置し、2面展開で開発を進める。両部とも、明治5(1872)年の浜田地震により被害を受けた坑道の復旧を行いつつも、主力は既存の施設が集中する銀山部に置かれた。しかし、両面から開削が進められていた坑道は、内部で連結され、永久坑からの出鉱も盛んになる

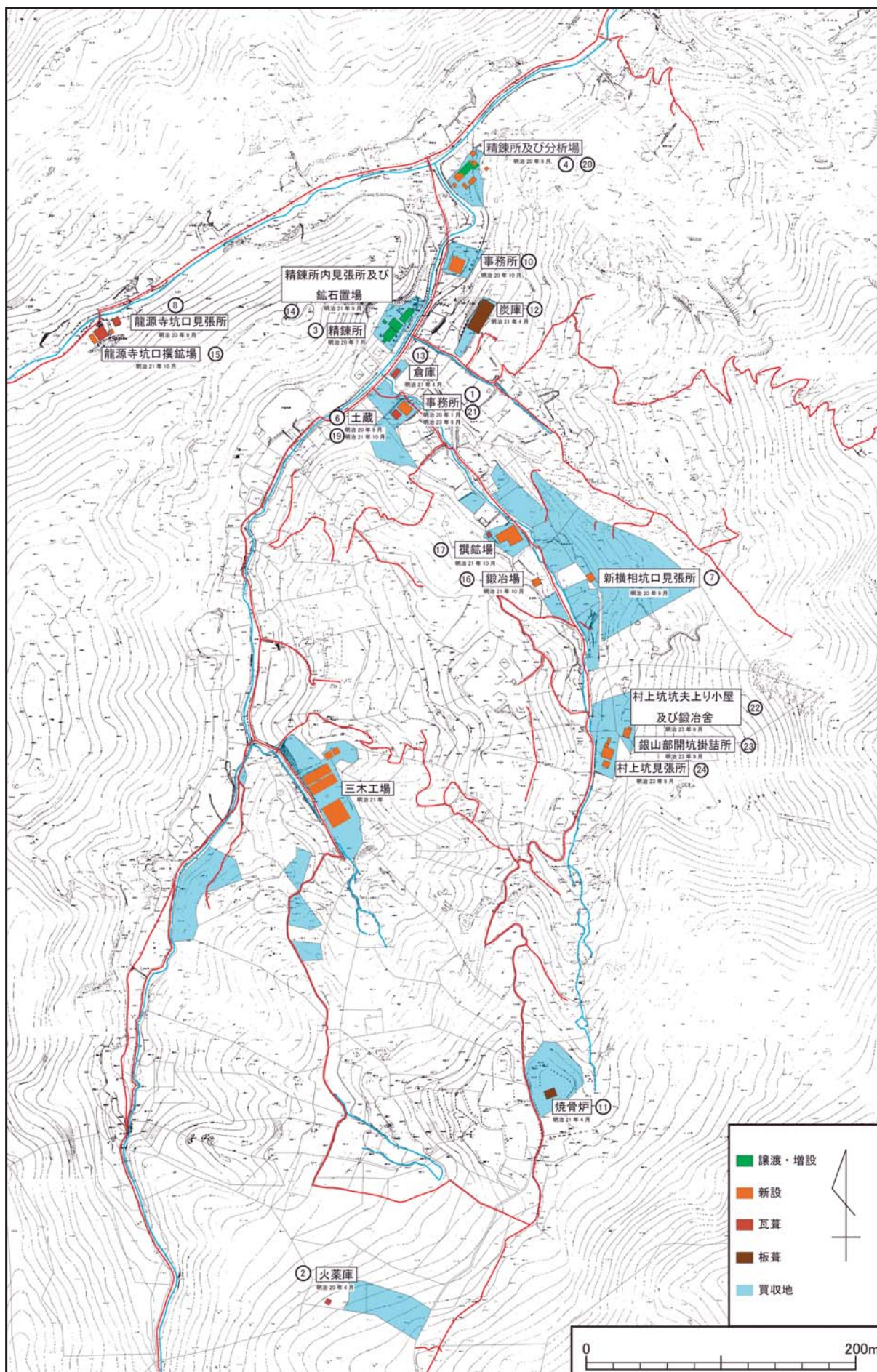
に至り、主力は永久側となり、明治25(1892)には大国の柑子谷に事務所が移されている。一時、銀生産を目指して清水谷製錬所を建設し、事務所も清水谷に置かれるが、不採算等により製錬所が休止されたことで、再び永久側に事務所が移される。そして、事務所、選鉱場、製錬所などの各施設を一か所に集め、新たに発電所を建設し、電動式排水ポンプや巻揚機も積極的に導入するなど、近代化を進めている。

しかし、大正9(1920)年の第一次大戦後の銅価格の急落により、収益がマイナスに転じ、加えて、熱水の湧出など採掘条件が悪化したことで、大正12(1923)年に溶鉱炉と事務所を廃止し、休山となる。

その後、藤田組を引き継いだ藤田組株式会社が再開発に着手している。これは、昭和13(1938)の「重要鉱物増産法」⁽²¹⁾の施行を受けたもので、昭和17(1942)年には、藤田組株式会社柵原鉱山の太森支社として再開している。しかし、昭和18(1943)年に起こった台風被害によって、坑道内や施設は大損害を受け、翌昭和19(1944)年操業を停止し、事実上の閉山となる。

こうした藤田組による開発の実態は、不明な点も多いが、「要書録」⁽²²⁾によりその一端を知ることができる。この「要書録」には、藤田組が取得、増築、新築した建物などが記されており、それによると、昆布山谷や出土谷周辺で事務所や見張所など、20余りの施設を建設していることがわかる。それらを地形図に反映させたものが第27図である。この中で、③・④の製錬所については、当初、小川兵市や田中義太郎らから買収した製錬所で、これらについては、Ⅴ期の項で述べた「石見銀山麓絵図」に記載された吹屋と位置が一致しており、江戸後期から存続していた施設と考えられる。

こうした施設の一部は、分布調査や発掘調査により確認されたものもある。分布調査では、第2図の東14で「藤田組太森鑛山所」と銘文の入った土瓶と茶碗が採集されている。同所では建物礎石も確認されており、第27図⑦の新横相坑口見張所と推定される。また、東22において



第27図 藤田組施設配置図 (S = 1 : 4,000)

も、同様の名前が書かれた茶碗が採集されており、ここも第27図②③の銀山部開坑掛（係）詰所が所在した場所である。東11や東22の平坦面は、現在広い平坦面となっており、ズリが厚く堆積している。切図や地籍図をみると、同所は狭い区画が連なっていることから、本来狭かった区画を、新横相坑や村上坑から搬出されたズリにより造成されて、現在の地形になったものと推定される。また、東26の平坦面では、巻揚

機と推定されるコンクリート構造物が確認されている。付近には、ボルトがむき出しの台座も2基残っているが、「要書録」には同所の記載は見られない。「要書録」は全冊が残っていないため、欠損した部分に記載されている可能性はあるが、詳細は不明である。

発掘調査では、第27図①⑥の鍛冶場と①⑦の選鉱場と推定される遺構を検出している。①⑥の鍛冶場は、調査第5地点に当たり、東西約5.7m、

第3表 藤田組経営下の施設一覧表（「要書録」より）

No.	施設名称	所在地	建物規模	建物構造	購入日	備考
1	事務所	佐摩村＝257番	桁5間×梁3間半		明治20年1月	新設
2	火薬庫	佐摩村ホ144番 馬場先山	桁1間半×梁1間半	瓦葺 石組構造	明治20年4月	新設
3	製錬所	佐摩村＝225番 岩屋堂	桁4間半×5間半		明治20年7月	譲渡
4	精錬所及び分析場	佐摩村＝210番			明治20年9月	増設
5	坑夫飯場	佐摩村ホ111番	桁10間×梁5間		明治20年9月	新設
6	土蔵	佐摩村＝257番	桁3間×梁2間		明治20年9月	
7	新横相坑口見張所	佐摩村272番			明治20年9月	
8	龍源寺坑口見張所	佐摩村＝183番	桁3間×梁2間半	瓦葺	明治20年9月	
9	火薬庫	佐摩村＝144番	桁1間半×梁1間半	瓦葺	明治20年9月	
10	事務所	佐摩村＝216番			明治20年10月	開所
11	焼骨炉	佐摩村ホ163番 天井道ノ左リ	桁2間×梁2間半	板葺	明治21年4月	新設
12	炭庫	佐摩村＝285番 出シ辻	桁10間×梁4間	板葺	明治21年4月	新設
13	倉庫	佐摩村＝227番 岩屋堂	桁6間×梁3間半	瓦葺	明治21年4月	新設
14	精錬所内見張所及び鉱石置場	佐摩村＝225番 岩屋堂			明治21年9月	増設
15	龍源寺坑口選鉱場	佐摩村＝183番	桁2間×梁5間	瓦葺	明治21年10月	増設
16	鍛冶場	佐摩村＝271番	桁3間×梁2間半	雑木葺	明治21年10月	新設
17	撰鉱場	佐摩村ホ366番－1番	桁7間×梁6間	雑木葺	明治21年10月	新設
18	坑夫飯場	佐摩村イ1128番ノ1	桁4間×梁1間半	瓦葺	明治21年10月	新設
19	土蔵	佐摩村＝257番	桁2間半×梁2間	瓦葺	明治21年10月	
20	精錬所及分析場	佐摩村＝210番			明治20年9月	増設
21	事務所	佐摩村二257番	桁1間×梁1間半		明治20年9月	増設
22	村上坑坑夫上り小屋及び鍛冶舎	大森村ホ384番	桁2間半×梁4間		明治20年9月	新設
23	銀山部開坑掛詰所	大森村ホ382番	桁4間×梁5間		明治20年9月	新設
24	村上坑見張所	大森村ホ382番	桁1間×梁2間半		明治20年9月	新設



第28図 昆布山谷地区第5地点鍛冶場跡



第29図 昆布山谷地区第2地点選鉱場跡

南北約5mの礎石を並べた土台建物跡である。建物内部では、鍛冶炉を2基と、金床石設置土坑と思われる遺構などを検出しており、鍛冶場跡と推定されている。遺物などから近代以降と思われ、付近では「藤田組大森鑛山所」と書かれた土瓶も見つかっている。「要書録」には、明治21(1888)年に桁3間×梁2間半で雑木葺の鍛冶場の建築届けが記載されており、建物規模、検出位置がほぼ一致しており、他に該当する遺構も確認できないことから、検出遺構がこの鍛冶場と推定されている。⑪の選鉱場は、調査第2地点で確認されている。地表下20~30cmで、東西約13.8m、南北約11.8mの逆L字型を呈する建物跡が検出されている。建物内部では、水溜と思われる方形石組遺構や、鉱石を粉碎したと推定される底部に要石を設置した土坑などが確認されている。「要書録」には、明治21(1888)年に同地において選鉱場を新設する記述が見られる。建物は、7間×6間の逆L字型と記載されており、検出遺構と規模、形状が一致することから選鉱場と推定されている。また、同所は、前述の通り長福寺の推定地であるが、「要書録」でも長福寺跡地との記載が確認できる。そのことを裏付けるように、敷地の西側には岩窟が所在し、石碑と思われる石造物が残る。

道路部分の調査では、江戸期の道路面上層に、洪水層と考えられる砂層が厚く堆積しており、その上にステップ状の石列を設置した明治期と推定される道路面を確認している。

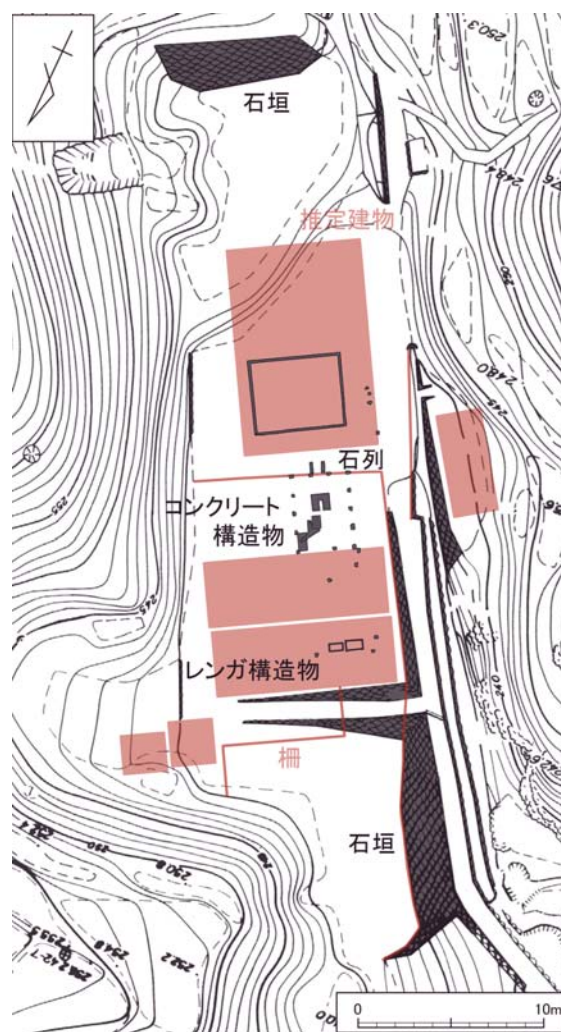
昆布山谷以外でも多くの遺構が確認されている。栃畑谷に所在する三木工場跡では、高さ8mの石垣と広大な平坦面が確認されている。この三木工場は明治21(1888)年から28(1895)年まで操業されたと推定されており、明治21年撮影とされる古写真も残っている。(第30図)現地には、4間×3間の建物礎石や、施設の基礎と思われるコンクリート構造物、レンガ構造物などが確認されており、プール状遺構も残る。これらの遺構と、古写真を元に推定した建物を、地形図に反映したものが第31図である。図を見れば明らかなように、現存する遺構と古

写真の建物は一致しない。三木工場は「要書録」には全く記載が見られず、詳細は不明であり、写真に写る建物の後に、別の施設が建設された可能性もある。

竹下弘著『私説石見銀山』⁽²³⁾によると、三木山にボイラーを据え蒸気を坑内に送って排水ポンプを動かしたが、発電所の建設により電力に



第30図 三木工場古写真(北から望む)



第31図 三木工場跡平面図(S=1:400)

切り替えたとあり、竹下は子どもの頃、残されたボイラーにのぼって遊んでいたと述べている。そのボイラーは、牛に引かれてどこかに運ばれていったが、後年、台湾の瑞芳鉱山で再会したとも記している。竹下は明治29（1896）年生まれなので、運ばれたのが10歳前後とすれば、明治40（1907）年前後と推定される。藤田組は明治30（1897）年から瑞芳鉱山の経営に着手しており、大森鉱山所長の木村陽二が瑞芳鉱山の所長も兼務していることから、話の信憑性はあると思われる。

この他、栃畑谷の谷奥には、明治20（1887）年に火薬庫（第27図②）が建設されており、現在、建物基礎の石積みや、土手・石垣が良好に残っている。

ここまでみてきたように、藤田組による開発は、昆布山谷においては、江戸期から繋がる施設を踏襲しながらも、施設を建設するなど、新たな景観を生みだしている。ただ、敷地の大きな造成などは僅かであった。藤田組が取得した土地の一部は、そのまま藤田組を引き継いだDOWAホールディングスの名義となって残っている。その後も、手が入ることなく、施設を閉鎖し、解体した当時の姿を留めている。ただ、近年では草木や倒木、水害による土砂の流入によって、当時の構造物はおろか、平坦面でさえ確認することが難しくなっているのが現状である。

（尾村）



第32図 出土谷集落跡（平成30年2018）

4. ま と め

3章では、昆布山谷地区と出土谷地区の各期別に谷合いの中世から近代の景観を述べてきた。本章では、両地区の景観の画期となった時期と、その特徴やその原因を述べてまとめたい。

鉱山町の集落について

日本の鉱山集落を分類した川崎 茂は、間歩や製錬場所及び住居の空間が点在する集落を「歴史的鉱山集落」と呼び、また明治以降、資本主義体制下で本格的に西洋技術を導入し、各施設を集中させた鉱山の集落形態を「近代的鉱山集落」とした⁽²⁴⁾。これを石見銀山集落に当てはめると、前者は昆布山谷を含む銀山六谷であり、後者は藤田組による大国村の柑子谷集落となる。両者は形成時期や集落構造でも違いが明瞭であり、また休山後の集落あり方でも大きな差が生じた。⁽²⁵⁾

次に、銀山町の成立とその後の景観の変化を見てみたい。江戸時代初めのⅡ期に、役所を山吹城山麓から大森に移し、仙ノ山から山吹城を含む山間に柵を巡らし、近世の銀山町が形成される。16世紀から間歩が点在する銀山六谷と呼ばれた各谷合いでは、口番所、吹屋などの製錬施設を持つ職住同一の建物、銀山に居住地、宗教施設である寺社などからなる集落ができていた。各谷の集落は戦国から江戸時代にわたって、盛衰はあったものの、江戸時代後半までは継続された。現在に残る遺跡として、銀などの生産工房跡や住居跡と推定される1000カ所以上の平坦面が確認されている。⁽²⁶⁾ 一方、銀山川筋



第33図 永久製錬所（大正3年1914）

の下河原や休谷では、軒数は少なくなったものの、現在も集落が存在している。寺院も中世から近世にかけて仙ノ山頂部の石銀地区から山麓に多く点在していた。

近代に入り、Ⅶ期には藤田組が明治20年から鉱山経営を始める。当初は、昆布山谷など江戸時代に盛んに活動していた場所で操業を開始したが、早い段階から大国村柑子谷の永久坑口周辺部へ主要な施設を移していくのである。

昆布山谷・出土谷の区割りにについては調査報告がある。⁽²⁷⁾ これにより、銀山町の集落が徐々に衰退するが、特に銀山川上流域の昆布山谷等では著しい。谷合の中程を通る山道の両側に階段状に平坦面が設けられている。明治の切図からすると、昆布山谷の道は佐毘売山神社から仙ノ山の西麓を通り、三久須集落に繋がる。幅1間半で、片側に水路を伴い、両側の平坦面には建物が建つ。

「高橋家文書」⁽²⁸⁾ には「銀山往古は面口5間、裏あり限りを壺ヶ所と申し候、京見せは百間を三拾ヶ所と申し候、所々善悪により不同これあり」とあり、間口5間（約9.8m）と3間3尺（約6.8m）が多かったと考えられる。奥行きについては、狭い谷部に所在するため、場所により地形に左右されている。発掘調査の中で、山の斜面が崖状に加工され、建物が斜面まで迫って建てられていた調査区も多く、岩盤には柱穴状のピットや溝跡も確認されている。この岩盤加工は本谷の釜屋地区や大森の町並みでも確認されており、石見銀山遺跡の敷地確保に伴う遺構の特徴の一つである。

なお、下河原地区は銀山川沿いの中では、谷幅が広く、平坦面が確保できており、短冊状の地割が多い。一方、石銀地区や仙山山麓では方形地割りとなる。⁽²⁹⁾ 昆布山谷でも明治の切図を見ると、藤田組の用地以外は方形の区割りである。

昆布山谷・出土谷の土地利用と近世の景観

銀山発見から盛行期までの16世紀代の景観は既に記したとおりである。しかし、発掘調査ではその時期の遺構は確認ができていなく、本稿ではⅡ期以降を対象にしている。歴史的集落と

しての景観では、江戸時代のⅡ期からⅢ期、Ⅴ期の2時期に大きな変化があると考えており、以下に述べていきたい。

Ⅱ期は、石見銀山が幕府の直轄領となり、鉱山経営に精通した大久保長安が初代奉行に就任し、銀の増産に結びついた時である。この時期に大森の町が新たにでき、奉行所も移転し、陣屋町と銀山町と分けて支配することになった。

「元和国絵図」を見ると銀山町に柵が設けられたことが分かる。3章で述べたように、昆布山谷において平坦面を確保する岩盤加工がこの時期から大規模に行なわれ、基軸となった道の両側には建物が建ち並ぶ。地割りも、その後に踏襲されたように、定まっていたと考えられる。また、Ⅲ期には敷地を区画する石垣が道と屋敷で検出されている。昆布山谷5地点の石垣を見ると、大小で形も不規則の切石が雑然と積まれている。この時期に、石垣が銀山で広く採用されると考えられ、5地点の土坑（SK03、SK04）でも同じ形態の石垣が確認されている（第3図の3）。これ以降、昭和期まで石垣は銀山町の景観を形造る重要な要素となっている。

家並みと同様に、寺と墓地も銀山開発時からの銀山町には欠かせない景観である。石見銀山遺跡での寺跡は86ヶ所、地名等を含めると139ヶ所⁽³⁰⁾となり、まさに銀山100ヶ寺である。⁽³¹⁾ 境内の広さをみると、昆布山谷など山間にある寺は銀山川沿いに比べ境内の面積は狭い。また、寺跡の背後や尾根上には石塔や墓石をもつ墓地が数多く所在している。

昆布山谷の寺跡は、谷部に虎岸寺跡と長福寺跡が、尾根上に長楽寺跡、妙本寺上墓地の平坦面が所在する。出土谷の山腹には西福寺跡や寺跡と推定される平坦面もあり⁽³²⁾、さらに字名で字甚光院が残り、その付近には宝篋印塔や五輪塔等の石塔が多く存在している。石造物については2章で述べたように、紀年銘からすると江戸時代初めと、江戸時代後期との2時期に造立のピークが認められ、江戸時代の前半期に少なくなる傾向にある。石造物の増減は、人口の推移、すなわち鉱山集落の盛衰をよく物語っている。

前述したように、最盛期を過ぎた17世紀後半には昆布山谷の奥部の集落は衰退し、正徳6年(1716)の絵図が示すように長楽寺跡の麓までが町並みとなっていたと推定される。また、第

24図の絵図によると三久須との境に置かれていた萩峠口番所も江戸時代後半には新横相坑口付近へ移されている。

第4表 昆布山谷地区・出土谷地区のあゆみ

時期	西暦(年)	和暦	出来事
Ⅰ期	1527	大永7	石見銀山が発見される(銀山再発見)
	1534	天文3	出土谷の手島惣右衛門が高野山に石塔を建てる
	1539	天文8	昆布山谷で銀製錬の記事が残る
	1542	天文11	昆布山谷で、大水が出て、1300人が死亡する
	1585	天正13	妙本寺上墓地の最古年号
	1594	文禄3	長楽寺跡と甚光院跡の石塔の最古年号
	1601	慶長6	大久保長安が初代奉行となる(銀山開発最盛期)
Ⅱ期	1602	慶長7	大久保長安が大森町普請を指示する
	1603	慶長8	銀山町大火 3000軒が消失する 山神社も類焼 ⁽²⁾
	1615～1623	元和元～元和9	「元和国絵図」が作成される
	1641	寛永18	銀山境界の木柵が垣松に変わる
	1645	正保2	「正保国絵図」が作成される
Ⅲ期	1675	延宝3	奉行制から代官制に移行
	1693	元禄6	泉山の開発が始まる
Ⅳ期	1715	正徳5	新切間歩の開発が始まる
	1716	正徳6	「長楽寺・仙光院の境界絵図」が作成される
	1731	享保16	井戸平左衛門、大森代官に就任する
	1766	明和3	羅漢寺に五百羅漢が完成する
Ⅴ期	1789	寛政元	「石見銀山麓絵図」が作成される
	1800	寛政12	大森大火 大森町の2/3が焼失する
	1818～1829	文政元～文政12	「銀山町絵図」が作成される
	1866	慶応2	幕長戦争が勃発する 長州軍が大森陣屋を占拠する
	1867	慶応3	大政奉還
Ⅵ期	1869	明治2	大森県が設置される
	1871	明治4	上地(知)令が発令される
	1872	明治5	浜田地震が発生する
	1873	明治6	日本坑法が発令される
	1873	明治6	安達惣右衛門により鉱山経営が開始される
	1877	明治10	長楽寺が神宮寺に合併される
	1877	明治10	ライマンが石見銀山を訪れる 翌年「山陰地質紀行」を発行
	1886	明治19	藤田組により「藤田組大森鉱山」が設立される
	1892	明治25	柑子谷に製錬所が完成する
	1895	明治28	清水谷に製錬所が完成する
Ⅶ期	1923	大正12	大森鉱山が休山する

(太字は昆布山谷・出土谷に関連する出来事)

藤田組の鉱山経営による近代の景観

明治に入り、鉱山経営は前述のライマンの報告にある様に、零細な経営となっていた。昆布山谷地区の景観は、口番所や寺が無くなり、家並みも少なくなっていたと考えられる。

しかし、明治19（1886）年になると景観が一変する。大阪の藤田組が昆布山谷と栃畑谷などで用地を取得し、事務所や製錬所などの施設を建設していくのである。屋根には板葺き等の今までと同じものもあるが、赤色の瓦葺きの建物も存在した。中には譲渡されて、これまでの施設をそのまま使用することもあった。また、栃畑谷の三木工場跡や休谷の火薬庫等ではレンガなども使用している。ただ、土地区画は江戸時代のままで、鉱口前の隣接する区画（敷地）を連結させて、より低い区画を廃滓捨て場として使用している。藤田組の土地利用は、先に記した歴史的集落の景観を結果的には保持することになった。よって、新たに大きな土地造成は昆布山谷では行なわれていないのである。

寺院については、明治維新後の土地令などが影響し、明治中頃には昆布山谷や出土谷では、寺院が殆どなくなっていた⁽³³⁾。また、宅地も少なくなっており、谷の入口部の佐比売神社付近に限られていた。昆布山谷は、土地利用としては藤田組の鉱山開発の場となり、景観としては佐比売山神社や一部の民家を除いて、藤田組に関連する建物が大部分を占め、規模も大きく、際だっていたと考えられる。

一方、柑子谷の永久坑口にあった施設には、明治後半には選鉱場・製錬所・事務所・飯場等の各建物が集中し、近代的鉱山集落として偉容を誇る景観に変わっていった。（第33図）しかし、この鉱山施設も大正12（1923）年の休山以後は数年を待たずに施設は解体⁽³⁴⁾されて、近代化遺産⁽³⁵⁾となっていたのである。

（西尾）

以上のように、昆布山谷を中心とした銀山町の景観変遷を見てきた。多くの課題が残されていることは言うまでもないが、今後は昆布山谷を除く銀山六谷や、考古学的には検討できなかった陣屋町である大森町との土地利用や景観

変遷の比較、両町の居住者の相違や機能分担なども含めて、石見銀山全体での集落の特徴と変遷を探る必要があるだろう。そのためには、文献史や建造物などの他分野と融合した共同研究がさらに進展することを期待したい。また、日本各地で進められている鉱山集落研究の成果を把握し、石見銀山遺跡との比較研究を進めていくことも重要な課題といえる。（今岡）

〈注〉

- (1) 石見銀山発見の年については大永6年が通説であったが、最近の研究成果により大永7年の説が有力になっている。
『石見銀山資料解題 銀山旧記』島根県教育庁文化財課世界遺産登録推進室 2003
- (2) 『石見銀山遺跡総合調査報告書第4冊』田中圭一「わが国銀山開発に於ける石見人の役割」島根県教育委員会 1999
- (3) 「大久保長安書状」『吉岡家文書』
- (4) 「銀山旧記（本城家文書）」に記載されているが、同時代資料ではないため検討が必要。発掘調査では現在までのところ痕跡は確認されていない。
- (5) 「元和年間石見国絵図」浜田市教育委員会蔵
- (6) 「正保石見国絵図」津和野町教育委員会蔵
- (7) 「石見銀山ことはじめ」大田市教育委員会など
- (8) 長楽寺は真言宗の寺院であり、本来他宗派の檀家は受け入れないと思われるが、長楽寺の石造物悉皆調査では「釈〇〇」と言った他宗派と考えられる墓石も確認されている。銀山のように人口が非常に流動的な地域では、通常の檀家制度では対応しきれない事態が発生していた可能性を指摘しておきたい。
- (9) 『安田家文書』（川上幸太郎蔵）に含まれるが、文書に明確な表題が無く、仮に「長楽寺・仙光院の境界絵図」とした。水害により石垣などが流失し、土地の境界について千光院と紛争となり、その土地境を証明するために作成された絵図である。
- (10) 「茂右衛門家」について、「正徳の覚書 間歩改め」（野沢家文書）によれば、昆布山谷の項に村上山や半右衛門山の山主として長見茂右衛門の名前が見える。また、栃畑谷にも上正蓮寺山と備後横相の山主としても名前が見え、その内、上正蓮寺山は榎山である。このことから、長見茂右衛門は正徳年間に昆布山谷から栃畑谷一帯で活躍した山師と考えられ、絵図に見える茂右衛門との関連が想起されるが、関連を示す史料は見つかっていない。
- (11) 報告書では、G地点について平坦面を北側、東側、南側とに分け、東側を禅宗の墓地と比定し、禅宗寺院である長福寺の墓地と推定している。実際、長福寺の平坦面とG地点は道で連絡している。
- (12) 藤原雄高「貸借証文にみる19世紀の鉱山町の様相」『石見銀山テーマ別調査研究報告所2』島根県教育委員会・大田市教育委員会など
- (13) 「石見銀山麓絵図」『高橋家文書』

- (14) 「銀山町絵図」『野沢家文書』
- (15) 民営鉱山に関する統一的な鉱業法典で、政府と鉱業者との関係を細かく規定している。民間鉱業者は、鉱区の借用によって請負稼行することを内容とした
- (16) 大久保雅弘翻訳の「ライマンの山陰地質紀行」による。
- (17) 「寺に発布された上地に関する絵図」(仮) 個人蔵
- (18) 明治12年に、当時戸長の川北徹蔵が長福寺の概要を島根県令宛に提出した書
- (19) 当時、大森町役場が作成した郡界・村界・地番境・道・川などが記載された切図
- (20) 明治9年に佐摩村銀山町を中心に、高橋富次郎が道路・河川を調査した書
- (21) 商工省が、重要鉱物に関する増産命令権を法律にまとめたもの。日華事変下による緊急需要に対処するため、施行期間は5カ年に限定したものであった
- (22) 明治期に、藤田組が石見銀山を開発するにあたり、官公署宛に提出した文書の控え
- (23) 竹下弘 『私説 石見銀山』中村ブレイス株式会社2005より
- (24) 川崎 茂「歴史的鉱山町の形態と機能」『地理学評論』第34巻7号1961
川崎 茂『日本の鉱山集落』大明堂1973
- (25) 川崎 茂は歴史的鉱山町である大森町の銀山集落から近代的鉱山集落である大國村柑子谷の集落へ移っていく状況を「大森型」と呼んでいる。一方、歴史的鉱山町と近代的鉱山集落が部分的に重なる配置になっている形態を「生野型」としている。
- (26) 大國晴雄「石見銀山「柵内」の復元」『石見銀山一石見銀山関係論集一』島根県教育委員会2002
- (27) 尾村 勝「石見銀山遺跡昆布山谷地区の土地利用の変遷一文献史料と分布調査成果からみる一」『世界遺産石見銀山の調査研究4』島根県教育委員会・大田市教育委員会 2014
- (28) 「高橋家文書」「御山作法銀山法度書」より。石見銀山資料館藤原雄高氏の教示による。
- (29) 注24に同じ。
島根県教育委員会・大田市教育委員会他『石見銀山遺跡総合調査報告書』Ⅰ 1999
- (30) 注24に同じ。
- (31) 『石見銀山百箇寺』三瓶古文書を読もう会1995
- (32) 「銀山覚書」によると、出土谷には徳岸庵という寺があったことがわかる。
- (33) 川崎 茂『日本の鉱山集落』大明堂1973
- (34) 注31に同じ
- (35) 仁摩町教育委員会『町内遺跡(石見銀山遺跡) 詳細分布調査報告書』Ⅰ・Ⅱ 2002・2003

〈参考文献〉

- 島根県教育委員会『石見銀山史料解題 銀山旧記』2003
- 田中圭一「わが国銀山開発に於ける石見人の役割～「高野山浄心院過去帳」を中心に～」『石見銀山遺跡総合調査報告書』第4冊 島根県教育委員会・大田市教育委員会ほか1999
- 三瓶古文書を読もう会『石見銀山百か寺』1995
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山近代史料

- 集 第一集～第三集』2016～2018
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書4 長楽寺跡・石見銀山附地役人(河島家・宗岡家)』2004
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書14 大谷地区 字甚光院の石造物調査』2014
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書15 析畑谷地区 字甚光院の石造物調査』2015
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書16 昆布山谷地区 妙本寺上墓地E地点・G地点 虎岸寺跡の石造物調査』2016
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書17 昆布山谷地区 妙本寺上墓地A地点の石造物調査』2017
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡石造物調査報告書18 昆布山谷地区 妙本寺上墓地B・C・D・F・H地点の石造物調査』2019
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会他『石見銀山遺跡総合調査報告書』Ⅰ 1999
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査報告書』Ⅱ 2005
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査報告書』Ⅲ 2013
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』1～8 1992～1997
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』9～14 1998～2004
- 大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要』15～26 2005～2018
- 大田市教育委員会『史跡石見銀山総合整備事業報告書別冊1 史跡石見銀山総合整備事業に伴う発掘調査報告書』2013
- 大田市教育委員会『町並みと銀山 遺構確認調査概報1』2003
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『世界遺産 石見銀山遺跡の研究1～8』2010～2018
- 島根県教育委員会・大田市教育委員会『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書1・2・3』2011・2017・2017
- 島根県教育委員会『石見銀山論集』2002
- 島根県教育委員会『石見銀山関係編年史料綱目』2002
- 島根県古代文化センター『島根県古代文化センター研究論集第17集 近世・近代の石見焼の研究』2017
- 大田市教育委員会『石見銀山ことはじめseriesⅠ』2018
- 中野 義文『銀山社会の解明ー近世石見銀山の経営と社会ー』清文堂出版 2009
- 大田昌利氏 「大森鉱山史」
- 佐々木善夫 「大森鉱山開発の歴史 沿革・変遷」
- 竹下 弘『私説 石見銀山』なかむら文庫2005

菅相窯跡測量調査報告

熱田貴保・尾村 勝・新川 隆

1. はじめに

江戸時代に陣屋町を形成していた大森町は、寛政12（1800）年3月24日昼に発生した火災によって全家屋の四分の三にあたる289軒が焼失した。「寛政の大火」と呼ばれるこの火災では、折からの強風によって町並みが短時間のうちに炎に呑み込まれており、その様子は史料「公私諸用録」に詳しく記されている⁽¹⁾。これほどまでに被害が拡大した要因の一つとして、当時町並みの中で茅葺きなどの可燃性の屋根材を使った建物の割合が高かったことがあげられる。そのため大森町では、大火後に茅葺きが禁止され、瓦葺きまたは板葺きで建物を再建するように代官所から命じられた。

大火以前から大森町で使用されていた瓦は黒色の燻し瓦で、代官所をはじめ武家や寺院を中心にある程度普及していた。燻し瓦は表面に炭素を吸着させた素焼きの瓦で、近世では城郭をはじめ屋根瓦として最も普遍的なものである。瓦葺きが一般の民家に普及していなかった近世においては、黒色の瓦屋根自体が武家を中心とした支配の権威を象徴するものとして捉えられていたようで、大森町においても陣屋町という性格を反映し、一定の視覚的効果を持っていたと考えられる⁽²⁾。

一方、大火後の大森町では燻し瓦に加えて赤い色の瓦が新たに普及し始めた。これは施釉赤瓦の一種で、隣国出雲の来待^{きまち}（現松江市宍道町）で産出する凝灰質砂岩の来待石を釉薬の原料とし、連房式登り窯で高火度焼成されたいわゆる陶器瓦である。凍み割れや塩害に強く、厚く掛かる釉薬は光沢を帯びて明るい赤褐色を呈するという際立った特徴をもっている。来待釉赤瓦（以下「赤瓦」）は、石見の中央部の江津・浜田において18世末頃には完成されたとみられ⁽³⁾、19世紀初頭には同地から海運によって日本海沿岸の各地に製品が搬出され、近代にか

けて中国地方各地に技術が伝播していった。赤瓦が各地に普及し始めたこの時期は、大森町ではちょうど大火後の復興時期と重なっており、新来の赤瓦を採用した建物の出現によって町並の色彩景観は大きく変化することとなった。

大火後に大森町で施釉赤瓦を生産し、再建された建物に瓦を供給したのが、今回報告する菅相窯である。本稿ではその測量成果を掲載し、窯業生産の特徴について述べる。菅相窯の成立の背景を検討するため、付論では19世紀初頭の石見地方の施釉赤瓦の流通や大森町で大火以前から使用されてきた燻し瓦の動向の一端を述べ、大森町を中心とした赤瓦の普及の様相について検討する。

2. 調査に至る経緯

菅相窯の存在は、大森町に伝存する栄泉寺紀年銘瓦の「菅相山」、城上神社の紀年銘瓦の「菅雙瓦所」の記述から知られていたが⁽⁴⁾、その所在地については羅漢寺五百羅漢を擁する丘陵地に比定されながらも、窯跡は確認されていなかった。

平成7年から始まった石見銀山遺跡の世界遺産登録に向けた動きの中で、構成資産の保全の徹底を図る必要から、大森銀山重要伝統的建造物群保存地区の選定範囲を拡大するための事前調査が平成19（2007）年4月に大田市教育委員会によって実施された。この調査は既存の選定範囲から望見できる丘陵地を対象に行われ、この折りに菅相山と言われていた丘陵上でレンガ、瓦片の散布地点が確認された。

平成22（2010）年には、窯跡の正確な所在地点と概要確認を目的に同丘陵上の踏査を行い、登り窯跡1基、礎石建物跡のほか瓦片、窯道具の集積した物原や原料となる粘土を採掘した多数の窪地を確認した⁽⁵⁾。この踏査によって、窯跡が比較的に良好な状態で遺存していることが

確認され、窯場の立地する一帯の地籍に「菅曾」の名称が残っていること⁽⁶⁾、窯場で採取された軒棧瓦の瓦当文様が栄泉寺、城上神社のそれと同じであることから、文化初年に大森町に瓦を供給した菅相窯と特定することができた。

その後石見銀山遺跡テーマ別調査研究第2期のテーマとして「鉱山町の変遷」に関する研究が平成26年から3か年の計画でスタートし、大森町の変遷を検討するための基礎的情報を得るため、菅相窯跡の測量調査を実施した。調査は、平成26、27年度の2か年で6,800㎡の地形

測量を業務委託によって実施し、これをもとに地表面の観察と記録作成を実施した⁽⁷⁾。

3. 調査結果

1) 立地と遺構配置

窯跡は、大田市大森町イ1414他に所在する。羅漢寺東側の標高約200mの山林内に位置し、丘陵頂部に近い、北に開く谷の奥部に立地する。所在地には「菅曾」、「菅曾前ノ谷」「菅曾ナメラノ上エ」などの地名が残っている。

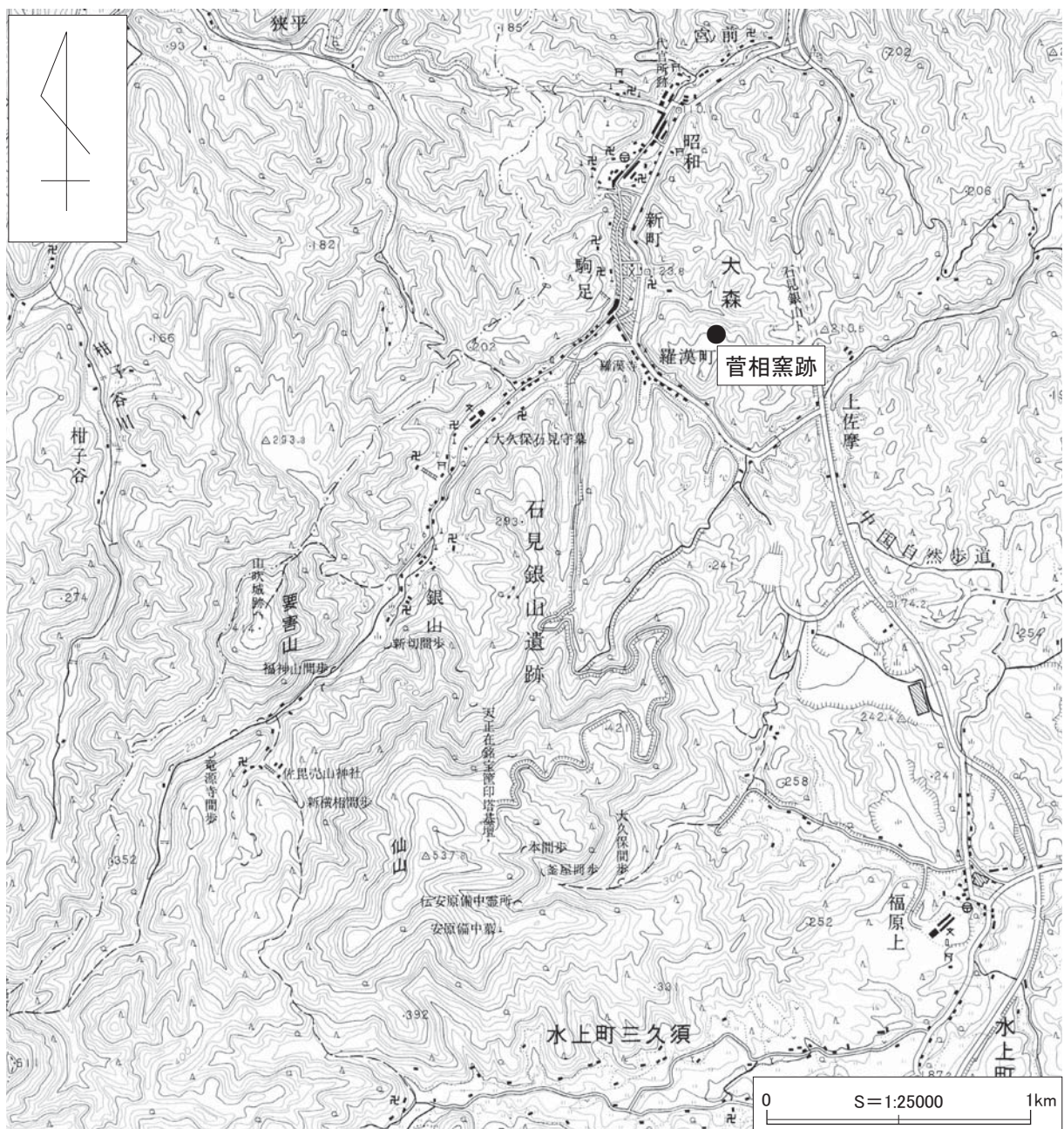


図1 菅相窯跡の位置

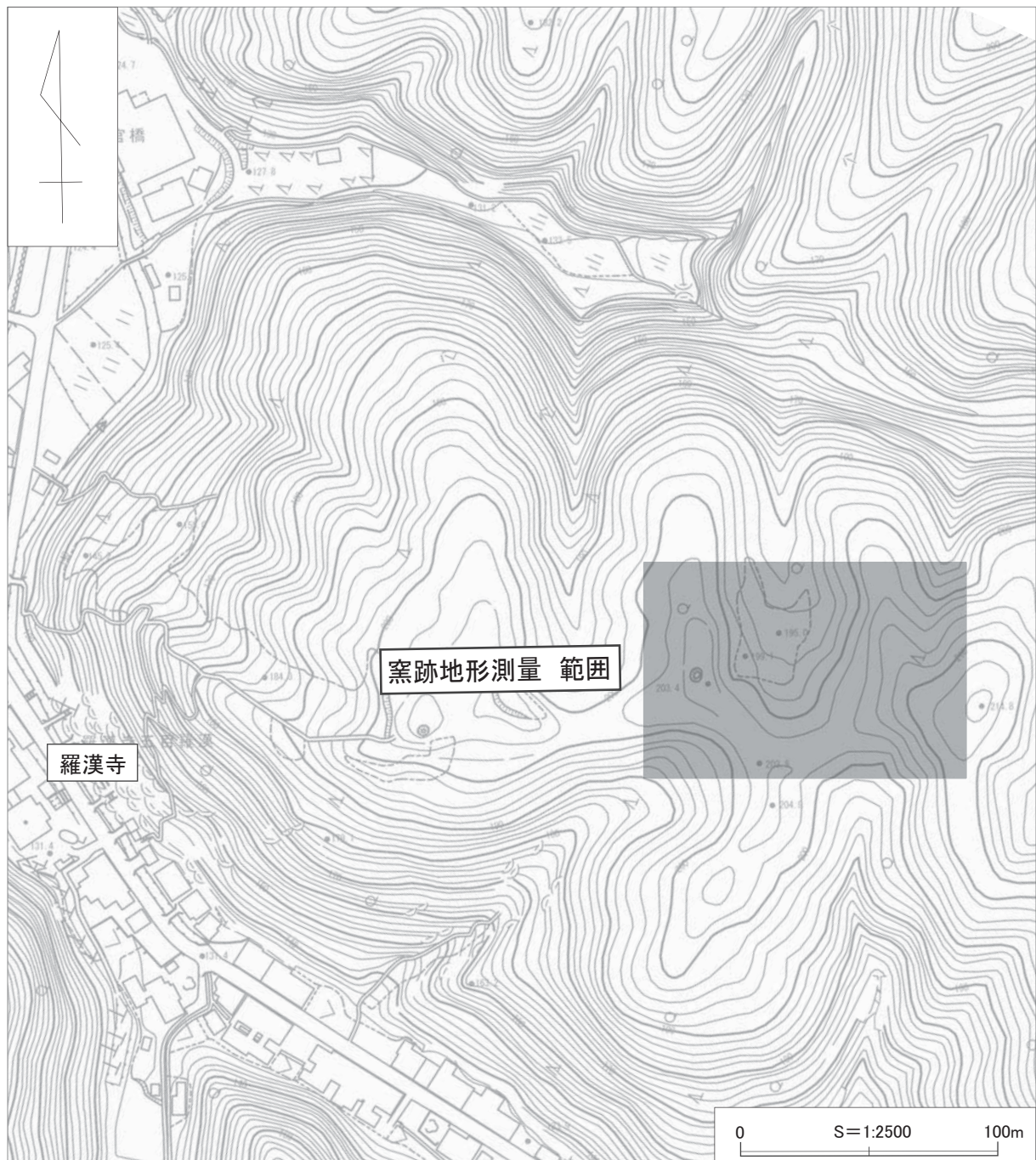


図2 窯跡周辺地形図

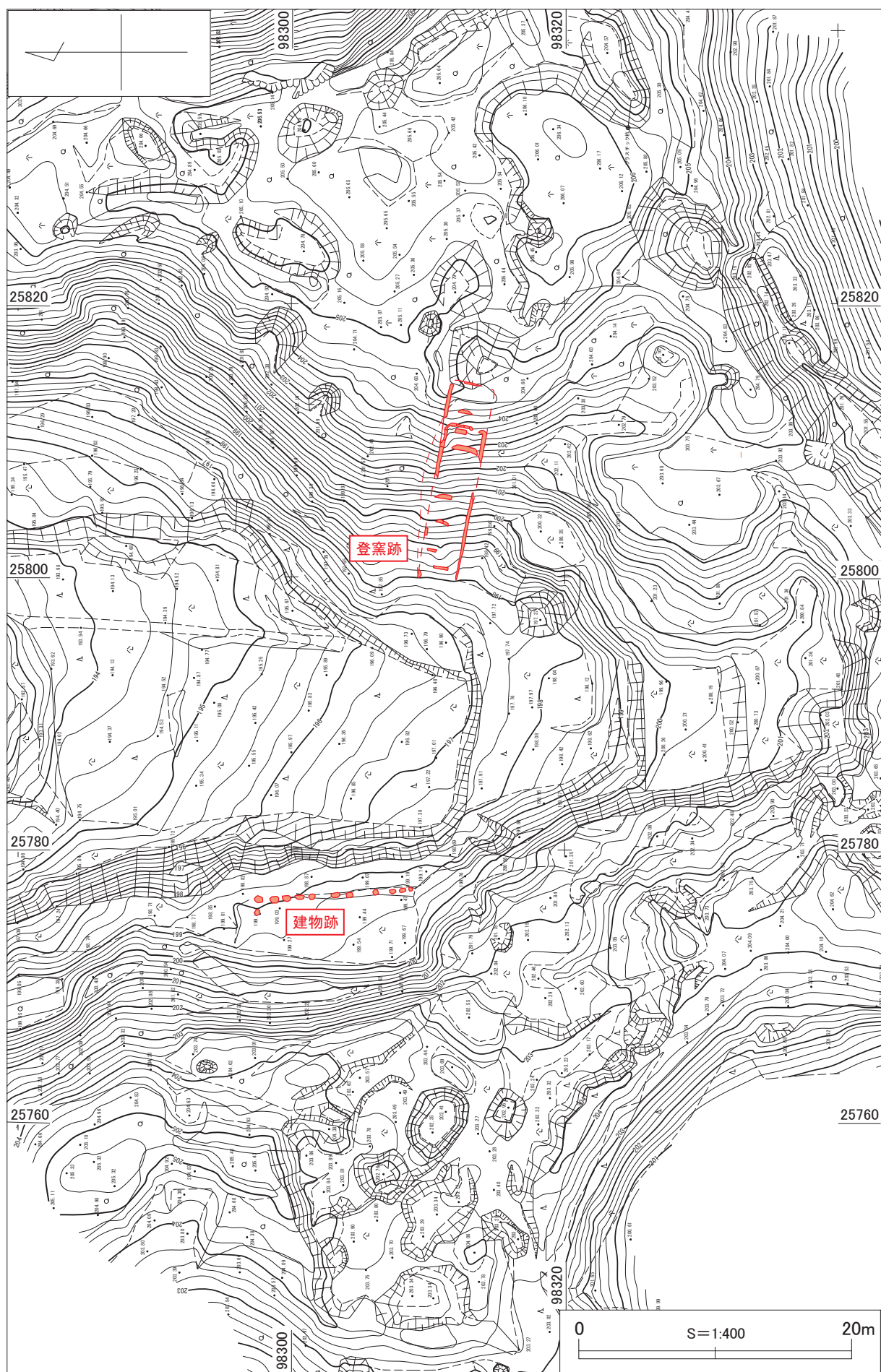
窯場は谷の奥部を囲むように立地する。谷を挟んで東側に登り窯跡、西側に建物跡があり、両者は約20m離れている。窯の南側では数カ所に小規模な平坦面と物原が確認できる。谷の中央部にはひな壇状に平坦面があり、施設や作業スペースなど窯場を構成する空間の一部だったと考えられ、全体としては2,500㎡程度の面積が想定される。

窯場を取り巻く東西と南の尾根上には粘土を

採掘した痕と思われる穴が無数にあり、地形の改変が著しい。隣接する大田市水上町を中心に都野津層^⑧と呼ばれる良質な粘土層が分布しており、菅相窯の立地する丘陵上にも良質な粘土が堆積していたことがわかる。

2) 窯跡 (図4 写真5、6、7)

谷東側斜面の標高198～205mに、S-80° -Eの方向に築かれた連房式登り窯である。現状では



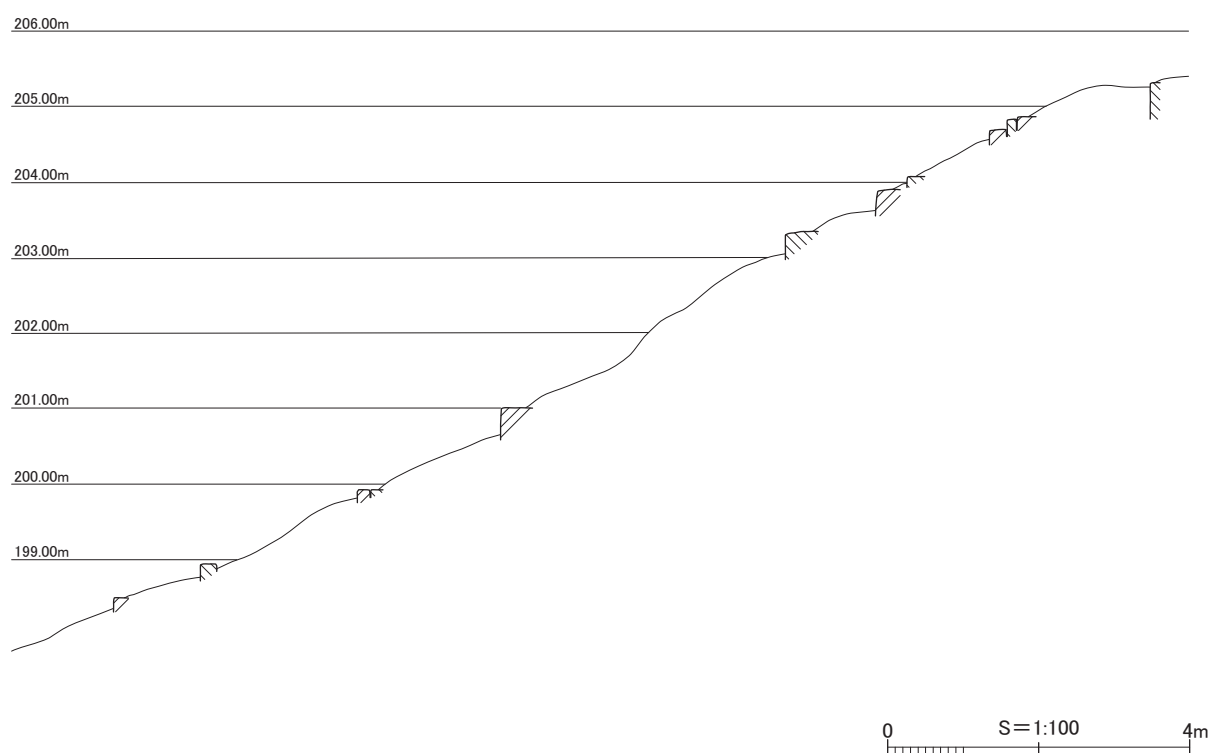
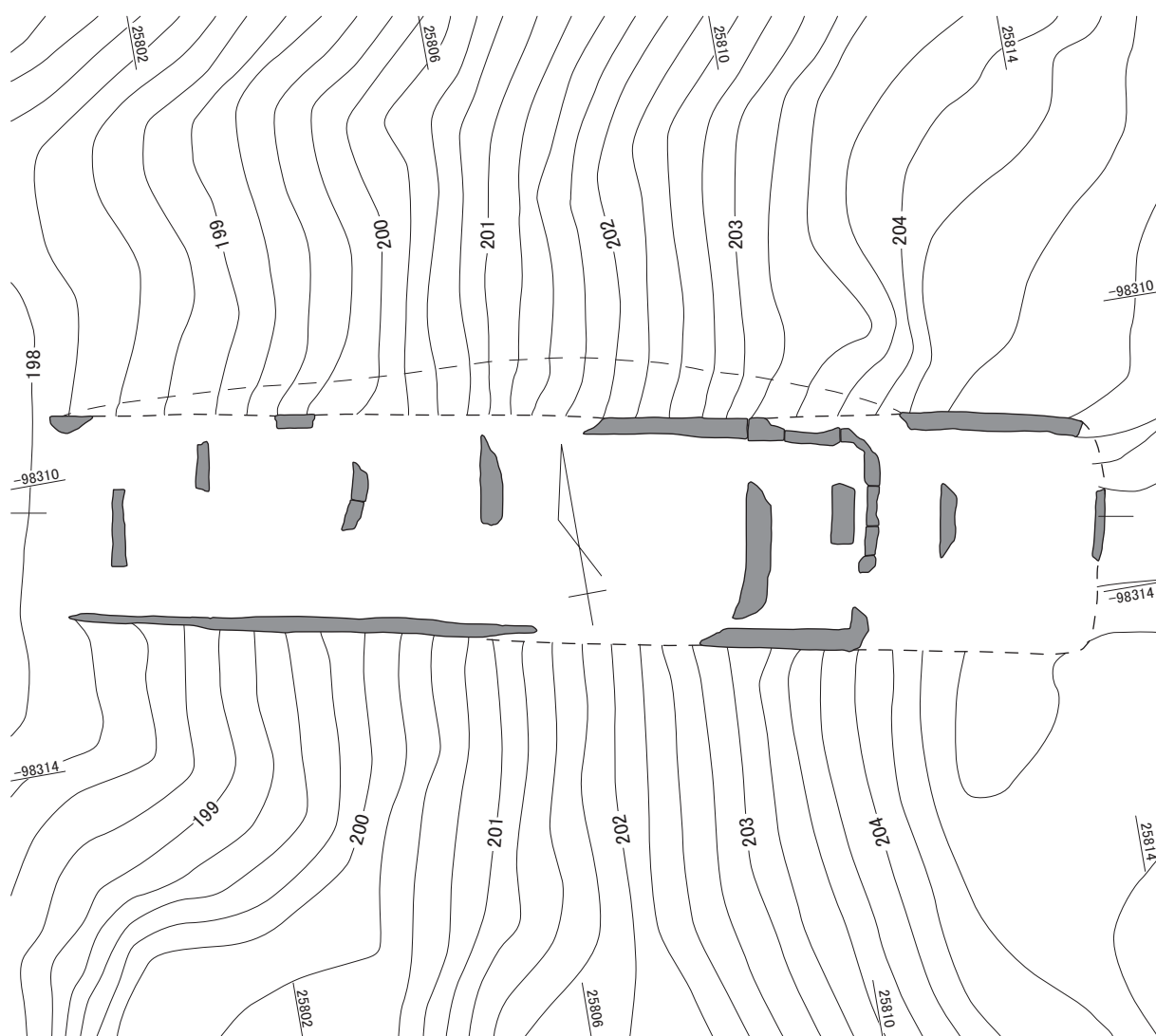


図4 連房式登り窯

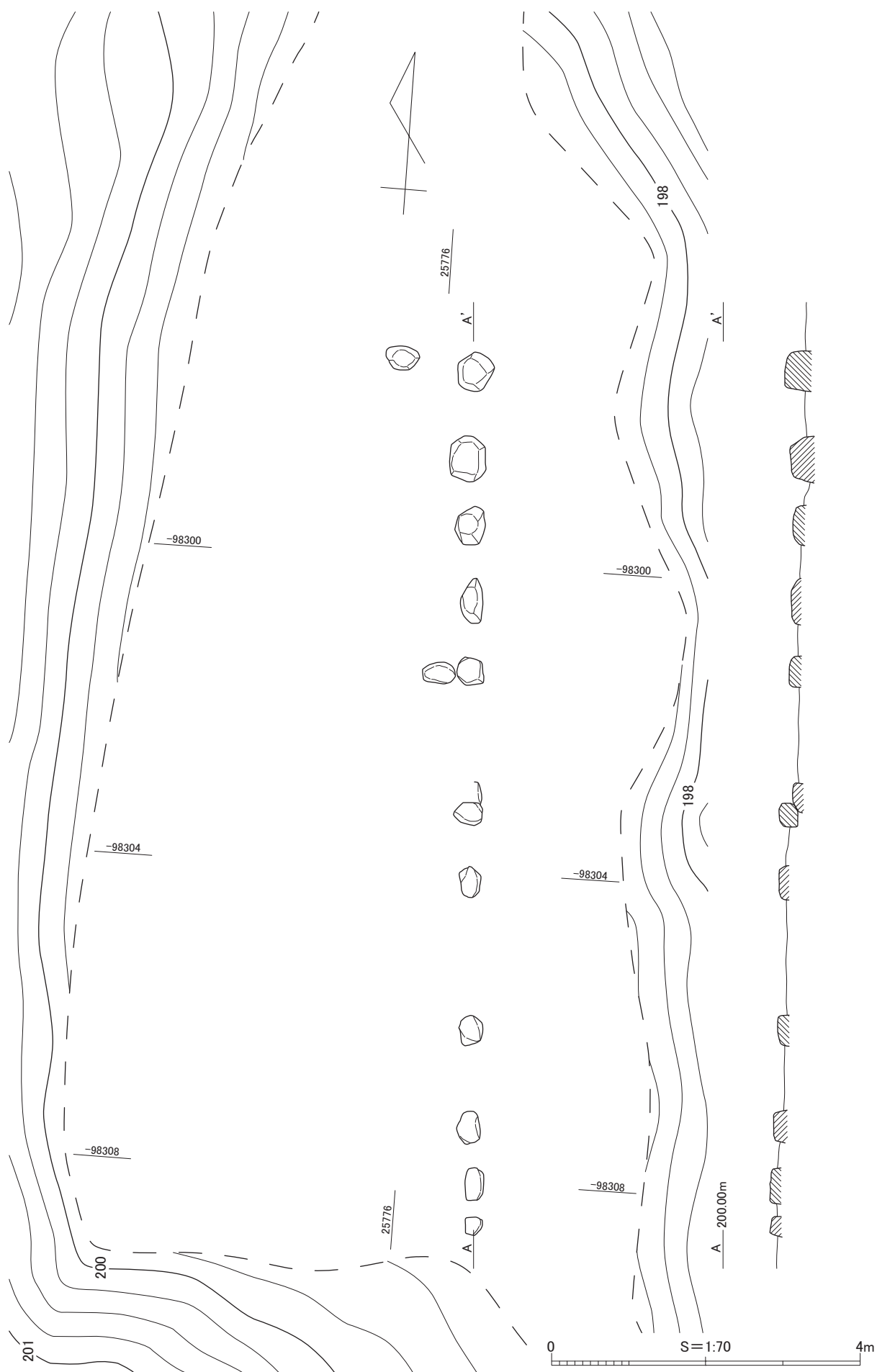


图5 礎石建物跡

窯体が崩壊して地表にトンバリとよばれる築窯材が散乱しているが、房の隔壁の一部や北側の壁（房の入り口から見たときの奥側の壁）が確認できる。

最下段の焚口（大口）付近は不明確だが、窯の全長は推定で約14m、勾配は約29度である。窯体はトンバリを積み上げて作られており、表面観察から7～8房の規模が想定される。房の入り口は南側にあり、房の幅（房の入り口からの奥行）は計測できる箇所を外法3.2m、内法2.6mである。房の長さ（登り窯主軸方向の距離）は1～1.5mで大口側と煙出し側は狭くなっていたと考えられる。房の内部構造は表面観察では十分に確認できないが、トンバリを階段状に構築した構造と考えられる。登り窯後端側は尾根の頂部に近い位置にあたり、調査例に見られるような排水用の溝が設けられているか現状では確認できない。

3）礎石建物跡（図5）

礎石建物は登り窯から谷を挟んだ西側に位置する。南北に延びる尾根斜面を削り出した15×7mの平坦面にあり、12個の礎石がN-5°-Wの方向に長さ11mに一列に並んでいる。東西の礎石列は北側の2箇所しか確認できないが、東西の規模は平坦面のスペースから南側で5m弱、北側で4m程度と推定される。

礎石の間隔を見ると、南側で不規則なのに対し北側の5個が0.9mの等間隔で並んでいる。礎石の上面のレベルを比較すると南側6個が北側5個より一段高い。礎石の欠落や移動も十分



写真1 白地小屋
（大田市水上町 島田窯 1990年撮影）

に考えられるので表面的な観察のみで建物の構造を想定できないが、南北で異なる建物構造が存在した可能性も考えられる。

これまでの調査事例では、瓦窯に礎石建物が伴うことが確認されている。これは成形が完了した瓦を乾燥させるための白地小屋と考えられている。19世紀前半の相生遺跡（益田市）では5.4×4.3mの礎石建物が1棟確認されていて、3辺で礎石が二重にめぐる。元治元（1864）年から明治16（1883）年に操業した北ヶ迫遺跡（益田市）でも二重の礎石列をもつ建物の一部が検出されている⁹⁾。

この種の建物は、大田市水上町福原の旧島田窯¹⁰⁾に現存していて、実際に操業していた平成初年頃にはその使用状況を見ることができた（写真1）。建物は礎石建ちの柱とそれを繋ぐ横木、その上に屋根が架かるだけで、壁のない簡単な構造で、白地は柱列の内外を挟むように繋いだ2本の横木を跨ぐように立て並べる。こうした簡易な棚が上下四段に設けられていて、建物の壁に相当する空間を利用して乾燥させることができるようになっている。建物が簡易な構造であるのに比べ、基礎を礎石建ちにしているのは、成形直後の湿った大量の白地を支えるためであることは言を俟たない。このような事例から、菅相窯の礎石建物も白地の乾燥機能をもった建物だったとみられる。

4）採集遺物（図6～8）

採集遺物は、窯体及び物原周辺で採取したもの（1～15）と、礎石建物周辺で採取したもの（16～26）がある。

窯体周辺採集遺物のうち、1～10は瓦で、10がのし瓦以外は軒瓦である。また、5が燻瓦である以外は、来待釉のかけられた施釉赤瓦である。成型は平瓦と瓦当を接合して製作されている。1～3は同範と考えられ、中央飾りが三葉の桐葉文で左右に唐草文が3転する。内区端部は矩形ではなく、多角形状に削りこみがされている。文様は葉脈が多く表現されるなど緻密で簡略化されていない。1は瓦当の接合後に小巴も接合されており、桐の葉状の模様が施文され

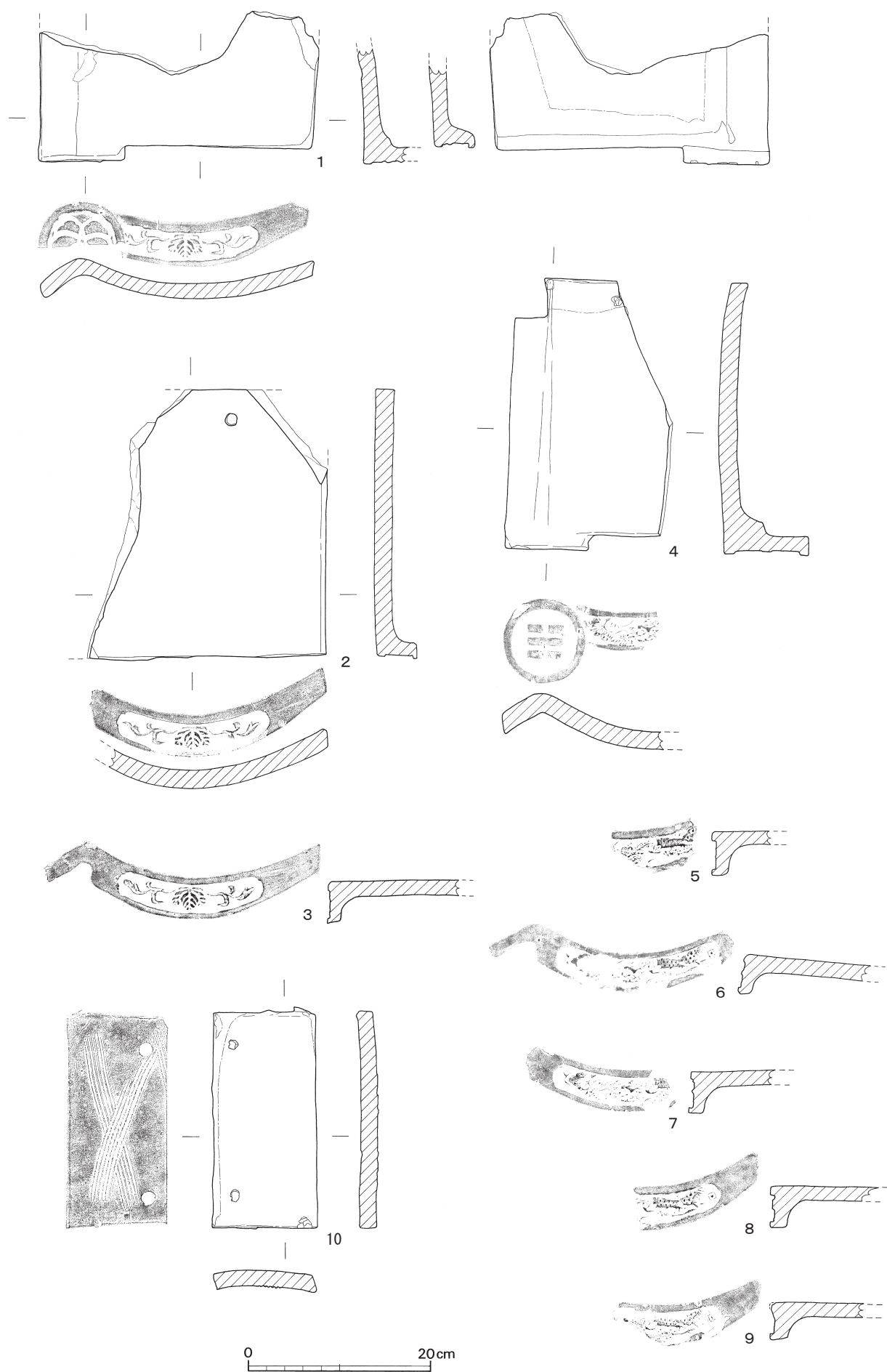


图6 窯跡周辺採集遺物（1）

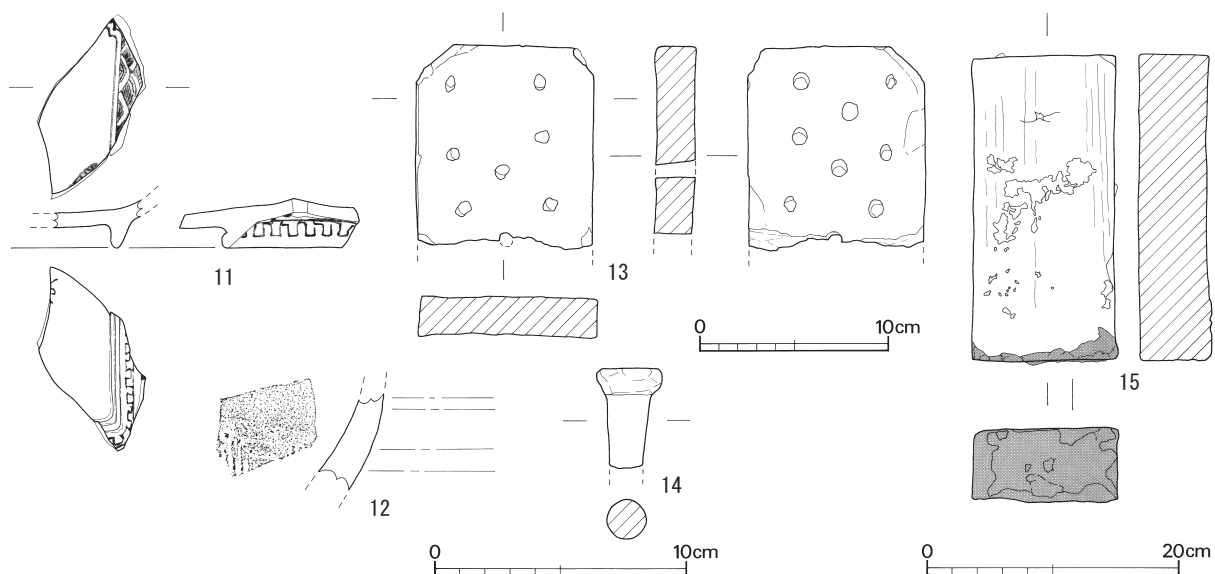


図7 窯跡周辺採集遺物（2）

挿図 番号	採集地点	種別	器種	法量(cm)			重量 (g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
1	菅相窯跡 表採	瓦	軒瓦	15.0	30.0	7.5	1590	来待釉	
2	菅相窯跡 建物跡	瓦	軒瓦	29.6	26.2	6.5	2360	来待釉	
3	菅相窯跡	瓦	軒棧瓦	15.5	29.8	4.5	1715	来待釉	
4	菅相窯跡	瓦	軒瓦	29.5	17.9	9.3	2160	来待釉	
5	菅相窯跡	瓦	軒瓦	7.0	9.3	4.8	205	黒灰色	
6	菅相窯跡	瓦	軒棧瓦	16.0	26.7	4.5	1255	来待釉	
7	菅相窯跡 表採	瓦	軒瓦	9.4	16.0	4.5	620	来待釉	
8	菅相窯跡	瓦	軒瓦	13.8	13.8	4.5	520	浅黄色	
9	菅相窯跡 表採	瓦	軒瓦	5.1	16.3	4.3	445	暗灰色	
10	菅相窯跡	瓦	のし瓦	24.7	11.4	2.4	975	来待釉	
11	菅相窯跡 登窯付近	肥前磁器	角皿		器高 (1.9)			透明釉	
12	菅相窯跡 登窯付近	焼締陶器	すり鉢		器高 (3.8)			暗赤褐色	
13	菅相窯跡 登窯付近	土製品	火ダテ	10.9	9.4	2.2	295	淡黄色	
14	菅相窯跡	窯道具	ハセ	4.0	2.6	2.5	20.6	浅黄橙色	
15	菅相窯跡	土製品	レンガ	24.6	10.5	6.0	2840	赤褐色	付着物 被熱部分

ている。4～9は同範と考えられ、龍と思われる文様が施されている。内区は1～3と同様に面取がされており、4については小巴が接合され、算木文が施されている。10は裏面に滑り止めの櫛目が施されている。11は肥前磁器の角皿で高台には櫛歯文状の文様が巡る。12はすり鉢で、内面に一部すり目を確認できる。13・14は窯道具で、13は火ダテ、14はハセである。13には残存部分だけで8箇所の穿孔が開けられている。15はレンガで、小口部分が激しく被熱して

おり、付着物が熔着している。

礎石建物付近で採集された遺物の内、16・17は釉薬瓦で、16は軒棧瓦、17はのし瓦である。16は、くすんだ来待釉がかけられ、瓦当の文様は中央に花文を配し、左右に唐草文が3転している。17は、黒釉がかけられ、裏側には櫛目が3条入れられている。18は肥前磁器の蓋で、表側に僅かに染付けが確認できる。19は在地系の皿で、口縁部には粘性の強い鉄釉がかけられている。20は肥前系陶器の皿で、胎土、砂目の状

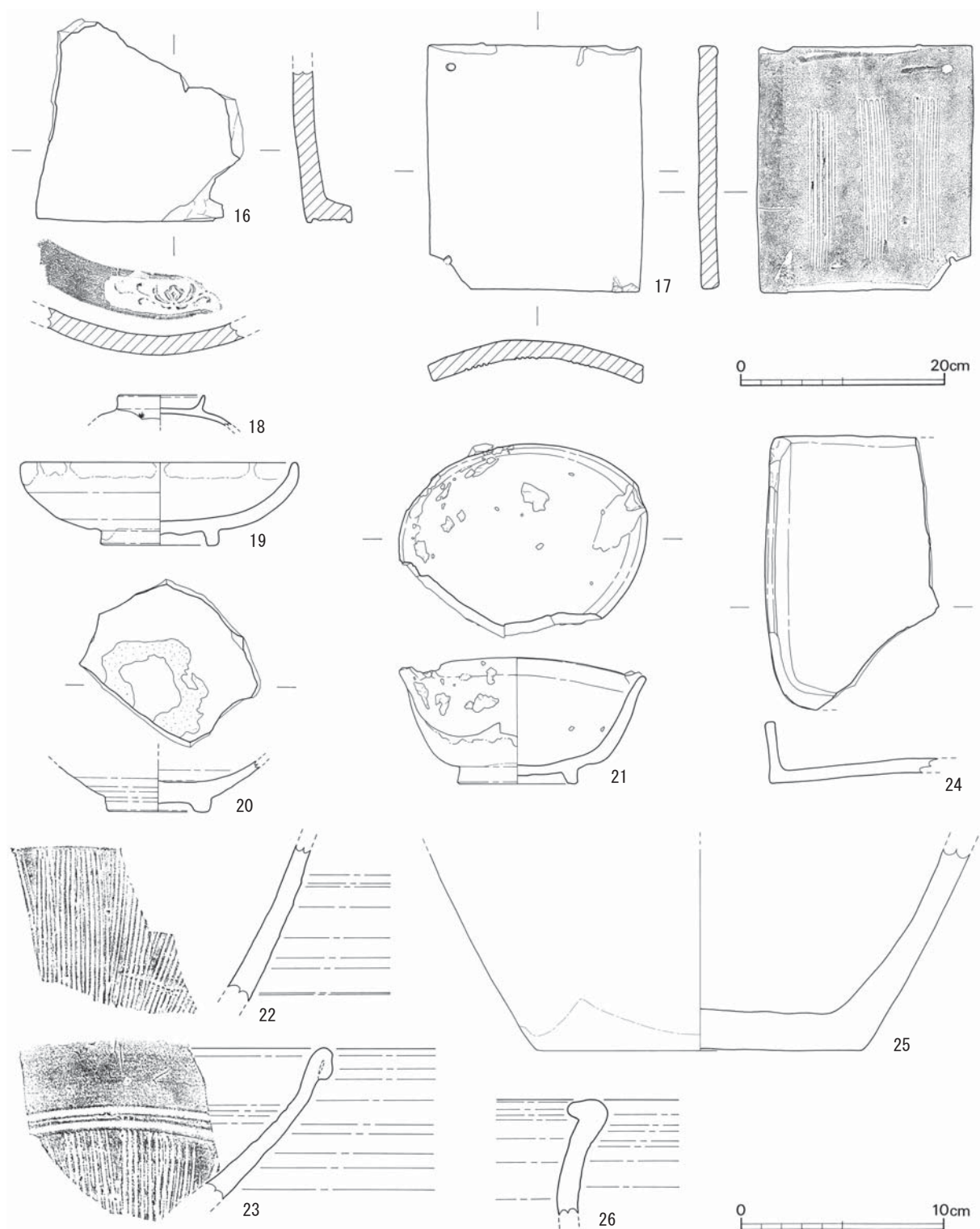


図8 礎石建物周辺採集遺物

挿図 番号	採集地点	種別	器種	法量(cm)			重量(g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
16	菅相窯跡 建物跡	瓦	軒瓦	19.9	20.5	5.8	1210	来待釉か	
17	菅相窯跡 建物跡	瓦	のし瓦	24.5	21.3	4.3	1940	黒釉	
挿図 番号	採集地点	種別	器種	大きさ(cm)			重量(g)	色調	成形・調整 文様
				口径	器高	底径			
18	菅相窯跡 表採	肥前磁器	蓋		(1.5)	4.3		透明釉	
19	菅相窯跡	在地系陶器	皿	13.4	4.1	5.6		灰釉 鉄釉	
20	菅相窯跡 表採	肥前系陶器	皿		(2.6)	5.0		灰釉	砂目
21	菅相窯跡 建物跡	石見	碗	11.9	6.2	5.7		藁灰釉	
22	菅相窯跡	石見	すり鉢		(7.7)			来待釉	
23	菅相窯跡 建物跡	石見	すり鉢		(7.4)			来待釉	
24	菅相窯跡 建物跡	石見	十能	現存長 13.4	現存幅 8.6	現存厚 0.7	146.4	来待釉	
25	菅相窯跡 建物跡	石見	甕		(9.9)	15.1		来待釉	
26	菅相窯跡	土師質土器	火鉢か焔炉		(5.7)			淡黄色	

態などから、福岡県か山口県産と思われる。21～24は石見焼である。21は碗で、釉薬は透明性の高い藁灰釉がかけられており、焼き歪が激しく、内面には焼成時の付着物が溶着している。22・23はすり鉢で、いずれも来待釉がかけられており、内面のすり目には使用痕が認められない。23については口縁部が玉縁状になっている。24は十能で、来待釉がかけられており、取手部分は欠失しているが、薄造りである。25は甕で、外面にはくすんだ来待釉がかけられている。26は土師質土器で、火鉢か焔炉と考えられる。

採取した瓦の素地は、焼成状態により灰色から淡褐色を呈するが、胎土は総じて精良・緻密で、焼き締まったものが多い。瓦の内、中心飾りが桐葉タイプのものは文様が精緻で、同タイプのものの中では古式と考えられる。本窯については後述の栄泉寺の鬼瓦から文化元（1804）年にはすでに開窯されていたことが判明しており、当該期の製品の可能性がある。龍文タイプのものは他に類例が無く、本窯のオリジナル製品の可能性が高いと考えられる。釉薬瓦と燻瓦が存在することから、発注者の意向で焼き分けていたものと推定される。

採取した陶磁器では、11、18、20、26については作業道具や日用品として使用されたものと推定されるが、焼き歪んで内面に付着物が有るもの（21）や、使用痕の認められないもの（12・22～25）があり、本窯で焼成された製品の可能性が高い。これらについては、胎土も精良で良く焼き締まっている。19については胎土が粗く焼成も陶器質で釉薬も異なるなど他の製品とは異なり、本窯の製品であるか判断が難しい。ただ、使用痕が認められないことと、高台の製作技法や形状、大きさが21と共通しており、本窯の製品である可能性も残る。

本窯の存続期間については、資料が少なく明確にはし得ないが、15のレンガが採取されており、窯本体にもレンガが確認されていることから近代以降も使用されていたと考えられる。このレンガについては、清水谷製錬所に使用されているレンガと、大きさ、製作技法が共通しており、清水谷製錬所にレンガを供給した窯から

供給されたことが考えられる。仮に、この推論が正しければ、清水谷製錬所が建設された明治28年頃に同じレンガを使用して修理・構築された可能性が考えられる。

5）大森町で確認される菅相窯産の瓦

次に菅相窯で生産され、大森町の建物に使用された瓦資料について述べる。

①栄泉寺本堂（図9 写真2・3・9）

栄泉寺は大森町の駒ノ足地区にある曹洞宗寺院で、寛政の大火では火元に近かったことから、土蔵以外は全て焼失したようである⁽¹¹⁾。本堂は文化4（1807）年の再建で⁽¹²⁾、平成15年に修理された⁽¹³⁾。

紀年銘のある下り棟の鬼瓦4点と鳥伏間2点が大森町並み交流センターに保管されている。

鬼瓦は中心に宝珠を立体的に造形し、高さ約42.5～44.5cm、幅約63.5～67.5cmで、中心部と両足部分は一体で成形されている。4個体ともほぼ同形・同大である。釉は明～暗茶褐色で同一個体の中でも場所によって色調のムラが著しい個体もある。紀年銘は全て向かって右側面にへら書きされている。

【資料1】 栄泉寺鬼瓦

（南東隅）	（南西隅）
文化元子六月	文化元子六月吉日
大森菅相山ニテ	大森菅相山ニテ
鶴鳴堂成山作之	笠井甚忠作之 ^{有福住 細工人万吉}
有福住万吉細工	
（北東隅）	（北西隅）
文化元 成山(花押カ)	文化元 甚忠(花押カ)
子六月吉日	子六月吉日
大森菅相山ニテ	大森菅相山ニテ
有福住万吉作	鶴鳴堂成山作之

瓦の年紀は文化元（1804）年であるのに対し本堂再建は棟札から文化4（1807）年であることから、瓦が作られてから本堂の完成までに更に3年の時間を要したことになる。

4個体の鬼瓦は意匠が共通することから同一

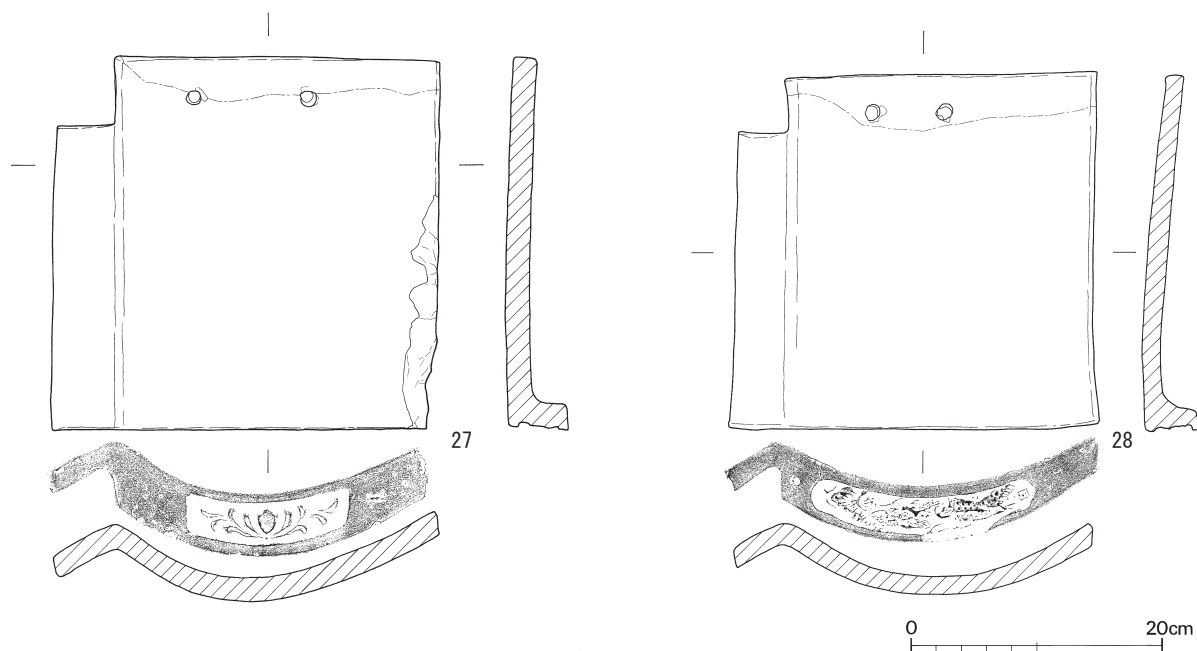


図9 栄泉寺旧所用瓦

挿図 番号	地点	種別	器種	法量(cm)			重量(g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
27	栄泉寺	瓦	軒棧瓦	29.5	30.7	6.1	3640	来待釉	
28	栄泉寺	瓦	軒棧瓦	28.3	29.5	5.6	3010	来待釉	



写真2 栄泉寺鬼瓦

工人によって製作されたとみて問題ない資料である。へら書きの記述から、この鬼瓦が浜田藩領的那賀郡有福村の職人万吉によって菅相窯で製作されたことがわかる。笠井甚忠と鶴鳴堂成山は花押様のへら書きが同じであることから同一人物と思われるが、万吉との関係は明確ではない。

平成15年の修理以前に本堂で使用されていた軒棧瓦は2種類ある。図9-27は中心の花文からの左右に唐草が2転して伸びる。菅相窯跡ではこの軒文様の瓦は現時点では確認できていない。文様系譜では窯跡採集資料図8-16の瓦当文



写真3 栄泉寺南東隅鬼瓦紀年銘

様の系譜につながると思われるが、中心飾りの表現から27が後出するものと考えられる。図9-28は龍をあしらった特徴的な軒棧瓦で、内区の左右端部に意匠的な削りこみを施す。採集資料図6-4の小巴の算木文は本堂大棟の鳥伏間（大森町並み交流センター保管）と共通することから、龍文様の軒棧瓦は栄泉寺の再建用に作られたことがわかる。

②城上神社宝蔵（図10 写真4・10）

城上神社は大森代官所の北東にあり、町並より一段高い丘陵の先端に位置する。寛政の大火で社殿ほか社家居宅も全て焼失した。拝殿は文

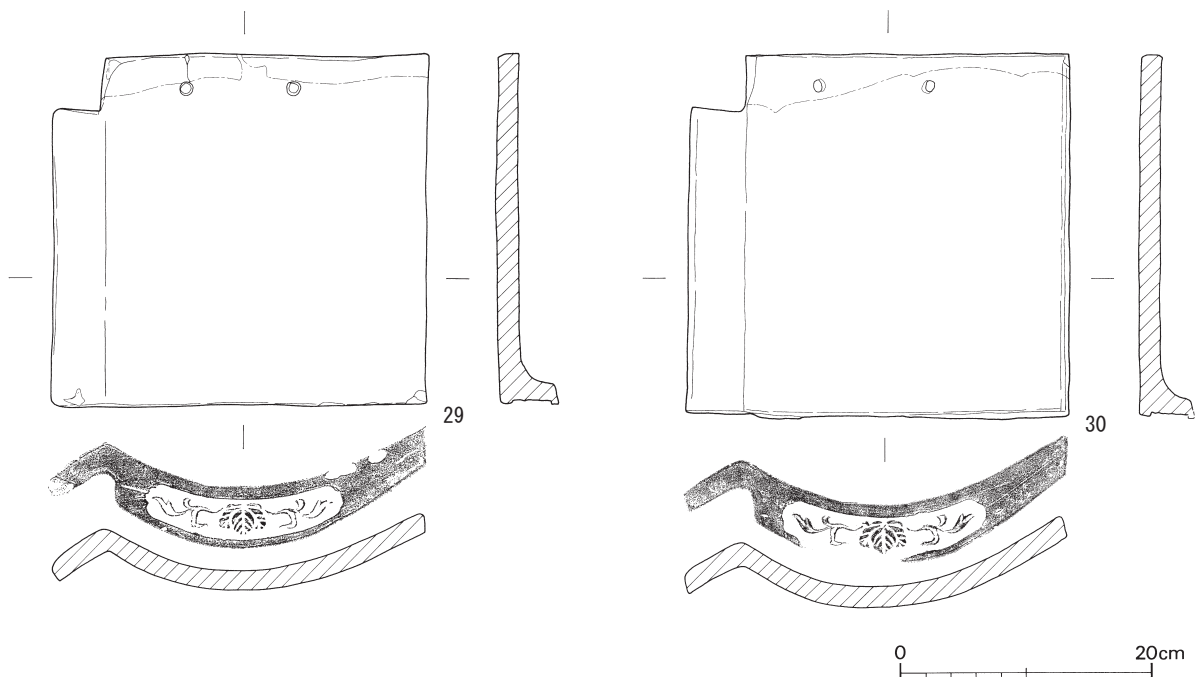


図10 城上神社宝蔵旧所用瓦

挿図 番号	地点	種別	器種	法量(cm)			重量(g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
29	城上神社	瓦	軒棧瓦	27.8	29.7	6.1	3230	来待釉	
30	城上神社	瓦	軒棧瓦	28.9	30.5	7.2	3280	来待釉	

化9（1812）年、本殿は同12（1815）年に再建された。宝蔵は昭和の末頃に葺き替えられているが、それ以前の所用瓦が残されている。

紀年銘のある鬼面文鬼瓦は中心部と両足部を一体で成形した小型の鬼瓦で、裏面の左右にへら書きされている。

【資料2】 城上神社宝蔵鬼瓦

（左）

石州大森
菅□瓦所

（右）

浜田料
文化八年 姉金村
未四月吉日

鬼瓦の作者の名前は記されていないが、浜田領の姉金村在住の人物が「菅雙瓦所」で文化8（1811）年に製作したことがわかる。「菅雙」は「菅相」、「菅曾」と同じである。

軒棧瓦図10-29、30は下向きの三葉の桐葉文で、左右に唐草が3転する。文様の作りは肉厚で立体的である。釉の掛りは薄く光沢があり明赤褐色を呈する。内区の左右端部に意匠的な割りこみを施す。この瓦当文様の軒棧瓦は大森の

各地で見られ、文様の変化から时期的な変遷を看取できる標準資料である。

4. 菅相窯の生産の特徴

以上、窯場の測量結果と採集資料を報告し、あわせて大森町に残された所用資料を紹介した。ここでは菅相窯での窯業生産の特徴を整理し、操業の事情の一端について推測する。

操業年代の上限は榮泉寺紀年銘資料から文化元（1804）年であるが、開窯年代を示す手がか



写真4 城上神社宝蔵鬼瓦

りは得られていないため、大火以前に操業していた可能性も排除できない。一方操業年代の下限は、窯の修築にレンガが使用されていることから明治28年以降まで下る。ただし文化元年から90年以上隔たことや、物原の規模が比較的小さいことから、長期にわたって操業が継続していたとは考えにくい、少なくとも近代に入ってから何らかの生産活動をおこなっていたようである。

この窯では陶器も焼いているが、瓦陶兼業窯の物原であれば多数みられるはずの陶器用の焼台が非常に少ないことから、その生産量はごく限られたものであったようである。

瓦生産に関する特徴としては、第一に特徴的な桐葉文、唐草文、龍文の軒棧瓦が作られていた点があげられる。いずれも内区の左右両端に意匠的な面取りをもっている。このような意匠の類例としては東広島市西条の四日市遺跡から出土した19世紀初頭の資料⁽¹⁴⁾あり、石見の中では独自性の強い瓦であることが注目される。

次に榮泉寺と城上神社資料のへら書きの記述から、どちらも浜田藩領の工人が来森して鬼瓦を製作した点があげられる。付論で述べるように従来燻し瓦を供給してきた産地が大森の近隣にあるため、鬼瓦の製作だけであれば領内で賄うことも可能だと考えられることから、施釉瓦の製造にかかる技術全体を一体的に浜田領から移植したと見るべきであろう。

さらに注目すべき点は、龍文の軒棧瓦には燻しの同范瓦が存在し、この窯場では燻し瓦と施釉瓦の両方が生産されていたことである。同范の燻し瓦と施釉赤瓦が存在することは県内でも江津市内で事例が確認⁽¹⁵⁾されていたが、石見地方の生産地で確認されたのは初例である。燻し瓦は平地式単室構造のいわゆる「だるま窯」で焼成され、登り窯のように大規模な構造を持たないため、地表面の観察だけでは遺構が確認できないが、窯場の中で比較的平坦な谷最奥部や建物跡付近に築かれていた可能性もある。

上述のように菅相窯は、施釉赤瓦という新たな生産技術を移植して独自の文様をもつ瓦を創出し、なおかつ燻し瓦と赤瓦両方の需要に対応

できる生産体制を持った特異な窯だったことが確認できた。

次に菅相窯の経営に関わった人物から開窯の事情について推測する。史料は大森代官所の銀山方の業務日誌で文政5（1822）年10月の記述である。

【史料】 文政五年銀山方日記⁽¹⁶⁾

^(十月)
同十二日 晴 当番

田邊彦三郎

御中間 為老郎
米 蔵

一、村之郷養蔵伏谷村ニ而瓦稼、大森町三九郎
佐摩村町組字すかそうふニ而瓦稼、右兩人来未
年より相止候間、運上銀御免被仰付度書付差出候
ニ付相糺候処、相違無之ニ付承届候事

大賀覚兵衛

阿部忠太郎

沢井大二郎

文政5年10月大森町の三九郎から銀山方役所あてに、佐摩村字すかそふで行っていた瓦稼を翌年から止めるので運上銀の免除を願い出て聞き届けられている。三九郎は熊屋直安のことで、文政5年当時は熊谷家の養子で熊谷三九郎と名乗っていた。熊谷家は掛屋・郷宿・御用達を務めた大森町の有力商家で、三九郎は文政6年に分家し田儀屋清六（上田儀屋）と改名して久利組・都茂五か所の郷宿株を本家から継承した⁽¹⁷⁾。熊谷三九郎がいつから菅相窯の経営に関与していたのか不明であるが、熊谷家住宅の建物には菅相窯産の桐葉文と唐草文の軒棧瓦が現在でも使用⁽¹⁸⁾されており、大火後の再建にあたって自前で瓦を製造・調達していたことになる。

大森町の重立衆の中で最も有力な商家だった熊谷家が自ら赤瓦の生産に関わっていた背景には自宅再建の便宜以外に別の意味を想定すべきかもしれない。付論で述べるようにこの時期既に江津産の赤瓦が銀山料の沿岸部に流通しているにもかかわらず大森町の再建にそれらが採用されていないことを考え合わせると、熊谷家は自ら瓦窯を経営することで急速に進む町並の復

興に迅速に対応するとともに、復興景気に対する江津方面の思惑に対抗して独自に資材調達の手段を整備したとも考えられる。

菅相窯の成立は寛政の大火後の復興と町並の色彩景観の変化に大きな役割を果たした。その背景となる石見地方沿岸部における19世紀初頭の状況については稿を改め付論の中で述べることにする。

本稿のうち3-1)を尾村が、3-4)を新川が、それ以外を熱田がそれぞれ執筆した。

菅相窯跡の測量にあたっては河村健司氏、川上慶太郎氏、内田雅治氏から、また写真掲載には島根県立古代出雲歴史博物館から協力いただいた。記して感謝します。

〈注〉

- (1) 勝源寺文書「公私諸用録」、藤原雄高「邇摩郡大森町における寛政の大火の被害と復興」『地域に学び、地域とともに』山根正明先生古希記念誌刊行会2017年
- (2) 19世紀前半頃の大森町を描いた絵図（山中家所蔵）には、代官所とその関連施設や社寺のほか地役人の屋敷が描かれている。町並の家屋は切妻の屋根形で表現されており、地役人の屋敷は瓦葺を示す条線が描かれ青灰色に塗られている。地役人の屋敷以外の町家は黄色で塗りつぶされており、絵図の中で区別する描画の手法がとられていることに武家と燻し瓦の相関を見ることができる。
- (3) 熱田貴保「来待釉赤瓦の成立」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化センター研究論集第17集2017年
- (4) 大田市教育委員会『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』13 1992年
- (5) 平成22（2010）年2月10日実施。参加者は椿真治（世界遺産室）、守岡正司（同）、熱田貴保（文化財課）。所属は当時のもの。
- (6) 城上神社瓦資料は「菅雙」、地籍図等には「菅曾」、「菅曾山」と記されているが、本稿では年代の最も古い栄泉寺瓦資料から「菅相窯跡」とした。なお読みは文政5年の史料（「銀山方日記」）に「すかそふ」の記述がある。
- (7) 平成28（2016）年1月13日実施。参加者は熱田貴保（世界遺産室）、山手貴生（大田市石見銀山課）、西尾克己（同）、新川隆（同）、尾村勝（同）。所属は調査当時のもの。
- (8) 島根県『島根県の地質』1985年
- (9) 島根県教育委員会『石見空港建設予定地内遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書』1992年
- (10) 島根県教育委員会『島根県の諸職』1993年
- (11) 注1に同じ
- (12) 大田市教育委員会『史跡石見銀山遺跡地内建造物（10社寺）調査報告書』2013年
- (13) 大田市教育委員会『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』74 2005年
- (14) 四日市遺跡2区第249遺構出土軒棧瓦（財団法人東広島市教育文化振興事業団文化財センター『四日市遺跡発掘調査報告書』Ⅰ 2004年）
- (15) 久保智康「近世後期南加賀における赤瓦の生産」『福井考古学会会誌』第10号1992年、同「日本海域をめぐる赤瓦」『日本海域歴史体系』第四巻2005年
- (16) 中村久左衛門家文書
- (17) 小林准士監修「重要文化財熊谷家住宅 歴史展示（衣装蔵1階）」2006年
- (18) 熊谷家住宅は大森町に現存する建物としては最大の規模をもつ。平成13～17年に大規模修理が行われ、その際大屋根を中心に新たに瓦が入れ替えられた。現状では主屋の場合、通りに面した下屋に古瓦が再用されている。大田市『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書』2005年



写真5 連房式登り窯全景（西から）



写真6 連房式登り窯 房内



写真7 連房式登り窯 後端付近



写真 8 菅相窯瓦



写真 9 栄泉寺瓦



写真10 城上神社瓦

付論 大森町を中心とした施釉赤瓦について

熱 田 貴 保

1. 19世紀初頭の施釉赤瓦の波及

本編で報告したように菅相窯の成立は寛政の大火後の大森町の復興と町並の色彩景観の変化に大きな役割を果たしたと考えられるが、その背景を検討するため石見地方沿岸部における19世紀初頭の状況について、来待釉赤瓦（以下「赤瓦」）揺籃の地の一つに比定される江津の以東と以西に分布する瓦資料から確認する。

1) 江津以東に展開する瓦

①敬願寺

敬願寺は大田市温泉津町吉浦にある浄土真宗の寺院で、日本海を見下ろす丘陵上に立地する。所伝によると本堂は明治40年代に建て替えられ、昭和57年に現在の屋根に葺き替えられている。

紀年銘資料は大棟鬼瓦と下り棟鬼瓦1点で、昭和57年以前に本堂に使用されていた瓦である。

【資料1】 敬願寺大棟鬼瓦

(左)	(右)
寛政九年	寛政九年
和兵衛細工	和兵衛細工
巳六月	巳六月

【資料2】 敬願寺下り棟鬼瓦

寛政九年巳□月廿七日
和兵衛細工廿八さへ

大棟の鬼瓦は総高96cm、幅157cm、中心部分の幅45cm、高さ62cmで、中心部と左右両足部を分割成形した組み合わせ構造の鬼瓦である。中心部の文様は丸に蕨の五葉文で左右足部に反転する渦巻文と波頭をあしらった特徴的な意匠で構成される。描かれた波の表現は立体的・曲線的で躍動感を感じさせるもので、後述する同種



写真1 敬願寺大棟鬼瓦



写真2 敬願寺下り棟鬼瓦



写真3 敬願寺軒棧瓦

の鬼瓦の祖型的な位置づけが可能な資料である。

現在は中心部2点に対して足部が各1点ずつ残されている。紀年銘は足部の裏面に同じ内容がそれぞれ記されている。

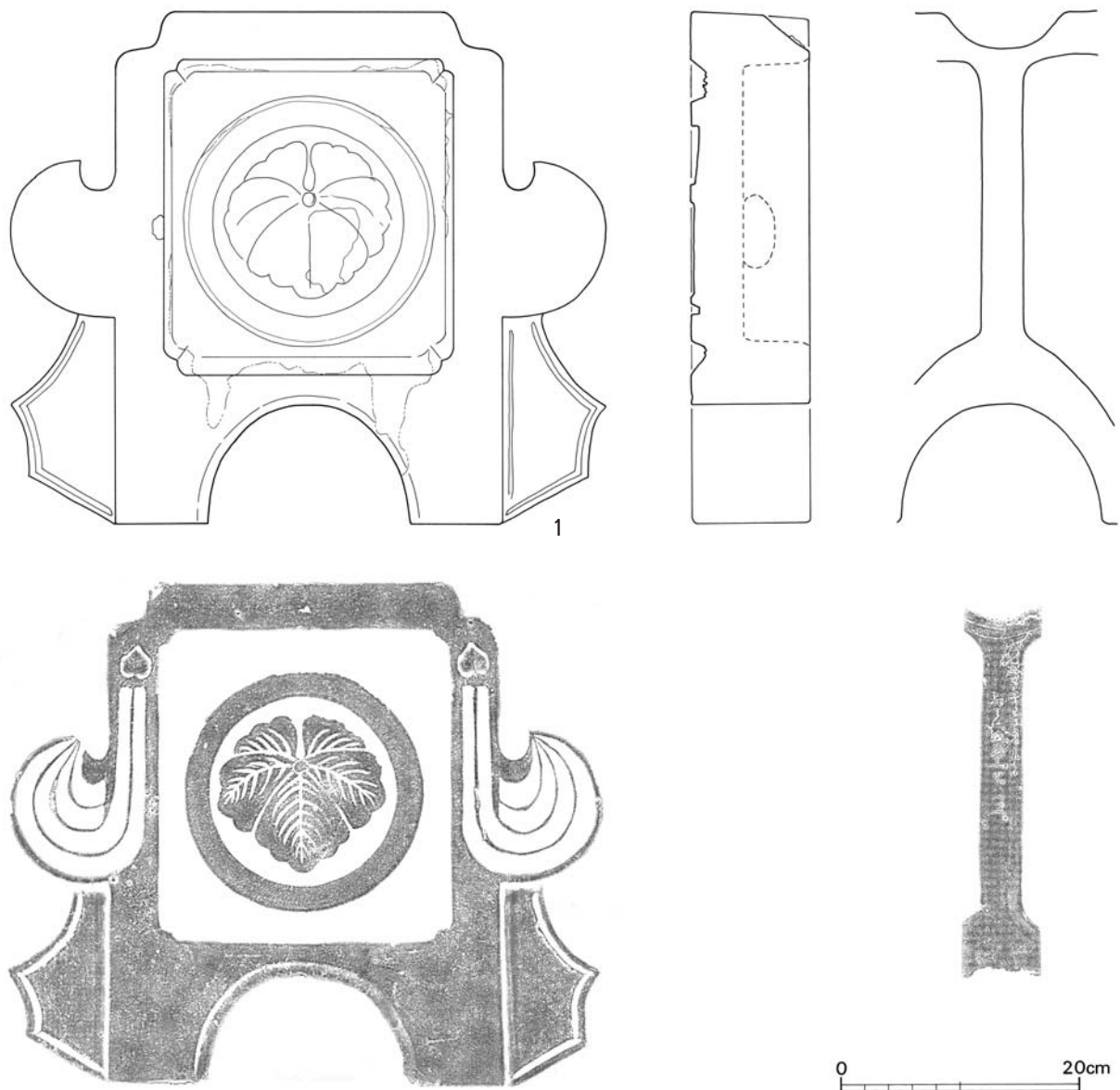


図1 敬願寺下り棟鬼瓦

挿図 番号	地点	種別	器種	法量(cm)			重量(g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
1	吉浦 敬願寺	瓦	鬼瓦	42.9	49.9	9.9		来待釉・鉄砂釉	

下り棟の鬼瓦は同形同大のものが2点ある。紀年銘のある資料（図1-1）は幅49.5cm、高さ42.5cmである。中心文様は方形に区画された中央に丸に五葉の蔦文様で、圏線の外周は刺突文で充填されている。釉調は光沢のある明赤褐色で、刺突文の部分は青黒色の鉄砂釉と考えられる釉薬が掛けられている。紀年銘は裏面中央の棧の上面にへう書きされており、大棟鬼瓦と同年に同じ和兵衛によって作られたことがわかる。

図2-2は鬼瓦に伴う軒棧瓦で、瓦当文様は6

枚の小さな花卉をもつ中心飾りの中ほどから唐草が左右に4転する。同3は棟の側面に並べる豎瓦で文様は丸に五七桐である。

②正定寺

正定寺は大田市五十猛町にある浄土宗の寺院で、日本海に突き出た大岬の丘陵裾に立地する。寺伝によれば寛政2（1790）年に本堂が改築されており、平成15年に現在の本堂に建て替えられた。

旧本堂で使用されていた紀年銘のある大棟の鬼面文鬼瓦が1対（阿形・吽形）残されている

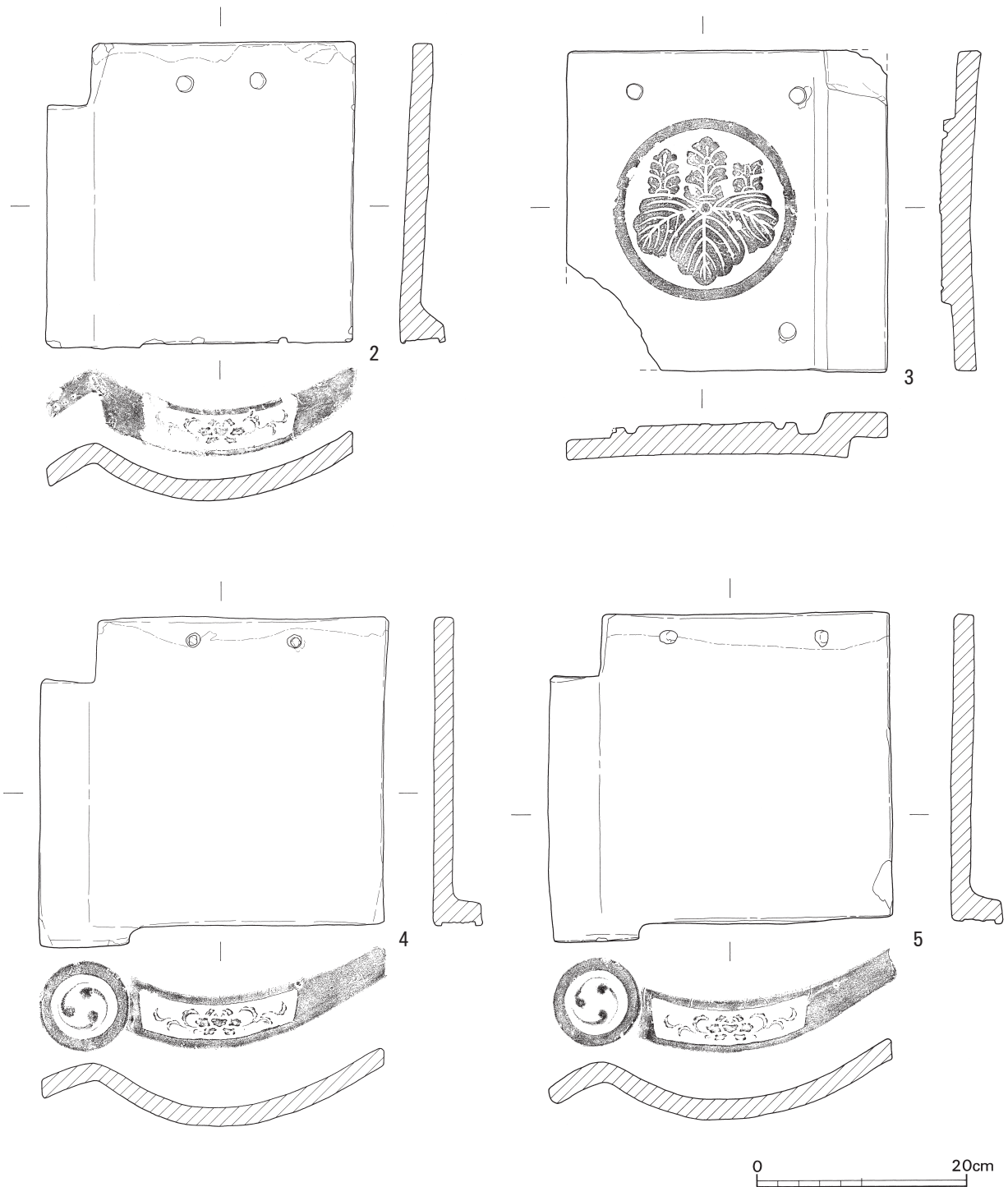


図2 敬願寺・瑞光寺・岩瀧寺資料

挿図 番号	地点	種別	器種	法量(cm)			重量(g)	色調	備考
				現存長	現存幅	現存厚			
2	吉浦 敬願寺	瓦	軒瓦	29.2	29.2	6.1	3440	来待釉	
3	吉浦 敬願寺	瓦	豎瓦	30.6	30.6	4.5	3580	来待釉	
4	福光 瑞光寺	瓦	軒瓦	31.7	33.0	6.0	3720	来待釉	木釘あり
5	波積 岩瀧寺	瓦	軒瓦	31.5	33.0	7.7	3830	来待釉	

(写真4)。全高80cm、幅144cm、箱型に作られた本体部分の奥行は10cmで、中心部と左右の足部の3部材で構成されている。前面に大きくせり出した鬼面とその左右に反転する渦巻文が一材で作られ、その下に波頭文を描く別材を連結する。波頭文側の接続面は渦巻文に合わせて曲面を作り出している。これは屋根の勾配に合わせて足部の位置を調節するためと考えられ、その際勾配の角度によっては上下材が干渉する虞があることから、両材の一部を現場で欠き落とすため所定の位置にあらかじめ分割界線が入れている。

波頭の意匠は左右ほぼ対称で、文様の凹凸は大きく立体的な表現である。波の表現は敬願寺資料に比べやや幾何学的になっているが、波頭文様の地の部分には敬願寺例にはなかった三角形の刺突文で充填されている。基調となる釉は明茶褐色を呈し、鬼面の頭髮、眉毛、顎鬚は黒色釉、角、目、牙、歯は灰釉で掛け分けられている。2個体とも中心の部材、足の部材の裏面にも茶褐色の釉が薄く塗布されている。

銘文は裏面右側にあり2個体とも同じ内容がへら書きされている。なおこれに伴う軒棧瓦は今のところ特定に至っていない。

【資料3】 正定寺大棟鬼瓦

(阿形) 此細工人江津木田野屋内

文化元年子六月廿五日

(咩形) 此細工人江津木田野屋内

文化元年子六月廿五日

木田野屋は江津市江津町尾首にあったといわれる北野屋窯と考えられる。北野屋窯は宝暦13(1763)年に創業したとされる陶器窯で、江津市内の石見焼の窯の中では開窯時期の古い窯と言われている⁽¹⁾。窯の位置が特定されていないため操業状況など詳細不明だが、正定寺鬼瓦には釉薬の掛け分けによって区別された色彩表現が施されており、製陶と製瓦の両方の技術を融合させている点から、1800年代初めには瓦陶兼業の操業形態をとる窯だったことがわかる。



写真4 正定寺鬼瓦

③岩瀧寺

江津市波積町本郷にある岩瀧寺は曹洞宗の寺院で、ダム建設に伴い移転しているが、元は谷の奥まった場所にあった。移転前の本堂は文化3(1806)年に再建された建物である⁽²⁾。

旧本堂に使用された大棟の鬼瓦(写真5)は移転後の境内の一角にある。全高88cm、幅158cmで、箱型に成形された奥行は13cmである。釉の色調は明茶褐色で、中心部に左右両足の3部材を組み合わせる。中心の菊花文の左右に反転する渦巻文がつき、その下に続く別材の足部に波頭文が描かれている。中心部と足部の接合する箇所は平面をなし、屋根勾配に合わせた調整できない形態となっている。

波頭文は左右で表現が異なり、地の部分には細かい刺突文を充填する。波の文様は輪郭を刻んで描かれていることから曲線的な表現になっているが凹凸が少ないため立体感に乏しい印象を受ける。中心部の菊花文の地の部分には現在漆喰が塗られているため観察できないが、下り棟の鬼瓦と同様に刺突文で充填されていたと考えられる。紀年銘は左右足部の側面に同じ内容がへら書きされている。

【資料4】 岩瀧寺大棟鬼瓦

福光本領幾久屋

長左エ門代

文政貳年

辰秋月日

旧本堂に使われた軒棧瓦(図2-5)の瓦当文



写真5 岩瀧寺鬼瓦



写真6 瑞光寺鬼瓦

様は6枚の小さな花卉をもつ中心飾りから左右に唐草が4転するもので、敬願寺資料と近似している。釉の色調は鬼瓦と同様に明茶褐色を呈する。

④瑞光寺

瑞光寺は大田市温泉津町福光にある浄土真宗の寺院で、日本海と福光集落を眼前に望む高台に位置する。寺伝によると、明治初年ごろに火災にあい、同11年に五間四方の本堂を再建し、大正11年に七間四方の現在の本堂に建て替えられた。現在の屋根瓦は昭和56年に葺き替えられたものである。

境内に残されている大棟の鬼瓦（写真6）は全高93cm、幅140cm、箱型に成形された奥行は15cmである。釉の色調は明茶褐色で、中心部と左右両足の3部材を組み合わせる。中心部の三つ橋文の左右に渦巻文が反転し下方に続く別材に左右で文様構成が異なる平面的な表現の波頭文が描かれている。中心部と足部の接合部分は平面をなし、屋根勾配に合わせた角度調整は行えない。三つ橋文と波頭文の地の部分には細かい刺突文で充填されている。瑞光寺の鬼瓦は中心部の文様こそ異なるものの、波頭文の文様構

成や表現で岩瀧寺資料と近似しており、同一工人による製作を思わせる資料である。

紀年銘は2個体の中心部の裏面にそれぞれ記されている。

【資料5】 瑞光寺大棟鬼瓦

①文政四ミ年

六月

②文政

四年

六月

軒棧瓦（図2-4）の瓦当文様は6枚の小さな花卉をもつ中心飾りから唐草が左右に4転する。敬願寺、岩瀧寺と区別が困難なほど酷似している。

岩瀧寺の下流側にある円光寺（江津市都治町）にも岩瀧寺、瑞光寺と類似する波頭文鬼瓦があるほか、やや下流側の慈恩寺（同）にも波頭文の小型の鬼瓦が残されており、都治から波積にかけ同じ窯場の製品が分布している状況が確認できる。

以上のように19世紀初頭の銀山料内の沿岸部では、波頭文の鬼瓦と六花卉の中心飾りをもつ軒棧瓦がセットで使用されており、これらが同一工房、すなはち江津の北野屋で製作された蓋然性が高いものと考えられる。

⑤門脇家住宅

上述のように北野屋の瓦は江津以東の銀山料内に分布していることを確認できたが、石見から離れた鳥取県東部でも確認されている。

門脇家住宅は鳥取県西伯郡大山町所子に所在し、主屋ほか3棟が重要文化財に指定されている⁽³⁾。日本海に面した大山の裾野に位置し、門脇家住宅を含む一帯が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

門脇家の主屋西側にある米蔵の軒棧瓦（写真8）の瓦当文様は北野屋の唐草文様と同じで、大棟の鬼瓦は小型品だが橋文の左右に渦巻文と波頭文をもつ（写真7）。基調となる釉は茶褐色で、中央の橋文の地の部分には青黒色の釉が掛け分けられている⁽⁴⁾。

米蔵は明治25年に前身建物の酒蔵・米蔵の古材の一部を転用して建てられた建物で、この軒



写真7 門脇家住宅米蔵鬼瓦



写真8 門脇家住宅米蔵軒棧瓦



写真9 法正寺鬼瓦

棧瓦と鬼瓦も取り壊された酒蔵または米蔵から転用されたと考えられる。瓦の製作年代は不明であるが、軒棧瓦の文様の特徴と波頭文の鬼瓦の組み合わせから19世紀初頭に北野屋で作られたものとみられる。

⑥法正寺

北野屋産の瓦が19世紀初頭に江津以東で広域に流通していることを確認したが、北野屋以外の瓦も銀山料内で確認されている。

江津市黒松町の法正寺は浄土真宗の寺院で、日本海を望む場所にある。平成5～6年に屋根の葺き替えが行われた。

葺き替え前の大棟鬼瓦が1対2個体が残され

ている(写真9)。全高98.5cm、幅173cm、奥行11.5cmで、中心部と左右の3部材で構成される。中心の卍文の左右に反転する渦巻文がつき、その下に雲と渦巻文が続く。文様の地の部分に三角形の刺突文を充填する。中心部と左右の足部の接合部分は雲の文様の途中で分割されている。紀年銘は足部の側面に記されているが、釉薬により完全には判読できない。

【資料6】 法正寺大棟鬼瓦

①文政四巳年

□月□ □作

②文政四年

巳□月

この鬼瓦に伴う軒棧瓦の瓦当文様は確認できていないが、北野屋の鬼瓦とは意匠や部材の作り方が異なることから別の窯の製品と考えられる。

2) 江津以西に展開する瓦

次に江津以西で広域流通する瓦について概要を述べる。

江津市跡市町の慈光寺の本堂は文化8(1811)年に茅葺きから瓦葺きに葺き替えられたことが史料により確認されており⁽⁵⁾、当時の瓦は現在庫裏に転用されている。

軒棧瓦の瓦当文様は中心飾りから花卉と枝葉が左右に大きく開く単純な構成で、文様のパーツ自体が肉厚で、立体的である(写真10)。釉の色調は暗茶褐色で全体的に釉の掛かりが薄い。この文様の系譜につながる瓦は跡市町内のほか江津市内に分布しており、近世を通じて江津の窯場で生産されたことが窺える。

目を西に向けると、慈光寺に葺かれた軒棧瓦と同文の瓦が江津以西に点在していることが確認できる。

益田市高津町の教西寺は高津川の河口から2km弱の場所にある。本堂は文化10(1813)年の再建で、平成初年頃まで使用されていた瓦は慈光寺と同文であった(写真11)。

教西寺から高津川を16km遡った津和野町日原の藤井家(写真12)や水津家では慈光寺瓦と近似する軒棧瓦が現在も使われている⁽⁶⁾。



写真10 慈光寺軒棧瓦



写真11 教西寺軒棧瓦



写真12 藤井家軒棧瓦

以上のように、石見沿岸部を中心に江津の東と西で瓦当文様の異なる瓦が流通している状況が確認できた。このような製品の移動は日本海海運やそれに続く河川の水運を通して各地に運ばれたことを物語っている。19世紀初頭は江津・浜田で施釉赤瓦の生産が活発化し、製品が各地に運ばれて赤瓦の商圈が拡大し始めた時期にあたる。流通していた軒棧瓦の瓦当文様の分布が江津の東西で異なっているのは、窯場ごとに製品の販路が異なっていたことを示している。ただし法正寺鬼瓦のように北野屋とは異なる窯場の資料も存在することから、当該時期の確実な資料が増加すればより具体的な流通の様相が判明すると思われる。

2. 大森町における燻し瓦

19世紀初頭における江津産赤瓦の流通の様相の一端を述べたが、大森町では大火直後の復興

と重なる時期でありながら、広域流通圏を形成しはじめた江津産の瓦が流入した形跡が認められない。同じ銀山料内でも江津産瓦が浸透していた福光、波積、五十猛など沿岸部とは対照的な状況であった。

次に大森町における赤瓦の普及を検討する前に、寛政の大火前後の大森における燻し瓦の普及状況について確認してみたい。

本稿の冒頭で述べたように、幕領支配の中心となる代官所⁽⁷⁾や武家の居宅には従前どおり燻し瓦が使用されていた。燻し瓦には瓦当面に押された刻印から産地を特定できる場合があり、瓦の流通を考える上で重要な手がかりとなる場合がある⁽⁸⁾。大森においても紀年や瓦屋名を記した燻し瓦が残されている。

【資料7】 今出家離れ雁振瓦⁽⁹⁾

寛政四年子二月日

仁万村大井出瓦や利助

【資料8】 松井家主屋棧瓦⁽¹⁰⁾

寛政子六月吉日

[]

石州大国村瓦屋宇平太

□□□

[]

【資料9】 清水寺山門軒棧瓦⁽¹¹⁾

取次石見国貞平

いひた二人組

札主大国瓦屋

宇兵太

□

【資料10】 寺脇家袖瓦⁽¹²⁾

大原瓦屋

寛政拾二庚申四月十六日

九ツ時^(調)□申

【資料11】 八島家主屋袖瓦⁽¹³⁾

寛政拾二庚申四月

仁万村、大国村は大森町から海岸部に通じる道沿いにある近隣の村である。寺脇家資料に記された「大原」は宅野村大原で、近代まで燻し瓦を生産した地区として知られている⁽¹⁴⁾。宅野村の瓦生産が確認できるのは宝暦4（1754）年⁽¹⁵⁾以降で、運上銀に関する史料⁽¹⁶⁾によると明和9（1772）年から文化3（1806）年まで二つの瓦屋が操業を続けている。文化7年には一軒増えて幕末まで3軒の瓦屋が稼働し、明治5年には4軒になっている⁽¹⁷⁾。へら書きの記述から大森町・銀山町で使われた燻し瓦は隣接する複数の産地から供給されていたことがわかる。

ここで注目したいのは資料10に記された日付が寛政12年4月16日であることである。大森町の大火が同年3月24日なので、この燻し瓦が大火から1か月も経たないうちに製作された瓦だということがわかる。

町並の大半が灰燼に帰した大森町では、武家、町屋とも再建のため建築資材の調達も急がれたことから、特に武家屋敷向けの燻し瓦の生産は大火直後から盛んになったことが想像される。さらに大火後の建物の再建にあたっては、史料1のように茅葺きが禁止しされ、瓦葺き・板葺きにするよう代官所から達しが出されたことから、瓦に対する需要が大火以前より一層拡大することになったはずである。

【史料1】 公私諸用録⁽¹⁸⁾
今般火災後、普請町并者瓦葺板葺ニ可改、茅葺者一統不相成由被仰渡候

この達しの後板葺き（粉葺き）で再建された建物も相当数あったと思われるが、延焼を抑制する効果的な手段として瓦葺きが奨励された結果、瓦に対する需要が急増したと思われる。

代官所の方針も追い風となっていれば復興景気を迎えた瓦産地ではどのような状況が生じていたのか。その一端を示すのが史料2で、宅野村の瓦屋が資金繰りのために行った借用証文である。

【史料2】 泉家文書⁽¹⁹⁾

借用申銀錢之事

一、銀五百目

一、錢拾貫文

右者此度割木買約束仕所代銀錢差支申候ニ付、卯平殿を以貴殿へ相断申入候得者、前書之銀錢御貸被下慥ニ受取割木代無滞相払申候所相違無御座候、右銀錢御調之義此度瓦買約束仕候間瓦代受取次第ニ御受取被下度卯平殿を以御頼入候得者、是又御得心被下忝奉存候、万一本人少ニ而も不埒之義有之候ハ、瓦売払候節ハ受相人卯平方へ瓦床引受壺錢も無不足急度相調可申候、兼而口入之節其約束致受相人相立候上ハ私引受少し茂無不足急度相調不申候、為後日借用証文一札相渡申所依而如件

借用人瓦屋

多重

寛政十二年

受相人米屋

申四月十五日

卯平

升屋

浅次郎殿

多重は宅野村の瓦屋多重郎（多十郎）で、寛政2（1790）年から文化7（1810）年までの運上金上納記録⁽²⁰⁾に名前が見えることから、大火を挟んで20年間は瓦屋を経営していたようである。

史料によると、多重郎は瓦を焼くための割木を購入する約束を交わしていたが、手元に金が無かったので升屋浅次郎から銀500目、錢10貫文を借りて割木代を支払うこととし、升屋に対しては、既に瓦の買い手が決まっているのでその代金が手元に入り次第返済にあてる、というものである。状況としては、受注した瓦が焼成を待つばかりの状態にありながら資金不足で焼き上げることができない。そこで瓦の買い手から入る金をあてにして借入によって燃料代を調達したということであろうか。このように一時的な借入とはいえ無利息の貸借が成立した背景にはいわば復興特需という「担保」があつてのことと推測されるが、証文の日付に注目すると資料12と同様に大火後1か月を経っていない時期

であり、このころ既に宅野村の瓦生産が復興景気に支えられてフル稼働していた様子が窺える。

3. 赤瓦の普及

大火後の茅葺き禁止と瓦葺き・板葺きへの移行を追い風にして、燻し瓦は隣接する産地から引き続き供給されていたが、一方赤瓦は大森に生産拠点を創出することで町内の需要に対して商家を中心に広まっていったと考えられる。そして耐寒性能の点では燻し瓦を圧倒していたことから、大森町だけでなく山間の集落である銀山町にも次第に普及していったようである。

【史料3】 境際目控帳⁽²¹⁾

当辰暮ろ
来四月迄 質地引渡受取申銭之事

所ハ栃畑谷之内

一、家屋敷壺ヶ所

但 家梁行三間半、桁行式間半、屋根
惣油瓦、立具有掛り無残敷板共ニ

但 屋敷前口五間、奥行八間半

此質地銭三拾貳貫文

本人栃畑谷之内

文政三年 岩本亀蔵

辰十二月 親類惣代

橋本兵右衛門

口入世話人

巳五月済 笹屋

和十郎

御役証人

矢野善之助

西善寺

御納所

(傍点筆者)

「油瓦」は施釉赤瓦のことで、18世紀後半から19世紀中頃にかけて石見のほか長門、安芸で使われていた名称である⁽²²⁾。史料3によると、栃畑谷にある岩本亀蔵の屋敷では屋根が「惣油瓦」、すなわち屋根全体が赤瓦葺きだったことがわかる。栃畑谷は銀山柵内でも奥まった一角

にあり、冬季には大森町より一層寒冷な環境にあり、凍み割れをおこす燻し瓦よりも耐久性が格段に高い施釉瓦の方が歓迎されたことは想像にかたくない。

時代は遡るが、仙ノ山の中腹にあった清水寺では寛文12(1672)年に本堂を瓦葺きにしたが、僅か5年後の延宝5(1677)年に檜皮に葺き替えられている。その際の棟札に「寛文十二壬子歳雖再興瓦葺寒所難持瓦悉破壊」⁽²³⁾とあり、寒冷の山間地では燻し瓦の凍み割れがいかにかいどい状況であったか如実に物語っている。同様の事例は萩城天守⁽²⁴⁾(明和6年)や東北の会津若松城⁽²⁵⁾(慶安元年)、出羽庄内藩⁽²⁶⁾(文政年間)の史料でも確認されており、寒国の気象条件下で赤瓦が採用されるに至った事情がうかがえる。

次に赤瓦の値段に関する史料を上げる。

【史料4】 大森町組頭用留 宮前組⁽²⁷⁾

(文政二年十月)

一、上油瓦壺枚ニ付元直段貳拾貳文

此度直段引下ケ貳拾文ニ仕候

一、中下瓦右ニ準し引下ケ都而焼物類是迄より
下直ニ商ひ可仕候

【史料5】 熊谷家文書⁽²⁸⁾

覚

一、油瓦極上壺枚ニ付貳拾貳文売ニ候処、先年直段下ケ被仰聞候ニ付極上瓦壺枚ニ付貳文下リニ仕、壺枚廿文ニ直下ケ仕、其外中瓦・下瓦右ニ准して下直ニ売立罷在、凡廿貳三年己来直段引上ケ不仕先前直下ケ之通相守罷在候、以上

天保十二年

瓦師

丑六月

佐助(印)

史料4は、米価に準じて諸品の物価の引き下げよう命じた文政2(1819)年7月の幕府の御触書⁽²⁹⁾を受け、銀山料内に流通する物品の価格の抑制が図られたもので、油瓦(赤瓦)上等品の一枚あたりの値段を22文から20文に引き下げよう命じられている。それから20年以上経

過した天保12年時点でも赤瓦の単価は据え置かれたままであったことが史料5によって分かる。

同時期の燻し瓦の単価と比較できる良好な史料がないが、やや遡って明和2（1765）年の浜田藩領日脚村で油瓦を造っていたことが分かる史料によると「常ノ瓦ハ八文、油瓦ニスレバ十六文」とあり、油瓦の値段が燻し瓦に対して2倍と高額だったことがわかる。さらに油瓦は凍み割れないので「三十年請合」と記されている⁽³⁰⁾。より耐久性の高い、いわば寒冷地仕様の瓦を採用することで雨漏りを防ぎ、小屋組みや軸部の腐朽を回避することで建物の長寿命化が期待できることから、たとえ高価であっても山間地では赤瓦の方が好まれるようになったのであろう。さらに価格の高い赤瓦で屋根を葺くことによって施主の経済力を示す⁽³¹⁾ ことにつながったことは、大森町の中で最も有力な商人であった熊谷家が赤瓦の生産に関わり、自身の屋敷に多用した事実からも肯ける。

ところで、耐寒性能の視点から大森・銀山地区における赤瓦の普及を説明してきたが、19世紀初頭の石見地方では山間部よりもむしろ海岸部でいち早く赤瓦が採用されており、この点についてはこれまであまり注意されてこなかった。先に紹介した敬願寺、正定寺、瑞光寺は日本海沿岸部に位置しており、山間部に比べ冬期の気温は高く降雪量も少ないことから燻し瓦でも凍み割れによる損耗はあまり顕著ではなかったはずである。ではなぜ沿岸部で赤瓦がいち早く採用されたのか。結論を言えば、海岸部では塩害によって瓦が破損し易く、表面を釉薬でコーティングした赤瓦の方が燻し瓦よりも耐性が強かったことが考えられる。

これまでの研究によって、18世紀末頃から19世紀にかけての日本海沿岸の各地では赤瓦の急速な普及と技術伝播が認められ、当時流通の主力だった日本海海運を媒介して広域に波及したことが指摘されている⁽³²⁾。上述のように石見地方の沿岸部において19世紀初頭に赤瓦が広域に流通した背景には、日本海から潮風が吹き付ける厳しい環境下でも塩害に強い瓦として採用さ

れたことも大きな理由の一つだったと考えられる。来待釉で厚くコーティングされ、高温焼成で堅緻に焼き上げられた石見産の赤瓦は、当時発達をみせた日本海海運を媒介し、沿岸各地で歓迎され、独特の集落景観を生み出す契機をもたらしたと思われる。

4. 結 語

大森町は寛政の大火を契機に黒い燻し瓦から赤瓦に転換して現在のように一面に赤い屋根の町並に変化したと考えられてきたが、実際には大火後も燻し瓦が近隣の産地からいち早くもたらされ、陣屋町として威儀を正すべき武家の建物では引き続き黒色の燻し瓦が使用された。一方、赤瓦はそれ以外の資金に余裕のある商家を中心に葺かれた。その結果武家と町家が整然と区画されていない大森町では黒い屋根と赤い屋根それに板葺き屋根がまだら模様を作り出したというのが実態に近かったと考えられる。それはとりもなおさず大森町の中での支配関係や経済的序列を表象するものとして住人の目に映ったに違いない。

ところで、大火から200年を経た現代の大森の町並で江戸期の屋根瓦がどれだけ確認できるだろうか。当時の瓦屋根が全く手つかずのまま残っている例は今では非常に少なくいが、当初の建物から別の建物に転用されることによって江戸時代の瓦が今なお現役で使われている例は各所で確認できる。その中でも菅相窯の瓦は焼き締まって発色も良く、同時期の赤瓦の中でも上質の部類に属しており、まさに長年の霜雪によく耐えて今日に至るまで使用され続けている。

一口に赤瓦といってもその色合いは原料とする粘土の耐火度によって釉薬の発色が異なるため、石見の中でも地域によって家並みを眺めた際の印象はかなり違う。一方、燻し瓦で葺かれていた建物は現代になっても釉薬を掛けた黒色の瓦で葺き替え、それまでの屋根の色を踏襲する例も見受けられることから、瓦の色自体に建物の歴史性が表象されていると言っても過言で

はない。瓦の色から町並みに残された固有の歴史を読み取ることも可能であるが、江戸期の瓦は徐々にその数を減じているのが現状である。歴史資料としての瓦とその色彩景観は文化財の保存にとって重要な課題ともいえる。

執筆にあたりテーマ別調査研究に参加した各氏から有益なご教示をいただいた。特に瓦資料の調査にあたっては鷺谷英治、朝枝俊円、井田哲雄、伊東寛英の各氏のご協力をいただいた。また、瓦関係史料については小杉紗友美、清水佳那子、仲野義文、中安恵一、錦織稔之、藤原雄高、矢野健太郎の各氏からご教示いただいた。記して感謝します。

なお、本稿は石見銀山遺跡テーマ別調査研究の成果に基づいているが、島根県古代文化センター「近世・近代の石見焼の研究」（平成25～27年）の成果にも依拠していることを付言しておく。

〈注〉

- (1) 平田正典『石見粗陶器史考』1979年
- (2) 岩瀧寺に残されている本堂再建の棟札には「文政三庚辰歳八月七日上棟」とある。なお瓦の紀年銘には辰とあるが文政2年の干支は卯年である。
- (3) 門脇卓嗣『重要文化財門脇家住宅主屋他3棟保存修理工事報告書』2003年
- (4) 保存修理工事に際し、1999年5月に筆者実見。
- (5) 鶴田真秀『石州瓦史』1972年
- (6) 2010年筆者調査（津和野町教育委員会『津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書』2011年）
- (7) 大田市『史跡石見銀山遺跡 代官所跡 表門および門長屋修理工事報告書』1970年
- (8) 筆者がかつて浜田城下から大田の行恒産の瓦が出土していると報告（熱田「来待釉赤瓦の成立」『近世・近代の石見焼の研究』2017年p151右8～9行目）したのは誤りである。当該資料は橋文の軒棧瓦で瓦当面の刻印は「□□常」で上半部は欠損によって不明である。参考となる資料としては「村上常」の刻印をもつ大坂式橋文の軒棧瓦があり、山口県萩市須佐の各所と益田市染羽町医光寺で確認できる。（山本勉弥『萩乃瓦』1951年）
- (9) 大田市教育委員会『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』93 2009年
- (10) 大田市教育委員会『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』8 1991年
- (11) 大森町並み交流センター保管
- (12) 大田市教育委員会『大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存事業概報』6 1990年
- (13) 注10に同じ
- (14) 宅野教育百年史編集委員会『潮流 続宅野教育百年史』1976年
- (15) 大田市温泉津町湯里の關靈神社本殿の宝暦4年棟札に「瓦屋 宅野村 六三郎」とある。
- (16) 仁摩町誌関係資料文書
- (17) 仁摩町役場『仁摩町誌』1972年
- (18) 勝源寺文書「公私諸用録」、藤原雄高「邇摩郡大森町における寛政の大火の被害と復興」『地域に学び、地域とともに』山根正明先生古希記念誌刊行会2017年
- (19) 泉家文書（蔵1階木箱A上 8-3）
- (20) 注16に同じ
- (21) 高橋家文書、藤原雄高「貸借証文にみる19世紀の鉢山町の様相」『石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書』2島根県教育委員会・大田市教育委員会2017年
- (22) 熱田貴保「来待釉赤瓦の成立」『近世・近代の石見焼の研究』島根県古代文化研究センター研究論集第17集 2017年
- (23) 大田市教育委員会『史跡石見銀山遺跡地内建造物（10社寺）調査報告書』2013年
- (24) 毛利家文書「五層城樓再脩記」（柏本朝子「萩における堺瓦の移入について」『関西近世考古学研究』XI 2003年）
- (25) 「水野家先祖覚書」『福島県史』10下 1986年
- (26) 「百條志抄」『大泉叢誌』巻127（鶴岡市郷土資料館蔵）東北地方の史料については注（31）文献2005年による。
- (27) 石見銀山資料館蔵
- (28) 熊谷家文書20-324
- (29) 文政二卯年七月触（6129）（高柳眞三・石井良助編『御觸書天保集成』下 1941年）
- (30) 「越路の秋待草」（岡村日南子編『内山逸峰集』1986年（森須和男「（発表資料）油瓦と長浜人形」2004年）
- (31) 久保智康「近世赤瓦の系譜」『北陸の瓦の歩み』2001年、同「日本海域をめぐる赤瓦」『日本海域歴史大系』第四巻2005年
- (32) 注31に同じ

大森町における 重立町人の屋敷について

清水 拓生

一、はじめに

本稿では、近世には銀山領を治める代官所であった陣屋町の大森町において、その支配機構の一役を担った有力町人の屋敷地について、現存する資料を基に、その規模や建物配置等について分析するものである。

大森町の町並みに関するこれまでの調査研究として、まずは大森銀山地区を伝統的建造物群保存地区に選定する際に刊行した『石見銀山御料大森の町並調査報告書』がある。ここでは、地区内の建造物の悉皆的な調査に加えて、主要な民家に関する調査報告がされている。また、原宏、渡吉正、高橋宣光により、近世・近代にかけての大森町あるいはその町役人について概略的に説明している。また、町役人に関する研究としては、小林准士が、その職務内容や役割分担について分析を試みている。ここでは、『大森町組頭用留』（文政元年（一八一八）、以下「用留」）、『町役勤向定書』（文政二年（一八一九）、以下「定」）の史料から、大森町には「小前」と区別される「重立町人」が存在することを指摘し、大森町における町役人の選任や郷宿は、この中から選ばれていたとした。それによれば、文政年間頃の重立町人はあわせて19人とされる（表1）。

ここで、文政年間の大森町の様相を知る別の史料として、『町方間数帳』（文政八年（一八一五）、以下「間数帳」）がある。「間数帳」とは、大森町内の屋敷地の台帳であり、これにより各敷地の所有や間口、地目等を確認することが出来る。これを、先述の「重立町人」と照らし合わせると、名前の一致した敷地は、19軒の内12軒であった。これは、「用留」・「定」と「間数帳」

に6年の時期差があるため、相続等により所有が変わったか、あるいは地目が「貸家」の土地に居住していた可能性も考えられるが、現状では定かではない。

さて、この表に記載される重立町人のうち、田儀屋三左衛門（No.2）については平成十三年から平成十七年にかけて行われた重要文化財熊谷家住宅の保存修理工事にあわせて、詳細な調査が実施されている。しかしながら、それ以外の町人に関しては、これまで分析等がされていない。そこで、これらの重立町人のうち、屋敷地に関する史料が残る以下の町人について、紹介したい。

表1 文政年間重立町人一覧（参考：小林2009）

No.	重立町人	場所	種別	間口(間)	役		郷宿
					～文政二年八月	文政二年八月～	
1	幾久屋猶兵衛	宮前	居宅	6.5			
2	田儀屋三左衛門	宮前	居宅	17.53	年寄	年寄	久利組津茂五方所
3	都屋幾之助	宮前	貸家	11.13			大家組
4	美濃屋丈助	下市	居宅	7			
5	原屋条平	下市	貸家	5.25			波積組
6	嘉庭屋兼右衛門	下市	居宅	11.05			
7	熊屋三九郎	下市	居宅	16.35	中市組頭	下市組頭	
8	大吉屋瀬平	下市	居宅	10.06	宮前組頭	宮前組頭、目代	大田組
9	田村屋故左衛門	中市	居宅	5.35	新町組頭	新町組頭	九日市組
10	泉屋正三郎	中市	居宅	17.21			
11	田村屋七右衛門	中市	居宅	8.3			
12	泉屋弥右衛門	駒足	居宅	10.55	年寄、駒足組頭	年寄、駒足組頭	
13	木村屋七郎次	不明				中市組頭	佐摩組
14	吉永屋源七	不明					
15	檜物屋清兵衛	不明					下宿
16	讃岐屋唯十郎	不明					
17	小泉屋徳兵衛	不明					
18	沢田屋謙助	不明					
19	肥後屋周平	不明			下市組頭、目代、庄屋		大家組

①熊屋三九郎（No.7、現青山家）

②泉屋正三郎（No.10、中市泉屋川北家、現大森郵便局）

③原屋条平（No.5、現中島家）

二、家相図等に見る重立町人の屋敷

熊屋三九郎（No.7、現青山家）

青山家（写真1）は、大森町の昭和区（下市）に位置する。かつては上田儀屋熊谷家が当地に居を構えた。大森町で最も有力な商家であった田儀屋熊谷家の分家として知られ、初代清六（熊屋三九郎）が文政六年（一八二三）に郷宿株を本家より継承し、久利組津茂五力所の郷宿をつとめた。その後、昭和三十一年に現在の青山家に所有が移り、住居として改築を重ね、現在に至る。

屋敷は寛政十二年（一八〇〇）の大森大火により消失し、その後再建されたという。屋敷規模を示す資料として、慶応四年の家相図（写真2）が残っており、主屋の一部および土蔵一棟が一致する。昭和十八年の水害により、屋敷地の大部分が被災したものの、主屋等の旧態を保っていることから昭和四十九年（一九七四）に島根県史跡に指定された。

青山家に残る家相図は、横125cm、縦91cmの和紙に描かれている。「熊谷信之殿居宅之図」との



写真1 青山家正面外観

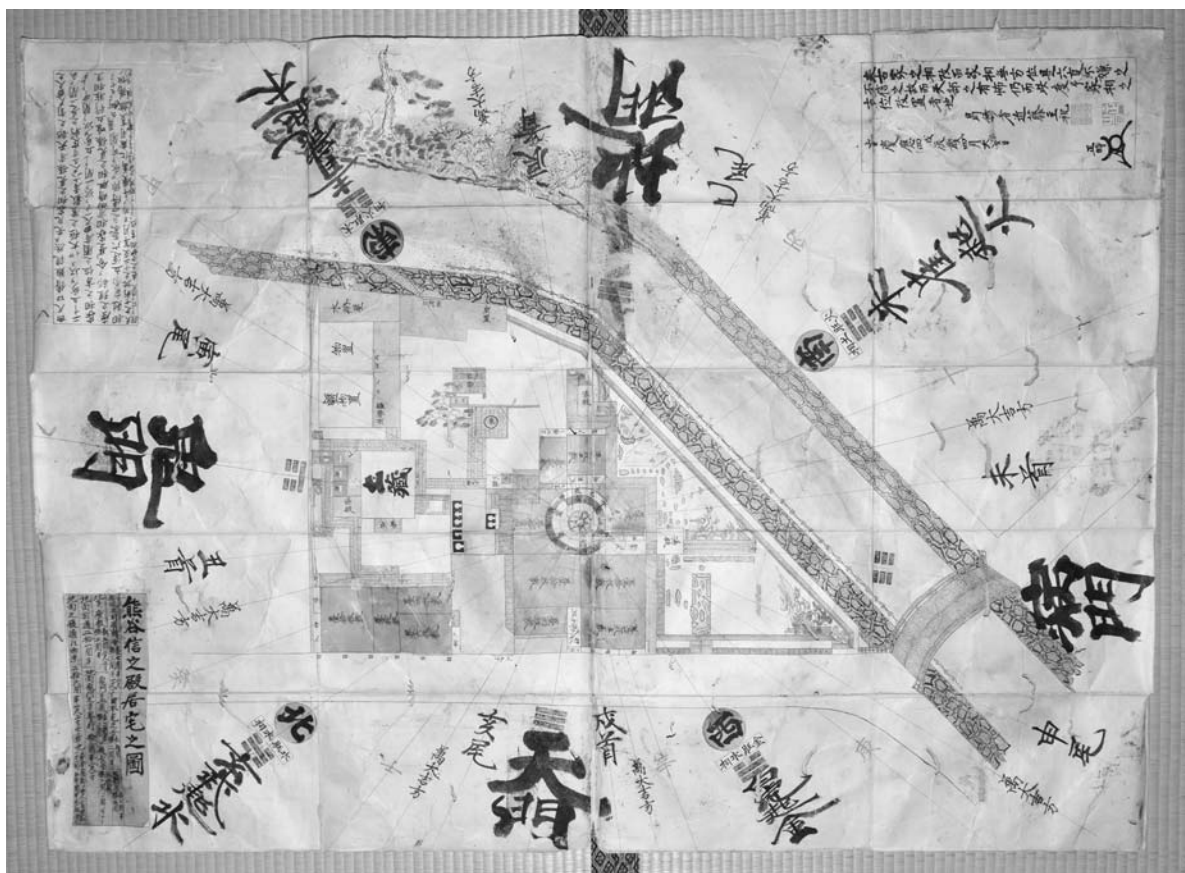


写真2 青山家家相図（慶応四年）

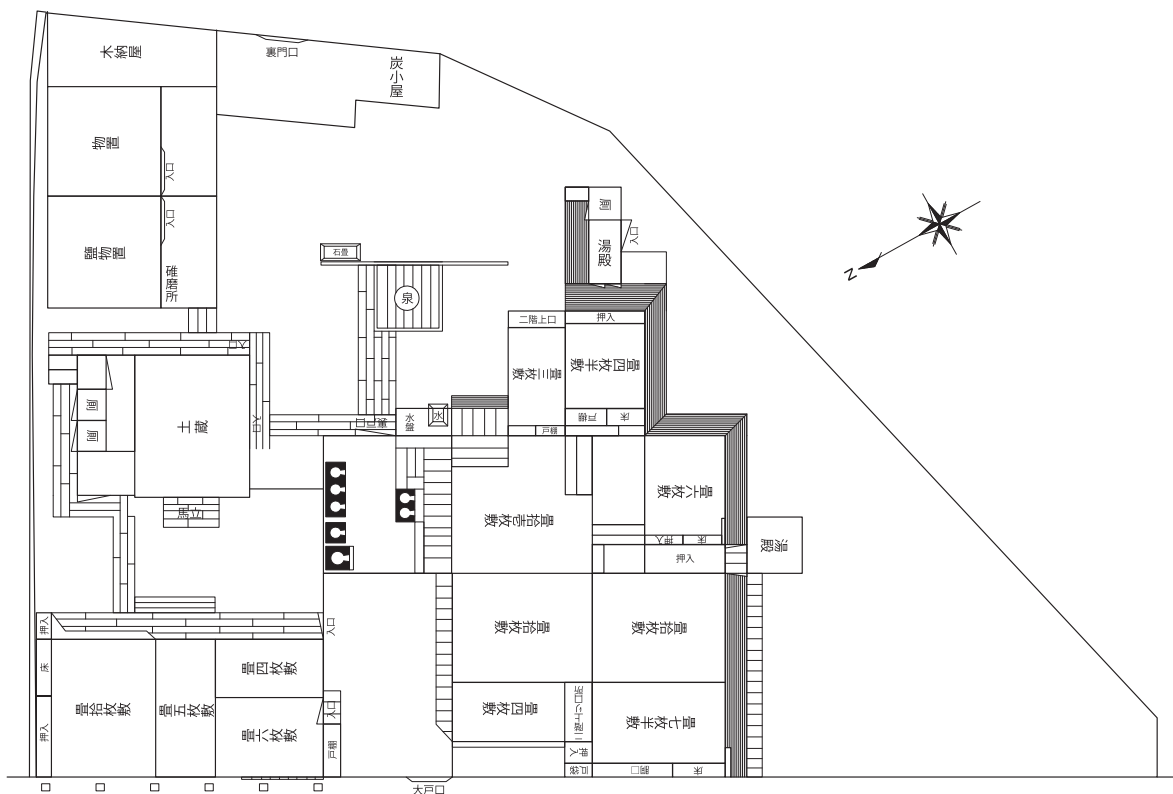


図1 熊谷信之家（現青山家、家相図をトレース）

記載があり、二代信之の頃に作成されたもので、作成時期は慶応四年（一八九六）、郷宿を勤めていた頃のものと同推察される。南北に延びる通りに対し西面する屋敷地は、南側及び東側は北東方向に流れる銀山川に接し、北側を隣地とする。主屋は敷地の西側中央に位置し、その北方には、主屋と接続して付属屋が建ち、表通りとの境界とする。付属屋の背面には土蔵が建ち、その北側に湯殿、厠を設ける。屋敷地裏側には、北側隣地境に東から「鹽（塩）物置」、「物置」、「木納屋」が並び、矩の手に折れて、銀山川沿いに「裏門口」および「炭置」が建つ。主屋南側から敷地背面の「炭置」までは、白壁の土塀が敷地を囲み、通りに面して路地門が開かれている。（写真3）敷地内には湯殿及び厠が、それぞれ三箇所設けられているほか、土蔵の東側の石敷きには「馬立」がある。

「間敷帳」によれば、当該敷地は「三左衛門」（田儀屋）の貸家から「清六」（上田儀屋初代）の居宅として所有が移っている。その間口は19間5尺（16間3尺5寸+3間1尺5寸）となっており、家相図の間口と概ね一致している。現在の状況と比較すると、現存しているのは主屋の表通り側約四間



写真3 昭和初期頃の青山家
（『写真集 よみがえる古民』
（2003、柏書房株式会社）より転載）

と、土蔵のみとなっている。

また、家相図には主屋の表通り側を「前座敷」、主屋北側の通りに面した付属屋を「座敷」との記載があり、敷地正面側に接客空間を配置していることを読み取ることができる。

泉屋正三郎

(No.10、中市泉屋川北家、現大森郵便局)

中市泉屋川北家は、昭和区(中市、現郵便局)に位置していた(写真5)。川北家は、江戸時代初期に吉舎(広島県)より移り住んだ家柄で、屋号を「泉屋」とする。大森町内には大森泉屋川北家(現金森家)と中市泉屋川北家があり、伝承によれば、明和二年(一七六五)に大森泉屋四代の甚右衛門通賀が家督を譲り、中市泉屋の初代として成立している。川北家は文政年間から天保年間を除いて、宝暦年間より波積組の郷宿を勤めており、中市泉屋の成立にあわせて大森泉屋より郷宿を継承している。

現在、屋敷地には大森郵便局が建っており、当時の様相を伺うことは出来ない。しかしながら、川北家の伝承をまとめた『川北家と岡田家の伝承』(岡田順吉編、自主出版)に、明治30年頃の屋敷地について記した資料が残されている。(図2)それによると、宝暦年間頃の建築という主屋のほか、蔵、馬繋ぎ場なども記されている。

南北に延びる通りに対し東面する屋敷地は、背面側は銀山川に接し、南北両側を隣地とする。主屋は表通りに面して敷地の北側に位置し、南側には「玄関前広場」を介して「酒蔵」を配し、隣地境としている。酒蔵の西側には、「向かい座敷」、「米蔵」、「物置」が並び、主屋と接続している。主屋の背面には、「土蔵」、「家族用洗場」が建ち、背面の敷地には塀に沿って、東側に「馬繋ぎ場」、西側に「物置」、「廁」が位置している。また、「赤瓦葺白壁土塀」が敷地の側面・背面の三方を囲む。

「間数帳」によれば、当該敷地は居宅で、「正三郎」(中市泉屋四代)から

「泉屋勘助」(中市泉屋六代)に所有が移っている。その間口は17間1尺2寸となっており、間口は概ね一致している。

主屋には、「来客用表玄関」を設け、通りに面して書院造りの座敷、来客用の便所・洗場を備えるなど、来客を意識した間取りとなっている。また、酒蔵が建ち、伝承では銘柄を「桜川」とし、酒造業を営んでいたとされる。

原屋条平 (No.5、中島家)

中島家(写真4)は昭和区(下市)に位置し、前述の青山家と表通りを挟んで対面する。大田市静間に所在した本家から分家して、江戸時代中後期頃に大森に居を構えたのが、初代とされる。文化七年(一八一〇)に中市泉屋川北家から波積組の郷宿を引受け、天保年間まで勤めた原屋中島条平の居宅で、所有が変わることなく、代々当地に居を構えている。

中島家には、二枚の家相図が所蔵されている。一枚は横60cm、縦135cmの和紙に描かれ、明治二十五年の記載がある(写真6)。もう一枚は横60cm、縦112cmの和紙に描かれていて、年代不明だが、「・・・明午年旧暦五月・・・」

とあり、これも近代のものと思われる(写真7、図3)。二枚の家相図は、表通りに面した貸家に違いがあるかは、概ね一致している。

南北に延びる通りに対し東面する屋敷地は、背面側は山に接し、南北両側を隣地とする。主屋は表



写真4 中島家正面外観

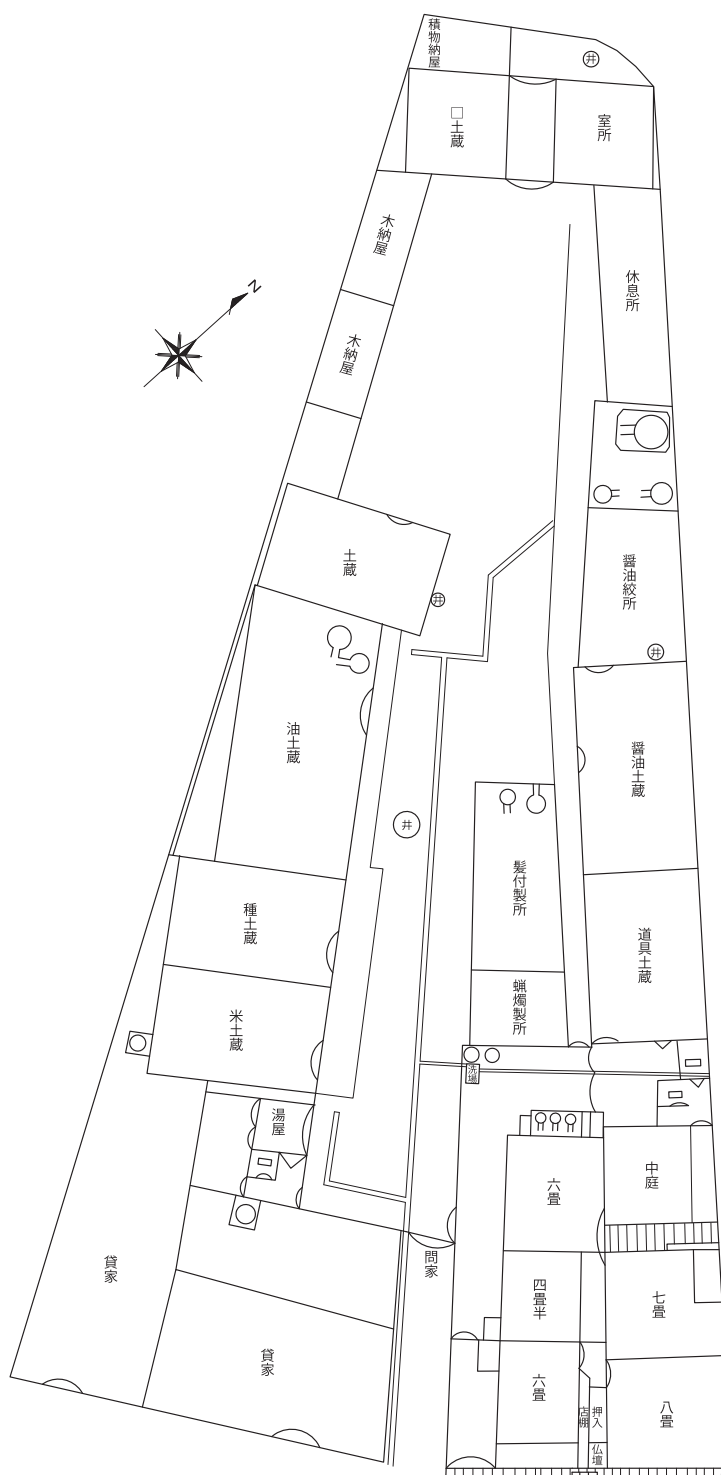


図3 原屋条平家（現中島家、家相図をトレース）

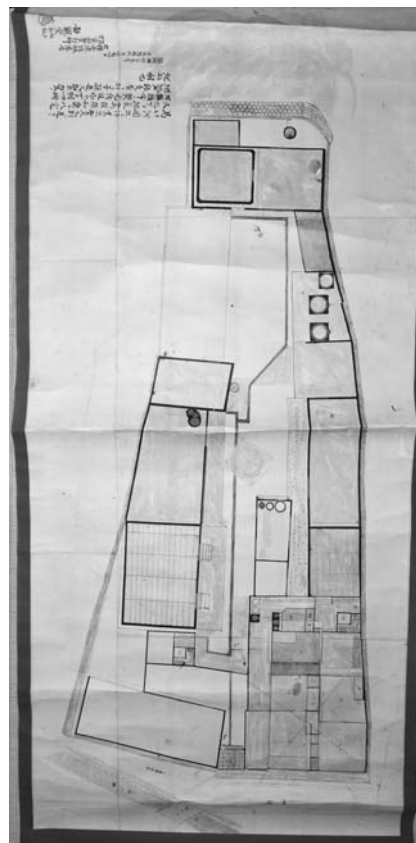


写真6 中島家家相図（明治25年）

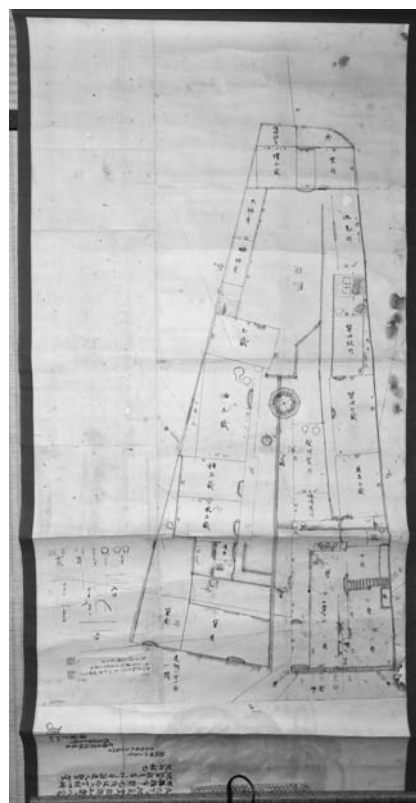


写真7 中島家家相図（近代）

通りに面して敷地の北側に位置し、南側には「貸屋」を配する。主屋の背面には、西側から「道具蔵」、「醬油土蔵」、「醬油詰所」、「休息所」、「室所」が軒を連ね、敷地北側の隣地境とする。敷地南側は、貸屋の背面、東から「米土蔵」、「種土蔵」、「油土蔵」、「土蔵」、「木納屋」、「□土蔵」、「積物納屋」が並び、隣地境とする。また、敷地の中央、道具蔵の南側には「髪付製所」、「蠟燭製所」が建つ。

「間数帳」によれば、当該敷地は居宅のある正面右側は「条平」であるものの、左側は「清六」の所有になっていることから、近代に入ってから、中島家に所有が移ったものと考えられる。敷地には、醬油土蔵や室所など醸造業を営んでいたとされる建物が記載されているほか、髪付製所や蠟燭製所など、多角的に商売を営んでいたことがうかがえる。

三、大森泉屋川北家 — 保存修理工事より —

表1の泉屋弥右衛門（No.12）は、駒の足に位置する大森泉屋川北家である。先述の中市泉屋の本家に当たる家柄で、江戸時代初期より当地に居を構え、年寄、郷宿、拝借人宿もつとめるなど、重立町人の中でも、田儀屋熊谷家に並び有力な商家である。

当家に関しては、所有が二度変わっていることもあり、屋敷地等に関する史料等は見つかっていない。しかしながら、このたび、平成二十七年より事業が始まった主屋の保存修理工事が概ね完了したことから、その成果について報告しておきたい。

泉屋弥右衛門（No.12、大森泉屋川北家、現金森家）

沿革

金森家（写真8）は、駒の足地区に位置する。かつては商家の泉屋川北家が当地に居を構え、酒造業を営みながら年寄、郷宿、拝借人宿を勤めた。明

治三十七年（一九〇四）には銀山町で年寄や山組頭を務めた高橋家に所有が移り、明治四十年（一九〇七）から大正十五年（一九二六）に再び銀山町へ戻るまでの間、川北家と同様に当地で酒造を続けたという。現在の金森家は、医師であった金森氏が昭和六年（一九三一）より「金森医院」を開業し、現主屋を住居兼医院とした。昭和五十三年（一九七八）には別棟の診療所を敷地内に新築し、主屋に居住しながら医院を続けた後、閉院し現在に至る。主屋等の旧態を保っていることから昭和四十九年（一九七四）に島根県史跡に指定された。

屋敷地について

南北に延びる通りに対し西面する屋敷地は、背面側が銀山川、南北を隣地と接する（図4）。主屋は敷地の南西寄りに位置し、その北方へ庭園を介して西土蔵が建つ。主屋と西土蔵の間には通りに面して土塀があり、門が開かれている。主屋の北方東側には東土蔵が建ち、屋敷地裏側にあたる主屋東方には北から旧診療所、井戸小屋、倉庫が建つ。屋敷地の北・東・南境は西土蔵から主屋背面へと至る塀が巡る。東境中央には門を設け、銀山川に架かる橋を介して敷地へ連絡する。屋敷地を構成する建物のうち、主屋と西土蔵は嘉永三年（一八五〇）、東土蔵（写真9）は文化十年（一八一三）の建築であることが棟札から判明している。時代の様相に対応して改変を重ねてきたものの、主屋で確認された板図により、建築



写真8 金森家正面外観（右：主屋 左：西土蔵）

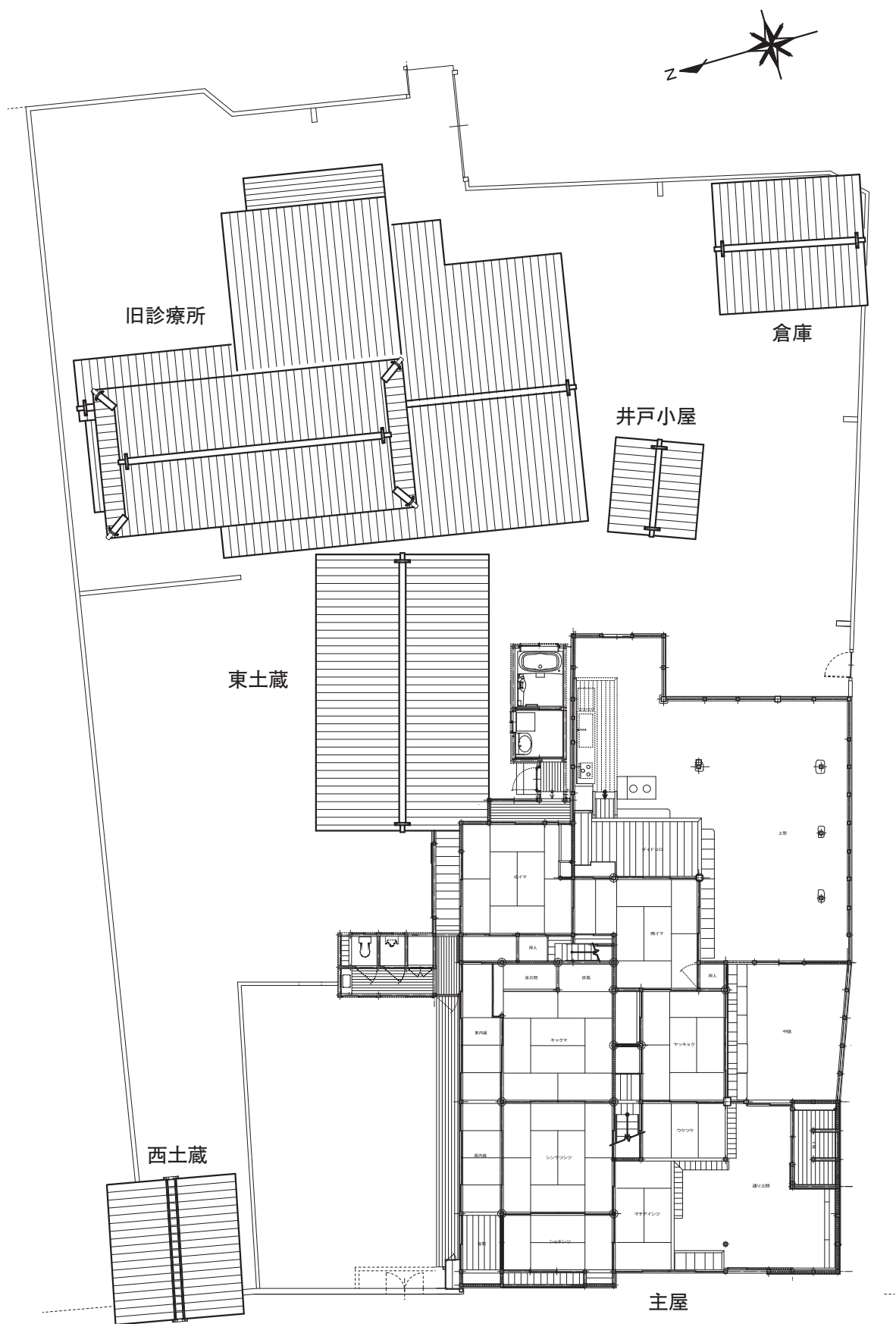


図4 泉屋弥右衛門家（現金森家、実測）

当初の構造及び建物規模を概ねとどめていたことが明らかとなっている。

主屋は、桁行13・3メートル、梁間9・9メートルの平入で、切妻造、棧瓦葺、二階建とし、西面及び北面に庇を巡らせる。背面には桁行10・3メートル、梁間14・7メートルの角屋が突出する。外観は、屋根に石州瓦を葺き、壁を漆喰で塗り込める。内部は、一階は南側を通り土間、北側を南北2列の部屋とする構成になる。二階には部屋を4室配し、そのうちの2室にはトコを設けている。各部屋は、通りに面した平入部分を公用及び商用とし、背面の角屋部分は、主に日常的な用にあてたものと推定される。一階北列正面側の部屋は、通りを背にしてトコを備えていたが、後世の改変によりトコを廃し、開口としている。また、南列正面側は床を廃し土間を拡張しているほか、背面の台所部分も床を廃してカマドを新設している。

主屋は、大森において熊谷家に次いで規模が大きく質も優れた町家建築である。また、嘉永三年（一八五〇）の建築年代が特定でき、二階に座敷をもつ町家建築としては、山陰地方において早い段階のものと考えられる。一階部分は外部に対して閉鎖的な間取りであったことが調査により明らかになっており、これは他の大森町内の有力商家にもみられる特徴と言える。石見銀山御料の中心地として栄えた大森町において年寄や郷宿を勤めた商家であり、江戸時代末期から近代にかけての有力商人の身分や生活の変遷を示す遺構が土地、建物の両面で残っており貴重である。



写真9 金森家東土蔵

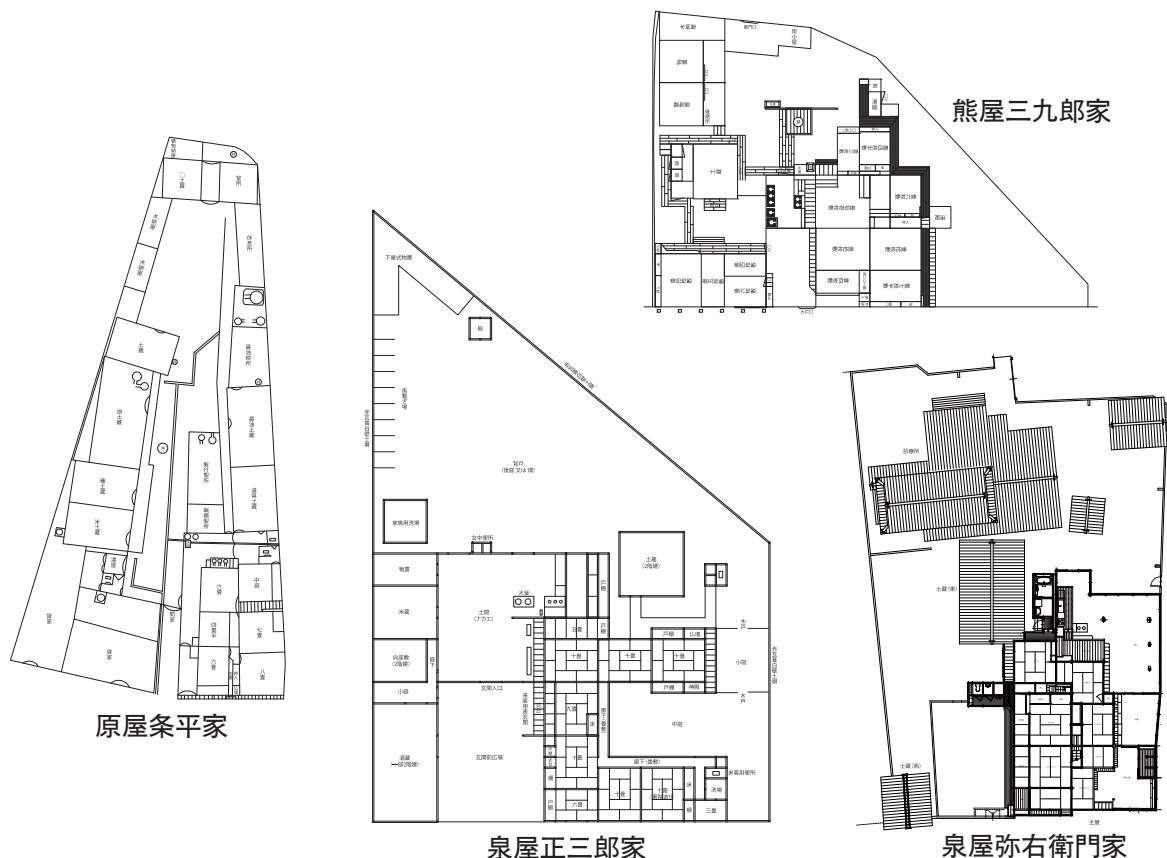


図5 屋敷規模比較

五、おわりに

以上、文政年間の重立町人の屋敷地について、家相図等の史料や修理工事による成果から分析した。今回、対象とした4軒については、いずれも郷宿をつとめていたことが史料により明らかとなっている。中島家については、

近代以降の家相図しか残っていなかったため、他の3軒との比較が難しいが、いずれも間取りの特徴には共通性がみられなかったといえる。しかしながら、間口規模の大きい商家については、表通りに対して閉鎖的な間取りとして座敷を設けるなど、敷地正面側に接客・来客の機能を備えていると言えるかもしれない。例として、表通りの塀に座敷につづく路地門を設けていることや、正面通り側に座敷を設けて、床の間としていたこと（熊谷家、青山家、金森家）などが挙げられよう。中市泉屋川北家においては、表通り側に来客用の座敷を配置する点は共通しているものの、先の3軒とは間取り等は異なる。中市泉屋川北家は、伝承により大森泉屋川北家で郷宿を勤めた四代の甚右衛門通賀が分家をし、中市に屋敷を建てて郷宿を継承している。思い切った解釈をするならば、この中市泉屋の屋敷は、「郷宿」に特化した配置・間取りとは言えないだろうか。今後は、他地域の類例とも比較し、検討する必要があるだろう。

今回は、重立町人に関する史料の中でも、家屋敷に関するものについて、分析を試みた。しかしながら、その家業や由緒、系譜などまだ明らかになっていないことも多い。現在も継続して実施している伝建地区内の建造物修理事業の成果の蓄積も含めて、今後はこの点も研究課題の一つとしたい。

〈参考文献〉

- ・『石見銀山御料大森の町並調査報告書』大田市教育委員会、1975年
- ・『重要文化財熊谷家住宅修理工事報告書』大田市教育委員会、2005年
- ・『岡田家と川北家の伝承』岡田純吉編、発行年不明
- ・『銀の流通と石見銀山周辺地域に関する歴史学的研究』小林准士、2009年

近世後期大森町における

屋敷地割の復原

— 文政八年「町方間数帳」の分析をとおして —

生田 光 晴

はじめに

石見銀山の中核に位置する大森町は広義の意味では鉾山町であるが、近世においては幕府領に転じたことにより、大森陣屋（代官所）をはじめ武家屋敷や郷宿など、幕府領特有の建物が集まる町場と化し、銀山町とは異なる発展を遂げた。このことは昭和四十九年に実施された町並み調査『大森の町並報告書』のなかで指摘されており、その後は文献調査を中心に、銀山領支配を担った代官をはじめとする銀山附役人・同心・中間の存在、また町人身分における郷宿・用達・掛屋といった御用請負人の活動や実態について注目されてきた。さらにはこうした職制身分の人々がランダムに集住する「住み分けの曖昧さ」が大森町の特徴とされているが、町全体としての具体的な状況までは未だ把握できていない。

一方、大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区選定から継続してきた修理修景事業により、町並みを構成する歴史的建造物の種別や個々の履歴、また、工事に伴う地下遺構の試掘や調査を通して、断片的ながらも町並みの成立期にまで遡る発見等も蓄積されてきた。本稿では、このような各分野の膨大な調査研究成果を参考にしつつ、町並みの復原をとおして、近世後期の「大森町における住居集合のありかたについて、いまいちど俯瞰してみたい。

本稿で主として扱う史料は、文政八年（一八二五）に作成された「町方間数帳」（写真1）である。当史料の記載内容を分析することにより、連続的

な町並みを構成する各屋敷の地割を復原し、またその土地利用から近世大森町の成立と変遷について、若干の考察を加えることとする。

一 文政八年「町方間数帳」の記載内容と傾向について

文政八年（一八二五）に作成された「町方間数帳」（以下、間数帳と呼ぶ）は、大森地区の家屋敷について宮前組、下市組、中市組、新町組、駒足組の五組毎に、表通り沿いに並ぶ屋敷地について、川下（北）より川上（南）の順に各間口規模をすべて記したものである。具体的な内容については、①表通りに面している方角（東側・西側）、②土地の所有者名、③間口規模（間・尺・寸表記）、④居宅・貸家の種別、⑤水路、路地の幅に至るまで一筆単位で詳細に記されており、その他、位置のわかりにくい屋敷地については必要に応じて追記もなされている。なお③の基準尺は、尺の表記が「五」までしか確認できないことと、幕府領の測地尺は基本的に徳川検知の丈量単位である一間＝六尺で定められたことから、大森町も一間＝六尺が採用されたものと推定される^③。

つぎに、以下の奥書から間数帳を作成した経緯をみてみることにしたい。

右者石見國近摩郡佐摩村之内大森町家鋪数去^ル寛政八年辰年相改候處、年曆相立町屋敷間数入柱^ホ有^レ之候二付、今般地主町役人一同立會巨細相改候處、書面之通相違無^レ之小前一同名下^江致調印置候間、向後質流地又者讓地^ホ相成候節者、地主名前相改印形取置後年至紛敷儀無^レ之様可致候依之奥書致印形置候、以上

文政八年^{乙酉}八月

年寄 泉屋弥右衛門（印）

同 田儀屋三左衛門（印）

組頭 田儀屋清六（印）

同庄屋 大吉屋 瀬平（印）

兼目代 木村屋七郎治（印）

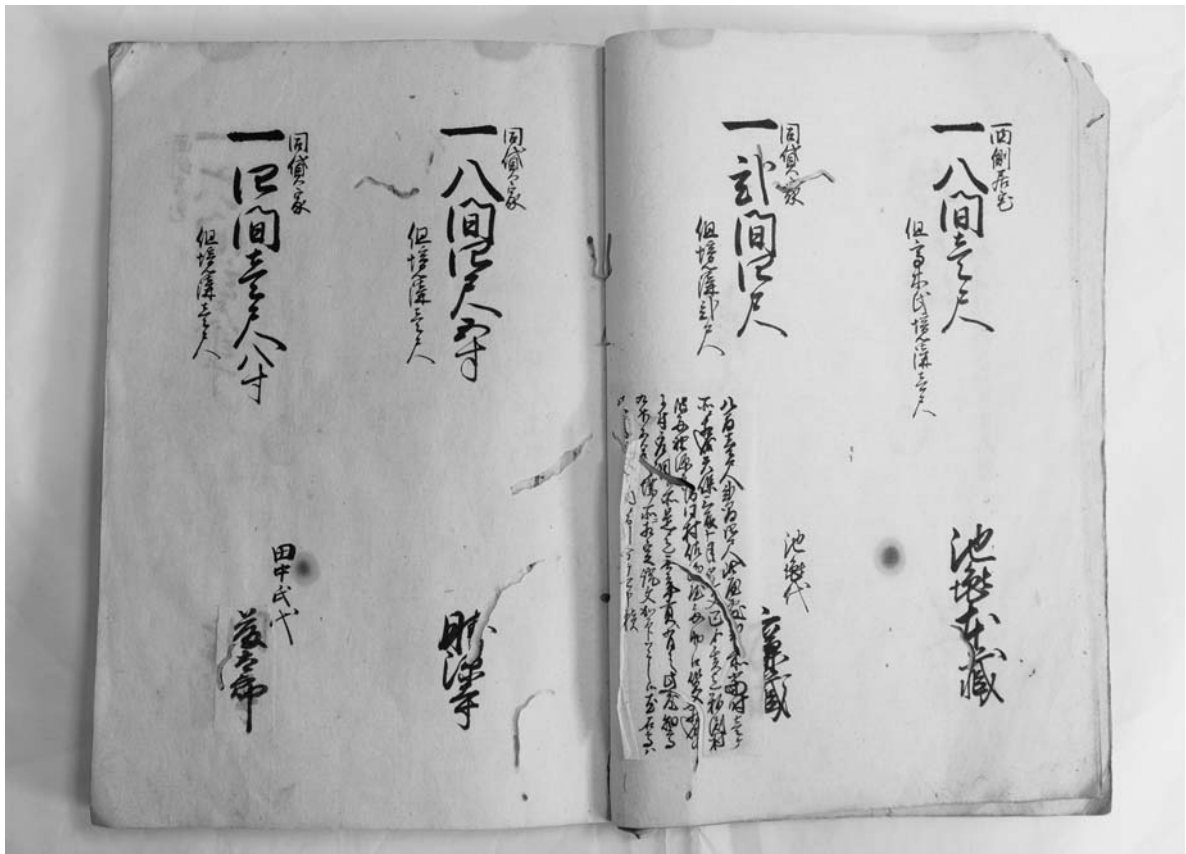


写真1 町方間数帳（宮ノ下部分）

奥書によると間数帳は、寛政八年（一七八三）に大森町の家屋敷数を改めてから三〇年余りが経過した文政八年に再び更新されたもので、敷地境については土地所有者（地主）と役人で立会して定めたことがわかる。それ以降の「質流」あるいは「譲地」の際にはその都度間数帳に記載し更新するといった、現在でいう土地台帳のようなもので、町年寄や組頭など有力町人の連署と印鑑が押されていることから大森陣屋で管理された正式な文書と考えられる。事実、当史料には明治初年頃まで貼紙が重ねられており、土地所有者の更新は基本的にこの間数帳で把握されたものとみられる。

なお、大森町は、寛政十二年（一八〇〇）の大火で駒足の栄泉寺付近より下手の建物は焼失しており、「大森町組頭用留 宮前組」によれば、このときにそれまでの間数帳（寛政八年作成）も焼失した可能性がある^④。いずれにしても、文政八年に再度作成された間数帳は、大火後に復興した町並みの状況ということになる。

二 屋敷地の特定と街区の復原

（一）記載内容の傾向

間数帳に記載される間口寸法を整理したのが表1である。その記載順序は、表通りに面した屋敷地を北より南へ向かいながら、屋敷地の所有者と間口を東西両面の数筆ずつ記録する方法で行われ、各組ごとにまとめられる。

この丈量の傾向を把握し、現在の地図（五百分の一）と照合することで、文政八年時における屋敷地割の復原図を作成した（図1-3）。屋敷地の変更が大きい箇所や間数帳の測定精度の関係からか、必ずしも寸法どおりに地図へ落とし込めない箇所も認められるが、地図上で確認できる地割線に合わせ、北より順に記載寸法を並べていくと、概ね現況に残る地割線と合致する結果となった。また、屋敷地の奥行規模と後背地との境界については間数帳に記載がないため、現況の地図から斜面の始まる等高線や銀山川の護岸を一応

の屋敷境とした。

(二) 参考資料

間数帳による屋敷地割復原作業のほかに、寺社の位置や街区形状を確認するため、以下の絵図を参考にして、可能な限り正確な復原に努めた。

「大森町絵図」(写真2、大田市教育委員会所蔵) 銀山附役人を勤めた山中家に残された絵図で、作成年代は役人の名から文化年間頃と推定される。地割復原図作成にあたっては、当絵図の寺社の記載や路地の位置などを現況地図と照合する際に参考とした。なお、当絵図に記された武家屋敷は、すべて銀山附役人の住宅と目され、銀山附同心の名前までは記されないところは注意が必要である。

「石見國巡摩郡佐摩村大森町市街屋敷番号図面」(写真3、広島大学附属図書館所蔵) 明治九年(一八七六)の大森町の屋敷地に地番を付した屋敷割図である。当絵図は街区の中の屋敷地割が描かれており、当時の屋敷地を把握することができる。「大森町絵図」と同様に路地の位置を比較しながら、特に宮ノ前付近の銀山川沿いにみられる町屋敷については当図を参考に復原した。

「両陣内麓絵図」(写真4・5、石見銀山資料館所蔵) 当絵図を分析した渡吉正氏の「石見銀山御料大森代官所遺跡と天保十二丑年の両陣内麓絵図」によれば、表紙に「天保十二丑年十二月 両陣内麓絵図二枚入、調入岡田屋七郎次」と記されており、代官の岩田鋤三郎支配時に岡田屋七郎次によって作成されたものという。ちなみに岡田屋は、佐摩組拾八ヶ村の郷宿を努めた商家である(後述)。復原に際しては、当絵図に記された屋敷の各辺の寸法を基準にして現況の地図に陣屋の位置を照合した。陣屋については、現在の石見銀山資料館と中村ブレイスの敷地を含む範囲と合致する。向陣屋は現在の県道が馬場にあたり元井戸神社の石垣部分も同じく石垣と記されていることが注目され、その南隣に「御銀蔵」が位置したことが確認できる。

また現在資料館前に架かる栄橋は、当時はなく、絵図の内容からもう少し南に架かっていたようである。

「中間屋敷図」(写真6、大田市教育委員会所蔵) 「大森町絵図」と同様、山中家に所蔵されていた屋敷図で、向陣屋北側の路地に面した中間長屋を描いたものである。作成時期は不明ではあるが、恐らく近世末期頃のものと思われる。復原図作成に際しては、長屋の軒数を参考にした。通常長屋は間口規模を一軒につき二間半としていることから、現存する長屋に合わせて屋敷図の軒数分を地図へ落とし込んだ。

(三) 間数帳各組の解説

以上の補足史料と間数帳から大森町各組の地割復原作業について、その手がかりとなった根拠について若干の解説を付して覚書としておきたい。なお、以下のNo.表記は、表1で付した各組における屋敷番号と対応している。

宮前組 当組は城上神社を境に「宮ノ下」と「宮ノ前」からなる。宮ノ下は六筆、宮ノ前の二十五筆で合計三十一筆を数えるが、宮ノ下及び宮ノ前の一筆は現況からは屋敷地として地割を確認できない箇所があり、部分的な手ばかりからの推定作業となった。

宮ノ下 (No.1～6) 大森町絵図から「高木直蔵(役人)」と「社家」屋敷の存在を確認でき、間数帳の六筆はすべて西側と記されることから、表通りの山手側に屋敷地が存在したことは想定できる。しかしながら現在の当地には、表通りに面した位置に家屋が一軒と、その他は田畑へと地目が変更されているため、江戸後期の屋敷規模を連続的に把握できない状況であった。とくに起点となるNo.1の屋敷地の位置が重要となるが、現況からはその特定が難しい。この不明な箇所については発掘調査報告書の成果を援用してみた。

当地区は、県道敷設に伴い平成十四年度に発掘調査が行われている^①。その成果によると、道路境界の土塀跡や、裏手へ台所とみられる石敷の土間等、

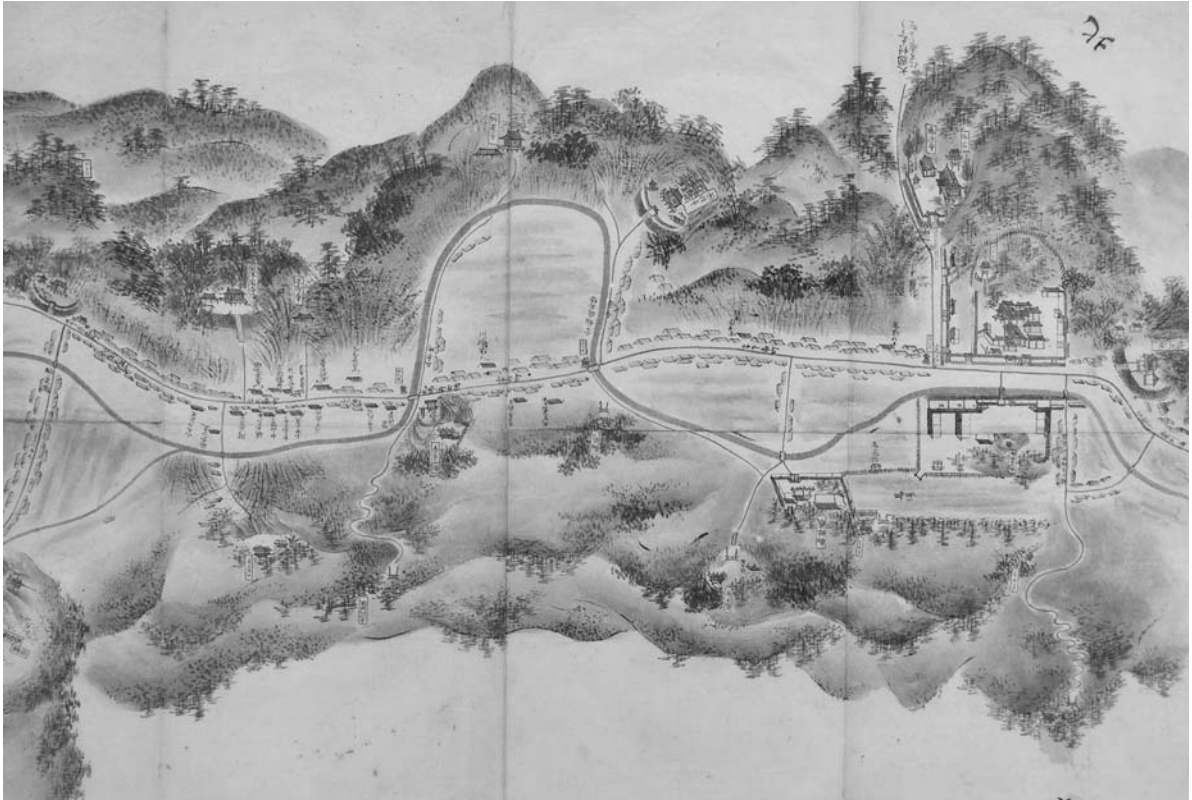


写真 2 大森町絵図 (部分)

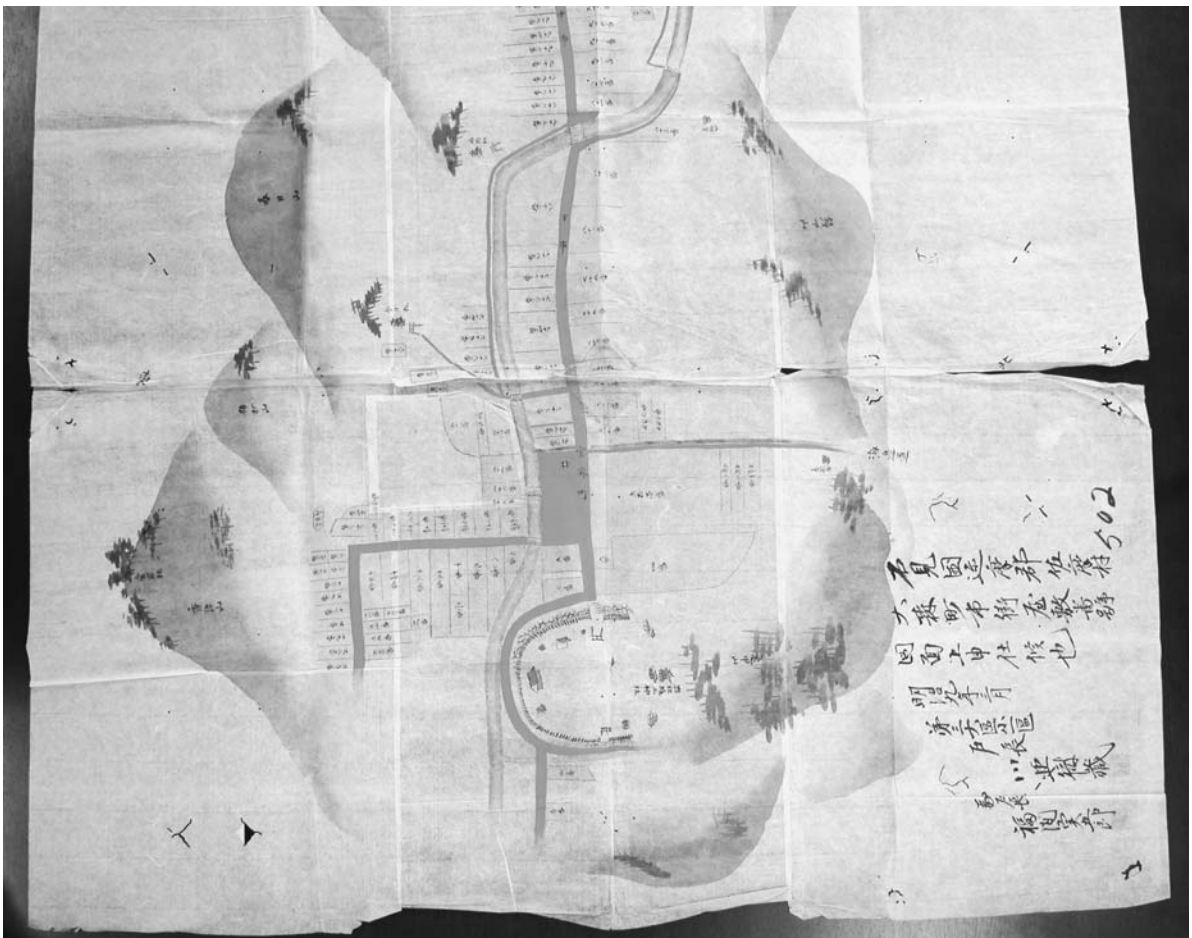


写真 3 石見國彦摩郡佐摩村大森町市街屋敷番号図面 (部分)

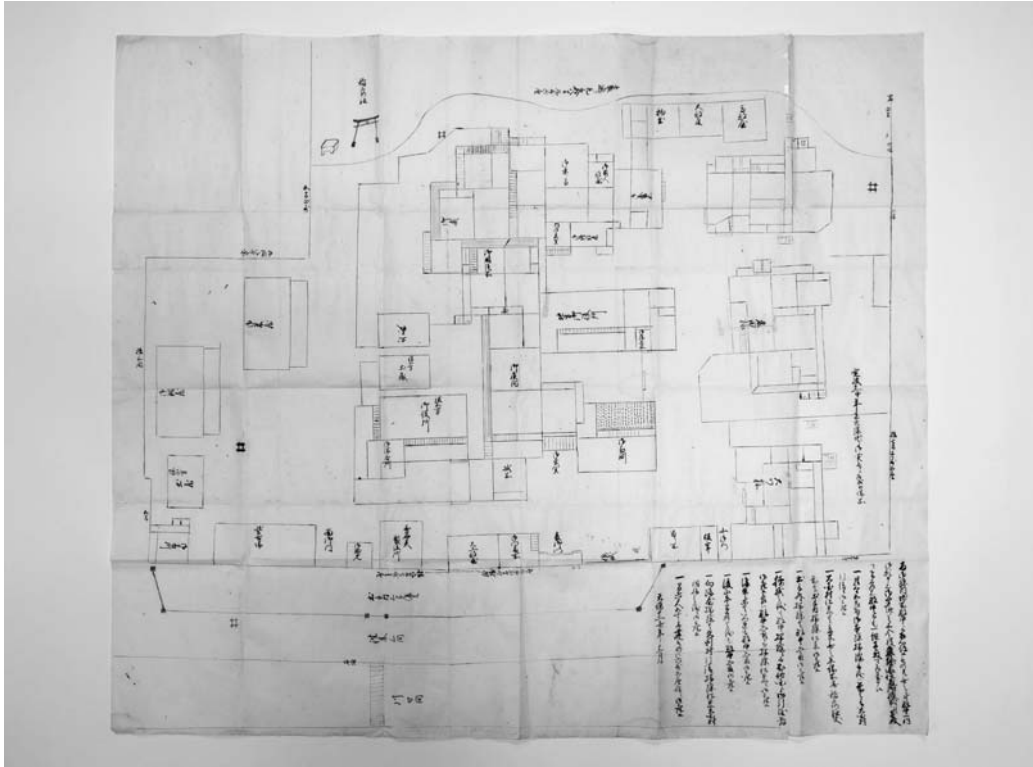


写真4 両陣内庭絵図（陣屋）

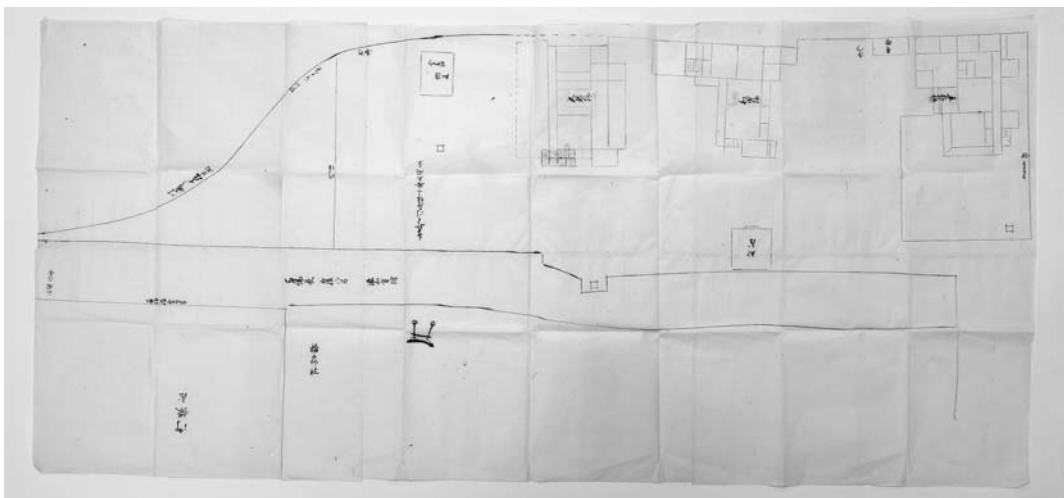


写真5 両陣内庭絵図（向陣屋）

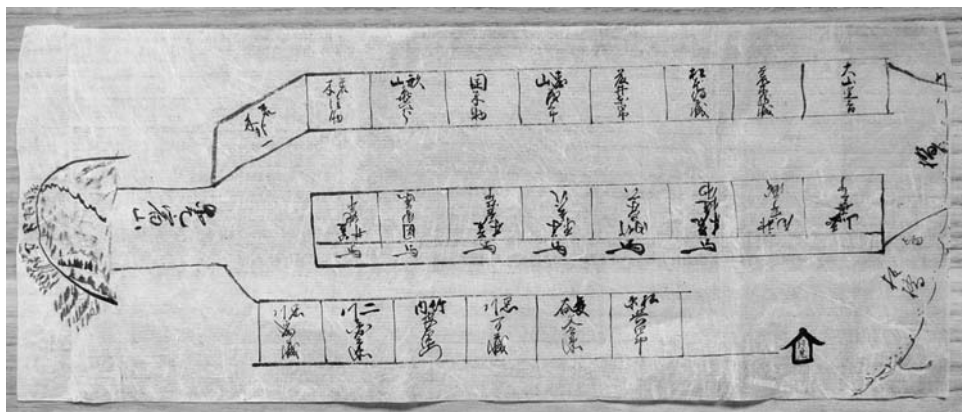


写真6 中間屋敷図

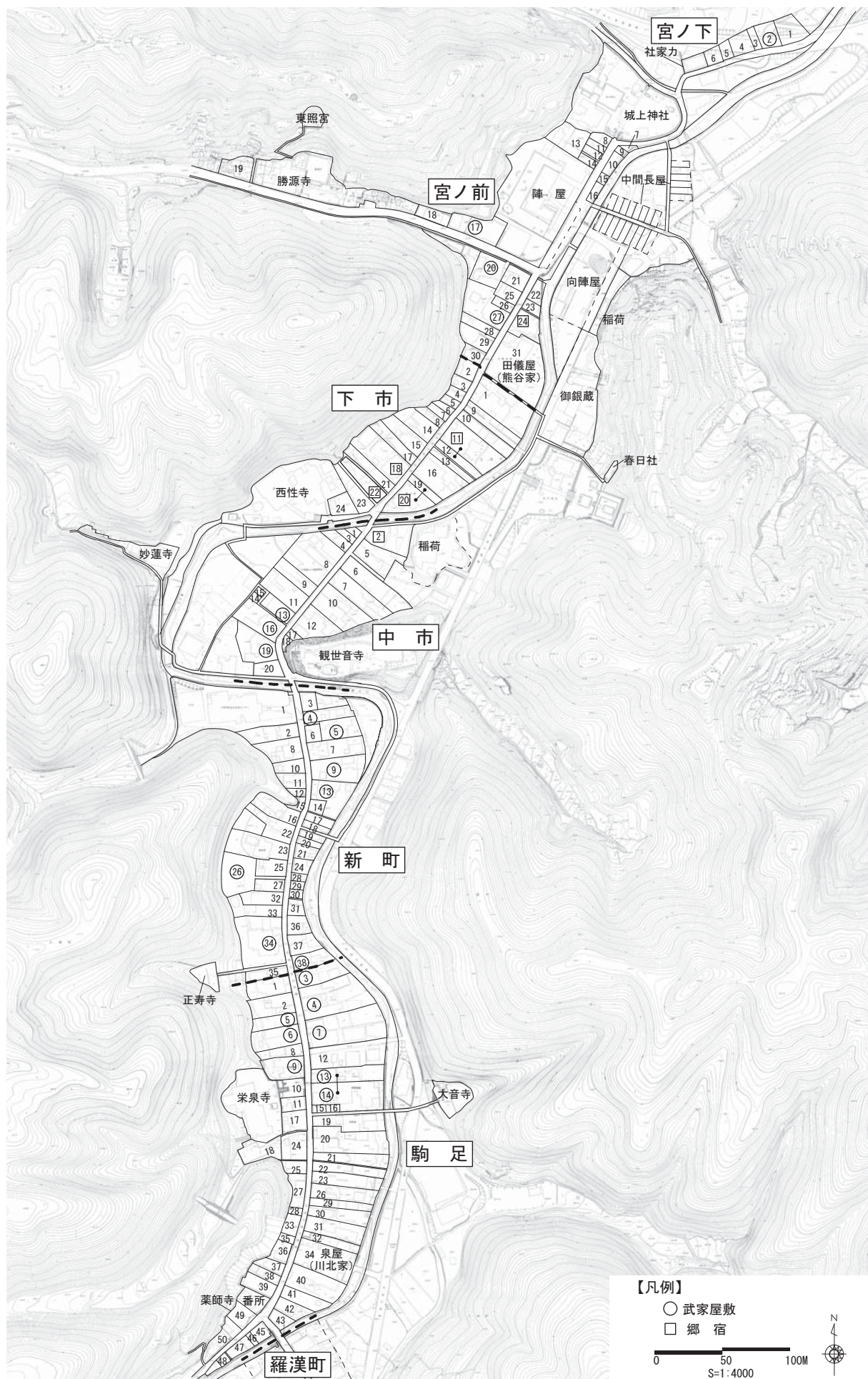


図1 文政8年(1825)大森町地割復原図

武家屋敷の特徴を備えた遺構が検出されている。この結果を手がかりに、ここではあえてNo.1の位置を比定して、そこから上手へ連続しながら屋敷地を落し込む作業を行うことで、当地区の屋敷地を復原した。まず、No.1（貸家）の敷地間口が約二十メートルあり、この間口は武家屋敷の遺構と概ね合致するため、この地点を大森町絵図にある旧高木屋敷（文政八年時には異動していた）と推定した。続いてNo.2が同心である池亀本蔵の居宅となり、No.3～6はその隣地へ連続させた。No.6の上手の現存する居宅は、当時社家であったのではないかと推測される^⑧。

宮之前（No.7～31） 城上神社参道両脇、勝源寺小路両脇、表通り両脇の屋敷地からなる二十五筆である。大森町絵図中の勝源寺小路に面した沢井大太郎・田中八郎太と表通りに面する鹿野新平の武家屋敷をNo.27、三左衛門屋敷（熊谷家住宅）の位置を基準に前後の屋敷地を特定した。

下市組 宮前組（宮ノ前）の続きから表通りを南方向へ順に上り、銀山川沿いの西性寺までの屋敷地二十四筆である。宮前組境から順に記載の間口規模どおりに当てはめていくとすべて合致した。No.11の屋敷地裏に「元宗岡屋敷」があることが記されており、現在は失われている当屋敷への路地も当時を残されていたようである。

中市組 銀山川を境にして下市組より南へ連続した観世音寺までの二十筆の屋敷地が並ぶ。西側の屋敷地においては現行の地割と概ね一致しており、No.13とNo.16番境の路地も現在まで踏襲されている。基本的に表通りに面した屋敷が記されているが、No.13の裏のNo.14・15屋敷（「庵寺屋敷」）が宅地化されていたようである。表通りに東面する屋敷地については、No.7までは概ね現在の地割と合致するが、No.10・12は大規模な屋敷地となっており、現況の地割線とは照合できない状況であった。

新町組 北は銀山川を境に中市組から連続し、南を駒足組が隣接した東西三十八筆の屋敷が並ぶ。したがって敷地の順序は銀山川に面した敷地より順に南へ連続するように配置した。銀山川が蛇行することにより奥行きが深い敷

地にはNo.5のように裏手に武家屋敷が位置しており、その関係で表通りより路地でアプローチする引込路型の屋敷形態をとる。そのほか、東西両側の裏手には、No.3・8・22・23のように田畑とされている土地も散見された。とくにNo.22には「殿居屋敷」という記載があることも注目されるがその実態は不明である。

駒足組 北は新町組から連続し、南端を石切場境までの五〇筆の屋敷地が並ぶ。北側の屋敷地はNo.1～14までのうち八筆を武家屋敷としており、それ以降は町屋敷が連続する。また、羅漢町へ至る丁字路の西側には大森町絵図では番所が描かれており^⑨、その南隣にはNo.49を薬師寺、No.50屋敷は「町地」が並んでいる。

（四）考察

以上、敷地割の復原作業についての手順と特徴的な記載について、五組からなる大森町を組単位で概観した。なお羅漢町については、文政年間当時にも町並みは存在していたと考えられるが、町組に加えられたのが嘉永六年（一八五三）以降とされ、間数帳には含まれていない^⑩。いずれにしても、近世後期には、城上神社前より駒足の石切場前まで続く、約一キロメートル余りの表通りに沿って町並みが連続していたことが屋敷地の記載から判明する。また、要所に陣屋、向陣屋をはじめ山裾には寺社が位置し、表通りに沿って武家屋敷と町屋敷が混在しながらも櫛比する様子は、現在の町並みの原型として読み取れるのである。また、土地所有の状況については、居宅よりも貸家の数が相当数あり、貸家の所有者については田儀屋（熊谷家）「三左衛門」が最も多い。その他役人の名字を肩書にした名前も多数認められ、これは実質地役人所有の屋敷を意味するものと推測される。

このように間数帳は、文政八年から明治初年頃までの土地利用を解明するための史料としてその歴史的価値は高く、記載内容の子細にみていけばさらなる調査研究の基礎資料として活用できるように思われる。

三 大森町における土地利用の特徴

(一) 武家屋敷の立地と移転について

間数帳の分析作業により、文政八年時の大森町の屋敷地割とその居住者の所在が概ね明らかとなった。詳細については不明な箇所も残されるが、これまで指摘されてきた、地役人屋敷と町屋敷が混在するという、陣屋町としての「住み分けの曖昧さ」^①は、近世後期においてすでに形成されており、近代以降の屋敷地の売買によって武家屋敷が失われた結果ではないことも復原図から確認できる。また、武家屋敷の所在の多くは新町組と駒足組の北側に集中しており、陣屋付近に集中しない状況は不自然にもみえる。このうち陣屋と寺社については、江戸初期から中期以降、概ねその位置に変動はないと考えられるが、ここでは武家屋敷の所在と屋敷の移動について、地割復原図と比較しながら着目してみたい。

河島家 銀山附同心の柳原家八代柳原右七郎（現在の柳原家住宅とは異なる）が家譜を記した「天保十二辛丑年柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」から河島家の屋敷替えの実態を窺うことができるので抜粋する。

河嶋氏元屋敷ハ中市観世音寺下タ向平二有之候処、屋敷狭く候に付、文政七甲申年新町へ屋敷替いたされ、家、土蔵、其外之建物壺式新普請被相調候

もとは中市の観世音寺下手に居住していたが、屋敷地が狭いとの理由で文政七年に新町へ屋敷替えを行ったとされる。このことは、新町に現存する旧河島家住宅の修理工事の際に見された文政九年（一八二六）の墨書も裏付ける^②。間数帳には中市組No.13と新町組No.13の両方に河島右八の居宅があり、中市の居宅は貼紙から、後に大草良蔵（同心）へ渡ったことがわかる。なお、この大草良蔵の元の屋敷は新町組No.5で、恐らく中市の河島家の居宅を入手後は、役人で隣地No.4に居宅を有する塩谷八代太郎の屋敷へ転じているのである。

宗岡家と阿部家 現在の宗岡家及び阿部家の屋敷については、仲野義文氏による土地貸借証文の分析があり^③、ここではその報告をもとに間数帳とを比較してみたい。

初代宗岡氏は、毛利氏が銀山を支配した戦国時代末期に「銀山六人衆」の一人として活躍し、幕府領に転じてからも、大久保長安に銀山附役人として登用され、佐渡をはじめ各地の鉱山開発に尽力した人物として知られる^④。その功績により江戸中期までは石見銀山領においても役人頭を務めてきたのであるが、寛政二年（一七九〇）に一度罷免され、文政六年（一八二三）に新規抱え入れとなり天保九年以降に大森町へ転居した。したがって文政年間当時の間数帳には、まだ宗岡家の屋敷は記されず、現在の宗岡家の敷地は駒足組No.19の「彦吉」の貸家とされている。この彦吉は文政四年（一八二一）の質入証文によると、「中屋彦吉」が阿部氏に名義貸しをしたものであり、実質は銀山附役人の福本乙兵衛から阿部氏へ銀三貫目の借用の担保として家屋敷を質入れされたことがわかる。その後、天保九年（一八三八）に質流れとなり阿部氏の手に渡り、宗岡氏へ売却されたのである。

また、阿部氏の居宅も、寛政一二年（一八〇〇）の大火直後に、銀山町の妙正寺の所有地を取得したことが残された証文から知られる。

以上、限られた史料を間数帳と照合したが、役人や同心の居宅である武家屋敷についても質流れなどの売買によって所有者が転居することが多いことがわかる。これは銀山附役人の身分も代々保証されたものではなく、経済状況によって家屋敷を流動的に売買していたようである。また、間数帳で判明した、新町と駒足北側一部に武家屋敷が集中した状況は、流動化した結果か、あるいはそれ以前の名残りになるが、このことについては後述する。

(二) 郷宿の所在について

有力商家の土地利用状況はどうであろうか。大森町には、銀山御料六組の農民が大森代官所へ出向いた際の宿泊をはじめ、訴訟の手助け、書類の作

成、年貢銀の出納などを担った「郷宿」の存在が知られている⁽¹⁵⁾。現存遺構としては島根県指定史跡の青山家住宅が残るものの、その他については『大森の町並報告書』の聴き取り調査で記録されているのみなので、その所在についても間数帳と復原図から比定してみたい。

文化年間以降の郷宿の転変については「当郡中六組御定郷宿転変後、郷宿引受年曆、其外取調書」⁽¹⁶⁾を参考にした。なお間数帳には屋号が記されないため、名前の記載から特定することとした。当史料をみると当主が相続したり名前や屋号を改めたりして文政年間時点での状況が把握しにくいのが、文政年間末～天保初年頃の状況としては、以下の六名で、復原図上ではNo.の位置となった。

- | | | |
|---------|--------------|-------------|
| ①大田組 | 大吉屋瀬平（文化三年） | …下市組 No. 18 |
| ②佐摩組 | 木村屋七郎次（文化八年） | …下市組 No. 11 |
| ③大家組 | 都屋保兵衛（文化四年） | …宮前組 No. 24 |
| ④津茂・久利組 | 田儀屋清六（文政六年） | …下市組 No. 20 |
| ⑤九日市組 | 田村屋藤三郎（文政九年） | …中市組 No. 2 |
| ⑥波積組 | 原屋条平（文化七年） | …下市組 No. 22 |

以上の六組の郷宿の所在を地割復原図で見ると、基本的に下市付近の位置に集中しているが、郷宿の機能を鑑みると、陣屋元に集中するのは自然なことかもしれない。また、田儀屋（熊谷家）をはじめ、郷宿以外の重立商人（有力商家）も含めると、その傾向はさらに顕著となり、陣屋付近に武家屋敷が集中しないのは、有力商家が占拠していたことも関係しているように思われる。商家は陣屋からの「御用」の請負業務以外に酒造などの生業があるため、容易に居宅を移すことは難しい。そのため居宅を構えた屋敷地は、武家屋敷と異なり移転は少ないのではないかと推測される。

おわりに

町方間数帳を用いて、大森町の屋敷地割の復原を行った結果、「住み分けの曖昧」さにも、武家屋敷、郷宿の分布には多少の偏りがあることが認められた。この理由を大森町の起源である近世初頭まで遡り考えてみたい。まず、近世までに位置した主要な神社については、天正五年（一五七七）に移転された城上神社、大永四年（一五二四）の西性寺のみ（妙蓮寺は不明）で、その他は近世以降の開基である⁽¹⁷⁾。また、地名から考察すると、城上神社前の宮ノ前、門前の市立てが起源とみられる下市・中市、文字通りの新町を紹介して、銀山の通行税⁽¹⁸⁾を語源とする駒足が位置する。これらのことから、城上神社門前と銀山町に近い駒足が先に町場化しており、大森陣屋の移転後に駒足北側と新町へ武家屋敷が立地した結果、現在にみるような南北に長い大森町が成立したと考えられないだろうか。こうした経過がわずかながら町屋敷と武家屋敷の分布として地割復原図に表れているのかもしれない。

〈注〉

- (1) 『大森の町並調査報告書』大田市教育委員会、一九七五年。
- (2) 『石見銀山総合調査報告書第一冊【遺跡の概要】』（島根県教育委員会、一九九九年）や、仲野義文「近世大森町の土地貸借証文について―「住み分けの曖昧さ」を考える―」（『石見銀山遺跡の調査研究4』島根県教育委員会、二〇一六年）で「住み分けの曖昧さ」について指摘されている。
- (3) 銀山料の柱割は柱真々で六尺五寸を基本とするが、これは遺制の名残で、間口を丈量する際は徳川検知の六尺竿（縄）が採用されたものと推測される（清水擴「近世期住宅系建築における畳割の誕生・普及と柱間寸法」『建築史学』第七十号、二〇一八年）。
- (4) 石見銀山資料館所蔵。
- (5) 『日本海地域史研究第十輯』、日本海地域史研究会、一九九〇年。
- (6) 「修理概報」13・52で中間長屋の修理を行っている。間口は二間半～三間程度である。「町並み保存のKARUTE―保存修理の記録」（大田市教育委員会、一九九九年・二〇一三年）所収。
- (7) 『石見銀山遺跡発掘調査―宮の前地区調査概報―』、大田市教育委員会、二〇〇三年。

- (8) 『修理概報』No.73（大田市教育委員会、二〇〇五年）には江戸時代末から明治期建築の主屋で、武家屋敷の離れのような造りであることが指摘されているが、表側に座敷を有する間取りは社家の間取りの可能性も考えられる。
- (9) 当地は、明治期以降は大森町警察署となる。
- (10) 「寄合評議頭書」、熊谷家文書二〇一八七（二）
- (11) 前掲注二参照。
- (12) 違棚の筆返し、棚受から墨書が発見されている（『旧河島家住宅修理工事報告書』、大田市教育委員会、一九九二年）。
- (13) 前掲注二参照。
- (14) 仲野義文「近世初期における石見銀山役人宗岡氏の動向と活躍について」『石見銀山の社会と経済』、島根県教育庁文化財課世界遺産室、二〇一七年。
- (15) 岩城卓二「御用」請負人と近世社会」『国立歴史民俗博物館研究報告第四十七集』、一九九三年。
- (16) 『島根県文化財調査報告第九集』（島根県教育委員会、一九七四年）所収。
- (17) 明治二年「寺院明細帳」、明治十三年「神社明細帳」。
- (18) 「毛利家文書」『大日本古文書』毛利家文書一ノ五九四号（『石見銀山関係編年史料綱目』、島根県教育委員会、二〇〇二年）。

表1 文政8年(1825)町方間数帳記載一覧表

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模			屋敷地境界に に関する但書	貼 紙	備 考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸 m換算			
宮前組 (No.1～6：宮ノ下／No.7～31：宮ノ内)											
1	西側	貸家	藤三郎			12	0	0	21.816	但畑道溝道左右共老尺五寸宛	
2	西側	居宅	池亀本蔵	同心		8	1	0	14.847	但高木氏境溝老尺	
3	西側	貸家	池亀代廉蔵			2	4	0	4.848	但境溝貳尺	○
4	西側	貸家	勝源寺			8	4	5	15.908	但境溝老尺	
5	西側	貸家	同寺		→ 田中氏代藤太郎	4	1	8	7.817	但境溝老尺	○
6	西側	居宅	廉蔵		→ 相続人伴 勝次郎	6	2	2	11.575		○
7	東側		平七		→ 民造	7	3	0	13.635	土蔵敷地より川手へ引続	○ ※1
8	西側	貸家	同人		→ 三左衛門	4	3	0	8.181	但境溝老尺	○
9	東側	居宅	勇蔵		→ 国吉	2	4	3	4.939	但境溝貳尺	○
10	東側	居宅→貸家	平七		→ 熊谷三左衛門	10	0	6	18.362		
11	西側	貸家	三左衛門			2	5	5	5.303	但境溝老尺	
12	西側	貸家	寺本代嘉吉		→ 熊谷三左衛門	3	0	5	5.606	但三左衛門貸家道四尺五寸境溝	
13	西側	貸家	三左衛門			11	3	5	21.059	御陣屋塀脇より城上社境迄	
14	西側	貸家	池亀代廉蔵			2	1	0	3.939	但境溝	
15	東側	貸家	三左衛門			4	2	0	7.878	但境溝貳尺	○
16	東側	貸家	三左衛門			8	4	0	15.756		
17	勝源寺小路東側	居宅	(田中) 八郎太	役人	→ 田中十代之助 → 田中豊	19	5	0	36.057		○
18	勝源寺小路東側	貸家	澤井代猶七		→ 七右衛門	12	4	0	23.028		○
19	勝源寺奥	貸家	勝源寺			13	2	0	24.240		○
20	勝源寺小路西側	居宅	澤井善平	役人		12	2	8	22.664		
21	西側	貸家	三左衛門			7	3	0	13.635	但境溝九寸	
22	東側	貸家	鹿野代国太郎		→ 豊吉	9	0	0	16.362	但境溝老尺四寸	
23	東側	居宅	儀助			4	2	0	7.878	但道三尺	○
24	東側	貸家	大家組 代印保兵衛	大家組郷宿（都屋）	→ 大国村助一郎 → 熊谷三左衛門	11	1	3	20.392	但境溝五寸	○ 文政2年に肥後屋から都屋へ改名
25	西側	貸家	鹿野代金兵衛			6	0	6	11.090	但境溝五寸	
26	西側	貸家	－			3	4	5	6.818		
27	西側	居宅	鹿野團蔵	役人		8	3	0	15.453	但境溝六寸	○
28	西側	貸家	金兵衛		→ 鹿野氏代近平 → 熊谷三左衛門	3	2	5	6.212		○
29	西側	居宅	猶兵衛		→ 三左衛門	6	5	0	12.423	但境溝	
30	西側	貸家	三左衛門			5	5	0	10.605		
31	東側	居宅	三左衛門	掛屋（田儀屋）年寄		17	5	3	32.512		
下市組（No.1～24）											
1	東側	貸家	三左衛門			11	2	3	20.695	但境溝	※ 2
2	西側	居宅	五郎兵衛		→ 三左衛門	6	5	6	12.605	但境溝老尺	
3	西側	居宅	猶蔵		→ 茂助 → 三左衛門	4	3	3	8.272	但境溝貳尺	○
4	西側	貸家	貞太郎		→ 三左衛門	4	2	0	7.878	但境溝貳尺	○
5	西側	貸家	兵衛		→ 勝三郎 → 大国村きち	3	2	3	6.151	但境溝老尺	○
6	西側	居宅	栄助		→ 栄助□□□ → 三左衛門	3	1	8	5.999	但境溝老尺老寸	○
7	西側	居宅	森右衛門		→ 国吉	3	1	8	5.999		○
8	西側	貸家	三左衛門			3	2	5	6.212		
9	東側	貸家	三左衛門			4	3	0	8.181	但境溝八寸	
10	東側	貸家	条平		→ 川合村□□ → 三左衛門	3	5	9	7.242	但境溝老尺	
11	東側	貸家	佐摩組拾八ヶ村	佐摩組郷宿（木村屋）	→ 岡田道敏	10	2	9	19.059	但境溝貳尺五寸	天保2年に岡田屋に改名
12	東側	貸家	佐摩組拾八ヶ村		→ 清六 → 岡田道敏	3	2	0	6.060	同川道巾四尺	※ 3
13	東側	居宅	藤三郎		→ 源兵衛 → 勿作	2	4	5	5.000		○ ※ 4
14	西側	居宅→貸家	周平		先市原村清四郎→ 大国村助一郎 → 熊谷三左衛門	7	5	5	14.393		○ 文政2年まで大家組郷宿（肥後屋）
15	西側	居宅	丈助		→ 大田南町四郎蔵 → 久右衛門	7	0	0	12.726	但境溝老尺	○
16	東側	居宅	兼右衛門		→ すて	11	0	5	20.150		○ 古役郷宿(嘉庭屋)
17	西側	貸家	瀬平		→ 大田組十五ヶ村	3	2	0	6.060	但境溝老尺	
18	西側	居宅	瀬平	大田組郷宿・組頭・庄屋兼目代（大古屋）		10	0	6	18.362	但境溝老尺	○
19	東側	貸家→居宅	三左衛門	久利組郷宿・組頭（田儀屋）	→ 清六	3	1	5	5.909		熊谷家の分家
20	東側	貸家→居宅	三左衛門		→ 清六	16	3	5	30.149		文政6年より郷宿相続
21	西側	貸家	三左衛門			4	2	0	7.878	但道四尺五寸条平境	
22	西側	貸家	条平	波積組郷宿（原屋）	→ 金作	5	2	5	9.848	但通ひ道巾六尺清六境溝老尺	○
23	西側橋之脇	貸家	兼右衛門		→ 清六	7	3	0	13.635	但境溝老尺六寸	○
24	西側寺道	貸家	西性寺			10	1	8	18.725		
中市組（No.1～20）											
1	西側納屋敷地	－	藤三郎			2	1	0	3.939		
2	東側	居宅	藤三郎	九日市組郷宿（田村屋）		5	3	5	10.151	但境溝六寸	
3	西側	－	条平	原屋本宅か		3	2	5	6.212	但境溝	○
4	西側	－	条平	原屋本宅か	→ 川合村孝兵衛	4	2	0	7.878	但境溝	○

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模				屋敷地境界に関する但書	貼紙	備考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸	m換算			
5	東側	—	大賀代儀助		→ 熊谷三左衛門	7	3	0	13.635		○	
						1	1	0	2.121	入口道六尺、境溝老尺		※5
6	東側	—	山田代長八		→ 泉屋勘助	6	1	5	11.363		○	
7	東側	—	大賀代儀助		→ 金蔵	7	3	5	13.787	但境溝老尺	○	
8	西側	居宅	正三郎		→ 泉屋勘助	17	2	1	31.542		○	
9	西側	貸家	熊谷三左衛門			5	4	0	10.302			
10	東側	貸家	川合村孝兵衛		→ 儀兵衛	4	4	0	8.484		○	※6
					→ 三左衛門 → 小兵衛	6	2	0	11.514	但境溝老尺六寸	○	
11	西側	居宅	七右衛門		→ 旦二	8	3	0	15.453	但境溝老尺	○	
12	東側	貸家	藤三郎			12	5	5	23.483	但境溝九寸	○	※7
13	西側	居宅	河嶋右八	役人	→ 大草良蔵 → 見達	4	5	4	8.908	但井戸道巾四尺		
14	西側同家庵寺屋敷町並方	河嶋代藤平				2	5	8	5.393		○	※8
15	西側同庵寺引続町並方	七右衛門			→ 睦知蔵 → 源助	2	0	0	3.636		○	※9
16	西側	居宅	安井三十郎	同心	→ 松浦伊代平	8	4	0	15.756	但境溝老尺	○	
17	東側	貸家	三左衛門			3	1	5	5.909	但境溝老尺		
18	東側	貸家	観世音寺		→ とめ → 熊谷三左衛門	7	3	0	13.635		○	
19	西側	居宅	桐田秀治	同心	→ 坂之丞 → 死天坂之丞跡 三五郎	6	2	0	11.514	但境溝老尺	○	全体が貼紙
20	西側	貸家	林代仙蔵		→ 条平 → 金作	8	0	0	14.544	但妙蓮寺道八尺	○	
新町組 (No.1～38)												
1	西側	貸家	萩原村岩助			11	5	3	21.604	但境溝老尺		
2	西側	貸家	勝源寺			5	2	0	9.696	但境溝八寸	○	
						11	2	3	20.695			
3	東側	貸家	米蔵			7	4	5	14.090	但境溝貳尺		※10
4	東側	居宅	塩谷八代太郎	役人		4	1	5	7.727	但境溝八寸 大草入口道巾六尺		
5	東裏	居宅	大草良蔵	同心	→ 塩谷八代太郎	8	5	3	16.150		○	
6	東側	居宅	廣兵衛		→ 国兵衛 → 三〇屋善吉	6	5	5	12.575	但境溝老尺五寸	○	
7	東側	貸屋	中山代勘兵衛		→ 八木清之助	6	5	0	12.423	但境溝八寸	○	
8	西側	貸屋	藤井代六治		→ 大國村助一郎 → 萩原村岩蔵	8	5	0	16.059	但境溝五寸	○	※11
9	東側	居宅	藤井莊蔵	役人		7	3	8	13.877	但境溝老尺貳寸		
10	西側	貸屋	山中代万右衛門			6	1	7	11.423	但境溝八寸		
11	西側	貸屋	三左衛門			6	2	4	11.635	但境溝老尺		
12	西側	居宅	新伍			3	2	5	6.212		○	
13	東側	居宅	河嶋右八	役人		7	2	5	13.484	但境溝四寸		
14	東側	貸家	藤三郎		→ 河嶋右八	4	3	5	8.333	但道貳尺八寸	○	
15	西側	—	勝源寺庵寺			6	0	0	10.908	但境溝老尺		
16	西側	貸家	中山代勘兵衛		→ 喜作	6	0	0	10.908	但境溝老尺	○	
17	東側	居宅	藤平		→ 傳七	3	0	0	5.454	但境溝老尺		
18	東側	居宅	□兵衛		→ 幾一郎 → や寿	3	0	0	5.454	但道巾六尺	○	
19	東側	居宅	徳助		→ 為次	3	0	0	5.454	但境溝老尺五寸	○	
20	東側	居宅	文蔵		→ 萩原村岩助	3	1	0	5.757		○	
21	東側	居宅	覚平 熊谷相續人多蔵			6	1	5	11.363	但境溝老尺壹寸	○	
22	西側	貸家	国助			7	4	5	14.090	但境溝六寸	○	※12
23	西側	居宅貸家共	久六		→ 柳原代是助	6	1	0	11.211	但境溝老尺	○	※13
24	東側	貸家	野沢代とめ			6	0	0	10.908	但境溝老尺	○	
25	西側	貸家	丸毛代久六		→ 大國村権六	5	1	0	9.393	但境溝老尺貳寸	○	全体が貼紙
26	西側		丸茂謙之進	役人		0	6	5	1.970	但境溝老尺	○	貼紙で追加
27	西側	貸家	丸毛代久六		→ 中市組善吉 → 宗岡佐一郎代才吉	4	3	0	8.181		○	全体が貼紙
28	東側	貸家	勘兵衛		→ 萩原村岩助	3	2	0	6.060	但境溝老尺	○	
29	東側	貸家	周平		→ 利蔵 → とめ	3	2	0	6.060	但川道三尺		
30	東側	貸家	野沢代とめ		→ 文太 → きみ	3	0	0	5.454			
31	東側	貸家	大田南町忠兵衛		→ 文太	6	4	5	12.272	但境溝貳尺	○	
32	西側	居宅	利蔵			2	3	8	4.787			
33	西側	貸屋	野沢代とめ			5	0	0	9.090			
34	西側	居宅	野沢茂留	役人		18	4	0	33.936	但境溝老尺		
35	西側	貸家	正寿寺			4	3	0	8.181	但境溝老尺	○	※14
36	東側	貸家	□次左衛門		→ 金作 → 多蔵	7	3	0	13.635		○	
37	東側	貸家	野沢代とめ			8	3	5	15.605			
38	東側	居宅	川井瀧治	役人	→ 山本権市 (明治6年)	6	0	6	11.090		○	
駒込組 (No.1～50)												
1	西側	居宅	忠蔵		→ 福本由次郎	7	1	0	13.029	但境溝	○	
2	西側	貸家	理十郎			8	4	0	15.756	但境溝老尺		
3	東側	居宅	山中賢五郎	役人		7	1	3	13.120	但境溝		
4	東側	居宅	中西松三郎	役人	→ 中西権之助	13	2	0	24.240		○	
5	西側	居宅	植野治兵衛	役人	→ 熊谷三左衛門	4	3	5	8.333	但境溝七寸	○	
6	西側	居宅	吉岡幡五郎	役人		7	4	0	13.938	但境溝共三尺		
7	東側	居宅	中山佐々郎	役人	→ 中山佐々郎	11	2	3	20.695		○	
8	西側	貸家	田辺代素平			4	4	0	8.484			

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模				屋敷地境界に 関する但書	貼 紙	備 考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸	m換算			
9	西側	居宅	田辺彦三郎	役人		8	2	5	15.302			
10	西側	—	栄泉寺			7	3	0	13.635	田辺境より貸家境?同寺道共		
11	西側	貸家	栄泉寺			5	2	0	9.696	但境溝老尺三寸		
12	東側	居宅	豊之助		→ 勝岡助次郎 → 川合村鉄三郎	8	3	0	15.453	但境溝老尺貳斗	○	
13	東側	居宅	柴岡富之助	役人	→ 中場是助 → 中場和一郎	5	3	5	10.151	但境溝老尺	○	
14	東側	居宅	阿部忠太郎	役人		8	4	2	15.817	但境溝老尺五寸		
15	東側		阿部忠太郎			3	1	0	5.757	喜代太屋敷裏	○	
16	東側	居宅	喜代太		→ 倉次 → 元助	3	1	0	5.757	但大音寺道五尺	○	
17	西側	貸家	阿部代彦吉		→ 宗岡代才吉	8	0	8	14.786	但境溝九寸、畑道三尺	○	
18	西側	—	碓兵衛			4	0	0	7.272	阿部屋敷後口		
19	東側	貸家	彦吉			3	5	5	7.121		○	
20	東側	居宅	馬路村義八郎			10	3	5	19.241	但境溝老尺		
21	東側	居宅	覚治		→ 久良次	3	0	0	5.454	但境溝川貳尺五寸	○	
22	東側	居宅	せん			4	0	0	7.272	但境溝老尺五寸	○	
23	東側	貸家	川合村孝兵衛		→ 内坂代平六	4	2	5	8.030	但境溝老尺	○	
24	西側	貸家	且二		→ 熊谷三左衛門	11	4	0	21.210	但境溝貳尺五寸	○	
25	西側	貸家	静岡村三右衛門			4	4	0	8.484	但境溝老尺	○	
26	東側	貸家	内坂代せん			5	5	8	10.847	但境溝五寸		
27	西側	貸家	安井代勘兵衛		→ 健助 → 熊谷三左衛門	14	0	5	25.604	但境溝老尺	○	
28	西側	居宅	柳原代久六		→ 源助	3	3	0	6.363	但境溝老尺五寸	○	
29	東側	居宅	忠四郎		→ 幾三郎	3	1	5	5.909	但境溝五寸		(朱書)合四間三尺也
30	東側	居宅	多助		→ 音三郎	4	0	2	7.333		○	
31	東側	居宅	伴平		→ 又四郎	6	2	5	11.666			
32	東側	貸家	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	3	0	0	5.454		○	
33	西側	居宅	傳五郎		→ 萩原村岩助	8	4	5	15.908	但境溝老尺貳寸	○	
34	東側	居宅	弥右衛門	年寄(泉屋)		10	5	5	19.847	但境溝老尺		
35	西側	隠居	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	3	1	3	5.848		○	
36	西側	—	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	7	5	0	14.241	但境溝老尺	○	
37	西側	居宅	多助		→ 角助	5	1	0	9.393		○	
38	西側	貸家	多助		→ 角助	4	1	0	7.575	但境溝老尺	○	
39	西側	居宅	武兵衛		→ 豊右衛門	5	2	5	9.848	但境溝老尺	○	
40	東側	貸家	金作		→ 豊右エ門	9	0	0	16.362		○	
41	東側	居宅	理十郎			4	5	5	8.939			
42	東側	居宅	要八		→ 豊右衛門	5	3	5	10.151		○	朱書あり
43	東側	—	平右衛門		→ 熊谷三左衛門	4	2	5	8.030	角御番所前	○	
44	西側	番所										記載なし
45	角北より東江	—	万吉		→ 大田村権四郎	6	5	0	12.423		○	
46	東薬師前	居宅	栄七			2	1	0	3.939			
47	東側	貸家	大田村八重郎		→ 寛蔵 → 薬師寺世話人弥右衛門	10	0	0	18.180	但境溝貳尺	○	
48	東側	貸家	とめ		→ 利八	4	2	0	7.878			
49	西側	貸地	薬師寺			7	5	0	14.241			
50	西側	—	町地		→ 熊谷三左衛門	20	3	0	37.269	薬師寺境上ミより石切場境迄	○	

【凡例】

- 1) 間口の基準尺は1間=6尺、1尺=0.303mで換算した。
- 2) 貼り紙には「三左衛門」と「熊谷三左衛門」と2種類あるが、これは田儀屋三左衛門が天保5年(1834)に苗字を許されたためと考えられる。

【注記】

- ※1) 内老尺五寸 嘉永亥四年 大水ニ而川欠減□□、七間老尺五寸 嘉永七寅年改
- ※2) 此屋鋪裏ニ字宗岡屋敷後口新田老斗八升六合、字同所上畑老斗七升貳合之石面有之候
- ※3) 此地所裏ニ字岡田屋敷之瀬戸新田九升八合有之候
- ※4) 貼紙「当初の小路屋敷ハ町並の裏行歩積り之内ニ籠る事」
- ※5) 外老間老尺 運道巾、境溝
- ※6) 此町屋敷拾老間五寸□□帳□之通改之、四間四尺 六間貳尺 引分ヶ当時持之 儀兵衛 小兵衛 □配
- ※7) 残間七間四尺式寸田村常則
- ※8) 同同家後庵寺屋敷町並え方
- ※9) 同庵寺引續町並え方
- ※10) 此屋敷裏ニ字丸屋家之後口新田高貳斗三升三合有之候
- ※11) 此屋敷裏ニ字藤井向貸屋後口上ニ畑高貳斗老升九合有之候
- ※12) 此地所後口字正連寺新田高八升、殿居屋敷の場上畑高老斗八升三合前有之候
- ※13) 此屋敷後口ニ字柳原屋鋪後口新田高六升、字同下畑高貳斗六合有之候
- ※14) 二間 惣蔵 二間半 勘蔵、此二所ニ可有之候可調



図2 文政8年(1825)大森町地割復原図(縮尺1:2500)

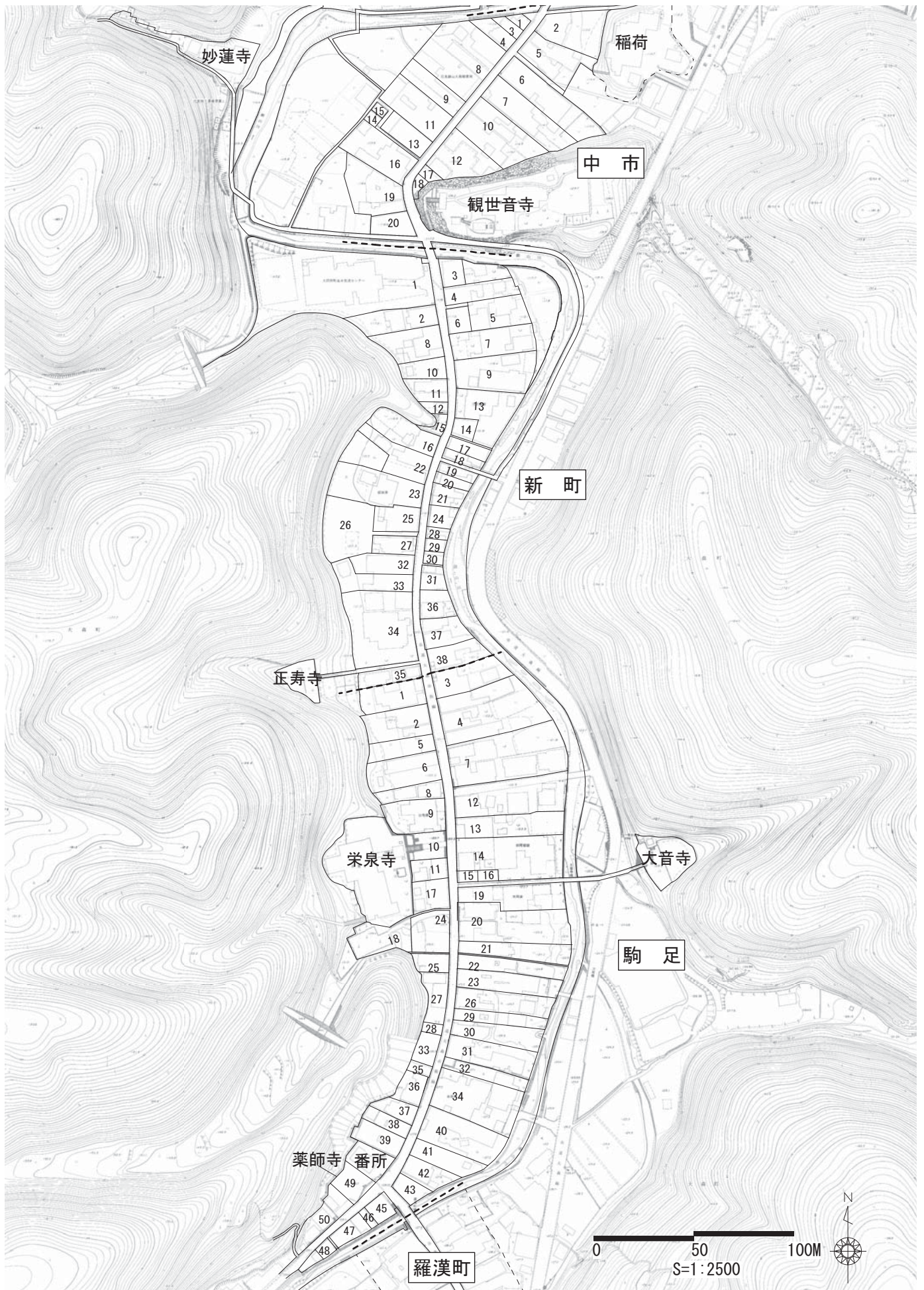


図3 文政8年(1825)大森町地割復原図(縮尺1:2500)

近世後期石見銀山における

茶の湯と交流

清水 佳那子

はじめに

安政期における石見銀山の文化について、仲野義文氏は銀山師高橋富三郎の日記から祭礼等の鉱山固有の文化の他に俳句や茶の湯といった在郷町と同様の庶民文化が花開いていたことを明らかにした^①。その中で、銀山師や銀山附地役人、有力商人といった異なる階層で日常的に茶の湯を通じた交流があったこと、さらにこうした交流が上層の代官にまで及んでいたことを指摘している。

本稿ではこのような石見銀山附幕領（以下、銀山料とする。）で行われた文化交流に着目し、比較的史料が豊富である天保期から安政期にかけての茶の湯文化を介した交流の様相を描き出すことを目的とする。

分析にあたっては、地役人阿部光格が記した日記^②を主な素材とする。阿部家は代々地役人を務める家柄であり、筆者の光格は絵師としても知られる人物である^③。日記は天保三年（一八三二）正月朔日から十二月晦日までの一年間における仕事や私的な交流等を記録している。先に述べた代官根本善左衛門との茶の湯を通じた交流もこの日記に書き留められており、その様子を詳しく窺うことができる。

そこでまず、この代官根本が代官所で行った茶の湯を当時の交流の一例として取り上げてみたい。代官根本との茶の湯については光格の他にも地役人柳原右七郎や有力商人田儀屋三左衛門の記録が残っており、彼らの間でどのような交流があったのかを知ることができる。その上で、諸家に残る史料から当時の銀山料における茶の湯文化の広がりや交流について考察したい。

一 代官との茶の湯

（一）代官所における茶の湯交流

日記が書かれた天保三年は文政十二年（一八二九）七月二日に根本が大森陣屋に赴任してから約二年半が経過した頃である。まず、その当時の代官所役人の構成を確認しておきたい。

大森陣屋には代官の直属の部下である手附、手代といった役人と銀山附地役人がいた。当時、手附・手代は高橋家の記録^④によると十三名いたようであり、彼らは代官所内の地方役所と備後国甲奴郡上下村にある出張陣屋、江戸役所に分かれて勤務していた。

一方、銀山附地役人は日記の正月七日の記事によると「当辰年諸向勤場」には見習も含めて三十四名が挙げられている。この三十四名には組頭や同心、中間の人数は含まれていない。その中で光格は榎野治兵衛、田邊三四郎と共に山方掛の新切山の担当となっている。基本的に一日当番を務めた翌日帰宅し、そこから二日間は非番、あるいは行事のために役所に出勤するという勤務形態であった。この年は同役の病欠や掛替えがあり、二月半ばから四月末までと八月から十二月初めまでは隔日で当番を務めている。

また、光格の息子である専之助は銀山附見習として、同じく見習の川井亀五郎と共に町方掛となっている。専之助は銀山附地役人の見習であるが、地方役所の一員として手附らと同じ地方役所へ出勤していた。

さて、根本と光格の交流がどのようなものであったのか、日記をもとに見ていきたい。【表一】は日記から二人の私的な交流を窺うことができる記事抜き出したものである。これによると、光格は役所業務の終了した夕方以降に根本の元を訪れることが多くあり、その訪問は一年間で約八十回にも及んだ。単なる代官と地役人といった職務上の関係とは異なる親しい間柄であったのではないかと推察される。

茶の湯を介した交流に着目すると、複数人での交流には二系統あったこと

【表1】天保三年における光格と代官根本の交流

月	日	時間帯	記号	事柄	同席者
正					
2	7	夕方	◆	御茶頂戴	柏木・水野・狩野・八木・鹿野
	11	暮六ツ時以降	◆	御茶被下	柏木・水野・狩野・八木・野澤
	28			代官へ手製牛皮一箱を献上	
3	朔	夕方	◆	御馳走御茶頂戴	柏木・水野・狩野・見習八木・鹿野・野澤・田中・吉左衛門
	5	夕方	◇	御馳走御茶頂戴	三九郎
	7	夕方		訪問(風炉先窓御手造りの御礼)	
	15		◇	代官様御茶午半	西善寺僊山 田儀屋三九郎
	25	夕方	○	茶事御咄	
4	朔	夕方	◆	一同御茶	柏木慎兵衛 狩野末五郎
	11	夕方	○	茶事御咄	
	21	夕方	○	茶事御咄	
	28	夕方	○	茶事御咄(茶道具目利)	水野・狩野
5	3			根本様若殿様御初織につき大鯛献上	
	10	八ツ半	○	茶事御咄	
	15			訪問	
	22	夕方		訪問	
	28	夕方	○	茶事御咄	
6	朔	夕方	○	茶事御咄	水野正太夫 八木与兵衛
	4	八ツ半以降	○	茶事御咄	
	7	七ツ時頃	○	茶事御咄	
	8	七ツ頃		訪問	
	11	夕方		訪問	
	14	夕方	○	茶事御咄	西善寺僊山
	17	夕方		訪問	
	19	夕方		訪問	
	26	夕方		訪問(多忙のため会えず)	
	29	夕方	○	茶事御咄	狩野兄弟・水野
7	3	夕方		訪問	
	5	夕方		竹花筒「鉈蛇」と銘付けしてもらう	
	11	夕方	○	茶事御咄	
	15	昼九ツ時頃		訪問	
	16	昼後		訪問	
	17	昼後		訪問(大風炉・中風炉・小風炉灰作りの図作成)	
	22	夕方		訪問	
	25	夕方	○	茶事御咄(待合より路地の作り方指南)	
	26	夕夜		訪問、種々御馳走頂戴	八木與兵衛・狩野末五郎・山崎次郎太郎
	29	夕方		訪問	
8	朔	夕方		訪問、御馳走頂戴	柏木・水野・狩野・八木
	5	夕方		訪問 茶道手引 草巻冊拝借	
	7	夕方	◆	御茶事	柏木・水野・狩野兄弟
	11	夕方		訪問	
	15	夕方		訪問	
	20	朝		訪問(御帰陣恐悦)	
	21	夕方		訪問・茶道手引 草返却	
	22			銀山見廻りの際、西善寺数寄屋にて薄茶	八木與兵衛・西善寺
	23	夕方		濃茶頂戴、角形の菓子鉢頂戴	西善寺兄弟 三左衛門
	29	夕方		訪問(代官村柄見分につき御暇乞い)	
	6	夕方		訪問(御帰陣恐悦)、御茶頂戴	
	12	暮六ツ時頃		訪問	
	16	夕方		訪問	
	18			茶碗箱等へ箱書、「貞」「富」と額字を認めてもらう	
	19	九ツ時頃		陣屋前踊見物、御茶事	
	23	夜分		訪問(御廻村中、御機嫌伺い)	
	25	夕方		長楽重茶碗御無用につき頂戴	
	26			上林道庵からの御茶購入を取り次ぎ	
	4	夕方		訪問	
	10	夜分		御茶頂戴	
	12			訪問(代官流行の御風邪につき御機嫌伺い)	
	14	夕方		訪問(御機嫌伺い)	
	16			訪問(御機嫌伺い)	
	18	夜分		御茶頂戴	
	24	夜分		御茶頂戴	
	26	夜分	○	茶事御咄	三左衛門・三九郎
	28	八ツ時過	◇	御会席の御振舞にて御薄頂戴、御咄	西善寺僊山・三左衛門・三九郎・八木與兵衛
	朔	夜分		訪問(一昨夜の御礼)	
	3	夕方		馳走頂戴	
	10	夕方		訪問	
	11	12	暮六ツ時	訪問	山崎次郎・三左衛門・三九郎
	19			訪問(寒中見舞い)	
	20			根本様時計返却	
	28	夜分		訪問、御馳走	
閏	8	夕方		訪問	西善寺僊山・田儀屋三九郎・狩野末五郎・山崎次郎
	11	14	夜分	○ 茶事御咄	三九郎
	28	夜分		薄茶頂戴・郷津焼皿壺組頂戴	三九郎
	10	夕方		訪問	
	11			宗岡長蔵より送られた兎を献上	
	18			歳末祝儀として肴一折を献上	
	22	夜分		訪問	
	29			板額へ「準鳴庵」と揮毫してもらう	

が確認できる。すなわち、①代官所役人（手付・手代・地役人）内で行われたもの（【表一】中の◆）と②地元住民（地役人・商人・僧侶）が同席するもの（同◇）である。

まず、①役人が同席する場合の事例をいくつか取り上げてみたい。なお、本稿で取り上げる史料は特に表記のない場合は光格の日記であり、史料中の傍線及び括弧書きの日付等は筆者が付け加えたものである。

【史料一】二月七日の記事

一、御代官様より御伝大草鉄藏御使として被遣候者、銀山一件も相済候間、夜分可罷出旨昨日被仰遣候処、当番之由家内之ものと申候得者、若当番ならば明晩ニ而も可罷出旨申由ニ付、今夕方罷越候処、御懷石中ニ付引取又々可罷上旨取次を以申上候処、暫待合候様被仰候由ニ而待合ニ罷在、後座之節左之人数一同罷出、御茶頂戴いたし、夜更帰候事

柏木 水野 狩野 八木 鹿野 拙者

日記の中で最初に光格と根本の交流が見えるのがこの二月七日である。

「銀山一件」とは、諸山が関わる鍵不正売買一件を指しており、光格は正月廿二日から廿九日までこの件に関わる調査のため連日新切山へと出勤していた。この一件が落ち着いた二月六日に根本から「夜分可罷出旨」を伝えられている。ところが、この日光格は新切山の当番であったため、家内の者がそう伝えたと「明晩」でも良いから来るようにとのことであった。指示通り、翌日の夕方、懷石中の根本を訪ね、後座で「御茶」を頂戴している。この集まりには手付・手代である柏木・水野・狩野・八木と銀山附地役人である鹿野が同席した。

また、本来は詰所当番であるにも関わらず、代官からの呼び出しによって当番を交代する場合もあった。

【史料二】三月朔日の記事

一、新切山江罷越、田邊三四郎与替り合当番相勤候積り之處、野澤茂富右御用役手紙差越候者、今朝御代官様より御役所引後より野澤同道罷出候様御沙汰

御座候ニ付、銀山当番之由専之助より申上候処、柏木を以当番之義差操相成間敷哉之旨、野澤へ御沙汰有之候間、詰合頼合昼後より罷帰り可然旨申越候ニ付、右手紙田邊江も為見当番相頼昼後より帰候事

（中略）

一、夕方御代官様へ罷出、左之人数謡内会之由、謡、御馳走、御茶頂戴、夜更罷帰候之事

同席

柏木 水野 狩野 見習八木 鹿野 野澤 田中 拙者 吉左衛門

この日光格は新切山で当番を勤めていたのだが、銀山附地役人の組頭である野澤からの「御用役手紙」によって再び当番を交代して帰宅している。手紙には勤務後、野澤と一緒に代官所へ出向くよう根本から指示があったこと、手附である柏木から当番の都合を付けられないか相談があったため、当番を他へ頼んで昼後からは帰宅するようにとの指示が記されていた。光格は指示通り帰宅し、夕方からの「謡内会」に参加している。この時同席したのは九名であり、吉左衛門という人物については不明であるが、手附である柏木・水野・狩野・見習八木と地役人である鹿野・野澤・田中といった地役人と共に「謡」「御馳走」「御茶」を頂戴している。

個人的な日記であるため多少誇張はあるかもしれないが、根本が積極的に光格を集まりに誘っている様子を窺うことができる。【表一】の◆記号をつけた部分に注目すると、同席者として挙げられている手附らは柏木・水野・狩野・八木といった毎回ほぼ同じ顔触れであることがわかる。また、地役人については野澤・鹿野が同席する場合が複数回あるが、日記によると光格が最も多くこうした集まりに参加しているようである。

また、毎月朔日の月次御礼や二月十一日の山祝い祝儀等の年中行事後にこういった集会が行なわれることが多かった。ただ、毎回光格が呼び出されるわけではなく、五月五日の端午の節句には光格ではなく専之助が地方役所一統の一員として「御馳走頂戴」している。

次に、②地元住民(地役人・商人・僧侶)が同席する茶会について見ていきたい。日記では主に田儀屋三左衛門・三九郎と西善寺住職・弟僊山が根本との茶会に光格と共に招待されている様子を窺うことができる。

【史料三】三月十五日の記事

一、御代官様より御茶午半之御案内ニ付、田儀屋三左衛門方へ罷越、三九郎より御内々ニ相伺御沙汰待請候事

上客 西善寺僊山

次客 拙者

詰 田儀屋三九郎

右三人同道罷出、御茶頂戴いたす、会記爰ニ略ス

前日に田儀屋三九郎を通じて根本から「御茶午半之御案内」を受けた光格は西善寺の僊山と田儀屋方で合流し、三人で根本の元へ出向いている。

西善寺は当時銀山町大谷にあった浄土真宗の寺院である。地役人柳原家の「柳原家譜并縁者知因家玉什物記録」(以下、「記録」とする。)でも「銀山西善寺住持并舎弟、是ハ石州流也」と記されており、兄弟で茶の湯を嗜み、寺内には数寄屋もあったようである。この数寄屋へは八月二十二日の銀山見回りの帰りに根本も立ち寄っている。

もう一人の同席者である田儀屋三九郎も柳原家の「記録」で光格とともに根本から指南を受けていた人物として記載されている。三九郎は代官所の御用請負人として掛屋等を務めた熊谷家の十三代目にあたる人物である。根本支配中は十二代目三左衛門が当主であり、この三左衛門と三九郎が日記に頻繁に登場する。

また、十月二十八日には同じく光格・僊山・三左衛門・三九郎の四名が根本からの指示を受けて訪問している。

【史料五】十月二十六日から二十八日の記事

(十月廿六日)

一、根本様へ夜分罷出御茶事御嘶承り夜更帰り候事

同席三左衛門 三九郎

(十月廿七日)

一、根本様へ昨夜罷出候節、西善寺僊山同道明晩罷出候様被仰聞候ニ付、夜分新切山詰所へ僊山呼寄、右被仰聞候趣相達差支有無問合候処可罷出旨申之、暫咄帰ル

(十月廿八日)

一、八ッ時過より根本様へ拙者・僊山・三左衛門・三九郎罷出候ニ付、八木与兵衛呼ニ被遣、御会席之御振舞ニ而御薄頂戴種々御嘶承り夜更帰候事この時は四名の他に手代である八木与兵衛が呼び出されて共に「御薄頂戴」し、「種々御嘶」を承っている。この八木は翌十一月に手代から銀山附役人の山本内蔵太の明跡へ抱え入れられて銀山附地役人となる人物である。^⑦

「種々御嘶」の内容については詳しく記載されていないため確証はないが、新規召し抱えの件は十月中に老中から許可を得ていることから、この茶会の際に根本の計らいで内々に話が合ったのではないかとすることも推察される。

以上、代官所で行われた茶会を①代官所役人内で行われたものと②地元住民(地役人・商人・僧侶)を含めたものに整理した。①の代官所において年中行事等の際に代官が手附ら下僚に酒等を振舞うことは他地域の代官所でも行われており、大森陣屋においては根本から招待を受けた地役人も参加するという形であった。根本が茶の湯巧者という側面を持っていたため、そこに茶の湯の要素が加わることもあったのではないかと推察される。

一方、②の地元住民と茶会を行った事例については、管見ながら他事例を確認することができなかった。次項では、このような代官と赴任地の住民との交流に着目し、代官所で根本が行なった茶道指南を取り上げてみたい。

(二) 茶道指南

根本から茶道指南を受けたことが史料からわかる人物として、地役人の阿

部光格・柳原右七郎、田儀屋三左衛門が挙げられる。この三名についてそれぞれどのような指南を受けていたのか見ていきたい。

まず、光格の場合を取り上げる。日記の中では「茶事御咄（嘶）」という文言が頻出する（【表一】中の記号欄○）。この「茶事御咄（嘶）」の内容を詳細に記してある部分は少ないが、おそらく根本から茶の湯指南を受けていたのではないかと考えられる。

【史料六】七月二十五日・二十六日の記事
(七月廿五日)

一 根本様へ夕方より罷越、茶事御咄いたす
(七月廿六日)

一 昨夜根本様へ相伺、待合より路地之作り様御差図御好承り候ニ付、荻原村廣兵衛榮泉寺ニ罷在候ニ付呼寄、右普請致呉候様申談候処、可相仕立旨請合候ニ付、左候ハ、夫々材木等見合詔呉候様申聞候事

この七月二十五日の「茶事御咄」では根本から「待合より路地之作り様御差図」を受けたようである。光格は自宅に「準鳴庵」という茶室を持っており、来客の際にはその茶室で薄茶を出すこともあった。その指南を受けた光格はさっそく翌日に荻原村の廣兵衛に普請を依頼している。

また、「茶事御咄」とは記されていないが、七月の盆休みには連日根本の元を訪れている様子も見られる。墓参りの後に根本から「盆会格別事多ニも無之候ハ、」と訪問を求められた光格は「即刻参上」すると伝えた。それから三日間ほど根本の元で昼から夜まで過ごしている。連日何をしていたかというと「大風炉・中風炉・小風炉灰作り承り、右図拵」えていたということであった。この図が根本から依頼されたものであったのか、光格の覚書であったのかは定かではないが、根本が指南役となっていたことがわかる。

反対に光格が根本を手助けする場面もあった。それは根本が宇治上林道庵から初めて茶を購入する際の事で、以前から上林と取引のある光格へ注文書に添える書状を依頼している。代官である根本が持っていない人脈を一地役

人である光格が持っていることも注目されるが、光格と根本は茶の湯の師弟、あるいは茶の湯仲間ともいえるべき関係を築いていたのではないだろうか。

次に、光格と同じ地役人である柳原右七郎の場合を見ていきたい。光格と同年代である右七郎は寛政十一年（一七九九）十歳の頃に浪人となっていた祖父の跡番代として銀山附同心に召し抱えられた人物である。

さて、先にも取り上げた「記録」には柳原家の由緒と親類縁者等が記録されているが、「拙者事、少々茶の湯相好み候ニ付」という書き出しで自身の茶の湯交友関係者を記した部分がある。それによると、右七郎と根本との交流は天保五年（一八三四）三月二十四日に根本から招待されたことにより始まったことがわかる。

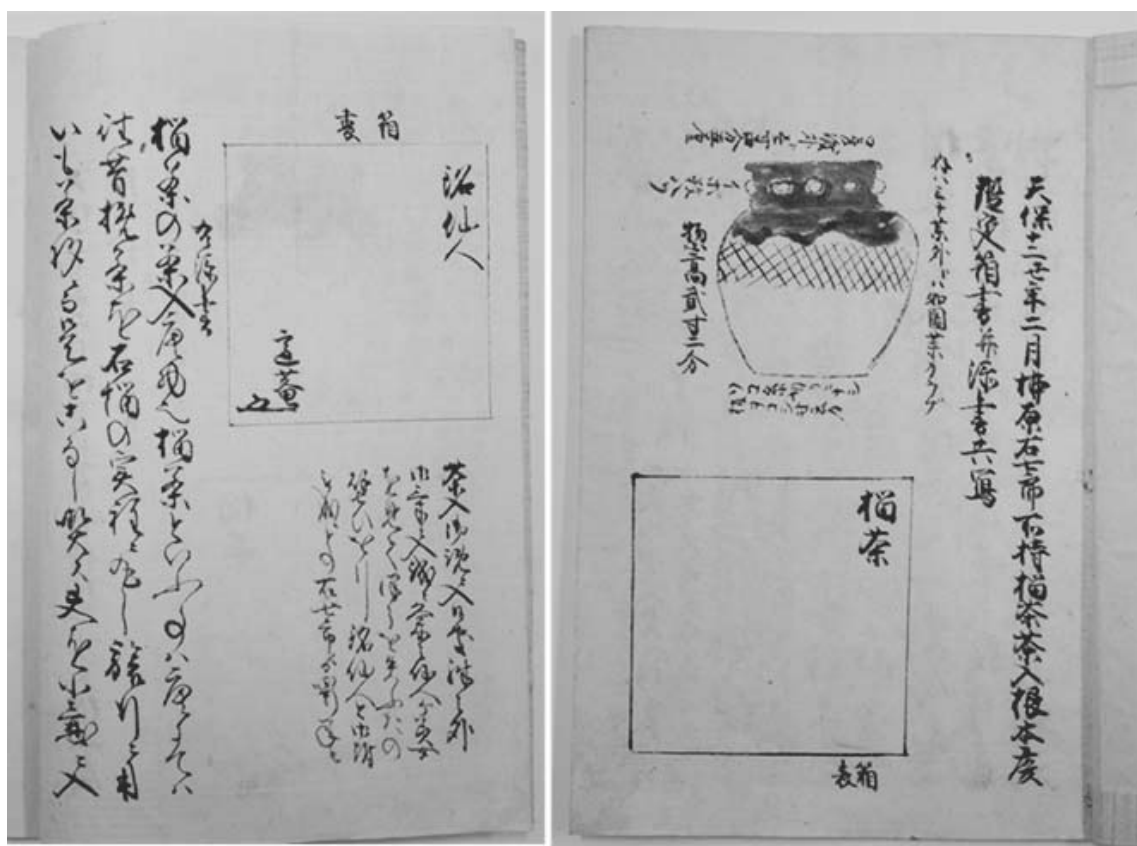
【史料八】柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」（個人蔵）

右根本君江ハ天保五甲午年三月廿四日御茶ニ被召、御懷石頂戴いたし候、其節色々之御道具御差出之内、別而御珍器と申ハ

東照宮ヨリ木幡上総介殿江拝領、夫より根本公江御譲りの信楽御水指也、其節御客組阿部半蔵殿、大賀寛兵衛殿、某、三人也、御道具附御茶銘御料理之次第ハ別紙懷記ニ有之、都而之御斗寧御自身御給仕被成下、難有事共也、其後も求咄にて罷出とて被召候て阿部氏、某、兩人御薄茶下され候、且此内某相求置候榴座茶入御鑑禎相願候処、殊之外御賞美被成、仙人といふ御銘を付られ、榴座茶入のわけ、扱ひ等御細書御認遣され候、右茶入ハから物を瀬戸にて写し候銘器なり、何卒当家の重物にいたし度候

根本から「色々之御茶道具」を披露された右七郎は中でも元々徳川家康が所持していたという「信楽御水指」のことが印象に残ったよう書き留めている。この時の客組は光格と地役人の大賀寛兵衛であった。その後も光格と共に根本の元を複数回訪れているが、特に右七郎が所持していた「榴座茶入」の鑑定を根本へ願ひ出た際、殊の外賞美されたことを詳細に書き記して

【写真一】阿部家文書「茶道見聞雜記」（個人蔵）



いる。「仙人」という銘と由来等を書いた「御細書」を受け取った右七郎は「何卒当家の重物にいたし度候」と根本から評価されたことを喜んでいる。この「榴座茶入」は阿部家文書「茶道見聞雜記」^⑩で確認することができる。

【写真一】この雑記は天保十二年（一八四一）から弘化三年（一八四六）までの茶の湯に関する聞き書き、主に根本からの指南の内容を記録したものである。筆者名の記載はないが、年代・内容から光格が記したものではないかと推察される。

右七郎は同心として定期的に詰所を交代していたが、御銀蔵番や切地番といった比較的代官所に近い場所で勤務することもあり、そうした勤務の合間に光格と共に根本に招かれ、茶の湯指南を受けていたのではないだろうか。記録には他の茶友よりも詳細に交流の様子が記録されており、右七郎にとって代官と交流することは特別であるという意識を持っていたのではないかと推察される。

次に、田儀屋三左衛門の場合を「茶湯聞書」^⑪という史料をもとに見ていきたい。この「茶湯聞書」は横半帳の形式のもので、天保五年（一八三四）正月十三日から十月八日までの「根本様御茶ニ時々参上、相伺候事共書留」めたものだと表紙裏に記されている。筆者は「次扁」とあり、時期や内容から判断すると熊谷三左衛門のことを指すと考えられる。所々に抹消線や書き足しを行っていることから、実際にこの帳面を持って根本の元へ通っていたのではないかと推測される。

「茶湯聞書」には日付・同席者・指南の内容が記録されており、【表二】としてまとめた。この中の十月八日の「茶通箱」指南の事例から、どのような形で指南が行なわれていたのか見ていきたい。

この日の記録には三左衛門が浚芳茶と栗饅頭を根本に献上したところ、夜になって臨時に呼び出された旨が記されている。そこには手附の水野正太夫と三九郎が同席し、その浚芳茶を用いた茶通箱による点前を根本が実際に披露したようだ。三左衛門は掛物や根本自作の花入等の情報を書き込んでい

成には茶の湯を通じた交流も重要な役割を果たしていたのではないだろうか。

【表 2】天保五年における田儀屋三左衛門と代官根本の交流

月	日	時間帯	指南内容	同席者
正	13	夜	年始や口切の際に用いる道具等	一人
2	15	夜	禅板について	狩野治兵衛、八木与兵衛
3	18	夜	茶道具について	一人
8	12	夜	茶道具について	一人
8	19	夜	茶道具・貴人の扱い方等	山崎次郎太郎、狩野鐘助
8	29	夜	茶道具について	一人
9	11	夕方	台飾り・掛物等について	一人
10	2		懐石について	記載なし
10	8	夜	茶通箱について	水野正太夫・三九郎

が、根本から炭取「献上配」について解説があったのか、詳細に書き留めている。その後、「茶通箱 方之次第」として茶通箱の点前の手順から仕舞方まで教わっている。

「茶湯聞書」には他にも茶道具の由来や扱い方から茶事における貴人の扱い等、時折絵を交えながら詳細に書き留められている。茶道指南の記録がある九回のうち五回は根本と三左衛門の一对で行われたようで、茶の湯を通じて親交を深めていたことが窺われる。

一連の茶道指南が行なわれた年の十二月、三左衛門は苗字「熊谷」御免、白銀一〇枚が下賜された。これは天保の飢饉に際し、米金を施したことなどを理由としたものであり、根本の相だな後押しで老中伺いの上実現したものであることはすでに指摘されている¹²⁾。このような根本と熊谷の協力関係の形

六日には御役御免、差控となる。

大坂異動後から失脚するまでの根本と三左衛門との交流については岩城卓二氏の研究¹³⁾に詳しいため割愛するが、根本が御役御免となった後に再び大森町の住民と交流している様子を窺うことができる。

【史料九】阿部家文書「茶道見聞雜記」(個人蔵)

弘化三丙午適菴君從江戸茶杓壺本贈給、八月十九日熊谷三九郎と達ス

銘 雪のさかり 適菴(花押)

風早実陰郷

都にて月と花とを知る人に

みせはやふしの雪のさかりを

同断 仙山江御送り之茶杓

銘 しら山

千種有功郷

千たひみてちたひめつらし雲かせの

すかたさためぬ富士のしらやま

傍線部の「適菴君」というのは根本のことを指している¹⁴⁾。この史料からは根本が江戸から熊谷家を通じて光格と仙山へそれぞれ茶杓を贈っていることがわかる。文中の「仙山」が西善寺の僊山を指していると考えると、大森代官在任中に交流していた面々へ宛てたものであると考えられる。それぞれに贈られた茶杓には銘が付けられ、銘の元となった富士に因んだ和歌が書き留められている。

これより後の嘉永五年(一八五二)に適菴から三左衛門へ宛てた書状も確認することができる。

【史料九】熊谷家文書「添状」(箱番号R四二、大田市教育委員会寄託)

弥御平安被成御暮珍重、抑先頃者御配意千万君、此三真人大幅目出度

図から故進入申候、一庵作茶杓閑市庵筒陸安斎箱書付所持之品故御讓

申候、御秘蔵可給候、不備

(三) 異動後の交流

大坂代官となり、その後も昇進を重ねた根本は天保十四年(一八四三)五月晦日には留守居番次席となるが、老中水野忠邦の罷免に伴い、同年閏九月

十四日

熊谷三左衛門殿

この書状は熊谷家の衣装蔵二階の木箱に納めてあったものである。この木箱には他にも茶道具の鑑定書や掛け軸等が入っており、趣味文芸に関する文書類が集められたものと考えられる。

熊谷家文書は熊谷家側で包紙に書状の内容を記している場合が多いが、それと同様にこの添状の包紙にも「根本善左衛門様拝領、三真人図大堅物 一庵茶酌御添状、嘉永五子年九月」と記してある。「三真人図大幅」についてはめでたい図柄であるため贈るということでは何かの祝儀として贈ったものであろうか。根本が所持していた「一庵作茶杓」も併せて譲るということで大切にしてほしいと結んでいる。

このように大森陣屋で親交を深めた根本と光格らとの交流は根本が大森を離れた後も続いていた。地役人らの元に残る史料からの分析であるため一概には言えないが、大森陣屋で築かれた関係が一過性ではない結びつきの強いものであったことを示していると考えられる。こうした代官や手附ら幕府関係者と地元有力者が関係を形成する際に共通する趣味・学芸が重要な役割を果たしていたことは他の幕府領でも明らかにされてきている^⑮。大森陣屋で行われた根本と地元住民との茶の湯もこうした事例の一つとして挙げることはできるのではないだろうか。

二 天保く安政期における茶の湯文化の広がり

(一) 史料からみえる茶の湯交流

根本が赴任する以前から銀山料内に茶の湯文化が根付いていたことは地役人が根本に鑑定を依頼するだけの茶道具を所持していること等からも明らかである。また、前章で取り上げた根本と光格・田儀や・西善寺といった面々

との交流が注目されるが、他の地役人が根本から招待されることもあり、多くの地役人が茶の湯を嗜んでいたことも推測される。

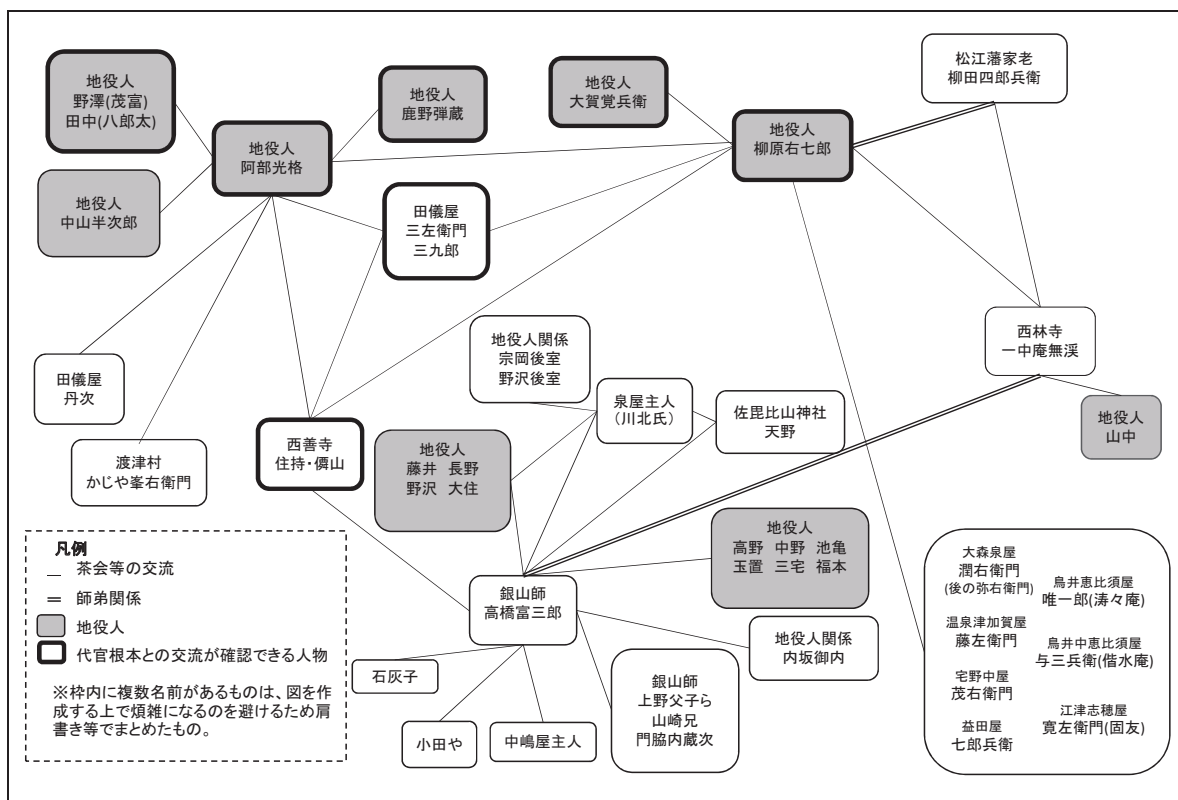
そこで本章では、この地域でどういった人物が茶の湯を嗜み、こうした交流がどの程度広がっていたのか考察してみたい。

まず、地役人の阿部光格の交友関係については前章で取り上げた根本や手附・手代との交流が特徴として挙げられるが、地元住民との間でも日常的に茶の湯を介した交流を行っていた。日記では来客や訪問の際に「茶点」「薄茶出」等の表現で記されている。特に、根本との茶会に同じく招待された田儀屋や西善寺僊山とはそれぞれ懇意だったようで定期的に互いの家を訪問している様子を窺うことができる。一方、地役人の鹿野弾蔵が光格の息子である専之助の見舞いに来た際に隼鳴庵で薄茶を出しているが、他には根本との集まりに同席する程度で日記からはそれほど頻繁に交流している様子が見られない。

次に、地役人の柳原右七郎の場合を見ていきたい。前章でも取り上げた「記録」によると、西林寺(久手町刺鹿正専寺)の一中庵無溪の取り次ぎで「石州公御流儀惠慶派、松江候御隠居不昧君御思召之立前」を学んだ雲州の柳田四郎兵衛に入門したとある。この柳田四郎兵衛というのは松江藩の代々家老を勤めた柳多四郎兵衛ではないかと考えられる^⑯。そして、茶友として列挙されている人を見ると、同心特有の諸口番所勤務により、駐在した各地で様々な流派の人々と茶の湯を介した交流を行なって人脈を広げていることが窺われる。こうした人脈は右七郎が自宅を買い、茶友である鳥井村恵比須屋から無利息で資金援助を受けるといった生活面での助けとなる場合もあった。

また、地役人を代々勤めた山中家にも「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」^⑰という史料が残っている。年代・筆者とも不明であるが、山中氏も西川一中庵から石州流茶道の指南を受けていることがわかる。

銀山師高橋富三郎の例も取り上げてみたい。富三郎の茶の湯活動について



端ではあるが、地役人・銀山師・有力商人などが自由に交流していることがわかる。そうした中で茶の湯を嗜むことが異なる階層と交流を持つ一つの手段として捉えられていたのではないだろうか。

また、近世後期は地方の富裕層が茶の湯を持つべき教養として捉え、外部から宗匠を招いて茶の湯を身に付けるといった傾向があった⁽²⁴⁾。当該地域でも高橋富三郎が西林寺一中庵を師として自宅に招いたり、柳原右七郎が柳多四郎兵衛に師事したりと優秀な師を求めていた様子を窺うことができる。そうした中で茶の湯交流を望む代官が赴任し、代官と日常的に茶の湯を嗜んでいた地元住民との間に交流が生まれたと考えられる。

おわりに

以上、天保期に大森代官所で行われた茶の湯を介した交流の様相を明らかにし、その背景となった銀山領内での茶の湯文化の広がりについて考察した。本稿ではその一端しか明らかにできていないが、天保期から安政期にかけて石見銀山では地役人や有力商人、僧侶らの間で茶の湯が日常の中に存在しており、それを介した交流が盛んに行われていた。こうした交流がこの地域特有のものかどうかということは今後検討が必要である⁽²⁵⁾。

最後に本稿では触れることのできなかった課題を提示しておきたい。

まずは、この地域の茶の湯文化普及の重要人物であると考えられる西善寺の住持・礪山、西林寺（現在の正専寺）一中庵について詳細を明らかにできなかったことである。こうした人物を調査することでこの地域の茶の湯文化の広がりをより詳しく知ることができると考えられる。

また、煎茶文化の受容についても触れることができなかった。近年の発掘調査では地役人宗岡家住宅の地内から急須の蓋が発見され、近世後期には煎茶が嗜まれていたことも示唆されている。

茶の湯文化に限らず、こうした文化交流を検討していくことで鉾山町に暮

らす人々の階層や職業といった枠には収まらない関係性と共に銀山領外との繋がりも見えてくるのではないだろうか。

〔注〕

- (1) 仲野義文「石見銀山の文化とその基層」（竹田和夫編『歴史のなかの金・銀・銅 鉾山文化の所産』勉誠出版、二〇一三年）、仲野義文「石見銀山と茶の湯」（島根県教育委員会『平成二十八年度石見銀山遺跡関連講座記録集』二〇一八年）。
- (2) 阿部家文書「日記」（史料番号八）、個人蔵。
- (3) 松岡美幸「石見銀山附地役人・阿部光格の日記その1」（島根県古代文化センター『古代文化研究』九号、二〇〇一年）、「石見銀山附地役人・阿部光格の日記その2」（島根県古代文化センター『古代文化研究』一〇号、二〇〇二年）。
- (4) 高橋家文書「石州御奉行御代官御名前覚」（史料番号四九一―四四四）、個人蔵。
- (5) 明治七年に仁摩町馬路字神子路へ移され、平成六年に廃寺となる。解体前の調査で安土桃山時代の茶人今井宗久の書が発見されている。（三瓶古文書を読もう会『石見銀山百か寺』一九九五年）。
- (6) 柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」、個人蔵。
- (7) 島根県教育委員会『石見銀山歴史文獻調査報告書Ⅶ 石州大森銀山諸書物写』、二〇二二年。
- (8) 西沢淳男『代官の日常生活 江戸の中間管理職』講談社、二〇〇四年。
- (9) 上林道庵は維新直後の御袋茶師の中に名前が挙げられている（宇治市歴史資料館『収蔵文書調査報告書6 上林春松家文書』二〇〇四年）。
- (10) 阿部家文書「茶道見聞雑記」、個人蔵。
- (11) 熊谷家文書「茶湯聞書」（史料番号八―四五）、大田市教育委員会寄託。
- (12) 岩城卓二「掛屋と代官所役人」（宇佐美英機・藪田貫編『江戸の人の身分Ⅰ都市の身分願望』吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (13) 注十と同。
- (14) 阿部家文書「茶道見聞雑記」（本文中の【写真一】）や熊谷家文書「添状」（本文中の【史料九】）からも確認できる。
- (15) 戸森麻衣子「代官所役人集団と幕領組合村惣代―幕末期出羽国村山郡の事例から―」（『学習院史学』四〇、二〇〇二年）、内海寧子『「浪華勝槩帖」と大坂代官竹垣直道―在坂武士の文化交流―』（松本望「大坂代官竹垣直道の文事交流」（大阪市史編纂所『大阪の歴史』八十一号、二〇一三年）。
- (16) 島根県立図書館郷土資料編『松江藩列士録 第四卷』島根県立図書館、二〇〇五年。
- (17) 山中家文書「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」（史料番号三一―四二）大田市教育委員会寄託。
- (18) 注一と同。

- (19) 高橋家文書「御用留」(史料番号二〇七、個人蔵。
- (20) 阿部家文書「日記」(史料番号八)・「茶道見聞雜記」、柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」、山中家文書「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」(史料番号三一―一四二)。
- (21) 【図一】の高橋富三郎の交友関係を示した部分の地役人名は村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』(吉川弘文館、一九七五年)で確認できる。また、大森泉屋潤右衛門(後の弥右衛門)と泉屋主人(川北氏)は同一人物か確認できなかったため、そのまま表記した。
- (22) 高橋富三郎の日記では「茶点」「茶会」の他に「茶話」という表現があるが、「茶話」が所謂抹茶を指しているか判断できなかったため、【図一】には反映していない。
- (23) 西林寺一中庵の重要性については仲野氏も指摘されている。仲野義文「石見銀山と茶の湯」(島根県教育委員会『平成二十八年度石見銀山遺跡関連講座記録集』二〇一八年)。
- (24) 山田哲也「茶の湯の地域的展開」(茶の湯文化学会編『講座日本茶の湯全史第二巻近世』思文閣出版、二〇一四年)。
- (25) 同じ幕領である飛騨国高山役所では天保期に幕政改革のもと質素儉約の実施を奨励するなか、地役人の中に一人、二人、茶の湯をするものがあることを問題視しており、支配する代官の特質によって幕領支配の細部の様相は異なることが推測される。(高橋伸拓「飛騨国高山役所の地役人改革と文武稽古―天保期を中心に」『風俗史学』三九、二〇〇九年)。
- (26) 島根県大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要25―昆布山谷地区・宗岡家地点・金森家地点―』二〇一七年。

〔付記〕本稿の作成にあたり、石見銀山資料館の仲野義文氏、藤原雄高氏、大田市石見銀山課の生田光晴氏、清水拓生氏、島根県文化財課の伊藤大貴氏には種々御教示いただきました。末尾ながらここに感謝申し上げます。

熊谷家の沿革と家業

藤原 雄 高

はじめに

熊谷家は、大森陣屋の御用の担い手として代官の地方支配に関与し、町の重立として町政の運営にも深く携わった、江戸時代の大森町を代表する商人である。一方で、家業については、問屋、酒造、金融、鉾山、製鉄などに関わったとされるが、実態はほとんど未解明である。また、江戸時代前期には鉾山町に居を構えていたとされ、下河原地区には「字熊谷屋敷」という地名も残されている。しかし、熊谷家に伝わる古文書は十九世紀が大半であり、それ以前の姿を明らかにするのは容易ではない。そのため、本稿では石見国初代熊谷直政より直忠までの家譜をまとめた「由緒書」^①をベースに、熊谷家の家業や職務を整理検討し、鉾山町の変遷を明らかにする一助としたい。

先祖 直政（宗右衛門）

初代芸州可部城主熊谷信直の二男ないし三男と伝わる。天正十四年（一五八六）、石見鉾山の山奉行となり、慶長五年（一六〇〇）、鉾山を数か所開発して、奉行大久保長安から山屋敷三か所を拝領したという。後年、出雲国神門郡白枝村の西本坊を鉾山町に勧請し、熊谷家の菩提寺に据える。^②寛永十一年（一六三四）十二月三日没。

初代 義政（茂兵衛）

慶長十二年（一六〇七）、奉行大久保長安に召し抱えられ、鉾山附役人をつとめたという。慶安三年（一六五〇）、子重政に家督を相続し、翌慶安四年（一六五二）八月二十八日に没する。

二代 重政（茂左衛門）

慶安三年、父義政の家督を相続し、鉾山附役人になったという。寛文四年（一六六四）、子直充に家督を譲り、四男光亨（茂右衛門）を後見して鉾山開発をおこなったとされる。寛文八年（一六六八）十二月十一日没。

熊谷家の鉾山での存在が確認できるのは、十七世紀中頃からである。寛文七年（一六六七）、六代将軍家綱の巡見使派遣の折、熊谷茂右衛門が徳永頼母の宿をつとめている。^③熊谷茂右衛門は、延宝七年（一六七九）、元禄四年（一六九二）にも幕府の巡見使の宿を担っており、鉾山町の中でも重立であることがわかる。なお、光亨は宝永六年（一七〇九）六月十六日に没している。

三代 直充（万吉郎）

寛文四年、父重政の家督を相続し、鉾山附役人になったという。貞享三年（一六八六）八月七日に急病で没するが、子直員は幼年のため家督の相続は叶わなかったとされる。

直員は、二代重政の五男厚東直澄の養育を受けて成長し、宝永四年（一七〇七）に鉾山町の長役となる。正徳元年（一七一〇）十二月二十八日没。^④

四代 直澄（平右衛門）

若年より厚東家三代光政（清右衛門）の養子となり、寛文九年（一六六九）、父光政の家督を相続し、鉾山附同心になったという。^⑤貞享三年、兄熊谷直充の死去により、熊谷家の家業を後見。正徳二年（一七二二）、二男清次右衛門に家督を相続し、自身は隠居して熊谷平右衛門と名乗ったとされる。

ただし、貞享元年（一六八四）五月六日に行脚俳人の大淀三千風が鉾山町を訪れた折には「石州鉾山下河原熊谷氏直澄宅^⑥尔舎り」とある。また、元禄四年（一六九二）、元禄六年（一六九三）、元禄十一年（一六九八）の史料に^⑦

は、銀山附同心として厚東氏の名前はみえない。さらに、元禄十一年に西本坊門徒として熊谷平右衛門の名が確認でき、宝永七年（一七一〇）には巡見使の宿をとめている。⁹これらのことから、直澄は貞享元年の時点ではすでに熊谷家の家業に深く関わる立場にあったと考えられる。

熊谷平右衛門は、正徳期（一七一〇～一六）には銀山町の町年寄・山組頭をつとめ、正徳二年、正徳六年（一七二六）、享保四年（一七一九）には巡見使の宿を担っている。¹⁰また、正徳四年（一七一四）には、清水谷の蔵之丞山の山主としてその名がみえる。¹¹ただし、当時、蔵之丞山は休山となっており、熊谷家の家業自体は不明である。その後、蔵之丞山は享保十四年（一七二九）には平右衛門の手を離れ、原彦三郎が山主となっている。¹²

この頃銀山も衰微し、家としての相続が困難となり、また直員の子も早世して跡継ぎがないことから、享保十四年、重政の嫡孫にあたる田儀屋直住に熊谷家の家名を譲ることとなる。

五代 直住（三左衛門）

田儀屋の元祖は、三島清右衛門の末子俊房とされる。天文期（一五三二～五五）、大森へ分家し、「田儀屋」を屋号とし、三代相続して元和期（一六一五～二四）に途絶えたという。その後、本城常光の兄高橋長重の孫住長が奉行竹村道清に召し抱えられて田儀屋敷に住み、寛永期（一六二四～四五）に家督を三男住正へ譲り、寛文七年（一六六七）に相続した住方が大森町方の支配役をつとめるようになったとされる。¹³

直住は、熊谷重政の子政春（稲用村熊谷家初代）の三男にあたり、幼少より住方の養子となり、元禄九年（一六九六）に田儀屋を相続したとされる。

田儀屋三左衛門の名は、代官鈴木八右衛門の在任期間、正徳三年（一七一三）から享保元年（一七一六）頃に「御陣屋台所肝煎人」¹⁴としてみえるのが現段階での史料上の初見であるが、この人物こそ直住であると考えられる。その後、田儀屋三左衛門は、享保三年（一七一八）閏十月二十三日に御用掛

屋を仰せつけられ、享保四年（一七一九）には大森町の町年寄もつとめている。¹⁵一方、家業としては、代官鈴木八右衛門の時代に、邑智郡久喜村の栃谷山・芦谷山を請け負って鉦経営に関わっていたようだが、それ以外は不明である。¹⁶

享保十四年、直住は熊谷家の家名、家宝八品、宝山六か所、家屋敷一か所を受け継ぎ、熊谷三左衛門と名乗る。それにともない、菩提寺は浄土宗邑智郡吾郷村浄徳寺から銀山西本坊に移る。その後、子直芳は多病のため、弟直信に相続して隠居する。寛延二年（一七四九）一月二十一日没。

六代 政信（六左衛門）

享保期（一七一六～三六）に熊谷家を相続したとされるが、不明な点が多い。享保四年、田儀屋三左衛門の弟出雲屋六左衛門を召し捕えて大坂奉行所へ送還するよう命じられるという事件があるが、この六左衛門は政信であると考えられる。¹⁷「熊谷家略系」¹⁸には、大森川北家に入家した後、離縁して熊谷家を相続したとある。元文四年（一七三九）十月九日、大坂で没する。

七代 直芳（起右衛門）

元文四年（一七三九）、大森町年寄見習になったことを受けて相続する。延享三年（一七四六）、巡見使の宿をつとめている。¹⁹延享四年（一七四七）より御用掛屋の業務の一つである地方の掛改を、大森陣屋内でおこなうようになる。²⁰宝暦二年（一七五二）七月二十四日没。

八代 直春（三左衛門）

宝暦二年、父直芳の死去にともない相続する。宝暦三年（一七五三）、代官天野助次郎が郷宿が整備したのを受けて、久利組・津茂五ヶ所の郷宿に任じられる。²¹同年には、石見銀山御料における上納銀を全て「田儀屋包」とするよう改めて規定される。宝暦十年（一七六〇）には、巡見使の宿をとつめ

ている。宝暦十四年（一七六四）二月二十日没。

九代 住雄（起右衛門）

住雄は、直芳の弟にあたるが、直春には男子がなく、女子も幼年のため、宝暦十四年に相続する。安永五年（一七七六）三月一日没。

十代 直忠（民右衛門）

直忠は、邑智郡高見村片岡氏の三男にあたり、直春長女まつと婚姻して住雄の養子となり、安永五年に相続する。同年、代官会田伊右衛門が死去し、倉敷代官花木伝次郎と笠岡代官野村彦右衛門が預かるにあたり、御用達を命じられる²³。天明八年（一七八八）には、巡見使の宿をつとめている。

天明六年（一七八六）十二月、大田・佐摩・九日市・大家・波積の五組の惣代が郷宿へ御用掛屋を命じるよう大森陣屋へ訴える。また、寛政元年（一七八九）には盛込千木一件のなかで、熊谷家の身分が吟味の対象となる。これを受けて、同年より直忠は御用掛屋・郷宿・御用達を外され、御用掛屋の業務は各郷宿でおこなうことになる。寛政三年（一七九一）、盛込千木一件が落着し、久利組・津茂五ヶ所の郷宿に復帰する。寛政五年（一七九三）一月、勘定奉行の下知により、ふたたび御用掛屋をつとめる。また、同年七月には、御用達にも復帰する²⁵。

寛政十二年（一八〇〇）三月二十四日、俗にいう「寛政の大火」により住宅が類焼するも、翌享和元年（一八〇一）に再建する。文化二年（一八〇五）、邑智郡村之郷二十七か所の山毛上を十か年季で購入し、鍛冶屋の経営に参画しているが、主となる家業は明らかではない²⁶。

代官川崎平右衛門・市之進親子が十八世紀後期に貸付銀制度を整備して以降は、大森陣屋の貸付銀の取次を担う拝借人宿をつとめ、藩の担当者との交渉や陣屋への取次、貸付や返済にかかる実務を担っている。そこで各藩と深い関係性が構築され、備中国松山藩や足守藩から三人扶持が与えられたた

か、両国に加えて豊後国日出藩、立石藩などから上下や時服が下されている。

文化四年（一八〇七）、同居別株の直安が御用達となる²⁷。これは直忠が上野四郎三郎借財一件にかかり問題を抱えていたためであろう。なお、直安は、那賀郡浅利村佐々木儀左衛門三男にあたり、直忠四女タカと婚姻して熊谷家の養子となった人物である。

文化五年（一八〇八）、直忠は上野四郎三郎借財一件の吟味のため江戸へ呼び出され、同年九月二十八日に没する。なお、この一件に関して、文化七年（一八一〇）五月十三日の申渡では、直忠の子直行に対して過料錢三貫文が言い渡されている²⁸。

十一代 直行（三左衛門）

文化七年、父直忠の死去にともない相続をする。文化九年（一八一二）四月、直安が病気を理由に御用達を辞任したことを受けて、御用達に任じられる。

文化八年（一八一三）二月、文化十三年（一八一六）十一月には、伊能忠敬測量隊の宿をつとめている²⁹。文政四年（一八二二）、代官大草太郎右馬より「掛屋用達町役并今市原村庄屋兼帯」による御用向きが評価され、上下を拝領する³¹。

家業は不明であるが、諸役の運上からみると、文化八年、邑智郡都賀行村の落合山と、邑智郡村之郷の二か所の鍛冶屋にかかる運上を納めている。落合山は御立山であり、その立木をもとに鍛冶屋の経営に関わっていた可能性がある³⁰。一方、同年には、直安が邑智郡大林村の水の奥・長とろ山の二か所の運上を納めていることもみえる³³。なお、直安は文政五年（一八二二）に佐摩村字すかさうで瓦稼ぎをおこなっていることが知られている³⁴。

文政五年（一八二二）二月に母まつ、四月に妻いよが相次いで死去し、忌中の間は一時的に掛屋・御用達を子信英、そして四月からは直安、郷宿を都

屋幾之助、年寄を泉屋弥右衛門がそれぞれ代行している。自身も五月二十二日に病氣となり、代官大岡源右衛門の着陣への対応は信英が担っている。

文政五年、御用掛屋の勤務にあたり家屋敷等を担保として大森陣屋へ差し出す。その質物は、屋敷十四ヶ所、新田高一斗八升六合、畑高一石四升七合、家十九棟、土蔵六棟であり、価値にして銀一一八貫五〇〇目相当とされている³⁵。以降、信英、信孚と御用掛屋の相続にあたっては、家屋敷等を大森陣屋への担保とするのが通例となる。

文政六年一月、同居別株の直安の分家にあたり、家屋敷三か所を譲渡する。あわせて、直安が久利組・津茂五ヶ所（地方御用）³⁶の郷宿をつとめるようになる³⁷。また、文政六年（一八二三）四月には、栃畑谷の大橋山（当時休山）の山主として熊谷三左衛門の名がみえる³⁸。文政六年五月二十二日没。

十二代 信英（三左衛門）

信英は、那賀郡跡市村沢津次郎左衛門勝孚の三男にあたり、直行の長女さりと婚姻して直行の養子となり、文政六年七月十七日に相続する。天保五年（一八三四）、老中松平康任の裁許により一代限り名字御免と白銀十枚が下賜される³⁹。天保九年（一八三八）には、巡見使の宿をつとめている⁴⁰。

家業としては、天保九年には田儀屋の使用人として杜氏がみえるため、この頃には酒造業をおこなっていた可能性がある⁴¹。また、諸役の運上からみると、少なくとも文政九年（一八二六）から五年間は、邑智郡大林村で黒瀬・とくせんの二か所の鉄穴場の運上を納めていたようだ。弘化三年（一八四七）には、大林村水の奥・長とろ山、邑智郡久喜村芦谷山・栃谷山の運上を納めている⁴²。このうち久喜村芦谷山・栃谷山の毛上は、嘉永元年（一八四八）より十年季で久喜村土居三兵衛が掛かり受けている⁴³。嘉永六年（一八五三）には、大林村で鉦床役、黒瀬・とくせんの二か所の小鉄役、水車役、二か所の酒場役と、合計丁銀二八一匁五厘の運上を納めている⁴⁴。なお、天保二年（一八三一）には、熊谷三左衛門が邑智郡久喜村の買請米の買請人とな

り、大林鉦へ米輸送を指示していることから、熊谷家が大林鉦の経営に深く参画していた可能性がある⁴⁵。

天保十五年（一八四四）四月には、栃畑谷の熊谷山（当時休山）の山主が熊谷三左衛門、清水谷の熊谷横相（当時休山）の山主が熊谷三左衛門・山根市太郎となっている⁴⁶。いつ頃に収得したのかは不明であるが、天保二年（一八三一）に先祖直政の墓石を再建していることから、同様の時期に「熊谷」の名のつく間歩を得るための働きかけをおこなっている可能性がある。

安政二年（一八五五）、海防にかかる御用金への賞賜として、信英に一代限り帯刀御免と忤（信孚）代までの名字御免が申し渡される⁴⁷。安政五年（一八五八）、隠居して子信孚に相続する。安政五年四月三日没。

十二代 信孚（三左衛門）

安政五年、信英の隠居にあたり相続する。同年、信満と分家し、信満は中田儀屋初代となる⁴⁸。

安政五年六月、山師株を分家で直安の子信之へ譲渡し、信之が栃畑谷の熊谷山と清水谷の熊谷横相の山主となる。信之は、同年十月より栃畑谷で信満とともに新間歩の開発に取り組み、万延元年（一八六〇）五月に真名鶴山と名づける。同年六月十五日には、この功績により信満も山師に取り立てられる⁴⁹。

家業としては、万延元年作成の指図において、屋敷地内に「竹見世」という酒場が描かれており、この頃には酒造業を営んでいたことがわかる⁵⁰。慶応元年（一八六五）には、海岸防備や幕長戦争にかかる御用金の献金などの功績により、「苗字帯刀永々御免」に加え、新規御扶持として一人扶持が仰せつけられる⁵¹。明治十一年（一八七八）三月十五日没。

おわりに

熊谷家は「由緒書」には銀山の山奉行・銀山附役人であったと記されているが、一次史料ではその姿を確認することができず、いつ頃から銀山に居を構えていたのかは明らかではない。ただし一七世紀中頃には、幕府の巡見使の宿を担い、行脚俳人の大淀三千風が滞在するなど、銀山の有力者となっている。正徳期には、銀山町の町役人・山役人として、町政に携わっているが、鉾山業は正徳期にはおこなっておらず、熊谷家の家業自体は不明である。なお、元禄七年（一六九四）長砂神社本殿建立棟札に「肝煎 熊谷清右衛門」とあり、今後の検討を有する。⁽³²⁾

一方、田儀屋の祖先是、戦国から江戸初期にかけて大森に住んだとされるが、こちらも一次史料では確認できていない。現段階では、代官鈴木八右衛門支配下で「御陣屋台所肝煎人」として田儀屋三左衛門の名がみえるのが初見である。この頃には、邑智郡久喜村で鉦経営に関わっていたようである。また、享保期の初めには、大森町の町年寄をつとめ、大森陣屋の御用掛屋を担うなど、大森町で有力な町人であったことがうかがえる。

田儀屋が熊谷家を相続した後、銀山師として鉾山業を行なった例は、管見の限り分家に山師株を譲渡した幕末程度しか確認できない。その一方で、買請米の購入に関する史料は散見される。また、大森陣屋の支配機構の整備が進められるなかで、一時期を除いて代々熊谷家が御用掛屋・御用達・郷宿を担っている。ただ、文政六年に分家へ郷宿株を譲渡するように、十九世紀初め頃から熊谷家のなかで機能分担が進められている様子がみえる。なお、現段階では、熊谷家の家業の実態は把握できていないが、十九世紀以降は製鉄業に参与しており、十九世紀中頃からは大森町内で酒造業をおこなっていたことは確かであろう。

今後は熊谷家の事例をもとに、大森町の有力商人と御用の関係性について、大森陣屋の鉾山政策や支配機構の整備に伴う御用の役割の変化、上野四

郎三郎一件や掛屋出入一件など御用を担う者と村との関係、銀山町の衰微と大森町の発展などを相互的にとらえて検討していく必要がある。

〔注〕

- (1) 熊谷家文書「由緒書」（大田市寄託）。以下、熊谷家文書で所蔵先の記載がない場合は、すべて大田市寄託資料である。
- (2) 西本寺文書「西本寺縁起」。
- (3) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (4) 熊谷家文書「由緒書」には、「元禄十五年午十二月行年二十九才にして病死ス」とあるも、宝永四年に銀山町の長役になったとしていることと、貞享三年に二歳とされることなどから、死没年は熊谷家文書「熊谷家略系」の記載をもとにする。
- (5) 熊谷家文書「厚東家熊谷家由緒并親類書之写」。
- (6) 大淀三千風著『日本行脚文集』。熊谷直澄は、句会で「銀花に夏を埋たり石見富士」、「鶺鴒はあれど銀は山に捨て坊主夏瘦の腹一笑して」、「蜚明て灰吹の山しらしたり」の三句を詠んでいる。
- (7) 阿部家文書「万覚書」、「石雲隱覚集」、山中家文書「銀山古事覚書」。
- (8) 西本寺文書「乍恐奉願一札之事（元禄十一年八月）」。
- (9) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (10) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (11) 野沢家文書「正徳四年覚書」。なお、栃畑谷の熊谷横相の山主は久保甚右衛門である。
- (12) 野沢家文書「万覚書」。
- (13) 別の系図には、雲州神門郡口田儀村住で堀尾氏浪士の高橋氏を祖先とする高橋繁規が大森に移り住み、以降、名字を「田儀」にあらためた繁知、さらに直繁が大森町方の支配役をつとめたとある。いずれも一次史料では確認できておらず、真偽のほどは定かではない。ただし、跡を継いだのが安濃郡稲用村熊谷氏からの養子であることは一致している。
- (14) 熊谷家文書「石州銀山領万覚書」（島根大学附属図書館蔵）。
- (15) 中村家文書「享保四年万留」。
- (16) 山中家文書「乍恐御訴訟申上候（享保十六年五月）」。
- (17) 中村家文書「享保四年万留」。
- (18) 熊谷家文書。
- (19) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (20) 野沢家文書「寛政五丑年ヨリ天保十四卯年迄万留書抜」。
- (21) 「玉曆三年酉十月改 石見国郡中人用其外取計定書」（温泉津町誌編さん委員会『温泉津町誌』別巻（史料編）、温泉津町、一九九六年）。
- (22) 「寛延三年十一月 銀山領役銀取立覚書」（温泉津町誌編さん委員会『温泉津町誌』別巻（史料編）、温泉津町、一九九六年）。

- (23) 熊谷家文書「乍恐御尋ニ付奉申上候（丑年九月）」。
- (24) 石見銀山御料内での千木の不正にかかる事件。
- (25) 熊谷家文書「差上申一札之事（寛政五年一月）」など。
- (26) 熊谷家文書「山毛上老生買証文并定之事（文化二年四月）」、「乍恐書付を以奉願上候（文化二年七月）」。
- (27) 邑智郡高見村の大田屋勝左衛門が実質的な経営を担い、熊谷家は資本参画をしたと指摘されている。（仲野義文「山間地域史研究の視座―石見銀山領の村における生産・流通・資本―」「芸備地方史研究」二八四号、芸備地方史研究会、二〇一三年）。
- (28) 熊谷家文書「御用達見合書類」。
- (29) 代官上野四郎三郎の手代前山源次郎らによる不正借財にかかる事件。
- (30) 熊谷家文書「上野四郎三郎借財一件」（島根大学附属図書館蔵）ほか。
- (31) 伊能忠敬測量日記。
- (32) 熊谷家文書「大草太郎右馬申渡（文政四年十二月）」。
- (33) 熊谷家文書「受取申諸運上銀之事（文化八年二月）」（京都大学附属図書館蔵）。
- (34) 熊谷家文書「請取申諸運上銀之事（文化八年二月）」（京都大学附属図書館蔵）。
- (35) 中村家文書「文政五年 銀山日記」。
- (36) 菅相窯跡測量調査報告に詳しい。
- (37) 熊谷家文書「奉差上家屋敷田畑質証文之事（文政五年十一月）」。
- (38) 津茂五ヶ所のうち銅山方は引き続き直行が担う。
- (39) 中市の田儀屋として「中田儀屋」と称する。のちに「上田儀屋」となる。
- (40) 上野家文書「文政六 未年間歩改帳」。なお、栃畑谷の熊谷横相の山主は市川富重、清水谷の熊谷横相の山主は山根茂兵衛である。
- (41) 熊谷家文書「大森町熊谷三左衛門其外奇特筋取計候ニ付御賞賜之儀書上写」。
- (42) 熊谷家文書「御料御巡見高橋誓之丞様御宿之節料理献立扣」（島根大学附属図書館蔵）。
- (43) 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書（本文編）』（大田市、二〇〇九年）。
- (44) 熊谷家文書「請取申運上銀之事（弘化三年二月）」。
- (45) 世話人には、邑智郡高見村の大田屋勝左衛門がなっている。
- (46) 熊谷家文書「請取申運上銀之事（嘉永六年十二月）」。
- (47) 小林准士「石見銀山附幕領における買請米制度に関する基礎的考察」（『社会文化論集』第五号、二〇〇九年）。
- (48) 上野家文書「天保十五辰年 間歩改帳」。なお、栃畑谷の大橋山の山主は布川留十郎となっている。
- (49) 熊谷家文書。
- (50) 直安は上田儀屋初代となる。
- (51) 上野家文書「栃畑谷新間歩取立一件」など。
- (52) 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書（本文編）』（大田市、二〇〇九年）。熊谷家文書には「嘉永三年 酒造仕立勘定帳」も

あるが、熊谷家がいつ頃から酒造業に携わっていたのか、また大森で営んでいたのかは、現時点では明らかではない。

(51) 岸本寛「長州戦争期戦場地域の基礎的研究―銀山領の献金分析を中心として―」（『中山間地における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究―島根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに―』二〇〇六年）。

(52) 大田市教育委員会『史跡石見銀山遺跡地内 建造物（二〇社寺）調査報告書』（大田市、二〇一三年）。

史料 熊谷家文書「由緒書」

由緒書

本國武藏

石見國銀山初代

生國安芸

熊谷宗右衛門直政

前系略之芸州可部ノ城主從^{左馬升直清之息也}下熊谷伊豆守信直之^三男^{左馬升直清之息也}布近^{左馬升直清之息也}未^{左馬升直清之息也}廣實之嫡男也、天正年中出雲國尼子晴久對陣戰功ノ事毛利家ノ感狀ニ有り、^{左馬升直清之息也}未^{左馬升直清之息也}正十四戌年石州銀山勤役シテ天正十四戌年石州銀山勤役して山奉行たり、然ル処慶長五年輝元公領地被召上、仍之諸家中長門國江集移ス、其時直政浪人して銀山ニ居を止む、山方稼を以家業とし宝山數ヶ所開之、慶長年中大久保石見守殿奉行之節願書を以山屋敷三ヶ所被下之、家督伴義政江譲り、後剃髮して法号宗祐と云ふ、始^時浄土真宗京本願寺門徒なり、^爰時^爰出雲國白枝ノ郷本願寺末西本坊^{と云有り}を以、銀山へ同寺建立して西本坊を以熊谷氏ノ菩提寺と定む

「^{付懸}直政 寛永十一年戊十二月六日死、法号宗祐居士」

直政ノ倅

熊谷義茂兵衛義政

権現様御代、慶長十二未年大久保石見守殿奉行之節被 召抱銀山附役人相勤、追々転役之上御宛行八拾五俵被下山方奉行役相勤、寛永九辰年竹村丹後守殿奉行之節山方大盛ニ付御褒美之書翰被下、慶安三年杉田亦兵衛殿奉行之節願之通伴義左衛門重政江家督相統相濟、翌寅年八月病死

義政倅

熊谷茂左衛門重政

大猷院様御代、慶安三寅年杉田亦兵衛殿奉行之節父願之通家督相統被仰付、御宛行六拾俵被下町方奉行役相勤ル、寛文四年山高孫兵衛殿奉行之節願之通伴万吉郎へ家督相濟、隱居之後祖父直政丹誠有之処ノ山稼不宜様山高孫兵衛殿印書被下、仍而宝山稼仕入舍弟茂右衛門光亨^{ユキキ}之後見して卯申年迄灰吹銀六百五拾貫目上納之シ、寛文八年申十二月病死

重政倅

熊谷万吉郎直充

嚴有院様御代、寛文四辰年山高孫兵衛殿奉行之節、父願之通家督相統被仰付、御宛行六拾俵被下目附役普請役相勤、永田作太夫殿奉行之節書翰有之地方役相勤ル、由比長兵衛殿支配之節貞享三年寅年八月急病ニて死去致し、倅直員へ家督相統相願候得とも幼年ニ付願不相叶、浪々いたし抱屋敷ル相住ム

直充倅

熊谷清左衛門直員

貞享三年父直充死去之時直員二歳ニ相成り、伯父直澄ノ養育ニ仍て成長し、宝永四亥年銀山ノ長役と成る、時ニ元禄十五年午十二月行年二十九歳ニして病死ス、男式人女子壹人有り、早世ス

直充舍弟

熊谷平右衛門直澄

先享重政ノ五男也、若年ニて銀山附役人厚東氏ノ養子と成て、寛文九酉とし養父清右衛門家督相統之處、実家之兄直充病死ノ後倅幼年ニ付直澄勤役中熊谷家へ行移り家業後見ス、時ニ直員早逝ニ付、正徳二辰年願之通直澄二男清次右衛門江厚東家之家督相統相濟、直澄隱居して熊谷平右衛門と名乗、時ニ嫡男惣左衛門ト云有り、直澄存意有て大森抱屋敷相讓分家ス、屋敷古名を以伏見屋と唱ふ、然ル処銀山相衰へ身躰保がたく、其上直員子供早逝ニ而熊谷

家相続人無之、爰おるて家名絶えなんとす、依之大森高橋三左衛門ハ熊谷家先主之嫡孫たるを以て、熊谷ノ家系伝来之宝物并ニ從來之宝山等三左衛門政周^{（直生）}ハ相讓、爰ニおるて政周^{（直生）}姓を改大森ニおるて熊谷家系相続ス、仍而其後宝永年中厚東清次右衛門大森抱屋敷江移住して御家人相続ス、清次右衛門夷子早逝ニ付銀山附役人中西市兵衛次男宗藏養子として家続ス、悉敷厚東家之由緒有り、時ニ平右衛門直澄熊谷家ノ差配凡二十九ヶ年也

（付紙・朱書）

「貞享元丑五月行師三千風止宿ス西本坊庭ノ記ヲ書丁日本行脚文集見ユ、

土江村住吉屋ニ所持有之

鵬^{ケン}ハあれと銀^{シロカネ}ハ山に捨坊主夏瘦の腹^{ヒトモツコ}一笑して 直澄 三千風」

田儀号用ル之由緒

出雲国神門郡田儀邑之住三島清右衛門俊正ト云ふものあり、石見国迹摩郡大國村ニおるて近縁之もの居住ス、仙の山尔奇光の石有り音信之砌右奇石田儀邑ニ取帰庭石ニ用、其頃筑前国博多之住人神屋寿貞と云ふもの雲州通商して年来俊正宅尔止宿ス、有時右之光石を見て在所を問ふ、則委細尔物語ス、仍而寿貞石陽仙の山ニ至り地上尔限在せる銀石取方悉筑前江積帰ル、其後銀石成ル事を密尔清右衛門俊正尔語り地中尔掘入らん事をさ々やく、頃者大永六戌年雲州佐儀銅山ノ職人両三輩をかたらい俊正寿貞銀山尔来り、同三月始て石を穿土中ニ掘入ル、時ノ太守周防国大内義興公江注進ス、神妙之至り御感有之、清右衛門を以山主ニ定られ、月を経て大盛ニおよび、享禄元年二月三島清右衛門俊正銀山ニ移住し山奉行と成て銀山ノ頭職たり、天文二年の秋銀山ニおるて銀石を吹分初而正銀を貢ス、時ノ人田儀長者と呼ふ、俊正ノ六男半之丞俊光同郡温泉津郷枯柳湊ニ分家ス、末子清九郎俊房天文ノ末大森ニ分家して田儀を以家号とす、三代相続して元和年中ノ初尔至り夷子無之血脈爰ニ絶す、銀山ノ開基三島氏【大内・小笠原・毛利三家ノ奉行飯田・吉田・寺

本・大谷・平賀・森脇等ノ書類数通有り】山方頭職数代相続之後銀山相衰、元禄年中ノ末ニ至り家名散乱ス、爰ニ前系略之高橋次郎左衛門長重と云ふあり、舍弟山吹之城主本城越中守常光が陣尔有之、為毛利家ノ永禄四年十一月一家悉滅亡ス、時尔長重の一子孤子となり於小濱湊尔成長し高橋次郎右衛門長□と云ふ、天正年中銀山本谷ニ来り三嶋氏の聳と成、山方支配之長役と成ル、二子有り嫡男次郎兵衛住長慶長年中大久保石見守殿奉行之節銀山山町支配老中役被仰付、東照宮様大坂御陣之砌住長兄弟二人掘子支配して大坂ニ登り御陣用相勤、御感之趣竹村藤兵衛殿御取次ニて御褒美被下置、元和年中竹村丹後守殿奉行之節被召抱、御宛行四拾俵被下大森り田儀屋敷ニ来り、目附役相勤、寛永年中江戸出府之砌大森町之家督三男住正へ讓、銀山山方ハ嫡男次右衛門英長へ讓、二男・四男銀山ニおるて分家し各別系あり、其後承応年中住長銀山ニ帰ル、高橋氏代々山方役頭数代相続ス

三嶋氏子孫大森町ニて田儀を名乗ル事都而三代也、天文之末元和ノ始迄凡六拾余年

三嶋清右衛門俊正末子

田儀清九郎俊房

天正七年二月廿日死、法号常照院安然居士、墓所不知

高橋次郎左衛門長重孫

高橋次郎兵衛住長

住長大森出勤元和ノ始元和寛永十二年迄凡二十年、後萬治元年戊七月廿一日死去、銀山極楽寺山内ニ葬、法号清譽松月居士

住長倅

高橋忠左衛門住正

寛永十三年子四月田儀屋敷ニ住宅ス、竹村藤兵衛殿御奉行之節宿老役被仰付

町方支配ス、慶安三寅年安濃郡吉永之領主加藤内蔵助様ヲ拾人扶持被下之、寛文年中嫡子三左衛門住方へ家督相讓隠居ス

住正倅

高橋三左衛門住方

寛文七末年家名相続して町方支配ノ長役と成る、同八申年加藤内蔵助様目見得相濟五人扶持被下之、延宝年中柘植傳兵衛様御支配之節役儀奇特筋有之、御褒美として御上下被下之、元禄年中銀山師ニ被仰付、時ニ住方実子無之稲用村熊谷氏ノ三男半四郎政庸^{直住}養子として株式相続隠居ス

住方養子

熊谷三左衛門政庸^{直住}

元禄九子年家名相続して町方支配年寄役相勤、竹田喜左衛門様御支配之節享保三年閏戌十月廿三日御上納銀改所掛屋被仰付、時ニ芸州可部ノ城主熊谷伊豆守ノ末流銀山ノ住熊谷平右衛門直澄及老年家続人無之、然ル処政周^{直住}熊谷家之嫡孫たるを以て、享保十四酉年熊谷家従来之系図・家宝八品并宝山六ヶ所・屋敷壹ヶ所直澄^{直住}被附与、則苗字を改熊谷三左衛門と名乗、銀山師熊谷を以大森ニおゐて相続ス、時尔養父住方迄代々浄土宗邑智郡吾郷村浄徳寺旦那ニ有之処、熊谷家ノ菩提寺一向宗銀山西本坊旦那となる、爰尔嫡男直芳多病ニ仍而為後見舍弟^{政信}直住^{直住}へ株式相讓隠居ス、後入道して法号教西ト云ふ

政庸舍弟

熊谷六左衛門直住^{政信}

享保年中家名相続して町年寄役銀山師御用掛屋相続、同二十年雲州廣瀬之領主松平式部少輔様御出入ニ相成御上下被下之、倅直芳年寄役見習被仰付株式相続隠居ス、後遊行して大坂ニおゐて病死

直住倅実ハ甥^{政信}

熊谷起右衛門直芳

元文四年家名相続町年役銀山師掛屋相続ス、延享年中関忠太夫様御支配之節御定郷宿被仰付、同御支配之節銀山稼所新横相山御役所へ献シ御直稼所ニ相成ル、同四年寅正月佐々新十郎様御支配之節都而上納銀前々私宅ニおゐて掛改来候処、以来御役所出勤取立候様被仰渡、御上下拝領之、其後御銀改方苗字相用ル、宝暦二年申七月病死

直芳倅

熊谷三左衛門直春

父直芳ノ遺跡御用掛屋銀山師郷宿相続ス、若年ニ付年寄役ハ追而可被仰付段御代官天野助次郎被仰渡御礼席年寄格ニ被仰付、其後遠藤兵右衛門様支配之節御目見得獨礼ニ被仰付、同御支配中宝暦十辰年先例依而御料御私領御巡見両殿本陣相勤、宝暦十四年申ノ二月病死、行年三十歳

直芳舍弟

熊谷起右衛門住雄

直春男子無之、女子幼少ニ付伯父住雄家名相続ス、明和年中川崎平右衛門様御支配之節町年寄役被仰付御用掛屋銀山師郷宿相続、明和三年川崎平右衛門様御支配之節町年寄役被仰付、同御支配中朝鮮人來朝御用相勤、安永年中御代官会田伊右衛門様当家御感有之、其後御上下拝領之、実子無之邑智郡高見村片岡氏ノ三男養子として直春之嫡女ニ婚ス、安永五年申三月病死、住雄母方之菩提寺銀山安養寺宗別ニ付同寺葬

住雄養子

熊谷民右衛門直忠

安永五申年養父住雄遺跡御用掛屋銀山師郷宿相続ス、町組頭被仰付、翌酉年

正月会田伊右衛門様御支配中御陣屋御用達始而当家へ被仰付、同九年御代官
蓑笠之助様を御上下拝領、天明二寅年御代官川崎平右衛門様御支配之節町年
寄役被仰付、天明八申年御料御私領御巡見両殿本陣先例ニ依而被仰付之、同
年掛屋職之儀ニ付村々故障筋願出御吟味詰、菅谷弥五郎様御伺之上、寛政五
年丑正月御奉行根岸肥前守様御下知を以掛屋無異議儀被仰付旨御代官菅谷様
被仰渡、同十二年申三月及類焼、翌酉年居宅普請調之、享和年中大岡源右衛
門様御支配之節嫡男直亮江年寄代勤役被仰付、享和三年亥七月ニ備中国松山
ノ城主板倉周防守を三人扶持被下之、文化元年子十月同国足守ノ領主木下定
太郎様を三人扶持被下之、右ハ先年御用承り御両家様を御上下数度拝領、同
二年丑十月松山板倉充之進様御代直亮江三人扶持被下之数度御上下拝領、豊
後国日出ノ領主木下主斗正様、同国立石木下辰五郎様を御上下等数度拝領、
同三年寅二月御代官上野四郎三郎様ヨリ御上下拝領、同十一月足守木下肥後
守様御代直亮江三人扶持被下之、同四年卯正月板倉充之進様を御時服拝領

資料 熊谷家の系譜

本熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
元祖	利房	-1579	清九郎	常照院
先祖	直政	-1634	宗右衛門	順信院
初代	義政	-1651	茂兵衛	
2代	重政	-1662	茂左衛門	
3代	直充	-1686	万吉郎	
4代	直澄	-?	平右衛門	
5代	直住	1675?-1749	半四郎、直繁、政周、三左衛門	蓮光院
6代	政信	1691?-1739	六左衛門	法輪院
7代	直芳	1709?-1752	起右衛門	圓成院
8代	直春	1735?-1764	清六、三左衛門	大鏡院
9代	住雄	1728?-1776	善兵衛、起右衛門	清順院
10代	直忠	1754?-1808	喜三太、民右衛門、可方	法光院
11代	直行	1774?-1823	藤吾、直亮、愛蔵、三左衛門、住弘、里方	思明堂
12代	信英	1797?-1858	多喜蔵、太作、直徳、三左衛門、三十郎	松蔭軒
13代	信孚	1809?-1878	民吉、三九郎、信政	松鼎軒
14代	信常	1837?-1904	三九郎	竹叢院

上熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
初代	直安	1789?-1867	(熊屋) 柳吉、(熊屋) 三九郎、清六、信安	遅松園
二代	信之		三次郎、六次郎、栄次郎	

中熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
初代	信満	1823?-1866	旦二、旦次郎	梧園

陣屋町大森の構造と特質

仲野 義文

はじめに

本論は、陣屋町大森についての構造とその特質について、陣屋と陣屋町の成立、代官所役人である地役人、陣屋町の商人と銀山経営という三つの視点から検討を行うものである。

江戸時代の大森町は、石見国幕領を支配する政庁である陣屋の所在地として成立した。しかし、その陣屋もいつ、どのような目的で同所に設置されたのか、という基本的な問題さえもこれまで無関心であり、検討すら行われることはなかった。本論では関係する史料を基にこの点について明らかにしたい。

さらに、陣屋町大森が他のそれと比較してどのような特徴を持ち、またいかなる機能を有していたのか。特に陣屋町が政治と一体化した町場である故に、御用との関係においてどのような機能や役割を担ったのか、という点も極めて重要な事柄であることはいうまでもない。本論では大森陣屋の重要な御用の一つである貸付銀とその取次人との関係から検討を行うこととした。そしてこのような検討を通じて陣屋町大森の構造と特質を明らかにしたいと思う。

第一節 石見国幕領の成立と陣屋の設置

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、その一〇日後の九月二十五日付で銀山周辺の大家・三原・井田・福光・都治・波積・河上の七ヶ村に禁制を発し、直轄化の第一歩を進めた。その後、十一月には家

康側近の大久保長安と彦坂元正を石見国に下向させ、毛利氏の銀山役人であった吉岡隼人・宗岡弥右衛門・今井越中・石田喜右衛門から引き継ぎを行った。

石見国は当初、津和野藩三万石を除くすべてが幕領となったが、元和元年（一六一五）に起こった千姫事件によって坂崎家が断絶すると、代わって同三年（一六一七）、因幡国鹿野城主亀井政矩が四万三〇〇〇石を与えられ入封した。続く同五年（一六一九）には伊勢国松坂から古田重治が五万四〇〇〇石を給され浜田藩を立藩すると、石見国一五万石は一幕領・二私領に三分割されることとなった。なお、寛永二〇年（一六四三）から天和二年（一六八二）にかけては、安濃郡のうち一万石が加藤明友の領地（吉永藩）として与えられており、一時的ではあるものの石見国は一幕領・三私領に分割支配された。

前述の通り石見国幕領は関ヶ原の戦い直後に成立するが、その支配高は時代により多少の増減があるものの、おおむね四万八〇〇〇石、村数一五〇か村程度で推移した。その範囲は銀山周辺の安濃三〇か村と邇摩郡四六か村を中心に邑智郡五七か村、那賀郡一四か村で構成されたが、石見国西部の美濃郡津茂村・鹿足郡日原村・畑ヶ迫村・十王堂村・中木屋村・石ヶ谷村のいわゆる「津茂五ヶ所」については鉾山が所在することから幕領に編入されている。

幕領を支配する政庁が陣屋である。慶長六年（一六〇一）、石見銀山奉行となった大久保長安は、毛利氏による銀山支配の配拠点であった山吹城とその麓吉迫の休役所を陣屋として利用したとされる。事実、吉迫には「銀子拾貫目調候者、箱ニ入駒澤勘左衛門ニ相渡、よしき御文庫ニ入、御番之儀者おの／＼隣番ニ可致事」¹とあり、「御文庫」と称する銀の保管蔵があったことがわかる。また、前掲の覚には「長岡越中殿米之高ほとよしき御蔵へ早々可被納候事」と見え、米蔵なども含め同所には支配関連の諸施設が複数存在していたことが知られる。

山吹城については慶長八年（一六〇三）に大火によって焼失したとされ、翌九年（一六〇四）には次の史料^②によって普請が行われたことが知られる。

覚 千石夫之割

一、三人

右者山吹之御城御普請之御用にて三月五日ニ至山吹被指出御城御番衆へ御引渡可有之道具ハ鍬かまゑかまもつこ可有御持候、右之日限無相違様可被差出者也

辰二月廿四日

増内記

今宗元

宗弥右

吉隼人

駒勘左

河井小右衛門殿

これは銀山役人の増島内記・今井宗玄・宗岡弥右衛門・吉岡隼人・駒澤勘左衛門の四名から河井小右衛門に対し、山吹城の普請にあたって千石につき三人の人足と鍬・鎌・もっこなどの道具を差出すよう指示したものである。残念ながら本史料は後世の写であり、また差出人の吉岡隼人がこの時期佐渡にいたることなど若干疑念が持たれる。しかし、慶長十年（一六〇五）十月二十六日付「諸役者申付状」^③は、城普請にあたって先の増島と駒澤の両名に加え竹村源兵衛が担当者として任じられており、城普請については概ね事実と見なすことは可能である。ただ、改修後の山吹城がどのようなものであったかは詳細を得ないが、銀山の防備において重要な役割を担ったことはいうまでもない。

この他に銀山側に置かれた支配施設としては次の史料に大谷の御米蔵がみ

られる。

上ヶ申福光御米之事

合六俵定 但四斗式升入

右者銀山大谷御蔵入申所如件

慶長七年丁ノ七月十一日 喜九郎右代

喜弥左衛門 黒印

貴志五郎介様

山下文次郎様

これは邇摩郡福光から米六俵を銀山大谷の御蔵に納入する際の手形である。宛所のうち貴志五郎介は彦坂元正配下の手代であり、この時期大久保と彦坂の手代によって支配が行われたことがわかる。また、差出人の喜九郎右は、同四年（一五九九）の温泉津町湯役受取手形に見られる人物で毛利氏支配時代の役人が引き続き徳川氏の支配にも関与したことが知られる。

このように石見銀山が徳川氏によって領有された直後には、銀山側に支配施設が集中しており、未だ銀山の支配と生産とが未分離の状況であったことが指摘されるのである。

第二節 陣屋町大森の形成

大久保長安が山吹城とその麓吉迫に陣屋を構えたことは先に述べたが、その一方で「大森町普請之事、各談合候て代官衆寄合、正月二月隙之透ニ普請被仰付可給事」^④とし、吉岡隼人・宗岡弥右衛門・今井宗玄の三名の銀山役人に対して代官衆相談の上で慶長八年（一六〇三）の二月頃に普請を行うよう指示している。

この普請の意図が如何なるものであったかは詳細を得ないが、石見国全域の支配を視野に入れた新たな拠点づくりという構想の下に実施されたもので

はないかと考えている。

その動機としては次の二点が考えられる。一つは、毛利氏支配と徳川氏による支配の在り方の違いである。毛利氏の銀山支配は直轄地である温泉津と銀山に限られたものであり、当然ながら山吹城と休役所の両施設はその支配を遂行するために設置されたものである。したがってその機能や役割は極めて限定的なものと言わざるを得ない。しかし、徳川氏の場合、津和野藩領を除く石見国全域が領地となっており、そもそも支配の在り方が基本的に異なっているのである。

大久保による石見国支配の体制は前掲「諸役者申渡状」によって窺いことができる。これによると、石見国の支配が銀山方と地方の両様があったことがわかる。このうち銀山方では「山之神くミかね」・「佐渡参候鏈」・「石州も佐渡へ越鏈」であり、一方地方支配では「地方くくり」・「盗賊喧嘩火付とくかい」・「国中竹木奉行」・「国中舟奉行」・「国中にてくるかねかい事」などが見られ、支配の多くが地方で占められていることが理解される。このような広範囲に及ぶ領地支配を実現するためには支配機構はもとよりそれを支える陣屋と陣屋町の整備が不可欠であり、大久保による新たな町の建設はまさにこうした事態に対応したものであるといえるであろう。

そしていま一つは、慶長七年（一六〇二）から実施された石見国内の検地である。大久保による検地は山間地の邑智郡や石見西部の美濃郡などから開始され、同十年（一六〇五）の邇摩郡で終了した。検地奉行には大久保配下の手代衆が各地から呼ばれるとともに、この時期多くの銀山役人が大久保によって召し抱えられた。当然彼らに対する屋敷地の確保も必要となり、それを可能とするには町普請による新たな屋敷地の創出が不可欠といえる。立地的には大森は銀山の隣接地であり、狹隘な地形とはいえ比較的平地も多く、さらに大田や仁摩方面などからの交通の便もよい。まさに広域支配に適した土地といえる。

ところで、大森の普請については前掲の大久保長安覚のほかには関係する

史料は見られない。しかし、次の史料によりこの普請に大久保の手代駒沢勘左衛門の関与が示唆されるのである。

尚々新町わり奉行ニ駒澤管左衛門こし申候、貴所よりも只今御遣シ可被成候、以上

急度申入候、仍小野海道出来候由中間、小野新町割ニ人を遣し、貴所よりも慥成衆被遣、といや以下、何レ彼地、我等も此中頃さん／＼とて甲府に居申候、はやよく候て昨十三日ニ罷立、江戸江参り候、用事の儀も候ハ、可被仰渡候、恐々謹言

霜月十四日 大十兵花押

山道勇軒

方へ

この書状^⑥は、慶長六年（一六〇一）十一月十四日、大久保長安から木曾代官山村良候に宛てた小野新町の町割に関するものである。小野は中山道塩尻宿から飯田方面へ通じる伊那街道の宿場で大久保長安による町割によって成立した。この書状によると町割の奉行として駒澤管左衛門が派遣されていることが知られるが、この人物は銀山役人である駒沢勘左衛門と同一である。駒沢は少なくとも同九年四月には石見銀山にいたことが見られるので、この普請に関与したことは十分に考えられるが、一応ここではその可能性を指摘するにとどめておく。

さて、この普請は比較的早くに完成されたようで、慶長十二年（一六〇七）頃には大久保配下の役人が同所にて逗留したことが認められる。

尚々各御伝衆御宿之儀、大森ニ而被仰付候哉、此方書立進之候、届申候哉、御油断有間敷候、以上

九月廿八日之御状、同廿日ニ於高山拝見申候、駒勘山陰之儀ニ付候、各両

三人之儀御氣遣尤之儀候、乍去戸田藤左衛門殿御内証□規被申候、御兩三人之儀共不苦候間、御用をも達濱原までも御迎御出候て可然存候、爰元御機嫌よく候間、可被御心安候、巨細之段者、一兩日中ニ書□候て以而可申事候、恐々謹言

九月晦日 了喜(花押)

追而申候、定宿之御衆其□可然候、以上

今宗玄様

宗弥右様

吉右近様

これは銀山役人高野了喜から現地の今井宗玄・吉岡右近・宗岡弥右衛門に宛てた書状である。高野は備後国甲山において銀山からの書状を拝見した後これを出したのであるが、この時、彼は大久保長安と行動を共にしており、この直後に大久保が銀山に赴くこととなる。年代については未詳であるが、大久保の行動から慶長十二年(一六〇七)のものと比定される。

書状の内容については詳細を得ないが、「駒勘山陰之儀ニ付候」との文言から駒沢勘左衛門と増島左近との出入にかかわるものと思われるが、ここでは尚々書に注目したい。この尚々書では「各御伝衆御宿之儀、大森ニ而被仰付候哉」とあり、御伝衆の宿が大森か否かを訪ねていることが知られる。御伝衆とはどのような存在かは不明であるが、大久保に随行した役人であったものと推察される。

また、大森に関しては次の二通の書状も重要である。この書状は共に永田大隅と竹村丹後の両名から温泉津町の木下又左衛門と木津屋源三郎の両名に宛てたものである。差出人の竹村丹後は慶長十九年(一六一四)から銀山奉行に就任した人物であり、すでに同十七(一六一二)年には大久保の下で現地の実質的な支配を担っていた。一方永田は「慶長拾四酉年為御上使永田大隅守」とあり、同十四年(一六〇九)に上使として派遣されたものである。

【史料1】

此状急用候間、無油断送渡、温泉津ニて木下又左衛門所へ可相届候、但西田より福光へ越候状、別而遣候、以上

十月廿五日

永大隅

竹丹後

大もり

坂根

西田より

ゆのつ迄

(裏書)

木下又左衛門殿

永大隅

木津や源三郎殿

竹丹後

【史料2】

以上

急度申候、丑年岡作兵地方御代官所物成、其方より仕上之納辻尋申度候間、書物共持参候て只今肝入候、御急候間御油断有間敷候、恐々謹言

十月廿五日

永大隅(花押)

竹丹後(花押)

(包書)

木下又左衛門殿

永大隅

木津や源三郎殿

竹丹後

【史料1】^①については【史料2】^②を油断なく送り届けるように各宿に対して指示したものである。特に【史料2】については次の点において重要である。一つは、書状の発信地が「大もり」であること、いま一つは署名下の印



判(写真)が、慶長十年(一六〇五)の「石州迹摩郡内仁万村御縄打水帳」¹³⁾などの検地帳の押印と同様であることなどである。つまり、これらのことからこの書状が、大森に置かれた支配施設から発給された公文書であることが知られる。

では、永田と竹村はこの時期どのような立場であったのだろうか。これに關しては【史料2】の内容が参考になる。この書状は、岡作兵衛が行った慶長六年分の勘定仕上げについての木下・木津屋両名への尋問の指紙である。岡は、慶長五年十一月、大久保長安とともに石見に下向し、毛利氏支配時代における諸役銀のうち温泉津の未進分についての徴収方を担当している。その後、増島左近、三枝源藏等とともに同五・六年分の勘定についての出入りがあり、同十二年に増島は佐和山、三枝は濃州・加納城、岡は伊勢桑名へそれぞれお預けの処分となっている。この指紙はまさにこの件に関するものと思われる。

石見国の勘定仕上げは、同十八年(一六一三)四月二十三日付の大久保長安¹⁴⁾によれば「石見銀山井地かた米売銀共に寅卯辰巳午未六ヶ年分御勘定者、酉年仕上御皆済被下候事」とあり、同七年から十二年分については同十四年に皆済したことが述べられている。つまり、同十四年に上使として石見に派遣された永田は、この勘定仕上げが目的であったものと思われる。

第三節 陣屋施設の変遷

陣屋は当初銀山側に置かれたが、十七世紀半ばには山吹城は廃城となり、また御運上蔵などの施設も大森に移転したことが石見国絵図によって窺われる。第1表は元和から元禄までの各国絵図における支配施設の描写を整理したものである。これによれば寛永年間以降において段階的に銀山から大森に支配施設の移転が行われたことがわかる。

ところで、文化年間の「大森町絵図」¹⁵⁾及び天保十二年(一八四一)「陣屋

鹿絵図」¹⁶⁾によると、陣屋は銀山川を挟んで西側に本陣屋、その東側に向陣屋がそれぞれ描かれており、少なくとも十九世紀の段階では本陣屋と向陣屋という二つの施設が存在していたものといえる。しかし、正保・元禄の両国絵図では大森町の施設については銀山川東側に描かれているのみで、対岸の西側には建物は存在していない。つまり、十九世紀の絵図に描かれたような陣屋の姿は、少なくとも元禄年間頃には見られなかったことになる。それでは本陣屋と向陣屋という両陣屋は何時ごろ成立したのであろうか。以下、関係する史料から検討しよう。

【史料A】元禄四年「万覚書」阿部家文書

一、石州銀山附御役屋敷小破之時、修覆仕入目之竹木縄等者、其時之手代并御勘定役人吟味之上、銀山附村々江割符仕、小屋役人方江取立相調、大工木挽ハ村々ニ罷居候分水役ニ而仕、針代等銀ニ而払申入用ハ括銀ハ払来申候、由比長兵衛支配ニ成修覆仕候節ハ、諸入用銀ハ自分ハ相払、大工木挽ハ水役ニ而仕候

一、御運上蔵算用場、御米売場、極印屋破損修覆之儀、古来ハ入用之竹木縄等銀山附村々江割符仕、小屋役人方へ取立相調、大工木挽ハ水役ニ而仕、銀ニ而払申時ハ括銀ハ払来、長兵衛支配ニ成修覆仕候節ハ、諸入用ハ括銀ニ而払、大工木挽ハ水役ニ而仕候

【史料B】「銀山古事覚書」山中家文書

大森陣屋銀蔵御米蔵坪数之事

陣屋々敷

上屋敷

御銀蔵屋敷

横拾間

豎五拾九間

横式十三間

豎廿壹間

中間屋敷 縦三十四間

横三十三間

【史料C】 享保十九年「雜記」森脇家文書

一向屋敷 九百六十七坪

一長屋地 八百十五坪

一御銀蔵 貳百六十五坪 土蔵 十二坪

御証文蔵 六坪

一陣屋敷 千三十六坪 建家百五十八坪

【史料D】 宝暦十年「御用覚書」阿部家文書

御陣屋屋敷地

一惣坪数 千三十六坪 長 四十式間

横 平均貳十四間半余

向屋敷敷地

一惣坪数 九百六十坪 長 五十二間

横 平均十八軒半余

御銀蔵囲敷地

惣坪数 二百六十五坪 長 貳十式間

横 平均十式間余

御銀蔵 桁 三間

梁 四間

帳蔵 桁 三間

梁 貳間

右の【史料A】から【史料D】は元禄から宝暦にかけての陣屋の施設に関するものである。これによると、元禄四年（一六九一）頃の陣屋施設については御役屋敷、御運上蔵算用場、御米売場、極印屋、中間屋敷などの施設で構成されていたことがわかる。このうち御役屋敷が役所であり、御運上蔵算用場が年貢銀や灰吹銀を保管した銀蔵である。

次に【史料B】の史料は年未詳であるが概ね宝永から正徳までの内容であるが、これによって陣屋の諸施設と坪数が知られる。それでは上屋敷が一三五七坪、銀蔵屋敷が二一〇坪、中間屋敷が一〇八八坪と見えるが、この史料でも本陣屋と向陣屋との区別はみられない。

【史料C】は享保十九年（一七三四）のものであるが、この史料では初めて陣屋と向陣屋の二つが記載されており、またこの構成は宝暦頃の様子を伝える【史料D】とも同一である。このことから本陣屋と向陣屋の施設が整備されるのは概ね享保年間であったものと推察されるのである。

さらに【史料C】については別途、陣屋普請入用として以下のような内容の記述がみられる。

陣屋普請入用積

一銀拾四貫八百拾三匁三分

御用土蔵

一銀壹貫目貳百四拾八匁

長屋

一銀六百貳匁九分

同

一銀六百貳匁九分

一同三拾八匁五分

戸五本
せうし四本

小以 壹貫貳百四拾四匁三分

一同五百目 溝五十間
一同三百五拾匁 御門手代部屋修覆入用
一同百六拾匁 古御用藏やね普請
一同貳百六拾五匁五分 疊四拾五枚
一同五百目 石切入用
惣合拾九貫百三拾壹匁壹分

御本陣建坪百拾七坪

ひさし共ニ
但梁作り之積り

此訳

七拾九坪半 かやふき

貳拾壹坪半 平板ふき

拾四坪余 ゑん平板ふき

此入用

一銀八百拾匁 かけ地梁桁其外一切上道具類

一同四百九拾四匁五分 本柱百五拾本

但長サ壹丈三尺

大サ四寸五分

一同百八拾本 敷居鴨居百廿間程

一同五百拾三匁 貫間柱付鴨居寄敷居ほ

う立其外こま／＼

一同貳百九拾六本五分 えん并けん□□道具

一同三百拾五本 □□道具

一同六百七拾五匁 お引□□ 敷板

一同八百拾八匁八分 戸せうしから 百廿八本

一同三百九匁六分 そ□代

一同八百四拾五匁 かやね一式

一同五百九十八匁五分 釘かな物

一同貳百七拾九匁 大小竹代

一同三百七拾五匁 さくわん貳百五十人

一同壹貫貳百目 人足千五百人

一同貳百(貫)七百目 大工千八百人

一同八百四拾三匁五分 疊百六十五枚

上中下五匁壹分ツ、

ノ拾壹貫貳百五拾壹匁四分

一土蔵 一ヶ所

但 貳間ニ三間

高サ壹丈三尺

平板ふき二重戸、まへ前ひらきニノ

ひらき間戸七通り貫地上ヶ壹尺五寸程上ぬり迄一式仕上ヶ

此入用九百拾匁

一銀壹貫目 長屋貳ヶ所

但貳間ニ八間

平板ふき立具とも

一堀五拾間 此入用四百五拾七匁

一四百目程 御手代部屋御門并土蔵修覆入用

一式百六拾五匁五分 疊四拾五枚

一四百目 石切

ノ三貫四百五拾匁五分

合拾四貫七百壹匁九分

この史料は陣屋の普請入用の内訳を示したものである。この時、手代部屋

などが修復されたが、陣屋については明らかに新築である。陣屋の建坪は庇を含めて一一七坪で、屋根は殆どが茅葺であり、瓦の使用は認められない。

以上、国絵図及び陣屋関係史料の検討から十九世紀に見られる本陣屋と向陣屋という体制は享保期に本陣屋が新設されて以降に成立するものと考えられるのであり、このことから施設もまた段階的に整備されたことが指摘されるのである。

第四節 陣屋町と地役人

陣屋町大森の特質の一つに地役人の存在がある。地役人は「県治を司る吏員を郡代・代官と云い、属吏を手附・手代・書役と云う。国郡に依り、鉾山・堤防・米廩其他の兼務を帶掌する郡代、代官には土着の吏員附属し、種々の役名あり、之を地役人と云う」^⑪とあるように、幕領陣屋の中でも特殊な業務が付帯する場合には「地役人」という土着の役人を採用しそれにあたらせることができた。

各陣屋における地役人の配置状況については、慶応三年（一八六七）の調査^⑫では陣屋一一か所に認められる。人員については陣屋ごとに多寡はあるが、大森陣屋の場合他陣屋と比較してその数は多く実に八五名にも及んでいる。この数は二番目に多い生野陣屋の六八名を大きく上回るもので陣屋のなかでも最多となっている。

銀山附地役人については初代奉行大久保長安の在任中に採用されたものが多く、特に採用年代は慶長八・九年に集中している。これは前述の検地や大森町普請、街道の整備などが行われたことで多くの人材が必要となったためと思われる。

また、出身地別では地元石見国以外のものもあり、遠くにあつては武蔵・駿河・相模・甲斐なども見える。これらは大久保長安の支配所から拔擢されたものと考えられる。

かかる銀山附地役人の屋敷については、代官の属領である手附・手代が陣屋内にそれを構えたのに対し、彼らの場合には銀山町や大森町の中にあつた。ではこうした地役人の屋敷は何時ごろ大森に置かれるようになったのであろうか。この点については史料の不足もあり詳細は不明であるが、例えば野田三郎兵衛の事例では比較的早い段階で屋敷があつたようである。

佐州銀山方役人

定紋	三ツ巴	四拾五俵
替紋	松葉菱	野田三郎兵衛

同断	四拾俵
元和四千年	静間甚左衛門

右佐渡奉行鎮目市左衛門・竹村九郎左衛門支配之節、佐州地役人抱入

野田菩提寺大森町勝源寺、野田屋敷ハ当時勝源寺江寄附ニ相成居、新町戎堂新屋勘兵衛宅迄

この史料は、石見銀山から佐渡銀山の役人となつた野田三郎兵衛と静間甚左衛門の二人の履歴に関するものである。両者とも元和四年（一六一八）、佐渡に渡海し役人になったものであるが、野田については屋敷地の情報が見られる。これによると、彼の屋敷は佐渡渡海以前には新町にあり、その後元和四年の転出に伴い大森町の勝源寺にそれを寄付したものであることがわかる。この内容が事実であれば、野田は大森町の普請直後に同所に屋敷を構えたことになり、こうした役人の配置状況を含め大森を支配拠点とする体制整備は急速に進められていたものといえるであろう。

いまひとつ大森の町普請における検討事項として身分や職業による町割が

行われたかどうかであるが、これについても史料上の制約もあり不明といわざるを得ない。ただ、地役人の屋敷地については「古来より銘々所持之分、又者町屋敷調候而罷在候、勿論修覆等自分入用ニ而仕来候」と述べるように、基本的には領主からの拝領屋敷ではなく自己の所有であり、また場合によっては町屋敷を借家する場合もあったようである。そのため屋敷地の売買等を通じて彼らの屋敷もしばしば移動もあった。

入置申屋敷質物証文之事²⁰⁾

大森町内字駒足

一、屋敷壹ヶ所 但 表口八間四尺式寸

裏行廿五間余、縄六尺

此境 前者町並、後者川限り、上者兵蔵屋敷境

下モ者柴岡彦市殿屋敷境

此本銀三貫目也

右者此度拙寺要用ニ付、右屋敷式年季質物ニ相渡、書面銀子三貫目借用致候処実正也、然ル上者町並諸役貴殿より御勤可被成、来酉十二月右銀返済致候ハ、右質物此証文共ニ御返可被成、其節請不致候ハ、別紙不及流地証文此証文を以御自由御才判被成、他日譲地質地等ニ被成下候共少茂申分無御座候、依之為後年旦那惣代町役人中印形申請証文相渡候所、如件

寛政十二年申四月

銀山町

妙正寺 ㊦

同所林紺屋

旦那惣代・証人 富右衛門 ㊦

大森町目代

美濃屋作右衛門 ㊦

同所組頭

讃岐屋太郎右衛門

阿部忠太郎 殿

前書式年季質入之趣承届相違無之ニ付及奥印候、以上
申

四月 右町年寄

泉屋勘左衛門 ㊦

同

田儀屋民右衛門 ㊦

右証文は、銀山町の妙正寺が所有する大森町字駒足の屋敷を担保に銀三貫目を銀山附地役人阿部忠太郎から借用する際に作成されたものである。なお、文政八年（一八二五）「町方間数帳」によると、この屋敷は当時阿部忠太郎の所有となっていたことから、借銀の返済ができず流質となったものであろう。とすれば、阿部氏は、本来この地に居を構えていたのではなく、この屋敷が流質になって以降であったといえる。

ところで、町屋敷の売買については右の史料のごとく町役人の奥書・印形が必要となるが、これは町屋敷が町役人の支配にあることを示すものにほかならない。では武士である地役人はどうかであろうか。

町屋敷間数改帳之儀、寛政八年以来其俣ニ有之、就中寛政拾三申年焼失後屋敷広狭入狂ひ多分有之、猶又以前者右間数改帳を以ケ所入用取立来候ヘ共焼失以後者家別町並間数帳有之、右を以ケ所入用取立町屋敷間数改帳ニ拘り無之不用之廉義有之ニ付、去酉年中申合瀬平懸りニ而取調下調相濟候処、町屋敷銀山附役人衆、同心衆持地有之居宅地貸地共御印形取置度段大賀様江申上置候ニ付、九月二日湯吞所江被召出、銀山役人、同心居宅持地之分ハ町方之もの連印ハ難致候間名前斗書出置、可然貸地之分ハ仮名前之もの印形為致置可申旨被仰渡候

（下線は筆者）

この史料は大森の町屋敷の間数帳に関する内容である。間数帳とは屋敷の面積と所有者を記載した土地台帳であり、同所では記載された間口により町入用が徴収された。この台帳は町役人によって作成されたが、ここでは地役人がそれに押印するか否かが問題となっていたことが知られる。町役人からは押印を求めている一方で、地役人の方では「町方之もの連印ハ難致候」と拒否しているが、この対応は町人が作成する台帳に武士が押印することは身分上に問題があるとの判断によるものと思われる。ただし、貸地については「仮名前」の者に押印させることとしている。この仮名前とは実際には大森町人への名義借りであり、その実例として次の史料を提示する。

(朱書)

宗岡江讓渡候証文并古証文絵図面写⁽²²⁾
家屋鋪讓渡証文之事

福本乙兵衛家屋鋪、文政四巳午迄式々年季拙者仮名前中屋彦吉宛ニ質入証文取之、本物丁銀三貫目右乙兵衛江貸渡置候処、終ニ流質相成候ニ付、此方勝手ニ裁判いたし町并江貸家等建添所持罷在候処、今般貴殿強而所望被致候ニ付、右境内ニ有之候建物其外何ニ而も無残讓渡申候、尤為讓渡丁銀三貫目被相渡慥ニ請取申処実正也、然ル上者右屋鋪永々貴殿御勝手次第御裁判可被成候、依之為後念右彦吉名宛之古証文相添家屋鋪讓渡証文証人以加印相渡申処、如件

天保九戌年十二月

本人

阿部半蔵

同

阿部専之助

証人

八木市蔵

宗岡長蔵殿

(下線は筆者記入)

この史料は、天保九年(一八三八)に銀山附役人阿部半蔵が所有する家屋敷を銀山附同心宗岡長蔵が購入した際の売買証文であるが、ここでは下線部の内容に注目したい。これではこの屋敷は元来銀山附地役人福本乙兵衛の所有であったが、阿部氏への借銀返済ができなかったことから流質として文政四年(一八二一)に同氏のそれになったものであり、その際証文には阿部氏の仮名前として中屋彦吉の名が記載された、ということである⁽²³⁾。

このような地役人による大森町での土地所有については銀山附役人の河島家の事例では町内に六ヶ所があったことが確認され、売買等にあたっては同様の手続きがとられたものといえよう。

その一方で、八王子千人同心の場合村役人が作成する宗門人別改帳に記載されるのに対し、彼等にあつては個々に宗旨証文を陣屋に提出した⁽²⁴⁾。さらに、町入用についても負担しておらず、陣屋町大森に暮し一員でありながら身分上は町人と一線を画す存在であつたといえるであろう。

第五節 陣屋町の重立商人と銀山経営

大久保による町普請と陣屋の移転に伴って大森は陣屋町として次第に発展を遂げた。第2表は銀山町と大森町の戸口の推移を示したものである。これによると、延宝六年(一六七八)には家数・人口ともに大森町に比べ銀山町が格段に多いが、家数の増加率は銀山のそれを上回っている。また、人口は享保期には減少するが、天保期には大きく増加している。この結果から陣屋町大森の発展の一端を窺い知ることができる。

陣屋町は単に陣屋の所在地というだけでなく、それ自体が支配機構の一部を担う存在であつた。本節では大森陣屋の重要政策の一つであつた公金貸付と取次人である大森町人との関係を通じて陣屋町の有する機能について検

討を行うこととしたい。

大森陣屋の公金貸付、とりわけ銀山方役所のそれについてはすでに銀山経営の問題において検討されている。²⁷⁾ そのため詳細についてはそれに譲るとして、ここでは地方役所を含めた貸付銀の全体像について概説する。

大森陣屋の貸付銀は、銀山方の場合には主として銀山稼方諸人用を賄うことを目的とするものであり、その嚆矢は寛保元年（一七四一）、代官関忠太夫の御救拝借である。この拝借は元文の貨幣改鑄の影響²⁸⁾ による鉱山経営の破綻にあたって、その再建と山師及び下財等の救済を目的に幕府より銀二四〇貫目を拝借し、それを石見国及び備後国の幕料の「身元慥成者」に年利一割五分で貸し付け、利銀をもって元銀の償還とその経費に充て、その残金は利倍貸付とするものである。その後、代官川崎平右衛門とその子息市之進の時代に至って拾歩一・相続銀などの諸種の貸付銀が整備・拡充されている。

一方、地方役所は天明の飢饉以後に整備されたが、その原資は①幕府からの差出金②銀山領内の豪農などからの差出銀、③特定業者の冥加銀からなり、主として農民の救済や領内の道橋などの整備費用に充てられた。

貸付銀は、弘化元年（一八四四）には都合一七種類、銀高二八七四貫目余に及んでいる（第3表）。このうち銀山方役所の取扱いは石州銀山永久稼銀、石州銀山拾歩壹銀貸附、石州銀山相続銀貸附、石州磯竹鉛山囲銀貸附、石州銀山水役銀貸附、石州久喜大林古銀山問掘手当貸附、石州銀山四ツ留役所囲銀貸附、石州笹ヶ谷銅山囲銀貸附の都合八種類で銀高二二五七貫余である。

また、地方役所分は米価方御貸附、凶年手当銀貸附、急難夫食手当銀貸附、急難夫食銀貸附、橋普請入用余銀、普助銀貸附、橋普請入用銀貸附荒地起返手当銀貸附の都合九種類で銀高六一四貫余となっている。ただし、この表では地方役所分については御普助銀、二朱判、志学銀、大田橋銀、大田佐三郎銀、皮歩一銀などの貸付銀が含まれていないため必ずしもすべてを網羅したものではない。したがって、実際にはこれ以上の貸付銀が存在したものとといえるであろう。

また、第4表は遠国代官の貸付銀について整理したものである。これによると大森陣屋の公金貸付が他の陣屋のそれと比較しても規模が大きいものであったことが指摘される。このことから貸付銀が大森陣屋にとって重要な政策として位置づけられていたことがわかる。

さて、幕府の貸付銀は寛政から文化期にかけて積極的に展開したが、この傾向は大森陣屋でも同様であった。第5表は銀山方役所の貸付状況を整理したものであるが、概ね寛政期以降貸付先が拡大していることがわかる。

このように貸付銀は陣屋にとって重要な政策ではあったが、実際の運用にあたっては陣屋元である大森町の町人が取次人宿と称してその仲介を行った。取次人宿については時代により若干の移動はあるが、前掲第5表が示す寛政から文化年間では田儀屋・讃岐屋・泉屋など大森町の有力商人がこれを勤めた。では彼らの具体的な役割とはどのようなものであったのだろうか。これについて以下の史料を見ることにしよう。

石州銀山方御貸銀拝借之義、私領向々々願出候節領主役人々銀山役人組頭宛之添書を以願出候儀ニ而大森町取次人宿之者願人之国所江罷越、身元見届相札書付并印鑑等取之、帰国之上役所江差出候仕来ニ御座候処、去ル卯年御貸附御主法替被仰出候後者、領主借者役人直ニ罷出願込、百姓借者百姓惣代領主役人之添書を以願出、其節貸出銀有之候得共、銀子何程可貸渡旨及挨拶置、領主借之分者其筋之役人印鑑証書類取調可差出旨御代官々家老江及掛合返書取之、追而家老并其筋之役人連印之証文差出候得者印鑑江引合銀子相渡申候、且百姓借者右之様御代官々家老江及掛合返書取之、尚又取次宿之もの拝借願人之国所江罷越身元見届相札書付并拝借人村役人印鑑取之為差出、追而証文并質地坪付帳領主役人奥印ニ而差出候得者印鑑等引合拝借人惣代之もの江銀子相渡申候

右御貸附銀貸渡方手続御尋ニ付此段差上候、以上
未六月 石州銀山役人組頭

阿部忠太郎印

同断

大賀寛兵衛代

この史料⁽²⁹⁾によると、貸付銀の願い出は当初、領主・役人から大森陣屋の銀山附役人組頭宛の添状をもって提出していたが、文政二年に主法替があり、以後領主借は役人が直接出願し、百姓借にあっては百姓惣代が領主役人の添書をもって出願することとなった。このうち取次人宿の職務としては「身元見届相糺書付并印鑑等取之」との文言のごとく願人の国元に赴き信用調査を行うことであつた。この点を詳しく見ると次の通りである。

宇和嶋

一銀六百貫目

御高拾万石

伊達遠江守様御領分

伊予国宇和郡高津村

願人惣代

善助

徳右衛門

猪兵衛

杵築

一銀貳百貫目

御高貳万石

松平備中守様御領分

豊後国国東郡田深村

願人惣代

権右衛門

秋月

一銀三百貫目

御高五万石

黒田甲斐守様御領分

筑前国嘉摩郡東千手村

願人惣代

善六

清末

一銀百貫目

御高壹万石

毛利甲斐守様御領分

長州豊浦郡清末鞍馬町

願人惣代

為左衛門

八郎兵衛

大村

一銀貳百貫目

御高貳万七千石余

大村信濃守様御領分

肥前国彼杵郡大村

願人惣代

忠助

附紙

本文五ヶ所共拝借願人身元去年中承糺何レも御貸附御座候而慥成村方ニ御座候、尤宇和嶋領、杵築領者当春も両度拝借相願度聞合ニ罷越候得共外三ヶ所者去年中頼越候後当春者無沙汰ニ付御座候間、当時金子入用有無難斗奉存

候旨早速聞合宇和嶋、杵築両所へ御貸附御割賦被仰付候ハ、難有奉存候、以上

この史料は地方役所取扱いの貸付銀に関するもので、願人は宇和島・杵築・秋月・清末・大村の諸藩の百姓である。拝借銀高では宇和島藩の銀六〇〇貫を最高に秋月藩の三〇〇貫、杵築・大村両藩の二〇〇貫、清末藩の一〇〇貫となっており、各藩の知行高に応じた額となっている。特にここでは附紙の内容に注目したい。これは取次人宿を勤める田儀屋が記したものであるが、これによると田儀屋が願人を調査した上で地方役所に対して貸付の許可を願い出ていることがわかる。つまり、陣屋では彼らの信用調査を基に貸し付けするか否かを決定するものであり、このことから貸付銀における彼らの役割は極めて重要であったものといえよう。

ではなぜ彼等が取次人宿に成り得たのであろうか。これについては次の史料が手掛かりとなる。

御銀取次之儀近年大森町人々仕候処、此度御願申上候者、元来銀山拝借御貸附之儀、銀山一体江相拘り候儀故銀山役方之者共御貸銀取次申上候様仕度銀山師一統御願申上候ニ付、石州於御役所段々御吟味ニ御座候、右御銀銀山稼方助成被仰付候御貸附銀ニ而銀山師を相放シ外取次仕候筋無御座候得共、大森町之儀者銀山境内之儀同所町人々取次仕候儀も無余儀事ニ奉存、是迄差免置候得共右御銀取次候ニ付而者何共難心得取計等有之趣ニ奉存候大切之御貸附銀取扱為仕候儀難相成趣書附ヲ以御願申上候得者於大森町人共之内ニ是迄取次与申儀御糾被成候処、御代官様被仰付候儀者勿論大森町人々御願申上候儀も無御座候得共御陣屋元ニ而百姓宿仕候而御私領拝借人惣代之者相對ヲ以相頼宿仕候ニ付願書御役所江取次奥書ヲ以差出来候ニ付自然与取次之名目御座候外ニ申上候儀無之³¹

これは天明八年（二七八八）一二月、銀山師一〇五人惣代として難波要藏、竹下安左衛門の兩名が幕府勘定所に提出した嘆願書で、貸付銀の取次人を従来の大森町人から山師に変更して欲しい旨を訴えたものである。そもそも銀山方貸付銀は稼方助成を目的とするものであるから、山師以外の者が取次人となるのはおかしい、というのが彼らの主張である。

この嘆願書によると、取次人については特段代官から任命されたものでも、また大森町人側から願い出たものでもなく、陣屋元にて百姓宿を勤める関係から私領拝借人とは相對にて宿を勤めるようになったという。このことから彼等が取次人宿を勤める条件としては有力両人であるという経済的な基盤はもとより、陣屋元であるという地理的な点が重要であったものといえるのである。

おわりに

本論では陣屋町大森の構造とその特質について検討を行った。それによると、石見国幕領を支配する政庁である陣屋は、寛永年間以降段階的に銀山から大森町へと移転した。しかし、江戸後期の絵図に見られるような、本陣屋と向陣屋の両陣屋の体制は享保頃までには成立していなかった。その後、享保年間に至って陣屋が新築されたことによって以降このような両陣屋の体制が成立したのである。

その一方で、陣屋町の建設はすでに大久保長安の時代から開始された。大森への新町建設の意図は、石見国全域の支配を視野に入れたものであり、地形的かつ地理的な条件を考慮して大森が選ばれたものと思われる。

ところで、陣屋町とは陣屋の所在地であることは勿論であるが、それ自体が政治的な機能を内包している。本論で述べたように取次人の事例の如く、彼等は陣屋町に居住するという条件を満たすことが御用を請け負う資格となり得たのであり、そこに陣屋町としての特質を見出すことが指摘できるので

ある。

〈注〉

- (1) 慶長九年九月二五日「大久保長安覚」 吉岡家文書。
- (2) 「石州銀山古書物写」高橋家文書。
- (3) 吉岡家文書。
- (4) 島根県教育委員会他『石見銀山遺跡調査ノート』³ 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵
- (5) 慶長七年一〇月二六日「大久保長安覚」吉岡家文書。
- (6) 年未詳（慶長六年カ）十一月十四日「町立書状」和泉清司『江戸幕府代官頭文書集成』文献出版 一九九九年。
- (7) 慶長九年四月十三日「大久保長安覚」吉岡家文書。
- (8) 年未詳（慶長十二）「高野良喜書状」『石見銀山歴史文獻調査報告書Ⅱ』
- (9) 年未詳正月六日付大久保長安覚によると、駒沢と増島は銀山への売米を互いに競り合い山中を餓えさせたことで咎められている。「駒勘山陰之儀ニ付候」とはこの一件に関係するものと思われる。
- (10) 「石州御奉行御代官御名前覚」高橋家文書。
- (11) 中島家文書。
- (12) 中島家文書。
- (13) 泉家文書。
- (14) 慶長十八年四月二十三日「大久保長安覚」和泉清司『代官頭文書集成』文献出版 一九九九年。
- (15) 大田市教育委員会所蔵。
- (16) 大田市教育委員会所蔵。
- (17) 安藤博編『徳川幕府県治要略』柏書房 一九七一年
- (18) 前掲注17に同じ。
- (19) 「天保十四年ヨリ安政五年迄 萬留書抜」野沢家文書（島根県立図書館蔵写本）
- (20) 阿部家文書、石見銀山資料館保管。
- (21) 石見銀山資料館所蔵。
- (22) 阿部家文書、石見銀山世界遺産センター保管。
- (23) 仲野義文「近世大森町の土地賃借売買証文について―「住み分けの曖昧さ」を考える―」
- (24) 「遺書」河島家文書。
- (25) 吉岡孝『八王子千人同心』同成社 二〇〇二年。
- (26) 「石見銀山附地役人の身分と通婚 家族」（『宗門改帳からみる山陰の近世社会 その2』2004―06年度 島根大学法文学部山陰研究プロジェクト0404 「宗門改帳データベース」による出雲・石見地域の生活様式の比較研究」研究報告書）山陰宗門改帳研究会、二〇〇七年。

- (27) 大森陣屋の貸付銀については、藤原雄高「石見国大森代官所の貸付政策」『島根史学会会報』第43・44合併号、二〇〇六年、楠本美智子「近世地方金融資本「石州銀」と九州」『経済史再考』日本経済史研究所開所七〇周年記念論文集、思文閣出版、仲野義文「江戸中期における石見銀山の支配と経営」『たたら製鉄・石見銀山と地域社会 近世近代の中国地方』相良英輔先生退職記念論集刊行会編、清文堂、二〇〇に詳しい。
- (28) 元文の貨幣改鑄は、これにより鉾山経営は実質破たん状態に陥った。この詳細は注二四の拙稿に詳しい。
- (29) 文政六年「江戸出府万留帳」森岡家文書。
- (30) 「地方御役所御貸付金取次御用向取計候書類控」熊谷家文書。
- (31) 「願書写」高橋家文書。

第1表：石見国幕領支配の概要

年 代	銀 山	大 森
元和年間	山吹城、御運上蔵	
寛永年間	銀蔵	銀蔵・会所（柵で囲まれる）
正保年間	記載なし	御運上蔵
元禄年間	記載なし	御運上蔵

出典：『島根の国絵図―出雲・石見・隠岐―』 編集 島根大学附属図書館

第2表：銀山町と大森町の戸口の推移

①延宝6（1678）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町	120	452	226	226	
銀山町	317	1564	853	711	

出典：「覚書」野沢家文書

②元禄5（1692）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町	180	719	347	372	
銀山町	350	1,871	1,004	867	

出典：「石雲隠覚集」阿部家旧蔵文書

③享保11（1726）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町		660	333	327	
銀山町		1,489	759	730	

出典：「石雲隠覚集」阿部家旧蔵文書

④天保9（1838）年

町 名	家 数	人 数	男	女	備 考
大森町	260	1,099	548	551	
銀山町	400	1,242	627	615	

出典：「私領御巡見様御案内帳」（島根県立図書館所蔵）

第3表：石見大森陣屋の貸附銀

項 目	銀 高
米価方御貸附	380.229
米価方御貸附	91.437
石州銀山永久稼銀	548.280
石州銀山拾歩壹銀貸附	685.000
石州銀山相続銀貸附	639.127
石州磯竹鉛山囲銀貸附	25.871
石州銀山水役銀貸附	20.000
石州久喜大林古銀山問掘手当貸附	243.248
石州銀山四ッ留役所囲銀貸附	36.000
石州笹ヶ谷銅山囲銀貸附	60.000
凶年手当銀貸附	15.000
急難夫食手当銀貸附	24.768
急難夫食銀貸附	10.000
橋普請入用余銀凶年手当銀貸附	3.000
普助銀貸附	30.000
橋普請入用銀貸附	10.500
荒地起返手当銀貸附	50.000
合計	2872.460
金換算	47874両1分永83文余

出典：『日本財政経済史料』巻2

第 4 表：遠国御代官并御預所之部

陣屋名	代官名	貸附銀数	金高	銀高	金換算
豊後日田陣屋	竹尾清右衛門	10	20000両	589貫601匁	9826両2分永183文余
大坂鈴木町役宅	築山茂左衛門	7	7259両2分永224文	200貫67匁	3334両1分永200文
伏見	木村惣左衛門	6	9011両1分永198文	1215貫481匁	17091両1分永83文
大坂谷町御役宅	竹垣三右衛門	11	13688両2分永134文	377貫953匁	6299両永216文余
駿府紺屋町陣屋	池田岩之丞	20	51312両2分永122文		
京二条千本通	小堀主税	22	26829両1分永200文	415貫65匁	6917両3分
大津	石原清左衛門	17	30580両1分永179文	111貫591匁	1859両3分永100文
大和五条	小田又七郎	6	11964両	72貫129匁	1202両永150文
備中倉敷陣屋	藤方彦一郎	18	17677両	510貫415匁	8506両3分永166文余
但馬生野陣屋	大草太郎左衛門	14	21045両永54文	446貫641匁	7444両永16文余
飛騨高山陣屋	豊田藤之進	2	3473両永242文		
美濃笠松陣屋	柴田善之丞	12	20583両2分永213文		
近江信楽陣屋	多羅尾久左衛門	21	71794両永232文	81貫127匁	1352両永116文
遠江中泉陣屋	山上藤一郎	44	68062両3分永78文		
石州大森陣屋	岩田鉄三郎	17		2872貫460匁	47874両1分永83文余
肥前長崎	高木作右衛門	2		23貫593匁	393両永216文余

出典：『日本財政経済史料』巻 2

第 5 表：銀山方貸付銀

開始年	国	領主	取 次 人				
天明 5 年	摂津	麻田	青木甲斐守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 4 年	備中	岡田	伊東播磨守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 9 年	備中	足守	木下肥前守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門	嘉庭屋嘉惣右衛門	
寛政10年	美作	勝山	三浦志摩守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 8 年	備中	松山	板倉周防守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門	泉屋勘左衛門	京屋和兵衛
寛政12年	肥前	佐嘉	松平肥前守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和元年	肥前	大村	大村信濃守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 3 年	豊後	小熊毛	松平政之助	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 2 年	豊後	府内	松平長門守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 3 年	豊後	立石	木下辰五郎	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 2 年	豊後	日出	木下主計頭	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
寛政12年	豊後	杵築	松平備中守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門		
寛政11年	因幡	取鳥	松平相模守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門		
文化元年	肥前	蓮池	鍋島甲斐守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
文化 5 年	備中	成羽	山崎主税助	田儀屋民右衛門	讃岐屋唯十郎		
文化 3 年12月	肥前	小城	鍋島捨若	田儀屋民右衛門	泉屋勘左衛門	泉屋弥右衛門	
文化 3 年	筑前	秋月	黒田甲斐守	田儀屋民右衛門	泉屋勘左衛門	泉屋弥右衛門	
文化 7 年	播磨	龍野	脇坂中務大輔	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
文化 8 年	豊前	宇佐	小笠原大和守				
文化11年 5 月	肥前	鹿島	鍋島丹後守				
文化11年	豊後	杵築	松平備中守				
文化14年	肥前	平戸	松浦肥前守				

出典：「歳々諸国拝借人別員数并御私領方御役人名前控」熊谷家文書

中近世移行期の石見銀山周辺における 地域社会とその変容

伊藤 大 貴

はじめに

戦国期の石見銀山は大内氏による支配の後、尼子・毛利両氏の「争奪戦」が繰り広げられた。永禄五（一五六二）年、毛利氏が尼子氏を石見東部より駆逐して石見銀山を掌握すると、慶長五（一六〇〇）年まで毛利氏による石見銀山支配が続いた。

毛利氏時代の石見銀山支配については、毛利氏によって直接掌握された銀山と温泉津に注目する形で銀山奉行や現地代官の様相、その支配の在り方が検討されてきた。例えば、秋山伸隆氏は毛利氏当主側近の銀山奉行を考察し、天正期の石見銀山が豊臣政権側に引き渡されたとする通説を再検討された^①。また、本多博之氏は毛利元就の直轄領である温泉津の支配が輝元に継承される過程を検討し、温泉津奉行の拠点である鶴丸城の築城をめぐる時期や背景の再検討、石田主税助のような「海辺領主」の動向と温泉津奉行との関係性を明らかにされた^②。さらに長谷川博史氏は、「高野山浄心院姓名録」に見える銀山地内の居住者を考察したほか、毛利氏の銀山代官の様相を検討された^③。また、同じく長谷川氏は文禄三（一五九四）年の「銀山御改」（知行改編）を銀山支配の段階的強化策の一環と論じて、朝鮮出兵に伴う増税実施と絡めて、毛利氏中枢の佐世元嘉と現地の代官衆による銀山支配体制の整備について考察された。このように毛利氏の石見銀山支配に関しては特に近年、着実に研究の蓄積が見られるといえよう。

一方で毛利氏がどのように地域社会と接したのかという点は、松岡美幸氏が「吉岡家文書」を活用しつつ考察されている^④。松岡氏によれば、毛利輝元

支配期の銀山役人（六人衆）には現地の商人らが被官として取り込まれており、六人衆が運上納入の総責任者とされたこと、その下部には銀山・温泉津における有力者と思われる人物が諸役の納入請負人となったこと、請負人たちは「組」と呼ばれる同業者組織に編成されたことを指摘して、毛利氏の現地支配の実態を論じている。松岡氏の研究は中近世移行期の石見銀山とその地域社会を考える際に大変示唆的であるが、銀山支配の分野に比べると、地域社会の内実については研究が進んでいないといえない。また、銀山周辺地域に関しては、銀山・温泉津間の流通路の問題と絡めて言及される程度であり、景観や地名から周辺地域の様相を解明された原田洋一郎氏が既に指摘されるように史料制約から一連の研究は乏しいのが現状である^⑤。

そこで本稿では昨年度山口県文書館で実施した文献調査の際に確認した、新たな史料をもとに石見銀山周辺の地域社会の実態とその変化について考察したい。今回取り上げるのは山口県文書館所蔵『五国証文』に収められている慶長二（一五九七）年二月一日付「地銭・諸役銀付立写」という史料である（本稿末尾に翻刻文を掲載）。当該史料はこれまで詳しく検討されたことがないが、後述するように慶長期の石見銀山周辺地域を知るうえで様々な情報を含んでいる。まず、第一章では当該史料の概要を見ていく。その上で次の第二章では石見銀山周辺の地域社会の内実とその変容を考察していきたいと考える。

一、慶長二年二月一日「地銭・諸役銀付立写」の検討

山口県文書館所蔵の『五国証文』は、毛利氏領国であった石見・出雲・伯耆・備後・安芸五カ国内における毛利氏関係文書を収集した史料である。このうち、巻一が石見国の文書を収めている。石見銀山周辺では川合の物部神社、温泉津の西楽寺・西念寺といった寺社を中心に中世文書が書き写されているが、温泉津の西楽寺の次に大森の田村屋忠助なる人物の所蔵文書が掲載

されている。田村屋忠助の所持した文書とされるものは合計二点で、その中に今回紹介する慶長二年の史料が含まれている。なお、このほかに天文一二（一五四三）年の大内義隆官途吹挙状写も含まれているが、今回の検討対象から外れているため、本稿末尾に翻刻を掲載するにとどめておく。

次に本史料の内容について検討してみよう。大まかな内容を見ると、屋敷の間口を基準に賦課された地銭と物資輸送に関連する税である馬役銀、酒税である酒屋役の三種類の税額が書き上げられている。最初に問題となるのは、一連の税が賦課された対象地域はどこかという点である。前欠であるうえ、本文には明確に地名が記されていない。そこで手がかりとなるのは宛所に見える五名である。先に述べたように松岡美幸氏によると、毛利氏は税徴収を有力者に委託して、各地域に「組」と呼ばれる同業者組織を編成したとされるが、そのうち宛所に見える臼井善教入道、伊藤（井藤・伊東）又右衛門尉、中富三郎右衛門尉の三名は、慶長五年当時、税徴収を請け負う有力者として確認できる^⑥。加えて、本史料内で屋敷所有者の一人として記載されている中祖淡路守についても西田・大國地域の徴税を請け負った衆中の一員として見える。さらに中祖氏は、田中圭一氏によると邇摩郡西田の輸送業者であり、温泉津の龍沢寺の建立に関与した有力者であるという^⑦。また、原田洋一郎氏によれば、中祖氏の本宗家がかつて西田に屋敷を構えており、西田地内を流れる湯里川の橋に「中祖橋」の名前があるという。同じく原田氏によれば、臼井氏についても西田地内に本宗家の屋敷があったとされる。このように宛所五名は西田の徴税を請け負った現地の有力者であり、本史料で取り上げられている地域とは邇摩郡西田に該当すると見てよい。

続いて西田に賦課された税の内容を検討してみよう。西田に賦課された税の総額は銀二貫一五二匁五分である。ただし、このうち宛所五名の屋敷に賦課された地銭二九匁は免除されたため、実質的に納入するのは銀二貫一二三匁五分であった。このうち、屋敷の間口を基準に賦課された地銭は銀二〇八匁五分、輸送関係の税である馬役銀は銀一貫九二〇目、酒税である酒屋役は

銀二四匁であり、全体の九割弱を馬役銀が占める構図となっている。西田を対象に賦課された馬役銀については、慶長五年の「子歳石見国銀山諸役銀請納書」に見える「西田ヨリ銀山迄駄賃役年中分」との関連が想定される^⑧。慶長五年の西田を対象とした駄賃役は一年に銀二九〇枚を納めることになっていた。今回の史料にみえる馬役銀も慶長五年の駄賃役と同一の税と考えてよいと思われるが、仮に銀一枚を四三匁で計算すると慶長二年の馬役銀は銀四〇枚程になる。わずか三年で七倍以上に増税されている点は不審に感じるが、この点において参考になるのが、長谷川博史氏の研究である。長谷川氏によると、文禄・慶長年間の石見銀山とその周辺では毛利氏による支配体制が強化されたが、その背景に朝鮮出兵の泥沼化に伴う軍事費の増大が存在するという。さらに慶長二年に豊臣政権は再び朝鮮半島に侵攻したが、厳しい戦況の影響で毛利氏は大規模な増税を実施し、それ以前の銀納入額は年間五〇〇〇枚であったのに対して、慶長年間には一年間に銀二〇三万枚を納入させたという。一連の長谷川氏の指摘を踏まえると、西田に賦課された税が飛躍的に増加した背景にも対外戦争に伴う増税が影響していると考えられる。

また、今回の史料に署判を加えている羽仁美濃守については、慶長二年二月に毛利輝元から美濃守の官途を付与されており、実名は元胤という^⑨。毛利元就・輝元に仕えた人物であり、文禄四年には検地奉行として出雲国造北島家領の打渡を担当するなど、実務官僚的な役割を帯びた奉行人の一人であった。本史料は前欠であるため、不完全な内容であるが、文禄四年の北島家領の検地と打渡の事例を参考にすると、今回も同様に検地と打渡を担当したと見てよいだろう。長谷川氏によれば、石見銀山の場合、文禄三〇四年にかけての「銀山御改」に伴う知行高変更と検地が実施されていた。おそらく「銀山御改」と関連すると思われるが、文禄四（一五九五）年には西田を含めた温泉三方地域の寺社領付立が作成されている^⑩。一方で今回の史料については「銀山御改」とどのように関係するのか不明だが、当主側近の奉行人による検地の実施は一連の現地支配強化策と一体であったと思われる。

最後に文書所蔵者について検討しよう。近世の大森田村屋については、石見銀山料のうち九日市組を担当する郷宿をとめていた¹²⁾。一方、熊谷家文書によれば、明治二(一八六九)年ごろに熊谷家が西田の殿居(渡利家)¹³⁾から骨董品の書画を購入した際、田村屋忠助が両者の仲介役として動いており、西田方面と何らかの関係を有していたのではないかと考えられる。また、今回の文書とは別に天文一二年の大内義隆官途吹挙状写が含まれているが、その宛所は勝屋四郎右衛門尉なる人物であった。近世の西田村で庄屋をつとめた家に勝屋家があるが、勝屋四郎右衛門尉が西田の勝屋家の先祖に該当する可能性もあろう。そうなれば、大森田村屋は西田の勝屋家とも何かしらの繋がりがあったと思われる。大森田村屋の詳細については今後の検討課題であるため、あくまでも推測の域を出ないが、西田出身の家であった可能性も十分に考えられる。

以上、本史料の概要を確認した。本史料は前欠で不完全な内容であるが、邇摩郡西田を対象とした地銭・諸役銀の一覧を書き上げた付立(打渡状カ)であった。また、署判をしている羽仁元胤は毛利氏当主側近の奉行人の一人であり、検地奉行をつとめたこともある人物であった。本史料作成の背景には、豊臣政権による朝鮮出兵が関係しており、対外戦争の泥沼化による軍費増大を下支えするための銀山支配強化策の一環であったといえる。なお、文書所蔵者の田村屋忠助については詳細が不明な点が多いが、西田の有力者と何らかの関係を有した形跡が断片的に残されており、西田地域と深い関係性を持つ家であったように見える。ただし、そのことが中世文書の所有にどのような繋がっていくのか、現時点では今後の課題とせざるを得ない。

二、中近世移行期における西田の地域社会

(一) 中近世移行期の西田地域の性格と住人

前章では慶長二年の地銭・諸役銀付立写とその概要を検討した。本章で

は、中近世移行期の西田地域の実態について考察していく。本節では、西田地域の性格とそこに住む人々の内実を検討したい。

まず、西田という地域の特徴について。これまでの研究では石見銀山で産出された銀の輸送ルートが注目されてきたが、とりわけ西田地域については石見銀山と温泉津を結ぶ中継地点に当たるとする。戦国期の西田については、天正三(一五七五)年に島津家久が鹿児島への帰路の途中で通過した際の日記に「西田の町を打過、湯津に着」とあり¹⁴⁾、当時既に町場が形成されていた。原田洋一郎氏は西田の位置づけについて温泉津と銀山を結ぶだけでなく、様々な地域と峠を介して交流が容易であり、銀山開発以前から人々や物資を集める地域の中心地であったと指摘されている。さらに慶長五年の史料には、西田から銀山への駄賃役として銀二九〇枚が納められていたとあり、その他の地域の駄賃役(銀山谷中分を除く)と比べて最も多い額であった。このように西田は銀山周辺における交通上の要地とされてきたが、今回の史料ではどうであろうか。

先に述べたように西田に賦課された税の内訳を見ると、駄賃役を指すと思われる馬役銀が全体の約九割を占めている。また、「馬百廿疋分」と記されている点からは、当地の輸送に使用された伝馬の具体的な数量がうかがえる。これらの点は交通の要衝という西田の地域性格がよく表れている。さらに地銭や酒屋役といった町場に賦課される税も存在していることから、町場を持つという地域性格もあわせて見て取れる。また、原田氏の論稿に掲載されている地図にも西田地内に「酒屋」の小字名が存在しており、中近世移行期の西田地域における酒屋の存在を裏付けている。このように今回の史料は交通の要衝で町場を持つ西田地域の性格を読み取ることができる格好の素材といえるだろう。

続いて西田の住人について検討する。当史料は地銭を賦課された者の一覧が含まれており、前欠ではあるが西田村内の屋敷所有者の状況を知ることができる。屋敷は六六カ所とあるが、実際には六五カ所分しか掲載されていない

【表1：臼井一族らの屋敷所有状況】

一族	名前	所有屋敷数	地銭負担額
中祖	弥四郎	3	10匁5分
	淡路守	2	5匁7分
	小四郎	1	1匁3分
	小七郎	1	3匁
臼井	善教	3	9匁
	弥三	2	9匁5分
	勘七	1	8匁
	清左衛門	1	2匁4分
中富	三郎右衛門	3	5匁
	理介	1	3匁7分
伊藤	又右衛門	4	18匁7分
	又三郎	2	6匁
目代	木工助	1	6匁5分
合 計		25	89匁3分

い。これは当史料が前欠であるためであろう。宛所五名とそれら一族について見ると（【表一】）、全体で屋敷二五カ所を所有していた。これは史料に掲載されている屋敷のうち約三八％を占める。一方で地銭負担額は八九匁三分で村内の地銭総額のうち約四三％を占める。これら一族以外にも複数屋敷を所持した者は確認できるが、中祖・臼井両氏は各七カ所、伊藤氏は六カ所と比較的まとまった数を所有していた。中祖・臼井両氏については同族の数も多く、村内では最も富裕な商人として活動していた点がかがえる。また、後述するように宛所五名の屋敷のうちそれぞれ一カ所分は地銭が免除されていたことも特筆すべき点であり、他の住人との大きな違いである。

このほかの住人について見ると、冒頭の勝屋肥後守は江戸期に西田村の庄屋をつとめた勝屋氏との関連が想定される。また、石田市右衛門は銀山・温泉津両地域の有力者として活動した石田氏との繋がりも考えられる。さらに石田氏と同じような存在として、かど（嘉戸もしくは賀戸）弥右衛門、もと口や（本口屋）与四郎も確認できる。嘉戸（賀戸）氏も石田氏と同様に温泉津や銀山で活動した一族であり、本口屋も銀山・温泉津双方で確認できる。

福井藤五郎は屋敷単独で見ると最も地銭賦課額が多い人物であるが、福井藤五郎は天正一七（一五八九）年の西田水上神社造営時の大工として見える。また、福井一族は西田以外でも大国・久利といった銀山膝下で活動した大工であり、その活動範囲は西田にとどまらない。なお、水上神社の棟

札によれば「福井藤五郎春統」と名乗っており、西田が毛利氏直轄領となる以前の領主吉川氏との繋がり（吉川元春からの偏諱）が考えられる。職人関係でいえば、召かち与三郎の存在も注目される。原田洋一郎氏によれば、西田とその周辺には鋳物屋が居住していたというから、鍛冶屋の存在を裏付けるものであろう。また、同じく原田氏によると、江戸期の西田には木島屋の屋号を持つ家が存在していたとされる。木嶋助八・周三郎についてはこの木島屋との繋がり十分に考えられよう。西田地内との関係でいえば、茶ゑんノ甚三郎も西田地内の小字名「茶園」との関係が想定される。加えて飯原新介も西田の南方に位置する飯原村出身と思われる。中世の飯原は西田・湯里と共に「温泉三方」と一括して呼称されていた。飯原出身者の居住という点も西田が地域の中心として人々を引き寄せていたことを示している。最後に掲載されている竹下宗源は福井藤五郎と同様に天正一七年の水上神社造営時の棟札に登場する人物である。この時、竹下宗源は「社奉行」の肩書を持ち、神社造営に関与していた。この人物も地域の有力者として見てよいだろう。

このように西田の住人からもその地域の特徴が見出せる。とりわけ石田・嘉戸（賀戸）・本口屋などといった人物は銀山・温泉津両地域との関係が深いことが考えられる。これらの人物の居住は両地域の中間に位置する西田の地域的性格を反映したものといえよう。また、召かちや福井氏の記述は西田地内に大工や鍛冶屋が居住したことを示しており、福井氏のように西田にとどまらず銀山膝下の広い地域で活動した有力技術者の居住も注目される。住人構成からも西田が銀山と温泉津を結び中間地点として栄えると共に、周辺地域から人々を集めていた点や地域的な求心力の高さを読み取ることができるだろう。

以上のように、本節では西田の地域的特徴を検討した。諸役賦課の内容や住人構成からも西田が銀山と温泉津の中間に位置して、交通の要衝として栄えていたことがうかがえる。さらに単なる通過点ではなく、周辺地域から

【表2：水上神社棟札に見える西田の間屋層】

	慶長19年	元和5年	寛永11年	寛文4年	寛文7年	元禄元年
臼井氏	臼井善左衛門	臼井善左衛門	臼井神九郎			
中富氏		中富為三老	中富為三老			中富三右衛門
中祖氏		中祖神三郎、 同甚右衛門				
伊藤氏		伊藤宗吉	伊藤五郎左衛 門尉			
目代氏				目代吉兵衛	目代作右衛門	

人々を呼び寄せていたように西田自体が地域的な求心力を持っていたのである。その中にあって宛所に見える五名とその一族は最も富裕な商人層に属する人々であることを確認したが、様々な人々が住む西田の地域社会の中でいかなる位置づけであり、そして近世初期を迎えるにあたってどのような変化したのだろうか。次節で検討したい。

(一) 西田地域の上層部とその変化

先に述べたように、宛所五名とその一族はそれぞれ屋敷一ヶ所分の地銭が免除されていた。他の住人と異なる点であるが、これは毛利氏権力によって「組」に編成・把握されていたことが関係している。毛利氏は有力商人といった地域の有力者を編成して、徴税を請け負わせたことが松岡氏の研究に見えるが、本史料からは銀山役人の六人衆だけでなく、さらにその下部組織である「組」の構成員も地銭免除特権を有する存在であったことが判明する。前述のとおり、西田に賦課された諸役の大半は馬役銀であるが、中祖氏を西田の輸送業者とする田中圭一氏の指摘も踏まえると、これら五名も問屋のような流通に関与した業者集団であろう。毛利氏が流通拠点である西田を

押さえるにあたって、現地の問屋を政治的に編成して徴税を請け負わせたことが見て取れる。毛利氏と結び付いた臼井氏らはその権力機構の末端を担いつつ免税特権を得た存在であり、西田の町内でも他の住人とは異なる特別な地位にあったといえる。

一方、毛利氏時代に政治的に編成された存在はその後どのような展開を見せたのだろうか。例えば、温泉津の町衆についても毛利氏が政治的に編成していたが、これら町衆の有力者（老中）は概ね近世以降も温泉津町衆の上層部に位置する存在として活動を継続しており、町の指導者的地位にほぼ変化はない⁽²⁴⁾。西田の場合はどうだろうか。

西田の場合、近世初期にかけて水上神社の造営が度々実施されており、西田の住人の名前が見える棟札が残されている（【表二】）。棟札には臼井・伊藤・中祖・中富・目代といった諸氏が「本願」や「施主」として見える一方で西田の村役人と思われる「組頭」「肝煎」などといった表記も並列して記されている。「本願」といった肩書は造営事業への資金拠出者を指しているようだが、村の指導者層と明確に書き分けられている点には注意したい。つまり、両者は重複する存在ではない。近世の庄屋は勝屋氏がつとめていたが、本史料の宛所に見える者たちとは異なる。また、近世の棟札にみえる勝屋氏以外の村役人も異なる家の者たちがつとめており、臼井や中祖といった者たちは一部の例外を除いて見えない。さらに寛文年間の目代氏などを除くと、一七世紀半ばまでに臼井氏らの名前は棟札上から消滅していく。もちろん原田洋一郎氏が指摘されるように、近代に至っても臼井・中祖氏が所有する土地が存在していたようであるから、村内から完全に消滅したわけではないが、毛利氏時代の地銭免除特権を含めて社会的に有力な地位は徐々に減退し、一七世紀半ば以降には引き継がれなかったと見てよいだろう。

なぜ臼井氏らが棟札上から消えていくのかという背景は判然としないが、臼井氏らが輸送に関係する問屋集団であった可能性から推測すると、銀山衰退に伴う物資輸送の減少が影響しているのではないかと⁽²⁵⁾。一七世紀初頭の最盛

期以降、徐々に石見銀山では銀の産出量が減少していった。依然として温泉津は銀山への物資水揚げ港や北前船の寄港地として栄えたため、西田を経由した物資輸送の途絶までは至らないが、毛利氏撤退後の政治的特権の喪失に加えて、銀山衰微による物資輸送量の減少が西田の間屋層に与えた打撃は相当なものがあったのだろう。近世に入ってすぐに消滅するのではなく、銀産出量が減少するとされる寛永年間末期以降、徐々に棟札上から消えていく様子はそれを如実に物語っていると考えられる。

以上、本節で述べたように西田の地域社会における上層町衆のうち、問屋集団は毛利氏側によって政治的に編成されていたが、その社会的地位は近世には引き継がれなかった。近世初期の西田村の指導者層と臼井氏らのグループは重複しておらず、臼井氏らは銀山衰微に伴う物資輸送量の減少に伴ってその勢力を減退させていった。これは温泉津の町衆との大きな相違点であり、西田の地域的性格がもたらした特徴といえよう。

おわりに

本稿ではこれまで注目されてこなかった史料を紹介しつつ、邇摩郡西田を素材として銀山膝下地域の様相やその変化を検討した。本史料からは中近世移行期の西田が流通上の要衝であった点を改めて確認できるほか、様々な職種の人々が集まる地域の中心地であった点も指摘できる。さらに本史料の宛所に見える人々はこれまでその実態が不明であった「組」と呼ばれる毛利氏の徴税機構の下部を担った集団であった。そしてこれらの人々は近世初期にかけて政治的特権を失うだけでなく、銀山衰微による物資輸送量の減少によりその勢力を減退させていったのである。

このように中近世移行期の銀山周辺地域には、少なくとも西田のように近世初期にかけて地域社会の上層部の入れ替わりや衰退といった事態が生じていた地域が存在している。今後の課題としては、中世から近世にかけての連

続面・不連続面の双方に留意しつつ、毛利氏から江戸幕府へといった支配者の交代を含めて地域的な変容を確認していく作業が求められているように思われる。なお、本稿では推測に頼った点や十分に検討できなかった点も多い。これらについては今後の課題としていきたい。

【翻刻】山口県文書館蔵『五国証文』巻一所収「田村屋忠助」所蔵文書

【凡例】

- 一、文書の掲載順は『五国証文』掲載の順序に従った。
- 一、■は判読できなかった文字を指す。また、推測可能な場合には右横に（ ）を挿入し注記した。
- 一、抹消部分は二重線を引いて表した。
- 一、紙継目にあたる部分は「-」で示した。

(一) 慶長二年二月一〇日「地銭・諸役銀付立写」

(前欠)

(紙継目) - - - [印]

屋敷壱所	銀三匁	勝屋 肥後守
	銀貳匁七分	式部 源左衛門
	貳匁五分	おかミ 与三左衛門
	三匁五分	後谷 十郎左衛門
	貳匁九分	石田 市右衛門
	三匁八分	後谷 四郎左衛門
	四匁	茶々ん 甚三郎
	五匁	柳原 幸兵衛
	五匁八分	岡原 次郎四郎
	六匁八分	■ 又右衛門
	[印]	
	五匁四分	同人抱
	参匁貳分	山崎 与十郎
	参匁五分	臼井 弥三

	八匁	臼井 勘七
	四匁五分	かと 弥右衛門
	八匁貳分	福井 藤五郎
	六匁五分	目代 木工助
	三匁	丹後々家
	三匁	西ノ 又二郎
	三匁五分	同 四郎右衛門
	[印]	
	貳匁八分	福田 弥五郎
	貳匁五分	杉原 善七郎
	貳匁	もと口や 与四郎
	貳匁貳分	ゆう 孫二郎
	壹匁五分	木嶋 助八
	五分	召かち 与三郎
	五分	木嶋 助八抱
	四匁貳分	山本 甚二郎
	三匁七分	中富 理介
	三匁三分	中間や 新四郎
	[印]	
	三匁三分	■ 助三郎
	三匁	福田 与三五郎
	四匁	中祖 淡路守
	壹匁三分	同 小四郎
	貳匁四分	臼井 清左衛門
	三匁	中祖 小七郎
	三匁	銀子 善左衛門

	壹匁七分	中祖 淡路抱
	貳匁	善教抱
	貳匁三分	木嶋 周三郎
	壹匁五分	伊東 又右衛門抱
	壹匁貳分	岡原 二郎介抱
	四分	柳原 幸兵衛抱
	五分	茶急ん 甚三郎抱
	七分	市右衛門抱 三郎左衛門
	壹匁三分	其抱 四郎次郎
	六分	おか 与三左衛門抱
	四分	式部 源左衛門
新市分	六匁	神田 惣左衛門
	五匁七分	臼井 弥三
	五匁	伊東 又右衛門抱
	貳匁	伊東 又三郎
	四匁	同人抱
	貳匁五分	中祖 弥四郎
	四匁五分	同人抱
	壹匁三分	中富 三郎右衛門抱
	貳匁五分	同人抱
	壹匁貳分	同人抱
	貳匁七分	臼井 善教抱
	[印]	

	四匁三分	同人抱
	貳匁八分	飯原 新介
	五匁	山本 八郎
	六匁四分	竹下 宗源
	以上屋敷六拾六ヶ所 大小共	
	[印]	
	一、銀貳百八文目五分 [印]	右地錢
	内	
	六文目五分	目代屋敷
	八文目〃	臼井屋敷
	三文目七分	中富屋敷
	四文目〃	中祖屋敷
	六文め八分	井藤屋敷
	以上	
	残而百七拾九匁五分	御藏入
	一、銀■貫九百貳拾目〃 [印]	市中
	[印]	
	馬役銀、但前々	
	御定辻馬百廿	
	疋分	
	酒屋役、但	
	年中分	
	一、銀貳拾四文目 [印]	
	以上貳貫百五拾貳匁五分定	
	内	
	貳拾九文目〃	右五人屋敷分
	除之	
	定錢貳貫百貳拾三文目五分定 [印]	

御倉納

以上

慶長二

羽仁 (元胤 印)

十二月十日

美濃守判

〔印〕

臼井善教入道殿

中富三郎右衛門尉殿

中祖弥四郎殿

井藤又右衛門尉殿

目代木工助殿

印如此

〔印影〕

(二) 天文二年二月一六日「大内義隆官途吹挙状写」

若狭守所望事、可令挙敷奏之状如件、

大内義隆ノ

天文十二年二月十六日 判

勝屋四郎右衛門尉殿

〔注〕

- (1) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の石見銀山支配」(岸田裕之編『中国地域と対外関係』山川出版社、二〇〇三年)。なお、本稿では引用する論文・書籍の副題は省略している。
- (2) 本多博之「毛利元就の温泉津支配と輝元の継承」(『日本歴史』七四三号、二〇一〇年)。
- (3) 長谷川博史「毛利氏支配下における石見銀山の居住者たち」(池享・遠藤ゆり子編『産金村落と奥州の地域社会』岩田書院、二〇一二年)。なお、本稿で引用する長谷川氏の見解は本論文に拠る。
- (4) 松岡美幸「一六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉾山社会」(石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山関係論集』島根県教育委員会、二〇〇二年)。なお、本稿で引用する松岡氏の見解は本論文に拠る。
- (5) 原田洋一郎「石見銀山周辺における「町」を持つ村に関する基礎的研究」(『東京都立産業技術高等専門学校研究紀要』四号、二〇一〇年)、同『近世日本における鉱物資源開発の展開』(古今書院、二〇一一年) ※特に第五章第一節「石見銀山の盛衰と銀山周辺地域」。なお、本稿で引用する原田氏の見解は本論文・著書に拠る。
- (6) 慶長五年十一月一八日「子歳石見国銀山諸役銀請納書」(『吉岡家文書』一五号)、同年同月同日「石州銀山諸役未進付立之事」(『吉岡家文書』一六号)。いずれも石見銀山歴史文献調査団編『近世初期石見銀山史料集』(島根県教育委員会、二〇〇六年) 所収。
- (7) 田中圭一「記録に見る初期石見銀山」(石見銀山歴史文献調査団編『近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、二〇〇六年)。なお、本稿で引用する田中氏の見解は本論文に拠る。
- (8) 前掲注(6)「吉岡家文書」一五号。
- (9) 慶長二年二月一日「毛利輝元官途書出」(『山口県史料編中世三』所収「羽仁家文書」九号)。
- (10) 文禄四年二月二五日「羽仁右衛門尉佐木浦付立」(『大社町史料編古代・中世』二四二九号)、同年同月同日「羽仁右衛門尉打渡状」(『大社町史料編古代・中世』二四三〇号)。なお、慶長二年二月以前の羽仁元胤は「右衛門尉」を名乗っていたことが分かるため(前掲注(9)「毛利輝元官途書出」)、この人物は元胤を指していると見てよい。
- (11) 文禄四年十一月一日「湯三方村寺社領付立写」(『東京大学史料編纂所影写本「竹内文書」三・四号』)。
- (12) 石見銀山料の郷宿については、原宏「天領の郷宿」(『季刊文化財』一一号、一九七三年)、同「石見銀山御料の大森町郷宿と郷宿田儀屋文書について」(『島根県文化財調査報告第九集』島根県教育委員会、一九七四年)、岩城卓二「御用」請負人と近世社会」(

- 『国立歴史民俗博物館研究報告』第四七集、一九九三年）など参照。
- (13) 大田市教育委員会寄託「熊谷家文書」箱番号B42所収。
- (14) 例えば、西田の水上神社所蔵の棟札には庄屋として勝屋氏の名前が登場する（宝暦十一年八月「水上神社本殿造宮棟札」など）。なお、水上神社の棟札については『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』五号掲載の翻刻または島根県教育委員会保管の写真版を参照した。
- (15) 『中務大輔家久公御上京日記』天正三年六月二十五日条。
- (16) 前掲注(6)「吉岡家文書」一五号。
- (17) 邇摩郡波積本郷を拠点とする海上勢力の石田氏については前掲注(2)本多論文、目次謙一「石見銀山周辺の「海城」について」（『西国城館論集Ⅰ』中国・四国地区城館調査検討会、二〇〇九年）など参照。筆者も石田氏関係文書の史料紹介を行ったことがある（拙稿「熊谷家文書所収の石田主税助宛て中世史料写について」『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』八号、二〇一八年）。
- (18) 嘉戸（賀戸）氏については「高野山浄心院姓名録」（「上博多屋上野家文書」）に銀山地内の住人として複数名確認できる。なお、これら嘉戸氏との系譜的な繋がりは不明だが、邇摩郡波積南村・嘉戸家の文書群を古代出雲歴史博物館が購入している。当史料に含まれている中世文書の写しについては別稿で紹介する予定である（拙稿「島根県立古代出雲歴史博物館蔵「嘉戸家文書」所収の中世史料写」『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』九号、二〇一九年）。
- (19) 本稿では前掲注(3)長谷川論文で当史料をもとに整理検討された表を参照した。また、人や物資の出入を管理した口屋番所を指す「本口屋」は慶長五年に銀山・温泉津双方に置かれていることが見える（前掲注(6)「吉岡家文書」一五号）。
- (20) 天正一七年「水上神社造宮棟札」、同年二月二日「水上神社造宮棟札」。前者の棟札には一族の福井備後守と共に大工として列記されている一方、後者の棟札には「大工福井藤五郎春統」と単独で記載されている。
- (21) 大国の石見八幡宮については、吉川元春が大檀那として造宮に関与した際の棟札に「大工福井備後■」とある（■は判読不能、翻刻は『石見銀山遺跡総合調査報告書』第六冊掲載分を参照）。久利八幡宮については久利を本拠する国衆・久利氏が大檀那をつとめて造宮を実施した天正八年の棟札に「大工福井藤原朝臣安重」とあったという（島根県立図書館蔵謄写本「桜井宮見聞古伝誌」）。なお、大國・久利ともに邇摩郡内に位置しており、銀山に隣接する膝下地域である。
- (22) 天正一七年二月二日「西田水上神社造宮棟札」。
- (23) 天正一七年「水上神社造宮棟札」には「社奉行竹下宗源入道」、同年二月二日「水上神社造宮棟札」には「大檀那藤原朝臣広家」の右横に「本願源朝臣宗源入道」と記載されている。
- (24) 温泉津町誌編さん委員会編『温泉津町誌中巻』（温泉津町、一九九七年、七一頁）。原田洋一郎氏も温泉津の多田家文書の解題で温泉津の老中について触れられている（前掲注(6)『近世初期石見銀山史料集』八九〜九四頁）。また、温泉津の港湾機能や問屋等については仲野義文「銀山と周辺地域の近世集落と交通」（島根県教育委員会ほか編『石見銀山街道綱々浦道・温泉津沖泊道調査報告書』島根県教育委員会、二〇〇四年）など参照。
- (25) 寛永一五年の邇摩郡小浜村が納めた馬札役について述べた史料には「此近年銀山衰微仕ニ付、駄賃一円無御座候」とあり、銀山への物資輸送量の減少が記されている（寛永一五「二六三八」年七月二七日「御請中小浜馬札役之事写」『重田家文書』E26）。なお、この史料ならびに物資輸送量の減少については仲野義文氏のご教示を受けた。記して御礼申し上げます。

石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書 4

編 集 島根県教育委員会・大田市教育委員会

発 行 島根県教育委員会

〒690-8502 松江市殿町1番地

島根県教育庁文化財課世界遺産室

TEL0852-22-5642

<http://www.pref.shimane.lg.jp/sekaiisan>

発行日 平成31（2019）年3月29日

印 刷 有限会社 松陽印刷所

